

I. 全般的事項・「令和の日本型学校教育」関係

.....P5

1. これまでの教師の養成・採用・研修制度の主な改革の変遷①・②
2. 教師の養成・採用・研修の一体的改革
3. 誰一人取り残すことのないポストコロナ時代の新たな学びの実現
4. 新たな学びを実現するきめ細かな指導（イメージ）
5. 「令和の日本型学校教育」を担う教師の人材確保・質向上に関する検討本部の設置
6. 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（抜粋）
7. 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）
8. 『令和の日本型学校教育』を担う教師の人材確保・質向上プラン①・②
9. 「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」（答申）のポイント
10. 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）抜粋－Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方について
11. 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）－今後更に検討を要する事項
12. 諸外国の教師の免許、採用等に関する主な制度について（概要）
13. 今後実施予定の調査等－「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等と関連して

II. 教師に求められる資質能力関係

.....P21

1. 教師に求められる資質能力に関する記述－過去の中教審等答申①・②
2. 教師に求められる資質能力に関する記述－「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）
3. 教員育成指標の全国的整備
4. 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の概要
5. 学校における働き方改革に資する「標準職務例」について（概要）

III. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団関係

.....P29

1. 公立学校教員採用選考試験の概要
2. 公立学校教員採用選考試験の実施状況－小学校
3. 公立学校教員採用選考試験の実施状況－中学校・高等学校
4. 公立学校教員採用選考試験の受験者数の内訳
5. 各県市別の公立学校教員採用選考試験の採用倍率
6. 公立学校教員採用選考試験における採用者の学歴別内訳
7. 公立学校教員採用選考試験における採用者の採用前状況別内訳
8. 社会人等多様な人材の活用について
9. 小・中学校の退職者数の推移と見通し
10. 小・中学校の採用者数の推移と見通し

Ⅲ. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団関係（続き）

.....P40

11. いわゆる「教師不足」について
12. いわゆる「教師不足」について－講師のなり手の減少
13. いわゆる「教師不足」について－見込み以上の必要教師数の増加①・②・③
14. いわゆる「教師不足」について－その他の関連指標
15. 公立小中学校教員の離職状況
16. 教員の確保の状況に関するアンケート結果（平成29年度）①・②
17. 公立学校年齢別教員数（令和２年度）
18. 学校を取り巻く人材等の全体像
19. 学校に置かれる主な職等（学校を取り巻く人材）について①～⑥
20. 学校に置かれる担当者（一覧）【概要】
21. 主任等の種類について
22. 学び続ける教員を支えるキャリアシステム（将来的なイメージ）
23. 公立学校教員の人事評価制度について
24. 学校管理職養成等に関する教職大学院の取組事例
25. 実力に応じた学校管理職の登用、主幹教諭の配置促進
26. 教員研修の実施体系
27. 初任者研修の概要
28. 中堅教諭等資質向上研修の概要
29. 初任者研修・中堅教諭等資質向上研修の改善に向けた取組
30. 独立行政法人教職員支援機構

Ⅳ. 教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し関係

.....P70

1. 我が国の教員免許制度について
2. 教職課程の認定制度の概要
3. 教員養成に関する近年の政策動向について
4. 普通免許状の取得に当たって修得を要する単位
5. 教職課程を有する大学等数
6. 小学校教諭一種免許状の認定課程を有する大学等の推移
7. 基礎となる免許状をもとにした新たな免許状の取得
8. 教職課程を有する大学等における免許状取得状況
9. 普通免許状の授与件数
10. 平成30年度教員免許状授与件数①～⑦

Ⅳ. 教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し関係（続き）

.....P88

11. 特別免許状の授与件数の推移
12. 特別免許状の活用事例
13. 特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針の改訂について（概要）
14. 特別非常勤講師制度について
15. 臨時免許状について
16. 免許状更新講習を修了していない者に対する臨時免許状の授与
17. 免許外教科担任制度について
18. 小学校で勤務している教員に占める中学校教諭の免許状を併有している者の割合
19. 中学校で勤務している教員に占める小学校教諭の免許状を併有している者の割合
20. 教員資格認定試験の概要
21. 令和２年度小学校教員資格認定試験の見直しについて
22. 教員免許更新制について
23. 教員免許更新制導入に当たっての検討経緯
24. 教員免許更新講習の概要
25. 免許状更新講習の一例
26. 令和元年度免許状更新講習 事後評価結果について
27. 教員免許更新制の改善に向けた取組①・②
28. 教員免許更新制や研修をめぐる包括的な検証について（概要）（１）・（２）

Ⅴ. 教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化関係

.....P109

1. 国立の教員養成大学・学部及び大学院の近年の政策動向
2. 国立の教員養成大学・学部及び大学院の現状
3. 全国の国立の教員養成大学・学部の設置状況（令和３年度）
4. 国立の教員養成大学・学部の就職状況
5. 国立の教員養成大学・学部卒業者の教員就職状況の推移
6. 教職大学院（専門職学位課程）制度の概要
7. 全国の教職大学院の設置状況（令和３年度）
8. 国私立の教職大学院の入学者数及び入学定員充足率の推移
9. 教職大学院修了者の教員就職状況
10. 国立の教員養成大学・学部・大学院の取組事例①・②・③
11. 国立大学附属学校について①・②
12. 国立大学附属学校の取組事例①・②

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について関係資料（４）

Ⅵ. 教師を支える環境整備関係

.....P126

1. 公立学校における働き方改革の推進
2. 教員勤務実態調査（平成28年度）の結果について【確定値】
3. 研修履歴を管理する仕組みの導入状況

Ⅶ. その他

.....P132

1. OECD 国際教員指導環境調査（TALIS）2018 vol.1,2
2. OECD グローバル・ティーチング・インサイト（GTI）-授業ビデオ研究-
3. 学校数の推移
4. 児童生徒数の推移
5. 教員数の推移
6. 人口推移の予測
7. 学校種別教員数
8. 教職課程におけるICT活用に関する内容の修得促進に向けた取組
9. GIGAスクール構想の実現に向けたICT活用指導力の向上及び指導体制の充実
10. GIGAスクール構想のもとでの各教科等の指導について【概要】
11. 小学校等における教科等の担任制の実施状況
12. 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）抜粋－9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について
13. 「義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について（報告）」概要
14. 各自治体における少人数学級の実施状況（令和2年度）
15. 学級規模別学級数の割合（令和2年度）
16. 学年別収容人員別学級数の割合【単式】（令和2年度）
17. 一学級当たり児童生徒数【国際比較】
18. 義務教育費国庫負担制度について
19. 学級編成・教職員定数の算定について
20. これまでの教職員定数改善の経緯
21. 新しい時代の学びの環境の整備（義務教育費国庫負担金）
22. 加配定数教員について（義務）
23. 公立小・中学校等の教員定数の標準に占める正規教員の割合（令和2年度）
24. 公立小・中学校の教員定数と正規教員等の数について
25. 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の概要
26. 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆・文部科学委員会）
27. 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参・文教科学委員会）
28. 特別支援学校等の児童生徒の増加の状況
29. 特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の現状
30. [参考]特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害の種類及び程度
31. 「#教師のバトン」プロジェクト

I. 全般的事項・「令和の日本型学校教育」関係

これまでの教師の養成・採用・研修制度の主な改革の変遷①

I - 1

開始年度	養成	採用（特別免許状等）	研修（更新制含む）
平成元年	普通免許状を専修免許状、一種免許状、二種免許状の3種に類型化	条件付採用期間の特例を創設（公立学校教諭等：6か月→1年） 特別免許状及び特別非常勤講師制度の創設	初任者研修の創設
	二種免許状を有する教員について一種免許状取得を努力義務化		
	免許状取得に当たって修得が必要な単位数の引き上げ （例）小学校教諭一種免許状：48単位→59単位		
平成10年	小・中学校の普通免許状取得希望者に介護等体験義務付け（7日間）	特別免許状の対象教科の拡大、有効期限の延長（3～10年→5～10年）	
	教員養成カリキュラムの柔軟な編成を可能とするため、「教科又は教職に関する科目」の新設		
	教職に関する科目の充実 （例）中学校一種免許状：19単位 → 31単位	特別非常勤講師制度を許可制から届出制に変更	
平成12年	現職教員が専修免許状を取得する際に修得が必要な単位数について、在職年数に応じた低減措置を廃止	特別免許状所持者が、勤務経験により普通免許状を取得できる制度を創設	
	高等学校教諭の免許状に定められる教科について、情報・福祉等を新設		
平成13年			独立行政法人教員研修センターが発足
			大学院修学休業制度の創設
平成14年	他校種免許状による専科担任制度の拡充	特別免許状について、学士要件及び有効期限の撤廃といった制度改善を実施	
	他の学校種での勤務経験及び大学における所定の単位修得により、新たに隣接する学校種の免許状を取得できる制度の創設		
	公立学校の教員について懲戒免職処分を受けたことにより免許状が失効することとする等により免許状の失効等に係る措置を強化		
平成15年			十年経験者研修の創設
平成16年	栄養教諭の免許状を創設		
平成17年	教員分野に係る大学等の設置・収容定員増に関する抑制方針の撤廃		

これまでの教師の養成・採用・研修制度の主な改革の変遷②

I - 1

開始年度	養成	採用（特別免許状等）	研修（更新制含む）
平成18年	特別支援学校教諭の免許状を創設		
平成20年	「総合演習」を廃止し、教職課程において教員として必要な知識技能を修得したことを確認する科目として「教職実践演習」を導入		指導改善研修の創設
	免許状の失効等に係る措置の強化（分限免職処分を受けた者は免許状失効等）		
	教職大学院の創設		
平成21年			教員免許更新制の創設
平成28年	教科の専門的内容と指導法を一体的に学ぶことを可能とする「教科及び教職に関する科目」に大括り化		教員免許更新制の必修領域の精選（12時間→6時間）及び選択必修領域の導入（0時間→6時間）
			地方公務員の人事評価制度の導入（以前は勤務評定制度）
平成29年	ICTを活用した指導法や特別支援教育、小学校の外国語等の新たな教育課題に対応した内容を必修化		十年経験者研修の廃止、中堅教諭等資質向上研修の創設
	全国すべての教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示した「教職課程コアカリキュラム」を作成		校長及び教員の資質の向上に関する指標・教員研修計画の策定
			義務標準法改正により、初任者研修に係る教員加配数を段階的に基礎定数化
			独立行政法人教員研修センターを機能強化し、新たに独立行政法人教職員支援機構が発足
平成31年	新たな教職課程が開始		

養成段階

- 履修内容を充実させた**新しい教職課程の開始（H31.4～）** ※教育職員免許法等の一部改正
 - ・外国語教育・特別支援教育・ICTを用いた指導法や、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点に立った授業改善に対応した内容の必修化
 - ・国による「教職課程コアカリキュラム」の作成 ※教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示したもの
 - ・大学による教職課程の自己点検評価を義務化

採用段階

- 多様な採用選考の実施
 - ・専門性等を考慮した採用選考の実施
- 計画的な採用
 - ・年齢構成バランスを考慮した採用の促進
- 社会人等の多様な人材の活用
 - ・特別免許状の活用 ※H25：59件⇒H30：208件
授与指針改訂により運用弾力化
 - ・教員資格認定試験の見直し
 - ・受験年齢制限の緩和

養成・採用・研修の 一体的改革により 生涯を通じた教師の 資質能力の向上

採用

研修

研修段階

- 学び続ける教師を支える体制整備
 - ※教育公務員特例法等の一部改正（H29.4施行）
 - ・**教育委員会と大学等との「協議会」の設置**
 - ・教育委員会が**教員育成指標と教員研修計画を策定**
 - ・初任者研修におけるメンター方式の研修の推進
 - ・更新講習との相互認定の促進
- 教職員支援機構による研修・教材の提供
 - ・機構による研修の実施
 - ・**オンライン動画（校内研修シリーズ）の配信**

学校における働き方改革

- ・学校や教師が担う業務の明確化・適正化
- ・勤務時間の上限「指針」
- ・休日の「まとめ取り」の推進

教師の魅力向上

- ・高校生を対象とした教職の魅力発信
- ・学校インターンシップの充実
- ・いわゆる教師養成塾の実施

指導体制整備・チーム学校

- ・教職員定数の改善
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの配置
- ・部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ等の活用

適切な人事管理

- ・指導が不適切な教員に対する人事管理システムの適切な運用
- ・人事評価の活用

- ・ 少子化の進展、子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒・日本語指導が必要な児童生徒の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒の増加）
- ・ 生徒の学習意欲の低下
- ・ 加速度的に進展する社会の情報化・デジタル化への対応の遅れ
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と学校教育活動の両立

「新しい生活様式」を踏まえつつ、
特別な支援が必要な子供を含め、
誰一人取り残すことなく
全ての子供たちの可能性を引き出す
教育への転換が必要

個別最適な学び

子供の反応、理解度に応じた指導
障害のある子供など教育的ニーズに応じた指導
協働学習等の学習活動・機会の充実

協働的な学び

教育の質の向上
両輪として

- GIGAスクール構想のもと「1人1台端末」で
 - ・ デジタル教科書をはじめデジタルコンテンツを活用
 - ・ 学習履歴等の教育データを的確に把握・活用
- 1学級当たりの人数を少なくし（少人数学級で）、
一人一人に寄り添ったきめ細かな指導、学習活動・機会を充実

学習指導の充実

これまでの環境

✓ 教師が電子黒板等を用いて説明し、
子供たちの興味・関心・意欲を高める

✓ 全員が同時に同じ内容を学習する
（一人一人の理解度等に応じた学びは困難）

✓ グループ発表ならば可能だが、
自分独自の意見は発信しにくい
（積極的な子はいつも発表するが、
控えめな子は聞き役に回りがち）

学びの
深化

学びの
転換



1人1台端末と少人数学級の環境

1人1台
少人数

- ✓ 授業中でも一人一人の反応が分かる
- ✓ 一人一人の反応に丁寧に対応しやすくなり、
きめ細かな指導、双方向型の授業展開が可能に

つまづきを
解消し、意欲を
高める学習

1人1台
少人数

- ✓ 各人が同時に別々の内容を学習できる
- ✓ 各人の学習履歴が自動的に記録される
- ✓ 一人一人の教育的ニーズ・理解度に応じた
個別（補足的・発展的）指導がしやすくなる

習熟度
に応じた学習

1人1台
少人数

- ✓ 一人一人が記事等を集め、独自の視点で情報を編集できる
- ✓ 各自の考えを即時に共有し、共同編集ができる
- ✓ 一人一人の意見表出の機会が増え、
協働的な学びが展開しやすくなる

社会性・人間性
を養う学習

生徒指導の充実（生徒指導上のデータ・健康診断情報等を多面的に把握し、個々の子供の抱える問題に丁寧な対応が可能）

不登校等への対応

保護者との連携強化（教育データを活用し、子供の抱える問題について家庭とより緊密な連携が図られ丁寧な対応が可能）

家庭・地域との連携 9

学習指導の充実

《個に応じた指導の充実》

- ✓ 学習履歴（スタディ・ログ）等の教育データを多面的に把握
- ✓ センシング技術（発話量・視線等のデータ収集）で子供の状況を客観的・継続的に把握
- ✓ オンライン学習システム（CBTシステム）等を通じ学習の進捗状況・指導の改善点を把握



- ①個々の子供の知識・技能等に関する学習計画の作成、
②データに基づく最適な教材の提供等により、
一人一人の興味・関心や学習進度・学習到達度（つまずきの状況）に応じた指導に生かす
状況に応じ、学年や学校段階を超えた学び・学び直しを含め補足的・発展的な学習指導を実施



《教育的ニーズに応じた指導の充実》

□ 障害のある子供

- 個々の障害の特性等に応じ、音声読み上げ・ルビ振り等の機能を持つデジタル教材を活用するなど、個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づく指導を充実

□ 不登校・病気療養中の子供

- ICT・遠隔技術の活用による自宅や病室等と繋いだ学習を充実



《協働的な学びの充実》

- 意見・回答の即時共有を通じた効果的な協働学習、討論や発表等の学習活動・機会の増加等により、協働的な学びを充実



- ICT・遠隔技術を活用した地域社会学習や海外交流学习を充実

《緊急時の学びの保障》

- ICT・遠隔技術を活用した同時双方向型オンライン指導を実施

※画面を通して
大人数の状況把握は困難



生徒指導の充実、保護者との連携強化

- 日常所見・健康観察情報・保健室利用情報等の学校生活上のデータ、健康診断情報等を多面的に把握し、丁寧に対応することで、個々の子供が抱える問題を早期発見・解決

※スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、学校医等と連携

- 教育データを活用し、子供の抱える問題について家庭とより緊密な連携を図りつつ丁寧に対応

《取組例》 大阪市・児童生徒ボード

- ・ 教員が児童生徒の状況を多面的に確認
⇒ 状況を迅速に把握し、きめ細かく指導
- ・ 学校全体で問題を早期発見、迅速に対応



令和3年1月19日
文部科学大臣決定

1. 目 的

令和2年12月25日の中央教育審議会において示された、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申素案）」において、令和の日本型学校教育の実現に向け、質の高い教員が教育を行うことの重要性に鑑みて教員養成・採用・研修の在り方について検討を行うこととされたことを踏まえ、当面の取組とともに、中長期的な実効性ある方策を文部科学省を挙げて検討していくため、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の人材確保・質向上に関する検討本部」を設置する。

2. 検討事項

- (1) 35人学級を担う教師の確保 (2) 社会人等多様な人材の活用 (3) 教職課程の高度化と研修の充実
- (4) 教員免許更新制の在り方 (5) その他「令和の日本型学校教育」を担う教師の人材確保及び質向上を実現するために必要な事項

3. 構成員

本部長	文部科学大臣	副本部長	丸山文部科学審議官
本部長	総合教育政策局長	初等中等教育局長	高等教育局長

4. 幹事会

本部の下に幹事会を設置する。

（幹事）略

5. 庶 務

本部及び幹事会の庶務については、初等中等教育局の協力を得て、総合教育政策局がこれを処理する。

6. その他

必要に応じて、上記以外の職員及び有識者の参画を求めることができる。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第14号)(令和3年3月31日公布、同年4月1日施行)(抜粋)

附則第三条

(検討)

第三条 政府は、公立の義務教育諸学校（標準法第二条第一項に規定する義務教育諸学校をいう。以下この条において同じ。）における教育水準の維持向上のためには、学級規模及び教職員の配置の適正化を図ることに加え、**多様な知識又は経験を有する質の高い教員が教育を行う**とともに、教員以外の教育活動を支援する人材（以下この条において「外部人材」という。）を活用することが重要であることに鑑み、この法律の施行後速やかに、学級編制の標準となる数の引下げが学力の育成その他の公立の義務教育諸学校における教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うとともに、**教員の免許に関する制度その他教員の資質の保持及び向上に関する制度の在り方について検討を行い、それらの結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。**

同法 附帯決議（令和3年3月17日 衆・文部科学委員会、3月30日 参・文教科学委員会）【抜粋】

三 三十五人学級を担う教員の人材確保のため、文部科学省が進める**教員免許更新制や研修の包括的な検証において、教員免許更新制の大幅な縮小や廃止を含め、教員の資質能力の確保、負担の軽減、必要な教員の確保の観点から検証・検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。**

七 質の高い教員の確保に向けて幅広く人材を活用するために、**多様な知識又は経験を有する社会人が働きながら教員免許状を取得することや教員免許状保有者が学び直しを経て学校現場で働くこと等を支援するなど、教育職員免許法の抜本的な見直しを含む検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。**

2 留意事項

(1) 教職員の人材確保・適正配置等

- ① 令和3年改正法により公立の小学校の学級編制の標準が計画的に引き下げられ、応分の教職員が基礎定数として措置されることに伴い、教職員の安定的・計画的な採用・配置が行いやすくなることを踏まえ、正規教員の採用・人事配置をより一層計画的に行うとともに、教員として多様な人材の活用等を図ることにより質の高い指導体制を確保すること。

ア 教員の計画的な採用・人事配置

中長期的視野から退職者数や児童生徒数の推移等を把握・分析した上で、教員の年齢構成にも配慮しつつ、より一層計画的な正規教員の採用・人事配置を行うよう努めること。その際、学校種別の採用区分の弾力化、学校種間や他の都道府県等との人事交流の促進などにも配慮すること。また、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の5第1項に規定する協議会の活用等を通じて、中長期的な採用見込み者数の見通し等の情報提供に努めるなど、国公立の教職課程を置く大学をはじめとした教育関係機関等と連携協力を図ること。

イ 社会人等の多様な人材の教員としての活用

多様な知識又は経験を有する質の高い人材を教員として採用できるよう、引き続き特別免許状及び特別非常勤講師制度の積極的な活用を図るとともに、受験年齢制限の緩和等も検討すること。

- ② 都道府県又は政令指定都市において国の学級編制の標準を下回る基準を定めることなどにより、既に小学校第3学年から第6学年までにおいて35人以下学級を独自に実施している場合においては、今回の改正によりその財源が順次国費で措置されることを踏まえ、一層の教職員配置の改善等に努めることが期待されること。

令和の日本型学校教育の実現に向け、質の高い教員が教育を行うことの重要性に鑑みて教員養成・採用・研修の在り方について、**基本的な在り方に遡って中長期的な実効性ある方策を文部科学省を挙げて検討**していく。また、**既存の枠組みの下当面の対応として以下の制度改正等に文部科学省として取り組み**、当該取組が各教育委員会や大学等で着実に実施できるよう、制度の周知を図る。

 35人学級を担う教師の確保

小学校の免許状を取りやすくする。

- ◆養成段階において、**免許取得に必要な総単位数を軽減する「義務教育特例」の新設**（令和3年度に特例新設、令和4年度以降特例を活用した課程の開始）
小学校と中学校の両方の免許状を取得する際に、小中に関連する授業科目を一体的に開設することで、重複する単位を低減し、総修得単位数を軽減する「義務教育特例」を創設し、当該特例に基づき、大学が新しい教職課程を令和4年度以降開設できるようにする。
- ◆現職段階において、**中学校の免許状を持つ教員が追加で小学校の免許状を取得する場合の要件弾力化**（法改正事項）
中学校の免許状を持つ教員が小学校の専科教員として働いた勤務経験を踏まえて、専科以外の教科も教えられる小学校の免許状を取得するための要件の弾力化を図る。
- ◆**小学校免許状を取得できる機会の拡大**（令和3年度に検討及び要件緩和、令和5年度以降課程の設置）
大学が小学校の免許状を取得できる教職課程を設置する際の要件（科目開設の種類や専任教員の配置数）を緩和し、これまで小学校免許状の教職課程を設置していない大学における**新たな課程の設置を促進**する。

教職の魅力を上げ、教師を目指す人を増やす。

- ◆教職の魅力の向上に向けた**広報の充実**（令和2年度以降検討・実施）
発信力の高い者による広報や教職の魅力向上の機運を高めるためのサイトの設置等により、広報の充実を図る。
- ◆学校における**働き方改革の推進**、教師の**処遇の在り方等の検討**（令和4年の勤務実態調査等を踏まえ検討）
学校における働き方改革を推進するとともに、その進展状況や教師の勤務実態状況調査（令和4年に実施予定）の結果等を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の法制的な枠組みを含め教師の処遇の在り方等について検討する。

教師として働き続けてもらえる環境をつくる。

- ◆免許状の有効期限が切れた者の**復職の促進**（平成30年度通知、令和2年度以降再周知）
出産・育児等で離職し、免許状の有効期限が経過している者等が復職する場合は、一定の要件の下、臨時免許状の授与を行うことができることを改めて周知する。
- ◆**臨時的任用教員等の確保に支障をきたさないような教員免許更新制の在り方の見直し**（後述）

 社会人等多様な人材の活用

学校現場に参画する多様なルートを確保する。

- ◆**試験により小学校の免許状を取得**する（令和2年度から実施・検討）
働きながら受験しやすいよう、土日での実施やオンラインでの実施ができるよう**小学校教員資格認定試験の見直し**を実施。
- ◆**民間企業等での勤務経験を活かして免許状を取得**する（令和2年度に指針を改訂）
特別免許状の指針を改訂し授与対象者の多様な経歴の評価等を行えるようにする等学校現場のニーズに合った教員が活躍できるようにする。
- ◆**働きながら単位を修得して免許状を取得**する（法改正事項）
社会人等が働きながら免許状の取得に必要な教職に関する科目の単位を修得できるよう**教職特別課程の修業年限を弾力化**（現行の1年を1年以上に）する。
- ◆**民間企業に所属しながら、学校現場での勤務を経験**する（令和2年度より実施）
企業と学校等を繋げ、企業ではたらく社会人等が企業に所属しながら、学校に参画する機会を創出する「**学校雇用シェアリンク**」を創設・運営する。
- ◆**学び直して、学校現場で働く**（令和2年度より実施）
教員免許状保有者が小学校現場で勤務できるようにするための**教育支援プログラムを開発し、実施**する。

『令和の日本型学校教育』を担う教師の人材確保・質向上プラン②



教職課程の高度化と研修の充実

新しい時代を見据え、教員養成の在り方を大学の自由な発想で検討・構築し、他の大学を先導する。

- ◆ 大学が教職課程のカリキュラムを弾力化できる特例の創設による新しい時代の教員養成プログラムの開発（令和3年度に検討及び制度創設、令和4年度から制度開始）
Society5.0時代に向け、新たに教師に必要な知識・技能を修得できるような科目を開発し、当該科目を含めた教職課程のカリキュラムの編成が柔軟に行えるような特例制度を設け、優れた教員養成の実績と構想を有する大学が新しい時代の教員養成プログラムを開発する。
- ◆ 複数の大学が、各大学の強みと特色を持ち寄って教職課程を構築できる仕組みの創設（令和2年度に制度改正、令和3年度以降に制度を活用した課程の開始）
大学等連携推進法人（仮称）に参画する大学が、課程の科目や専任教員を共通化し、各大学の強みと特色を持ち寄った教職課程を構築する。

一人一台端末が導入される教育環境の変化を踏まえ、教師のICT活用指導力を一層向上させる。

- ◆ 養成段階において、ICTに特化した科目を新設（令和3年度に科目新設、令和4年度から課程の開始）
一人一台端末の活用等により、より充実した授業が実施できるよう、ICT機器を活用する授業の設計や授業の方法等について総論を1単位以上学ぶことを義務化（教科の特性に応じた指導方法などについては別途修得。）

教職課程を置く大学自身が定期的に自らの課程を見直し、時代やニーズに合った課程を構築する。

- ◆ 大学が自らの課程を見直す仕組みの整備とその全学的な体制の整備の義務化（令和2年度に制度改正、令和4年度から実施）
教職課程の質の向上を目的に、大学が自らの課程を自己点検・評価する仕組みの整備と、質向上を担う全学的な教職課程の体制の整備を義務付けることにより、各大学が時代の変化や学生のニーズに合った教職課程を編成する契機となるようにする。

現職教員が学校現場を取り巻く変化に対応して学び続ける環境を充実する。

- ◆ （独）教職員支援機構における研修内容の充実と、オンライン研修の拡充（令和3年度より充実・拡充）
都道府県教育委員会が各学校向けに行う研修のマネジメントを担当する教員等を対象に、令和の日本型学校教育に対応した研修を充実し、地域での普及促進を図る。
また、従来の対面・集合型研修に、オンライン研修（同時双方向型、オンデマンド型など）を加え、ベストミックスによる効果的な研修実施に向けた検討と実践を進める。
加えて、各学校単位で行われる校内研修等に活用可能な映像コンテンツを整備・拡充する。



教員免許更新制の在り方の見直し

必要な教師数の確保とその資質能力の確保が両立できるあり方を総合的に検討

- ◆ 教員免許更新制や研修をめぐる制度に関する包括的な検証（令和2年度に検証経過報告、令和3年度から必要な対策の検討）
教師の勤務の長時間化や教師不足の深刻化といった近年指摘される課題との関係も視野に入れつつ、教員免許更新制そのものの成果や、教師の資質能力の指標を定め、それに基づいて研修計画を策定する仕組みの定着状況など、教員免許更新制や研修を巡る制度に関して包括的な検証を進め、その結果に基づき、必要な見直しを行う。

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

① 個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要

② 協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせられ、よりよい学びを生み出す

「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承
- 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせて活かしていく

（１）基本的な考え方

【令和３年１月26日 中央教育審議会】

- AIやロボティクス、ビッグデータ、IoTといった技術が発展したSociety5.0時代の到来に対応し、教師の情報活用能力、データリテラシーの向上が一層重要
- 教師や学校は、変化を前向きに受け止め、求められる知識・技能を意識し、継続的に新しい知識・技能を学び続けていくことが必要であり、教職大学院が新たな教育課題や最新の教育改革の動向に対応できる実践力を育成する役割を担うことも大いに期待
- 多様な知識・経験を持つ人材との連携を強化し、そういった人材を取り込むことで、社会のニーズに対応しつつ、高い教育力を持つ組織となる必要がある

（２）教師のICT活用指導力の向上方策

- 国で作成されたICTを活用した学習場面や各教科等の指導におけるICT活用に係る動画コンテンツについて、教職課程の授業における活用を促進
- 教職課程において各教科に共通して修得すべきICT活用指導力を総論的に修得できるように新しく科目を設けることや、教職実践演習において模擬授業などのICTを活用した演習を行うこと等について検討し、教職課程全体を通じた速やかな制度改正等が必要
- 教師のICT活用指導力の充実に向けた取組について大学が自己点検評価を通じて自ら確認することや、国において大学の取組状況のフォローアップ等を通じて、大学が実践的な内容の授業を確実に実施できる仕組みの構築
- 都道府県教育委員会等が定める教師の資質・能力の育成指標における、ICT活用指導力の明確化等による都道府県教育委員会等の研修の体系的かつ効果的な実施
- 教師向けオンライン研修プログラムの作成など、研修コンテンツの提供や都道府県における研修の更なる充実
- 教員研修等におけるICT機器の積極的な使用やオンラインも含めた効果的な実施

（３）多様な知識・経験を有する外部人材による教職員組織の構成等

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域の人的資源等を活用し、学校教育を社会との連携の中で実現
- 社会教育士を活用し、学校と地域が連携した魅力的な教育活動の企画・実施
- 社会人等の勤務と学修時間の確保の両立に向けた、教職特別課程における修業年限の弾力化等による制度活用の促進
- 従来の特別免許状とは別に、より短期の有効期間で柔軟に活用できる免許状の授与等により、多様な人材が参画できる柔軟な教職員組織の構築

（４）教員免許更新制の実質化について

- 教員免許更新制が現下の情勢において、子供たちの学びの保障に注力する教師や迅速な人的体制の確保に及ぼす影響の分析
- 教員免許更新制や研修を巡る制度に関する包括的検証の推進により、必要な教師数の確保とその資質・能力の確保が両立できるような在り方の総合的検討

（５）教師の人材確保

- 教師の魅力を発信する取組の促進、学校における働き方改革の取組や教職の魅力向上策の国による収集・発信や、民間企業等に就職した社会人等を対象とした、教職に就くための効果的な情報発信
- 教員免許状を持つものの教職への道を諦めざるを得なかった就職氷河期世代等が円滑に学校教育に参画できる環境整備
- 高い採用倍率を維持している教育委員会の要因の分析・共有等による、中長期的視野からの計画的な採用・人事の推進

今後更に検討を要する事項

「令和の日本型学校教育」の実現を目指していく上では 本答申を踏まえ、知・徳・体のバランスのとれた資質・能力の育成に向け、引き続き状況を注視し、取組を進めていく必要がある。また、**特に 以下に挙げる点については 今後も 改革に向けた検討が重要であるとの指摘がなされており、引き続き検討を深めつつ、方向性が定まったものについては速やかに実施する必要がある。**

- GIGAスクール構想により整備されるICT環境の活用と、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を両輪として進め、**個別最適な学びと協働的な学びによる「令和の日本型学校教育」を実現するための、教職員の養成・採用・研修等の在り方**
- 校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化が図られ、自主的・自立的な取組を進める学校を積極的に支援し、社会の変化に素早く的確に対応するための教育委員会の在り方、特に、教育委員会事務局の更なる機能強化や、首長部局との連携の促進、外部人材の活用等をはじめとする社会との連携等を含む教育行政の推進体制の在り方

また、子供たちの学びは幼稚園から高等学校段階で完結するものではなく、高等教育機関での学びや、実社会で活躍しながらの学び直しといった形で、人生100年時代 において 学び続けることとなる。特に高等教育機関においては、初等中等教育段階における学びとの連続性に鑑み、本答申で述べた「令和の日本型学校教育」の姿や方向性等を踏まえて、高等教育においても自らの可能性を最大限に発揮し、これからの時代に求められる資質・能力を育ていけるよう、多様性と柔軟性を持った教育の実現を図ることが重要である。このため、初等中等教育と高等教育とが連携を密にしながら、学校教育全体を俯瞰した改革が進められることを期待する。

アメリカ

- 〔免許〕 教師免許は州が授与。ほとんどの州では、大学の養成課程（４年）の修了、基礎学力等に関するテストの合格等を免許状取得の要件とする。
- 〔採用〕 欠員が出た時点で随時募集し、学区教育委員会が選考（公立学校が選考を主導する場合もある）。

イギリス

- 〔免許〕 教師免許は国が授与。免許授与には大学の養成課程（３～４年）又は学校現場の養成プログラム（２年）の修了が必要。
- 〔採用〕 欠員が出た時点で随時募集。各公立学校の学校理事会が選考し、地方当局が採用を最終決定（学校理事会が採用を最終決定する学校も増えている）。

フランス

- 〔採用〕 教師となる要件を満たした者を国が採用。採用には、教師養成課程（２年）の修士号の取得が必要。修士１年目において競争試験に合格し、修士２年目において座学及び試補教師としての試補勤務を修了した後、審査に合格した上で、修士号を取得した者が正規教師として国により採用される。

ドイツ

- 〔免許〕 教師免許は州が授与。免許授与には、大学の課程（３.５～５年）を修了後、第一次国家試験における合格又は修士号の取得に加え、試補訓練（１６～２４か月）後、第二次国家試験における合格が必要。
- 〔採用〕 随時募集しつつ年２回集中的に公募。州の機関又は学校が選考し、採用手続は州の機関が実施。

中国

- 〔免許〕 全国で通用する教師免許は地方行政機関が授与。免許授与には、養成課程の修了に加えて、一定の標準語能力、全国統一の試験の合格、身体検査、人物評価に関する証明が必要。
- 〔採用〕 １０月以降に公募し、１１～６月頃に筆記・面接等の試験を実施。地方教育行政機関又は学校が選考。

韓国

- 〔免許〕 教師免許は国が授与。初等教師の場合は主に国立教育大学（４年）、中等教師の場合は一般総合大学に置かれた養成課程（４年）の修了により卒業時に無試験で２級の教師免許が授与される。２級の教師免許を有した者が３年の教育経歴を積み所定の再教育を受けると１級の教師免許が授与される。
- 〔採用〕 採用は地方行政機関が教師採用試験を実施。

(1) 教員免許更新制に関する教員の意識調査

■ 調査対象

現職教員（更新講習受講経験者に限る。）

■ 主な調査内容

教員免許更新制に対する認識 等

(2) 教師不足に関する実態調査

■ 調査対象

都道府県・指定都市教育委員会及び大阪府豊能地区教職員人事協議会（計68）

■ 主な調査内容

教師の不足数、教師不足の要因、教師不足の解消に向けた取組 等

(3) 教職課程を置く大学等に所属する学生の教職への志望動向に関する調査

■ 調査対象

教職課程を置く大学等に所属する学生

■ 主な調査内容

教員免許状の取得理由、教職への志望度、教職を志望するきっかけ、教員採用選考試験の受験の有無とその理由 等

(4) 教師の資質能力の育成等に関する調査

■ 調査対象

現職教員（校長等の管理職も含む。）

■ 主な調査内容

教師の属性（入職前の経歴（民間企業等勤務経験の有無など）、勤務経験年数、所有する教員免許状の学校種・教科等、教員免許状以外の保有資格など）、身につけたい資質能力、研修の受講状況、研修コース 等

(5) 教師の研修履歴の管理等に関する調査

■ 調査対象

都道府県・指定都市・中核市教育委員会及び大阪府豊能地区教職員人事協議会（計129）

■ 主な調査内容

個々の教員の研修の受講履歴の管理及び活用状況 等

Ⅱ．教師に求められる資質能力関係

新たな時代に向けた教員養成の改善方策について（平成9年7月28日 教育職員養成審議会・第1次答申）

1. いつの時代にも求められる資質能力

教育者としての使命感、人間の成長・発達についての深い理解、幼児・児童・生徒に対する教育的愛情、教科等に関する専門的知識、広く豊かな教養、これらを基盤とした実践的指導力等

2. 今後特に求められる資質能力

地球的視野に立って行動するための資質能力（地球、国家、人間等に関する適切な理解、豊かな人間性、国際社会で必要とされる基本的資質能力）、変化の時代を生きる社会人に求められる資質能力（課題探求能力等に関わるもの、人間関係に関わるもの、社会の変化に適応するための知識及び技術）、教員の職務から必然的に求められる資質能力（幼児・児童・生徒や教育の在り方に関する適切な理解、教職に対する愛着、誇り、一体感、教科指導、生徒指導等のための知識、技能及び態度）

3. 得意分野を持つ個性豊かな教員

画一的な教員像を求めることは避け、生涯にわたり資質能力の向上を図るという前提に立って、全教員に共通に求められる基礎的・基本的な資質能力を確保するとともに、積極的に各人の得意分野づくりや個性の伸長を図ることが大切であること

※同答申の原文は長文であるため、「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（答申）（平成18年7月11日 中央教育審議会）による概要を掲載

新しい時代の義務教育を創造する（答申）（平成17年10月26日 中央教育審議会）

1. 教職に対する強い情熱

教師の仕事に対する使命感や誇り、子どもに対する愛情や責任感などである。また、教師は、変化の著しい社会や学校、子どもたちに適切に対応するため、常に学び続ける向上心を持つことも大切である。

2. 教育の専門家としての確かな力量

「教師は授業で勝負する」と言われるように、この力量が「教育のプロ」のプロたる所以である。この力量は、具体的には、子ども理解力、児童・生徒指導力、集団指導の力、学級作りの力、学習指導・授業作りの力、教材解釈の力などからなるものと言える。

3. 総合的な人間力

教師には、子どもたちの人格形成に関わる者として、豊かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法をはじめ対人関係能力、コミュニケーション能力などの人格的資質を備えていることが求められる。また、教師は、他の教師や事務職員、栄養職員など、教職員全体と同僚として協力していくことが大切である。

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(答申) (平成24年8月28日 中央教育審議会)

- (i)教職に対する責任感、探究力、教職生活全体を通じて自主的に学び続ける力(使命感や責任感、教育的愛情)
- (ii)専門職としての高度な知識・技能
 - ・ 教科や教職に関する高度な専門的知識(グローバル化、情報化、特別支援教育その他の新たな課題に対応できる知識・技能を含む)
 - ・ 新たな学びを展開できる実践的指導力(基礎的・基本的な知識・技能の習得に加えて思考力・判断力・表現力等を育成するため、知識・技能を活用する学習活動や課題探究型の学習、協働的学びなどをデザインできる指導力)
 - ・ 教科指導、生徒指導、学級経営等を的確に実践できる力
- (iii)総合的な人間力(豊かな人間性や社会性、コミュニケーション力、同僚とチームで対応する力、地域や社会の多様な組織等と連携・協働できる力)

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～ (答申) (平成27年12月21日 中央教育審議会)

- ・ これまで教員として不易とされてきた資質能力に加え、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や知識を有機的に結びつけ構造化する力などが必要である。
- ・ アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、道徳教育の充実、小学校における外国語教育の早期化・教科化、I C Tの活用、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応などの新たな課題に対応できる力量を高める必要がある。
- ・ 「チーム学校」の考えの下、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力の醸成が必要である。

**幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)
(平成28年12月21日 中央教育審議会)**

- ・ これからの教員には、学級経営や児童生徒理解等に必要な力に加え、教科等を越えた「カリキュラム・マネジメント」の実現や、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善や教材研究、学習評価の改善・充実などに必要な力等が求められる。
- ・ 教員養成においては、資質・能力を育成していくという新しい学習指導要領等の考え方を十分に踏まえ、教職課程における指導内容や方法の見直しを図ることが必要である。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～ (答申)

(令和3年1月26日 中央教育審議会)

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

【教職員の姿】

- ・ 教師が技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている。その際、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている。
- ・ 教員養成、採用、免許制度も含めた方策を通じ、多様な人材の教育界内外からの確保や教師の資質・能力の向上により、質の高い教職員集団が実現されるとともに、教師と、総務・財務等に通じる専門職である事務職員、それぞれの分野や組織運営等に専門性を有する多様な外部人材や専門スタッフ等がチームとなり、個々の教職員がチームの一員として組織的・協働的に取り組む力を発揮しつつ、校長のリーダーシップの下、家庭や地域社会と連携しながら、共通の学校教育目標に向かって学校が運営されている。
- ・ さらに、学校における働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により、教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、教師を目指そうとする者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができている。

Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方

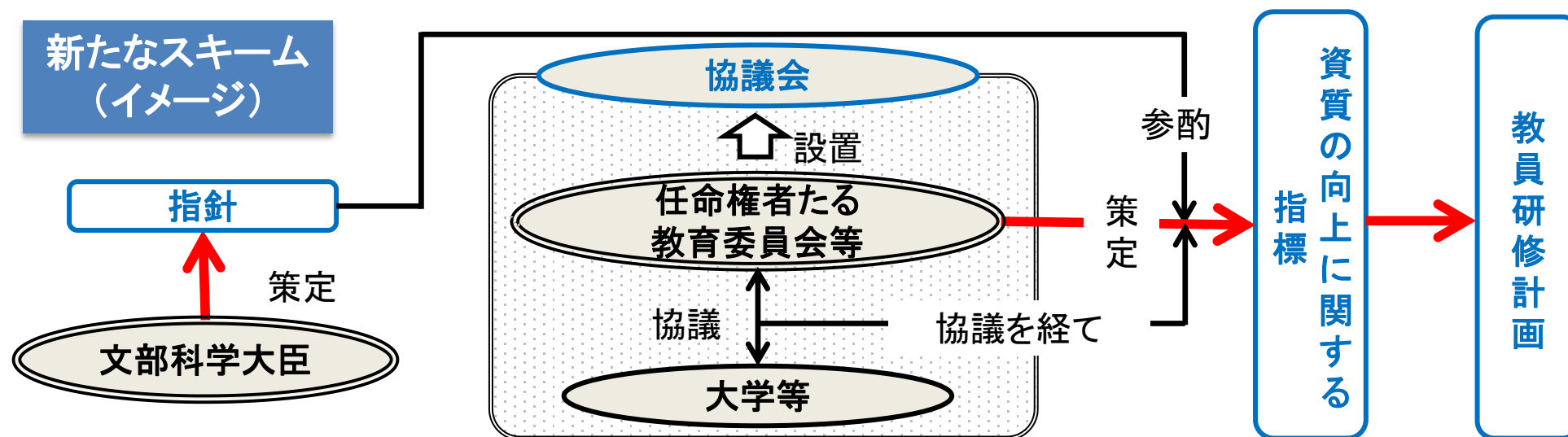
【基本的な考え方】

- ・ 教師に求められる資質・能力は、これまでの答申等においても繰り返し提言されてきたところであり、例えば、使命感や責任感、教育的愛情、教科や教職に関する専門的知識、実践的指導力、総合的人間力、コミュニケーション能力、ファシリテーション能力などが挙げられている。
- ・ AIやロボティクス、ビッグデータ、IoTといった技術が発展したSociety5.0時代の到来に対応し、教師の情報活用能力、データリテラシーの向上が一層重要となってくると考えられる。
- ・ 教師や学校は、変化を前向きに受け止め、求められる知識・技能を意識し、継続的に新しい知識・技能を学び続けていくことが必要であり、教職大学院が新たな教育課題や最新の教育改革の動向に対応できる実践力を育成する役割を担うことも大いに期待される。
- ・ 多様な知識・経験を持つ人材との連携を強化し、そういった人材を取り込むことで、社会のニーズに対応しつつ、高い教育力を持つ組織となる必要がある。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年法律第87号）により、各地域において教育委員会と大学等との協働により**教員育成指標**（校長及び教員としての資質の向上に関する指標）及び**教員研修計画**を定める仕組みを創設。

- 文部科学大臣が、教員育成指標を定めるために必要な「**指針**」を策定
- 教員等の任命権者（教育委員会等）が、教育委員会と関係大学等とで構成する「**協議会**」を設置
- 協議会において教員育成指標に関する協議等を行い、指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適性に
応じてその資質の向上を図るために必要な「**教員育成指標**」を策定
- その教員育成指標を踏まえた「**教員研修計画**」を策定

⇒ こうした枠組みを構築することにより、各地域の課題やニーズに応じた計画的な研修の実施を促進



1. 背景及び趣旨

2. 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する基本的な事項

- 1 基本理念 -教育基本法その他の関係法令等の理念及び趣旨を十分に踏まえること、幼児、児童及び生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善などといった次期学習指導要領の趣旨を実現するために必要とされる資質の向上を図ること等
- 2 公立の小学校等の教員等としての資質の向上を図るにあたり踏まえるべき基本的な視点
 - (1) 社会変化の視点 -ICTの発展、グローバル化、少子・高齢化の進展等
 - (2) 近年の学校を取り巻く状況の変化の視点 -学校を取り巻く多種多様な課題への対応、多忙化への配慮等
 - (3) 家庭・地域との連携・協働の視点 -保護者、地域住民との連携等
 - (4) 各教員等の成長の視点 -教職生涯を通じた継続的な職能開発等
 - (5) 学校組織の改善の視点 -多様な専門性を持つ人材との連携・分担等

3. 公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する指標の内容に関する事項

- 1 学校種・教員等の職等の範囲
- 2 職責、経験及び適性に応じた成長段階の設定
- 3 指標の内容を定める際の観点
 - 倫理観、使命感等の教職に必要な素養、教育方法及び技術、児童生徒理解、児童生徒指導及び教育相談、関係機関との関係構築、学級経営及び学校運営、他の教職員との連携等
- 4 その他

4. その他公立の小学校等の教員等の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

- 1 指標の策定に当たって必要とされる手続
 - 協議会における協議、情報公開等
- 2 指標に基づく教員等の資質の向上の推進体制の整備及び指標の改善等
 - (1) 推進体制
 - (2) 指標の改善及び更新
 - (3) 他の計画等との関係

- 学校における働き方改革に資するため、平成31年1月の中教審答申を踏まえ、文部科学省にて教諭等や事務職員の「標準職務例」を作成し、各教育委員会に参考例として送付(令和2年7月)。
- 学校に置かれる職の職務内容は、服務監督権者である教育委員会が定めるものであり、本標準職務例は、そのための基礎資料として、各教育委員会の既存の規定との整合性や学校・地域の実情に応じて活用することを想定している。
- 校長は、適切な校務分掌を定めること。なお、標準職務例に掲げていない職務であっても、各学校・地域等の実情に応じて、「教諭等」「事務職員」が担うことが必要と校長が認める職務については、校務分掌に位置づけることが可能であること。その場合には、職務の整理・精選が前提であると考えられること。

「教諭等」のみの内容

- 以下の業務については、「教諭等」の業務の縮減を推進する観点から、標準職務例には掲げていないこと。

【学校の業務であるものの 必ずしも「教諭等」が担う必要のない業務】

- ①調査・統計等への回答に係る対応
- ②児童生徒の休み時間における対応
- ③校内清掃に係る対応
- ④部活動に係る対応

【基本的には学校以外が担うべき業務】

- ⑤登下校への対応
- ⑥学校外における放課後や夜間などの見回り、児童生徒の補導への対応
- ⑦学校徴収金の徴収・管理
- ⑧地域ボランティア等との連絡調整

「事務職員」のみの内容

- 標準職務例は、事務職員が校務運営への参画を一層拡大し、より主体的・積極的に参画することを趣旨として2種類(①事務職員の標準職務例、②積極的に参画する職務例)示していること。
- 事務職員は、学校運営について副校長・教頭とともに校長を補佐する役割を果たすことが期待されており、学校組織で唯一の総務・財務等に通じる専門職であること。
- 事務職員に過度に業務が集中することにならないよう、庶務事務システムの導入や共同学校事務室など、学校事務の更なる効果的な実施や事務体制の強化に努めること。
- 調査・統計等への回答に係る対応や、学校徴収金の徴収・管理は事務職員の業務とすることが望ましいこと。
- ICTを活用した教育活動により積極的な参画を促すため、以下を整理。
 - ①教育委員会は事務職員のICTに関する研修の充実・育成に一層努めること、
 - ②ICTに関する設備等の整備、維持管理、整備計画の策定を標準職務例に示したこと、
 - ③教育活動におけるICTの活用支援を積極的に参画する職務例に位置付けたこと

教諭等の標準的な職務の内容及びその例

「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について(令和2年7月17日文科科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長等通知)」より抜粋

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として学校の教育活動に関すること	教育課程及び学習指導に関すること	教育課程の編成及び実施並びにその準備(学校行事等の準備・運営を含む) 児童生徒の学習評価及び成績処理
		生徒指導及び進路指導に関すること	生徒指導体制の企画及び運営 児童生徒への指導援助 いじめ, 不登校等の生徒指導上の諸課題への対応及び指導 進路指導方針の策定及び実施 家庭, 地域, 他校種及び関係機関との連絡及び調整 教育相談及び進路相談
		特別な支援を要する児童生徒のために必要な職務に関すること	個別の指導計画の作成及び活用 個別の教育支援計画の作成及び活用
2	主として学校の管理運営に関すること	学校の組織運営に関すること	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委員会の企画及び運営 学年・学級運営 学校業務改善の推進
		学校評価に関すること	自己評価の企画及び実施 学校関係者評価等の企画及び実施 学校に関する情報の提供
		研修に関すること	校内研修の企画, 実施及び受講 法定研修その他の職責を遂行するために必要な研修の受講
		保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関すること	関係機関や外部人材, 地域, 保護者との連絡及び調整
		その他学校の管理運営に関すること	学校の保健計画に基づく児童生徒の指導 学校の環境衛生点検 学校の安全計画等に基づく児童生徒の安全指導及び安全点検

Ⅲ. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団関係

◆公立学校教員採用選考試験は、任命権者である都道府県・指定都市教育委員会等において実施されている。

○公立学校教員採用選考試験の内容例

＜一次選考＞

（筆記試験）

○一般教養や教職教養に関する試験

- ・人文・社会・自然科学に関する一般的な教養について
- ・教育関係法規、教育原理、教育心理など教員として必要な教養及び知識について

○教科専門に関する試験

- ・指導内容や指導方法など教科の専門的知識及び能力について

（面接試験）

○個人面接、集団面接、集団討論 など

＜二次選考＞

（筆記試験）

○小論文

（実技試験）

○体育、音楽、美術、英会話 など

（面接試験）

○個人面接、集団面接、集団討論、模擬授業 など

（その他）

○適性検査

◆特定の資格や経歴等をもつ者を対象に特別の選考（※）が実施されている。

※「特別の選考」には、一部試験免除、加点、特別免許状を活用した選考、その他の特別の選考を含む。

○各県市における特別の選考の実施状況（／68県市）

教職経歴 : 64県市 英語の資格等 : 62県市 民間企業等勤務経歴 : 50県市 等

（出典）令和２年度（令和元年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施方法

◆近年、受験年齢制限の緩和が進んでいる。

○各県市における受験年齢制限の状況（／68県市）

制限なし : 41県市 51-58歳 : 1県市 41-50歳 : 23県市 36-40歳 : 3県市

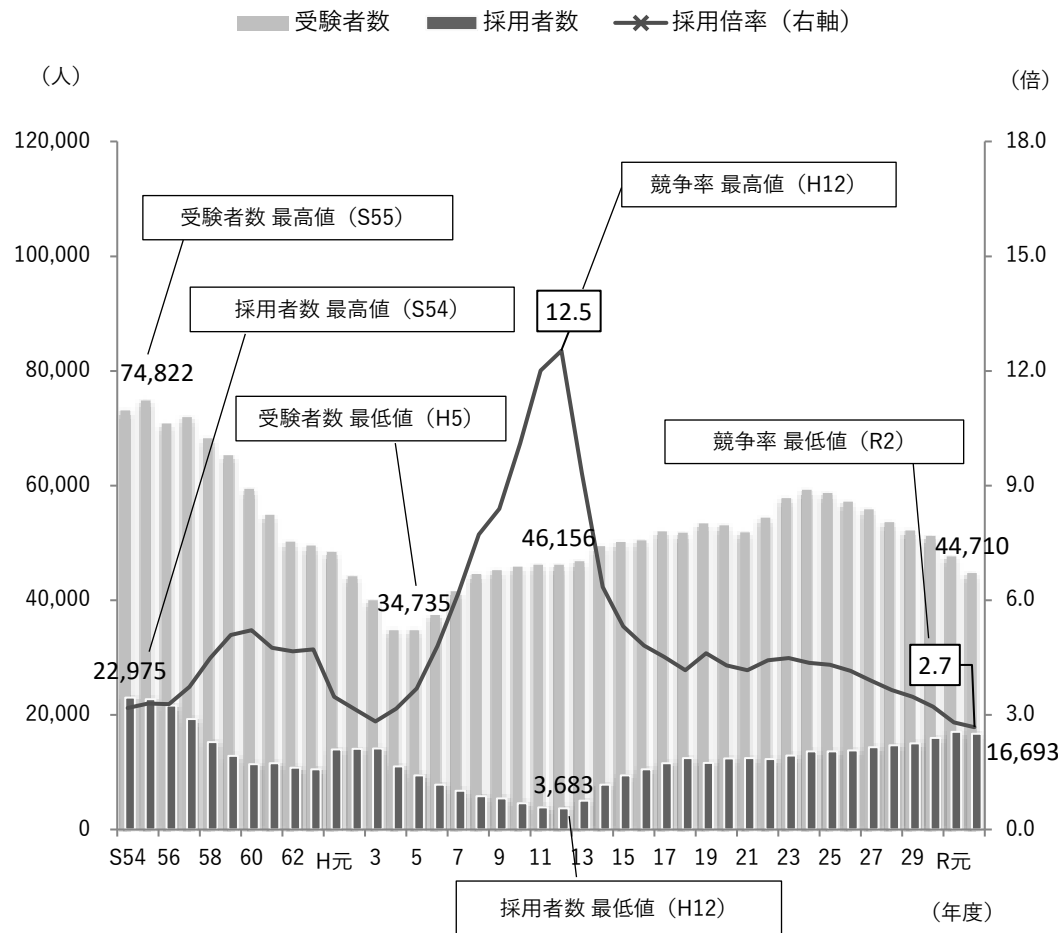
（出典）令和２年度（令和元年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施方法

公立学校教員採用選考試験の実施状況—小学校

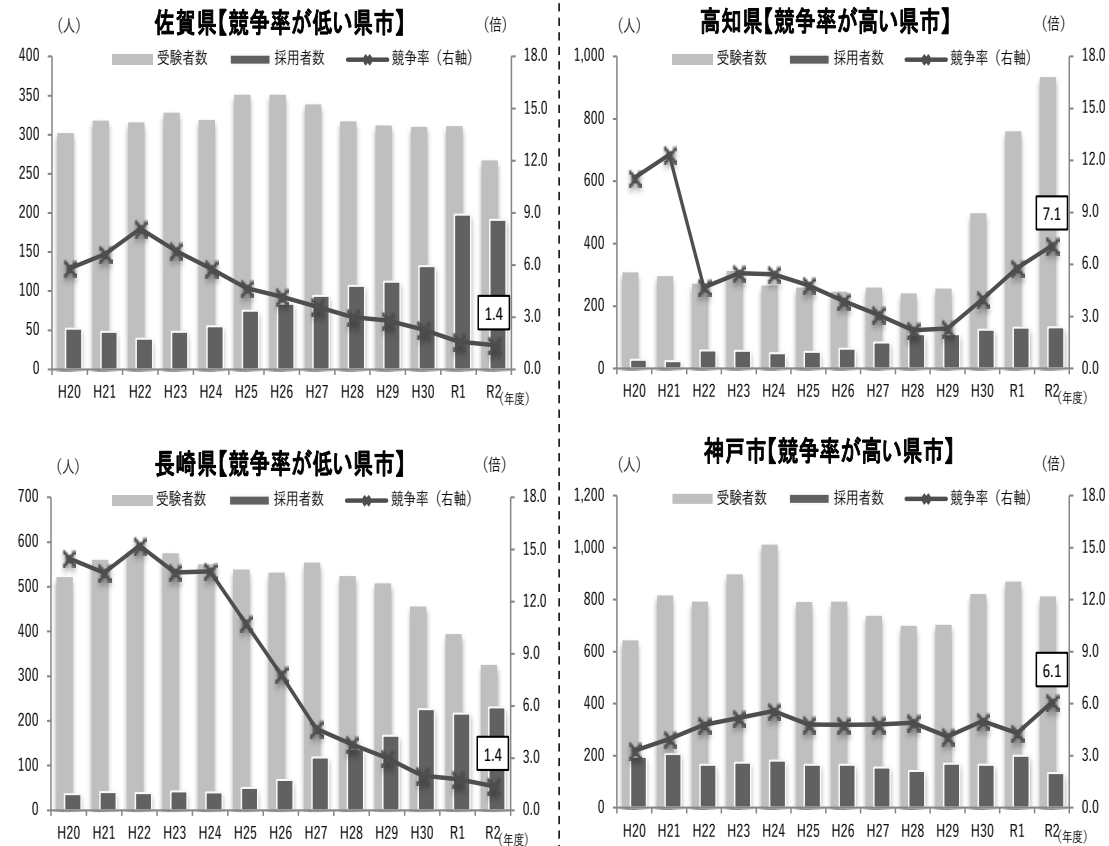
Ⅲ-2

- ✓ 令和2年度(令和元年度実施)における小学校の採用倍率は、2.7倍で、前年度の2.8倍から減少(過去最低)
 - ・採用者数は、16,693人で、前年度に比較して336人減少
 - ・受験者数は、44,710人で、前年度に比較して2,951人減少(うち 新卒223人減少、既卒2,728人減少)
- ✓ 採用倍率が過去最高の12.5倍であった平成12年度に3,683人であった採用者数が、令和2年度においては16,693人と5倍近くに増えた結果として、採用倍率が2.7倍まで低下している。採用者数は近年増加が続いていたものの、令和元年度をピークに減少に転じた【左図】
- ✓ 採用者数が中長期的に安定している自治体では高い採用倍率を維持している一方、採用者数を大幅に増やしてきた自治体で採用倍率が低下している状況にある【右図】

小学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)

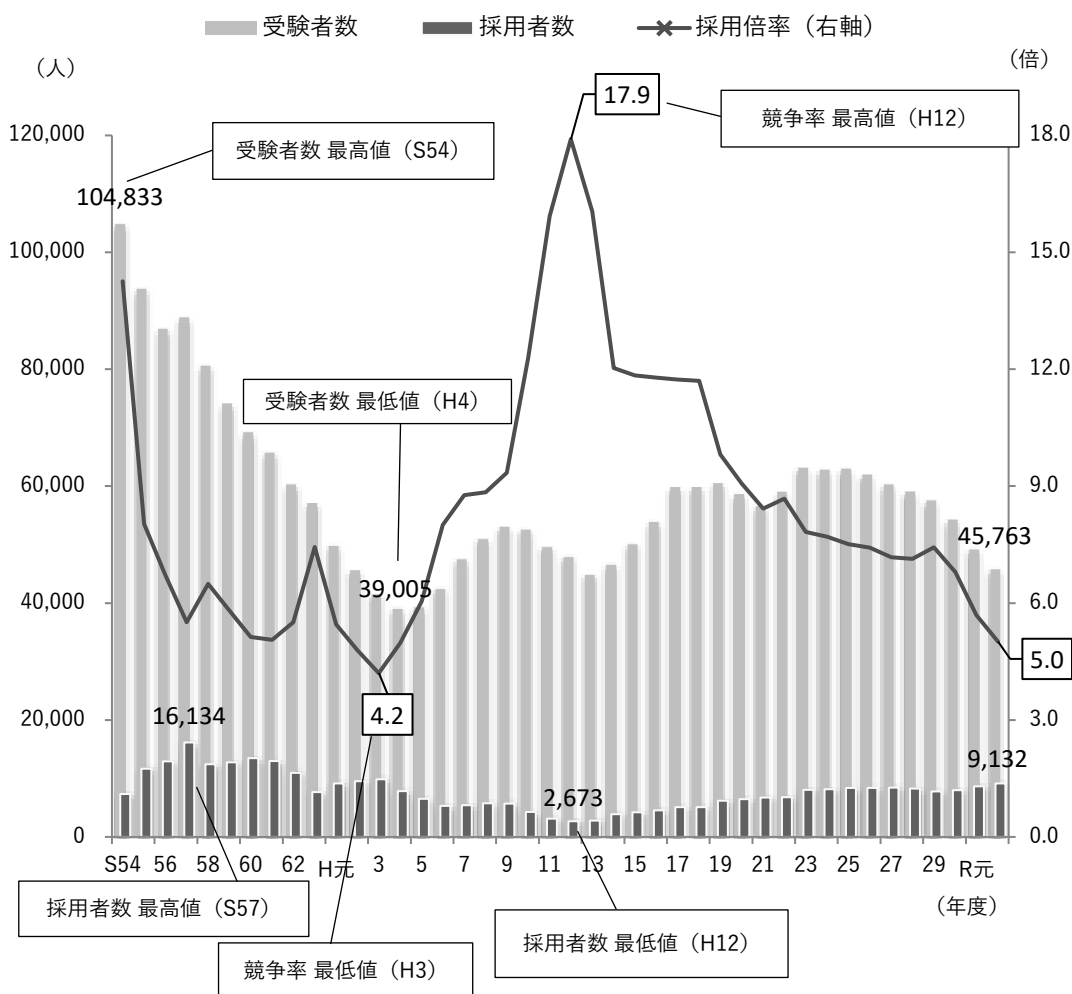


小学校 競争率(採用倍率)が低い県市、高い県市

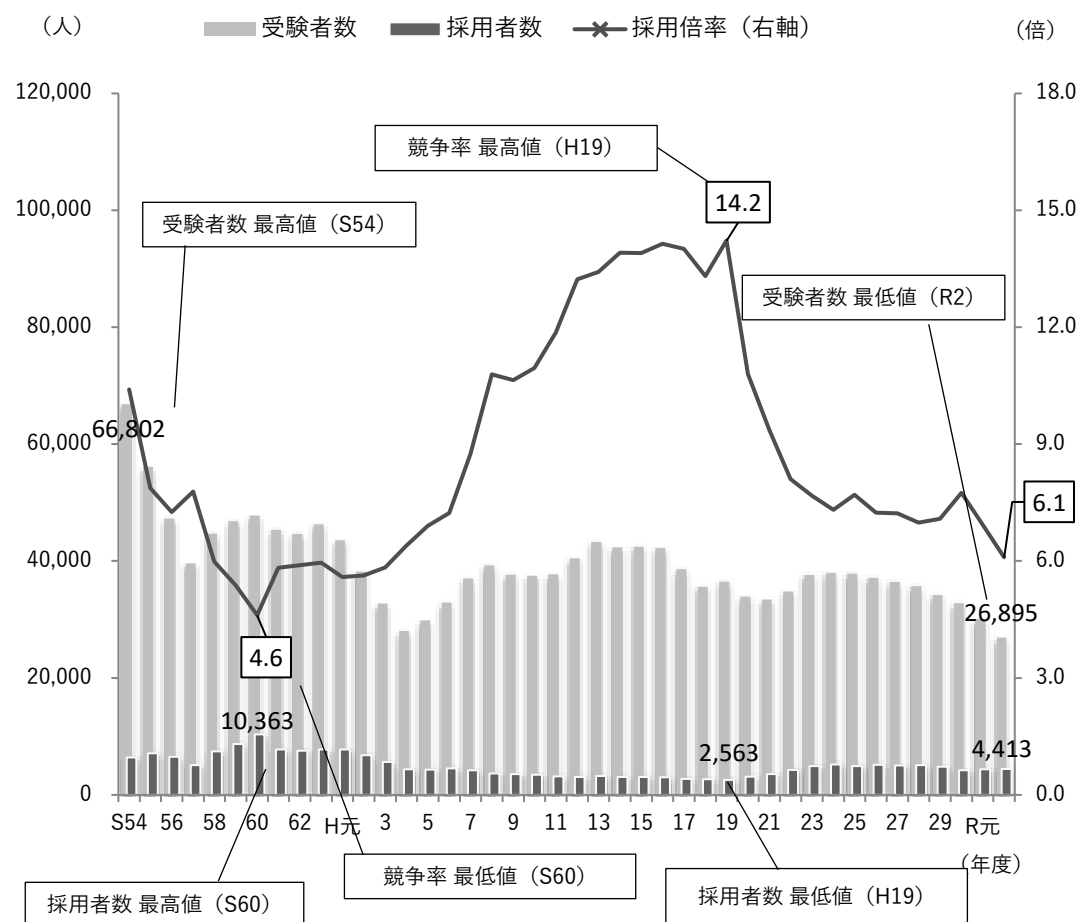


- ✓ 令和2年度(令和元年度実施)における中学校の採用倍率は、5.0倍で、前年度の5.7倍から減少
 - ・採用者数は、9,132人で、前年度に比較して482人増加
 - ・受験者数は、45,763人で、前年度に比較して3,427人減少(うち 新卒639人減少、既卒2,788人減少)
- ✓ 令和2年度(令和元年度実施)における高等学校の採用倍率は、6.1倍で、前年度の6.9倍から減少
 - ・採用者数は、4,413人で、前年度に比較して68人増加
 - ・受験者数は、26,895人で、前年度に比較して3,226人減少(うち 新卒1,274人減少、既卒1,952人減少)

中学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)



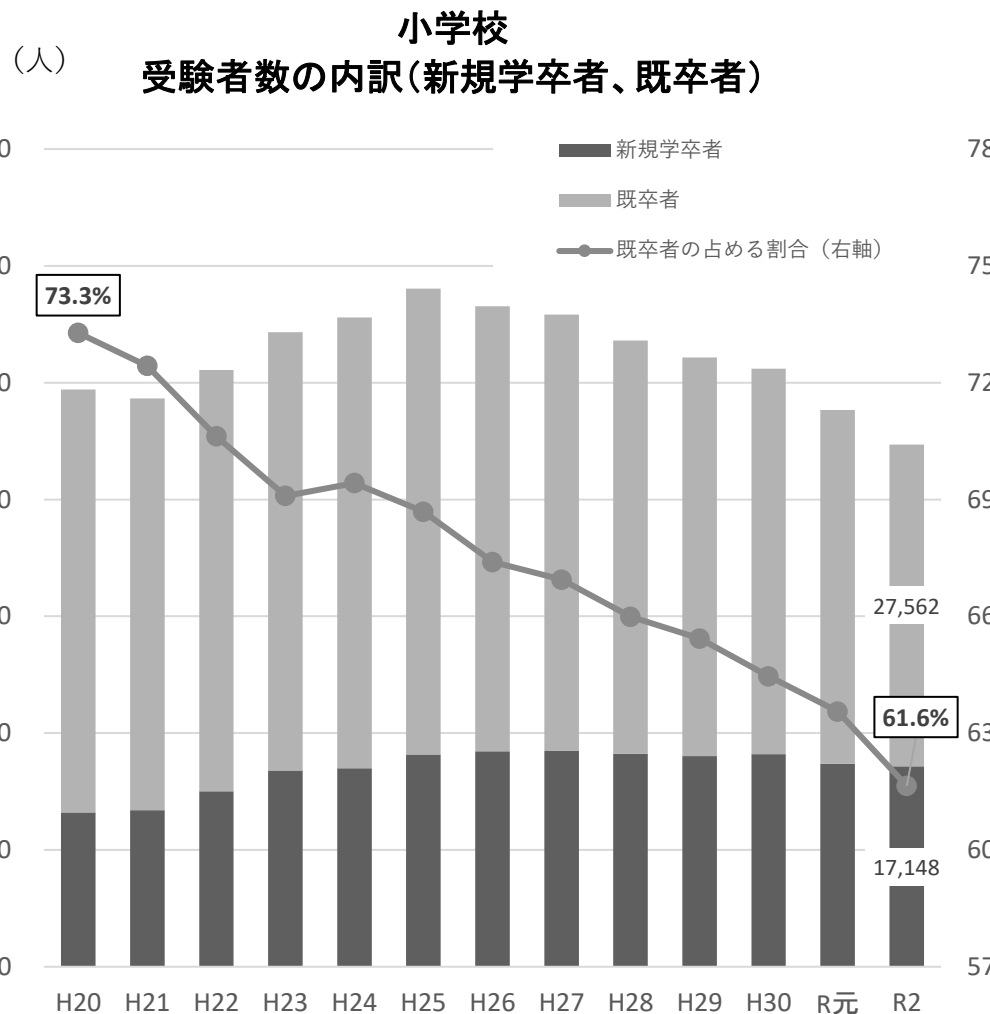
高等学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)



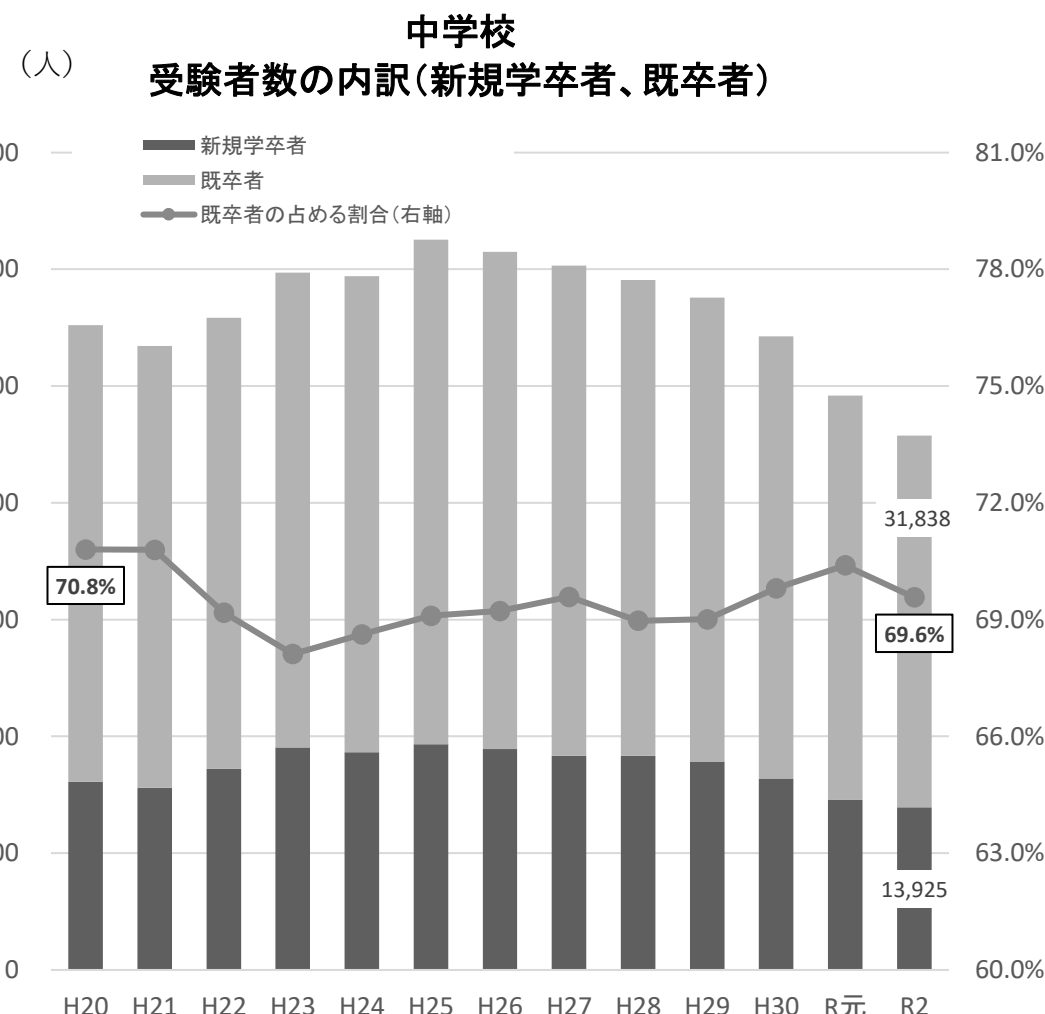
公立学校教員採用選考試験の受験者数の内訳

Ⅲ-4

- ✓ 小学校については新卒学卒者が小幅な減少にとどまっている一方、既卒者は大きく減少している。【左図】
- ✓ 中学校については新卒学卒者・既卒者ともに減少している。【右図】



(注1) 堺市は平成26年度まで受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まない
(注2) 大阪府は平成24年度まで受験者・採用者の学歴等を把握していないため、受験者数・採用者数に大阪府の人数は含まない



(注1) 堺市は平成26年度まで受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まない
(注2) 大阪府は平成24年度まで受験者・採用者の学歴等を把握していないため、受験者数・採用者数に大阪府の人数は含まない

各県市別の公立学校教員採用選考試験の採用倍率

Ⅲ-5

令和2年度公立学校教員採用選考試験(令和元年度実施)の実施状況

「計(※)」は小学校、中学校、高等学校、
特別支援学校、養護教諭、栄養教諭の合計

区分	小学校	中学校	計(※)
北海道	2.1	4.2	3.4
青森県	2.0	6.4	4.6
岩手県	2.7	3.8	3.7
宮城県	2.3	—	3.7
秋田県	2.8	6.1	4.8
山形県	1.8	2.8	2.4
福島県	1.7	4.1	3.4
茨城県	2.1	2.6	2.8
栃木県	2.7	3.6	3.5
群馬県	4.3	3.6	4.7
埼玉県	2.7	5.4	4.1
千葉県	2.1	—	3.0
東京都	—	—	3.4
神奈川県	3.3	6.5	4.7
新潟県	2.5	4.4	3.6
富山県	1.6	—	2.4
石川県	2.6	—	3.6
福井県	2.8	—	3.7
山梨県	1.9	3.5	3.0
長野県	3.2	4.6	3.9
岐阜県	2.2	3.5	3.3
静岡県	2.9	3.9	4.1
愛知県	3.0	5.3	4.2

区分	小学校	中学校	計(※)
三重県	4.0	7.4	5.9
滋賀県	2.8	5.2	4.5
京都府	3.1	4.5	4.5
大阪府	—	—	6.0
兵庫県	5.2	5.5	6.0
奈良県	5.0	4.6	5.3
和歌山県	2.5	4.6	3.7
鳥取県	5.5	5.2	5.4
島根県	2.5	5.0	3.8
岡山県	3.5	5.5	5.0
広島県	1.7	3.2	2.8
山口県	1.8	3.6	3.0
徳島県	3.6	5.0	5.0
香川県	2.9	4.7	4.4
愛媛県	2.2	3.1	3.2
高知県	7.1	9.4	7.4
福岡県	1.6	3.6	3.2
佐賀県	1.4	2.9	2.7
長崎県	1.4	4.1	2.7
熊本県	—	—	4.5
大分県	1.8	3.6	3.2
宮崎県	1.8	5.1	3.8
鹿児島県	2.6	5.3	3.9

区分	小学校	中学校	計(※)
沖縄県	4.3	—	8.1
札幌市	(2.1)	(4.2)	(3.4)
仙台市	3.2	—	4.4
さいたま市	2.4	—	3.5
千葉市	(2.1)	—	(3.0)
横浜市	2.5	5.1	3.3
川崎市	3.2	4.6	3.7
相模原市	3.0	5.2	4.1
新潟市	2.6	—	3.6
静岡市	2.3	3.9	3.0
浜松市	2.9	3.0	3.1
名古屋市	3.4	—	4.5
京都市	3.9	7.2	5.2
大阪市	2.6	4.0	3.7
堺市	—	—	5.2
神戸市	6.1	—	7.1
岡山市	3.2	4.7	3.9
広島市	(1.7)	(3.2)	(2.8)
北九州市	1.5	2.5	2.1
福岡市	3.3	5.0	3.9
熊本市	3.2	6.0	4.2
豊能地区	3.5	6.8	4.6
合計	2.7	5.0	3.9

(出典) 文部科学省「令和2年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

(注1) 小学校・中学校(または中学校・高等学校)の試験区分を(一部)分けずに採用選考を実施している県市については、「—」としている

(注2) 都道府県と指定都市で採用選考を合同で実施している指定都市の競争率は、都道府県と同値を()で記載している

採用倍率が高い県市

採用倍率が低い県市

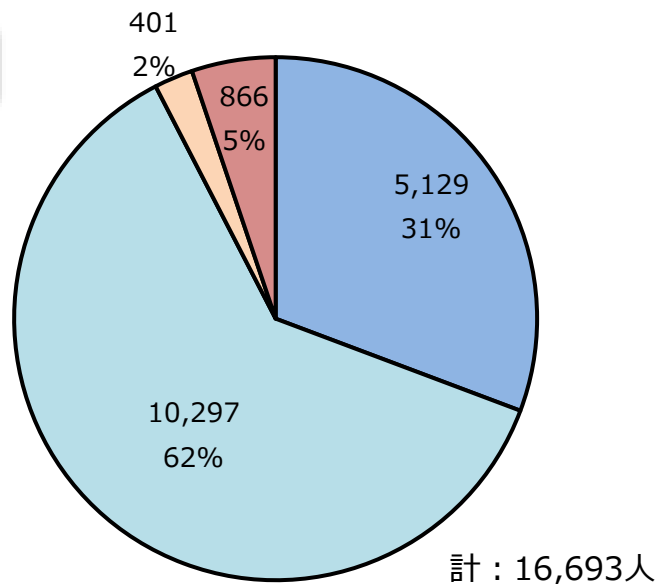
公立学校教員採用選考試験における採用者の学歴別内訳

Ⅲ-6

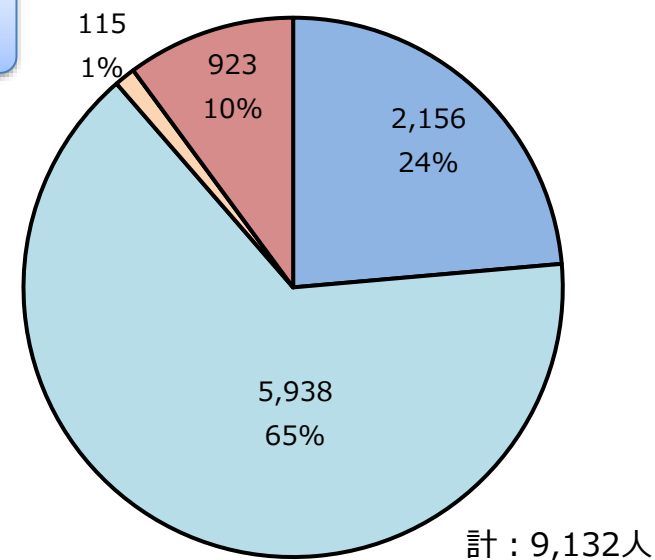
■ 国立教員養成大学・学部 ■ 一般大学・学部 ■ 短期大学等 ■ 大学院

(令和2年度公立学校教員採用選考試験)

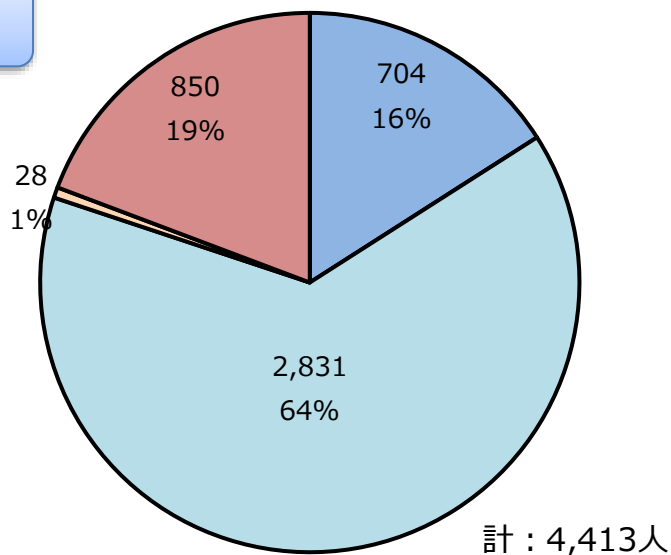
小学校



中学校

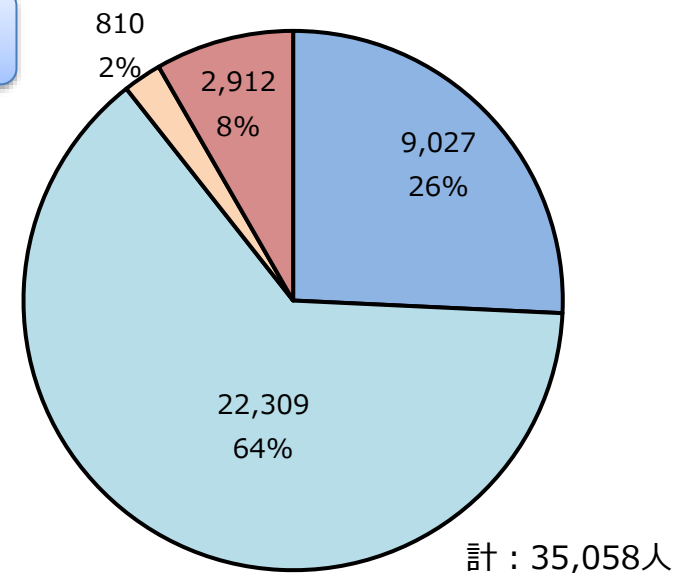


高等学校



計

※小・中・高等学校のほか、
特別支援学校、養護教諭、
栄養教諭を含む。



(出典) 文部科学省「令和2年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

(注1)「国立教員養成大学・学部」とは、国立の教員養成大学・学部出身者をいう。

(注2)「短期大学等」には、短期大学のほか、指定教員養成機関、高等専門学校、高等学校、専修学校等出身者を含む。

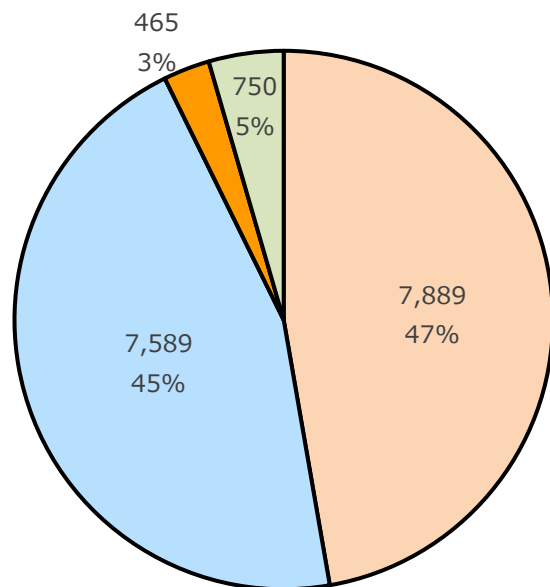
公立学校教員採用選考試験における採用者の採用前状況別内訳

Ⅲ-7

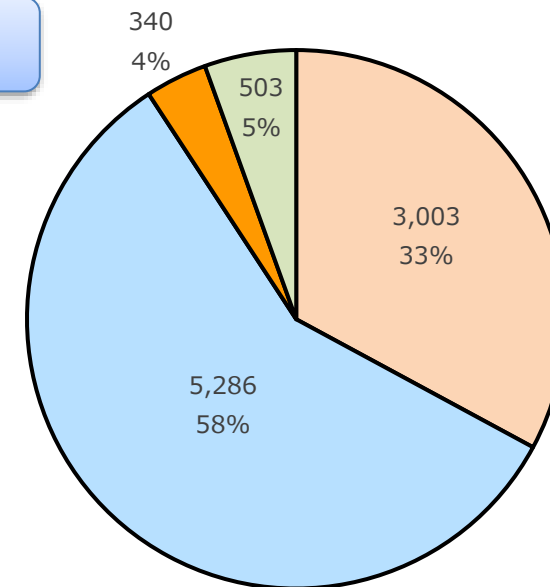
■新規学卒者 ■教職経験者 ■民間企業等勤務経験者 ■その他既卒者

(令和2年度公立学校教員採用選考試験)

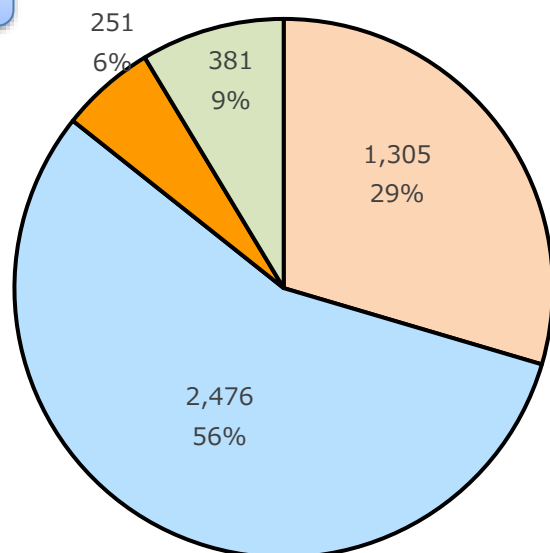
小学校



中学校

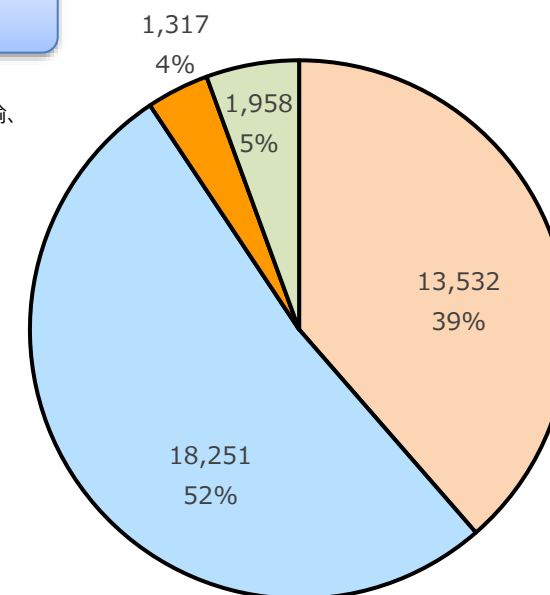


高等学校



計

※小・中・高等学校のほか、
特別支援学校、養護教諭、
栄養教諭を含む。



(出典) 文部科学省「令和2年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

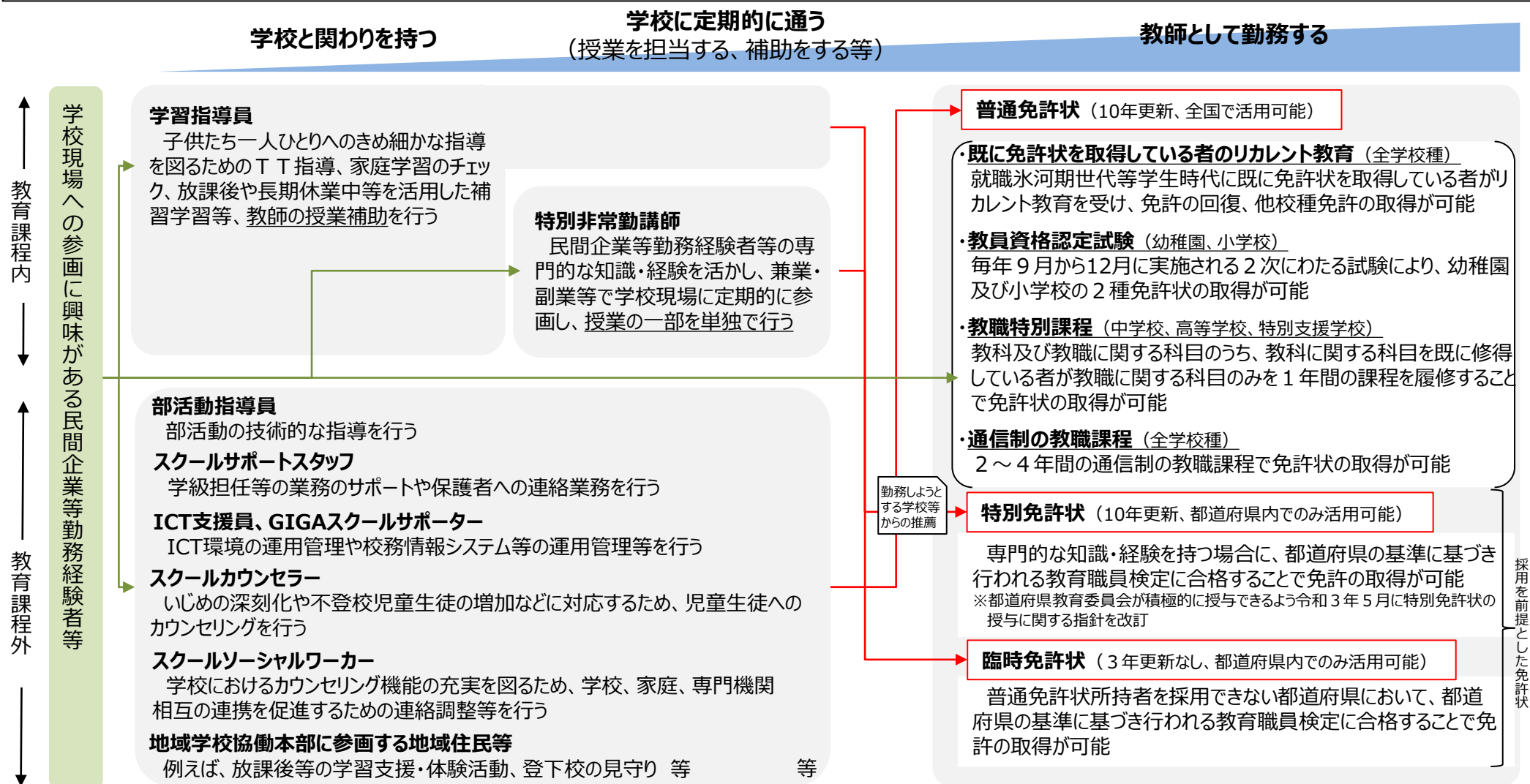
(注1)「教職経験者」とは、公立学校教員採用前の職として国公立学校の教員であった者をいう。

(注2)「民間企業等勤務経験者」とは、公立学校教員採用前の職として教職以外の継続的な雇用に係る勤務経験のあった者をいう。ただし、いわゆるアルバイトの経験は除く。

社会人等多様な人材の活用について

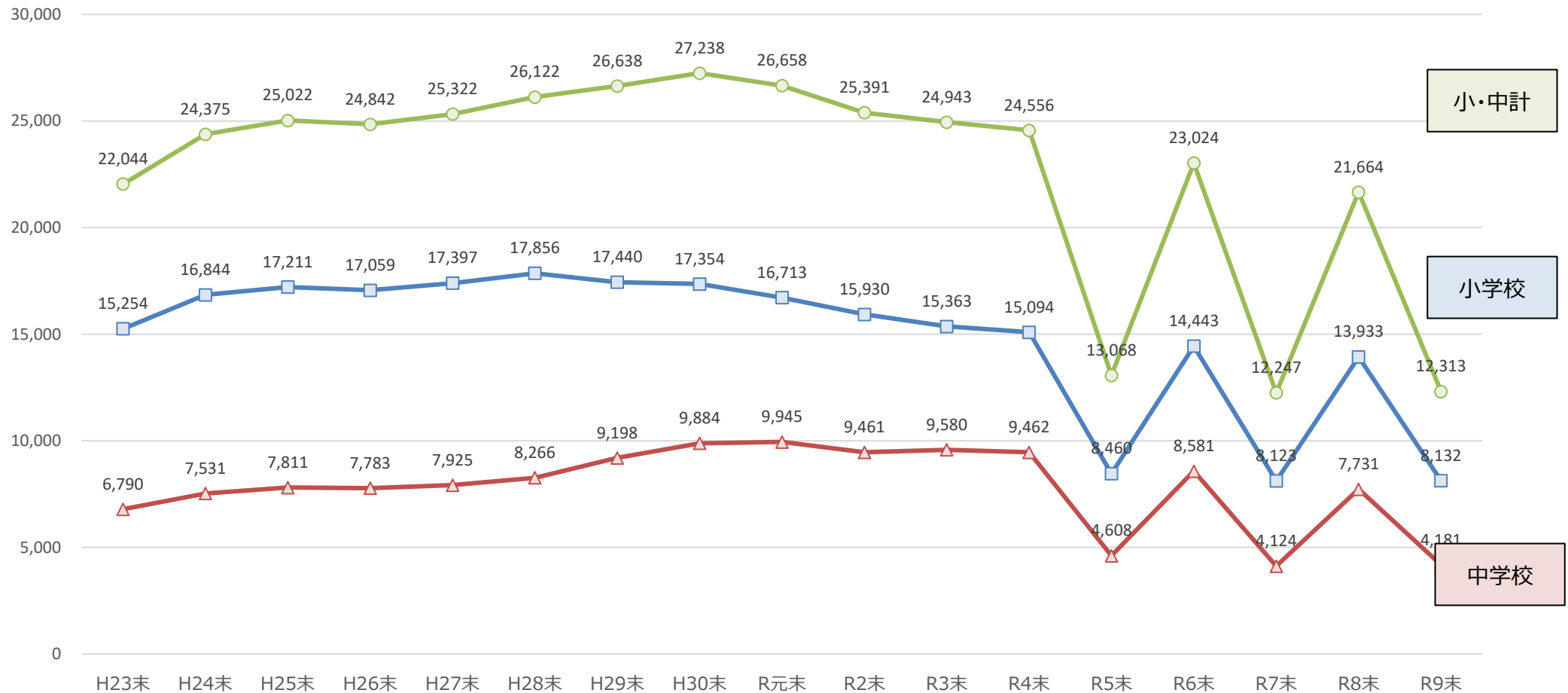
Ⅲ－８

- ✓ 学校現場においては、学校との関わり具合(頻度や業務内容等)に応じて、様々な外部人材が参画しているところ。
- ✓ 民間企業等勤務経験者の専門的な知識・経験を活かし、開かれた教育課程を実現するため、兼業・副業等で参画する特別非常勤講師制度や、転職し教師として勤務するため、免許を既に保有している者へのリカレント教育や、新たに普通免許状を取得するための、教員資格認定試験(幼稚園、小学校)、1年間の教職特別課程(中学校、高等学校、特別支援学校)、2～4年の通信制の教職課程、臨時免許状及び特別免許状の授与等、多様なルートが確保されている。
- ✓ 外部人材がいきなり教師として勤務するハードルを下げるため、スクールサポートスタッフや学習指導員、特別非常勤講師等として学校との関わり合いを徐々に深めていながら、学校現場への参画を促進する。



公立小・中学校の退職者数の推移と見通し

※令和2年度末までは実績、令和3年度末以降は見通し



(出典) 令和3年度文部科学省調べ

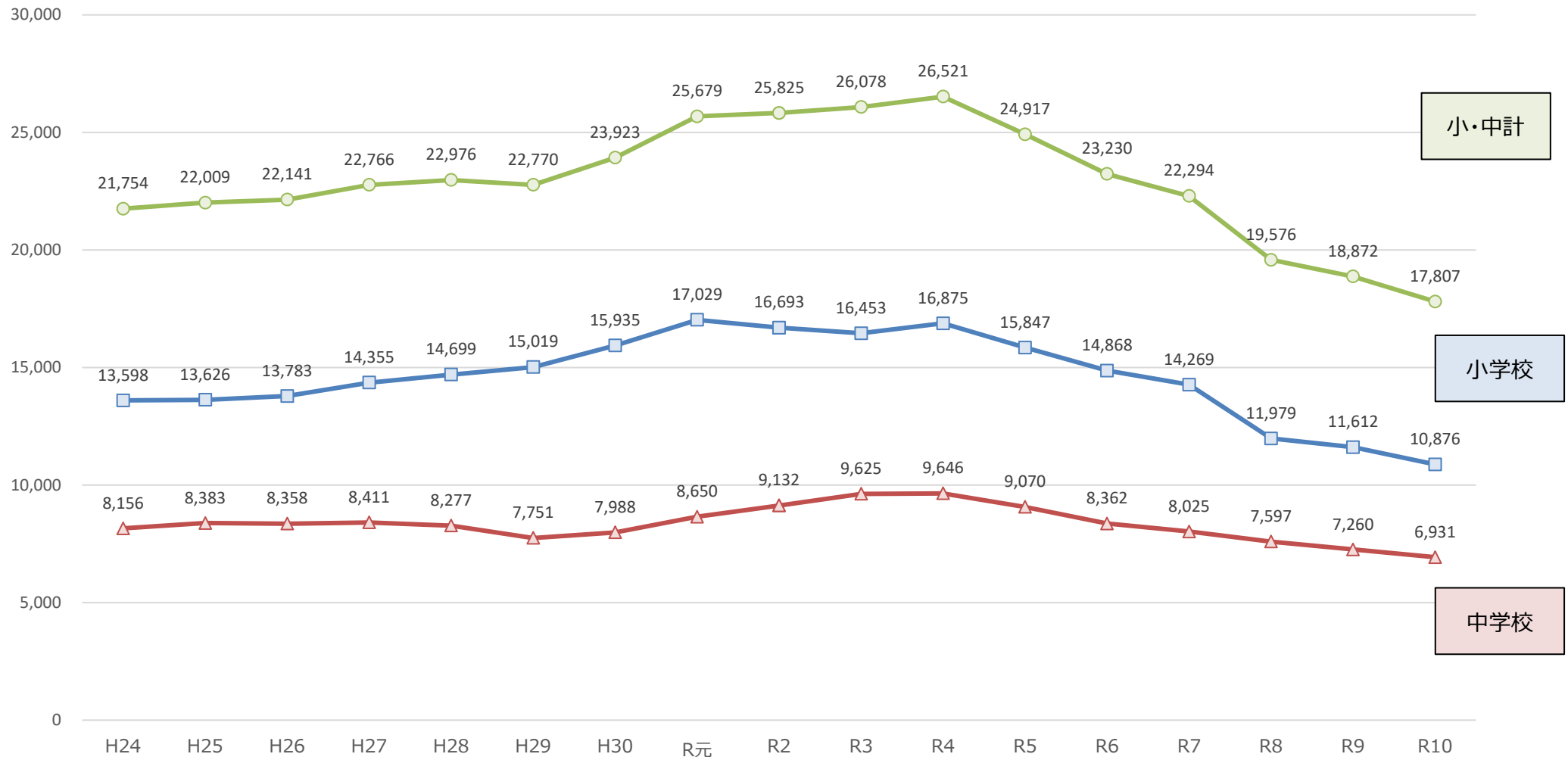
(注1) 令和2年度末までは、都道府県等の実績の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ)

(注2) 令和3年度末以降は、令和2年7月末時点の都道府県等の推計の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ)

(注3) 養護教諭等を除く

公立小・中学校の採用者数の推移と見通し

※令和3年度までは実績、令和4年度以降は見通し



(出典) 令和3年度文部科学省調べ

(注1) 令和3年度までは、「公立学校教員採用選考試験の実施状況」(文部科学省調べ)

(注2) 令和3年度以降は、令和3年2月時点の都道府県等の推計の積み上げ(初等中等教育局財務課調べ)

(注3) 養護教諭等を除く

- いわゆる「教師不足」：
臨時的任用教員等の講師の確保ができず、実際に学校に配置されている教師の数が、各教育委員会において学校に配置することとしている教師の数を満たしておらず欠員が生じる状態。特に学級担任や教科担任が不足する場合も見られ、学校経営や教科指導等に支障が生じるので緊急性が高い。
- 平成29年度に11県市（※）を対象に抽出調査。年度当初において小学校で計316人、中学校で計254人の教師の不足が見られた。
※北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、愛知県、福岡県、大分県、鹿児島県、大阪市、北九州市、福岡市
- また、令和元年度に抽出で聞き取り調査を行ったところ、年度当初における小学校の学級担任の不足の事例、不足に対して非常勤講師も充てられず教頭・主幹教諭等の他の教員で対応する事例などがあった。
- 教師不足の要因・対策は複雑な要素が絡み合っており、単純に解決するものではないが、要因と対策をまとめると下表のとおり。

教師不足

【供給面】

臨時的任用教員等の講師のなり手の減少

- ・人口構造の変化に伴う生産年齢人口の減少
- ・近年の採用倍率の低下を背景に講師の正規教員としての採用が進むことによる講師のなり手の減少
- ・免許状の未更新による講師のなり手の減少

【需要面】

見込み以上の必要教師数の増加

- ・産休・育休取得者数の増加
- ・特別支援学級や通級指導等の児童生徒数の増加
- ・精神疾患による病休や離職者数は高い水準で推移
- ・教委独自の少人数学級・指導等の実施

【背景】

- ・年齢構成の偏り
- ・教職志願者の減少

講師登録名簿から講師を補充しようとしても、講師登録名簿の登載者が減少していて採用できない

講師のなり手の確保に向けた取組

- ・免許状の有効期限が切れた者の復職の促進（一定の要件の下、臨時免許状が取得できることを改めて周知）
- ・「学校・子供支援サポーター人材バンク」（R2.4～）や「学校雇用シェアリンク」（R3.1～）の立ち上げ
- ・臨時的任用教員等の確保に支障をきたさないような教員免許更新制の在り方の見直し

学校における働き方改革

- ・学校や教師が担う業務の適正化
- ・勤務時間の上限ガイドラインの指針への格上げ
- ・夏休みにおける休日のまとめ取りの促進
- ・支援スタッフ（スクール・サポート・スタッフ、学習指導員、部活動指導員等）の配置支援

年齢構成の平準化や教職志願者の確保に向けた取組

- ・受験年齢制限の緩和、中長期的な視野からの計画的な採用・人事の促進など
- ・教職の魅力向上に向けた広報の充実や社会人等の多様な人材の活用など

『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について中央教育審議会に諮問（令和3年3月12日）

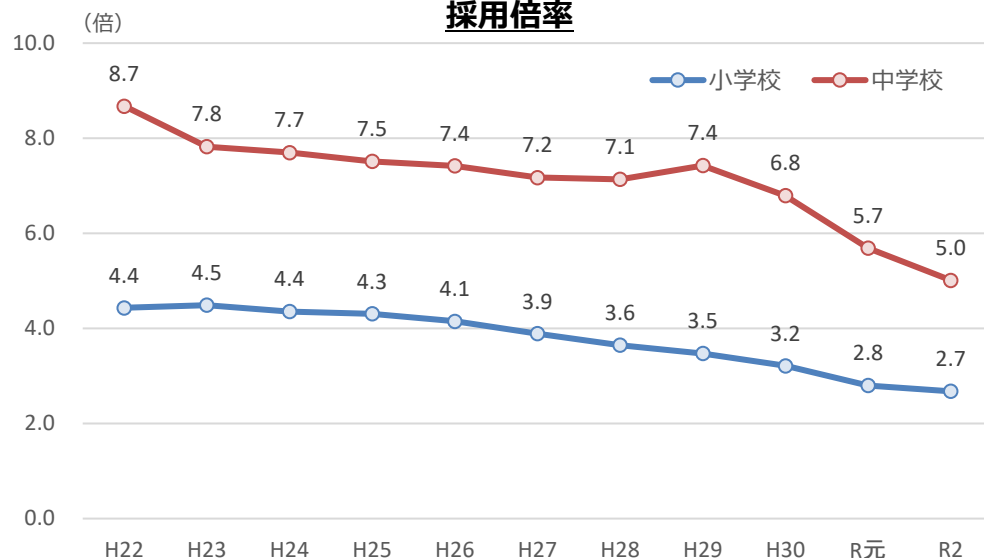
（教師の人材確保と質向上の両面から中長期的な実効性のある方策に取り組むため基本的な在り方に遡って検討）

いわゆる「教師不足」についてー講師のなり手の減少

Ⅲ－12

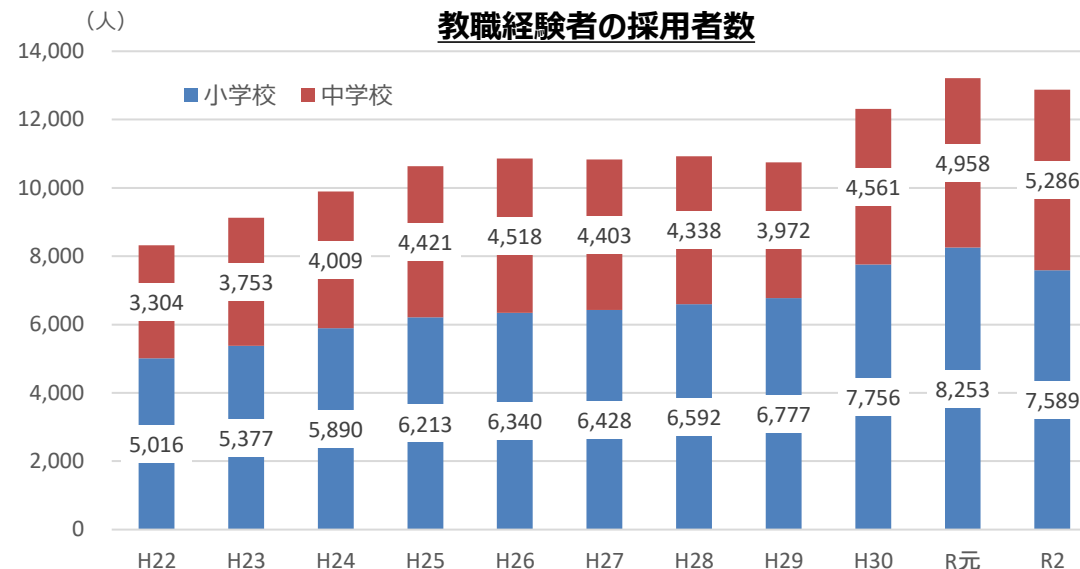
- ▶ 近年の大量退職・大量採用に伴う採用試験の倍率低下を背景に講師の正規教員としての採用が進み、講師のなり手が減少している。
- ▶ 免許状の未更新を理由に臨時的任用教員等の確保ができなかった事例が生じている。

採用倍率



(出所) 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

教職経験者の採用者数



(出所) 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

(注1) 「教職経験者」とは、公立学校教員採用前の職として国公立学校の教員であった者をいう。

(注2) 平成29年度以前は採用者の職歴を把握していない等の理由により、一部の県市の人数が含まれていない。

教員免許更新制や研修をめぐる包括的な検証について（次期教員養成部会への申し送り事項）

【令和3年2月8日中央教育審議会教員養成部会配布資料より抜粋】

2. 教員免許更新制の課題について ④教師の確保への影響について

第一に、臨時的任用教員等に対する影響について意見が聞かれた。（中略）教員免許状を保有しているものの、教職に就いていない者は、多くの場合講習を受講していないことから、免許状が有効ではなく、すぐに任用することができない。教育委員会関係者からは、こうした免許状の未更新を理由に臨時的任用教員の確保ができなかった事例が既に多数存在しているという報告があった。また、文部科学省の通知に基づき、未更新者に対して臨時免許状を授与することもできるが、活用が進んでいないとの意見も聞かれた。

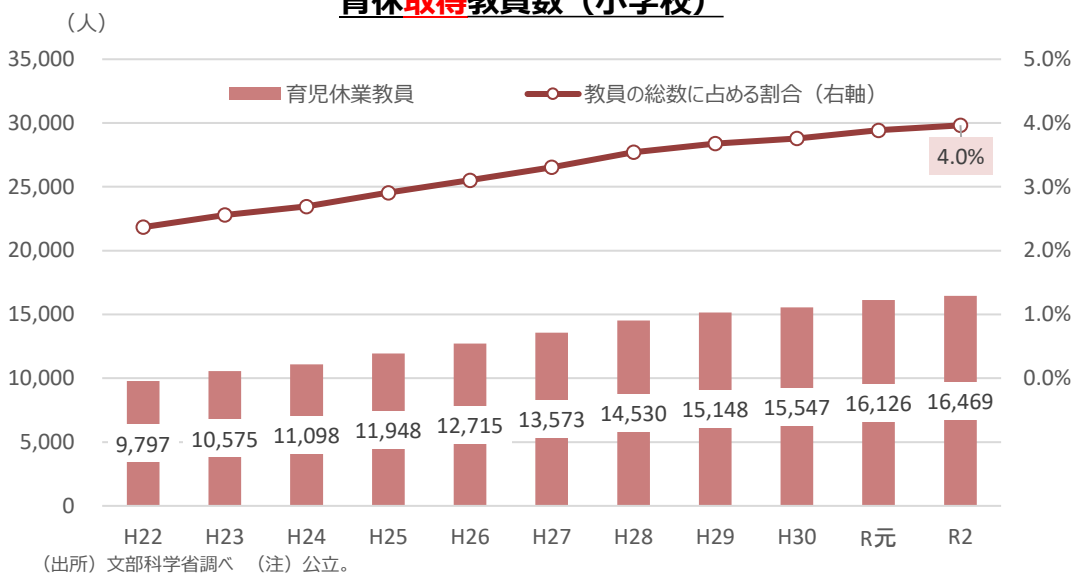
特に、これまで免許状の修了確認期限が設定されていなかった退職教師（制度導入時に55歳を超えていた者）と異なり、今年度以降65歳に達する退職教師は、講習を受講しなければ免許状が未更新の状態となる。将来の任用・雇用が不確定であること、講習の受講に一定の負担が発生することにより、講習を受けてまで臨時的任用教員等として継続的に働きたいとは思わない者が現れることが想定されることから、これまでと同じように退職教師を臨時的任用教員等として活用することが困難になりかねないという強い懸念が教育委員会関係者、校長会関係者から共通して表明されている。また、一部の校長会関係者からは、定年が近くなった教師が、免許状の更新のタイミングで早期退職する例が見られるという報告もあった。

いわゆる「教師不足」について一見込み以上の必要教師数の増加①

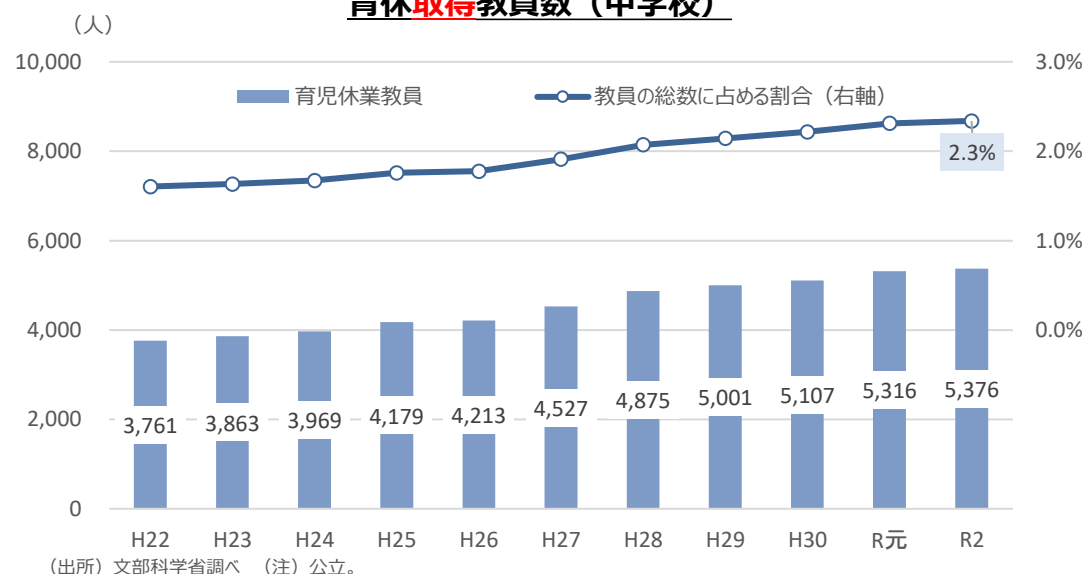
Ⅲ－13

➤ 教師の年齢構成の偏りにより若手層が増加していることを背景に、産休・育休代替教員数は増加している。

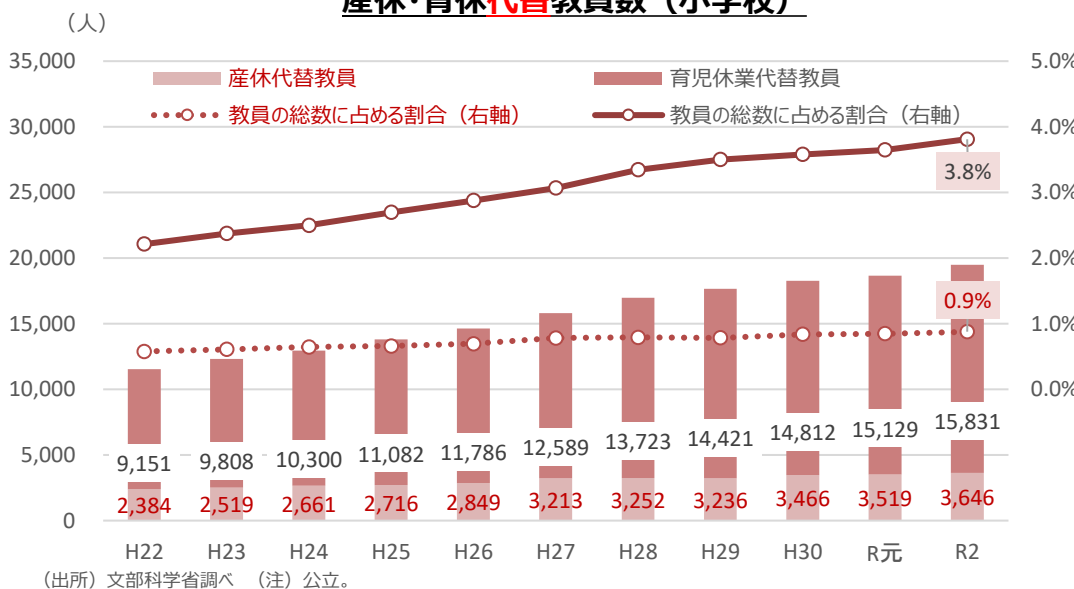
育休取得教員数（小学校）



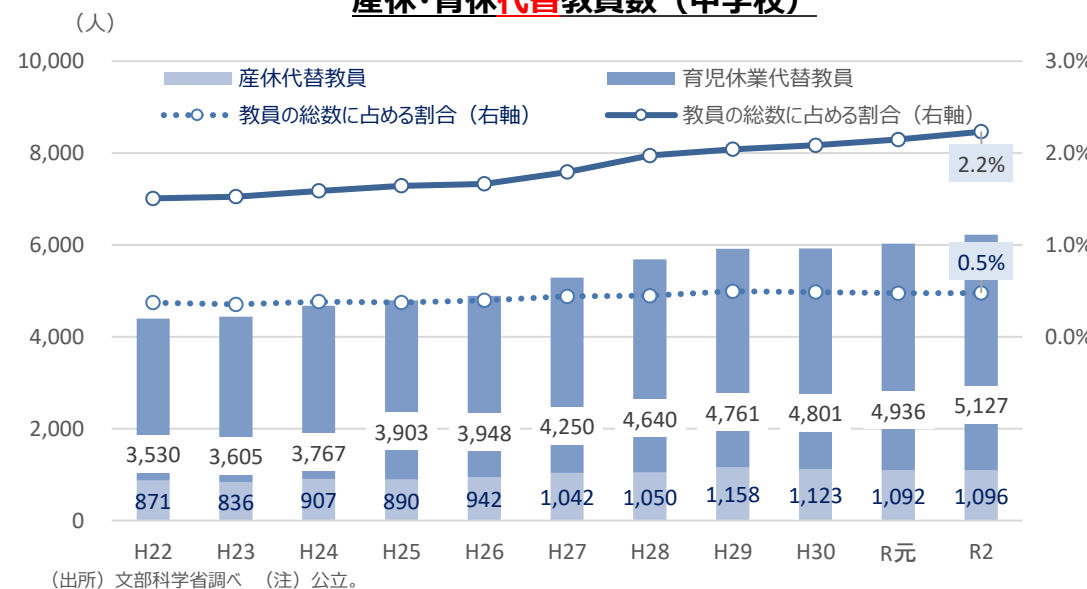
育休取得教員数（中学校）



産休・育休代替教員数（小学校）



産休・育休代替教員数（中学校）

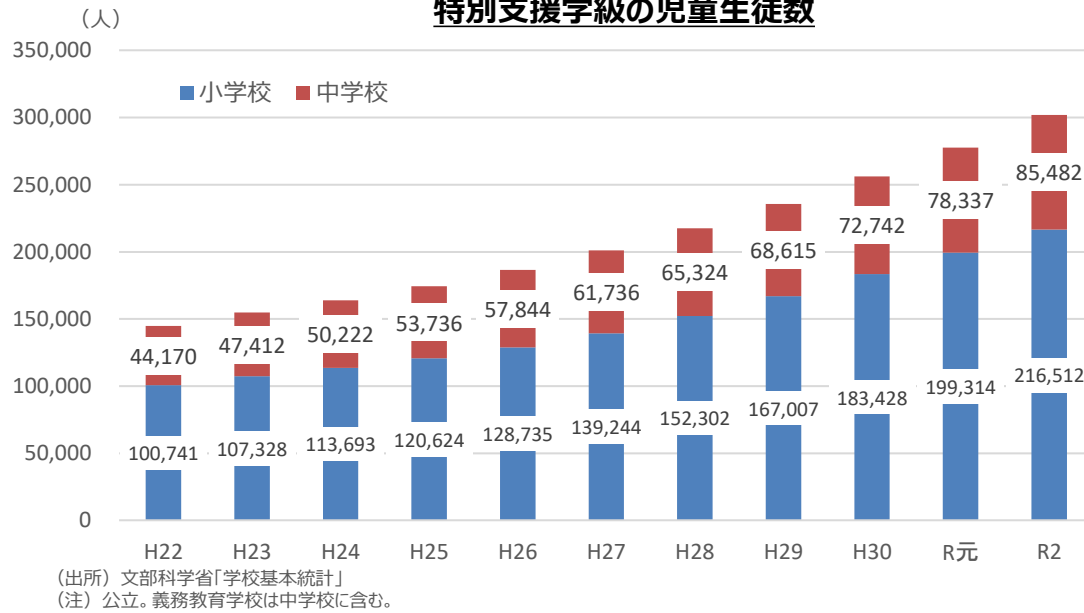


いわゆる「教師不足」について一見込み以上の必要教師数の増加②

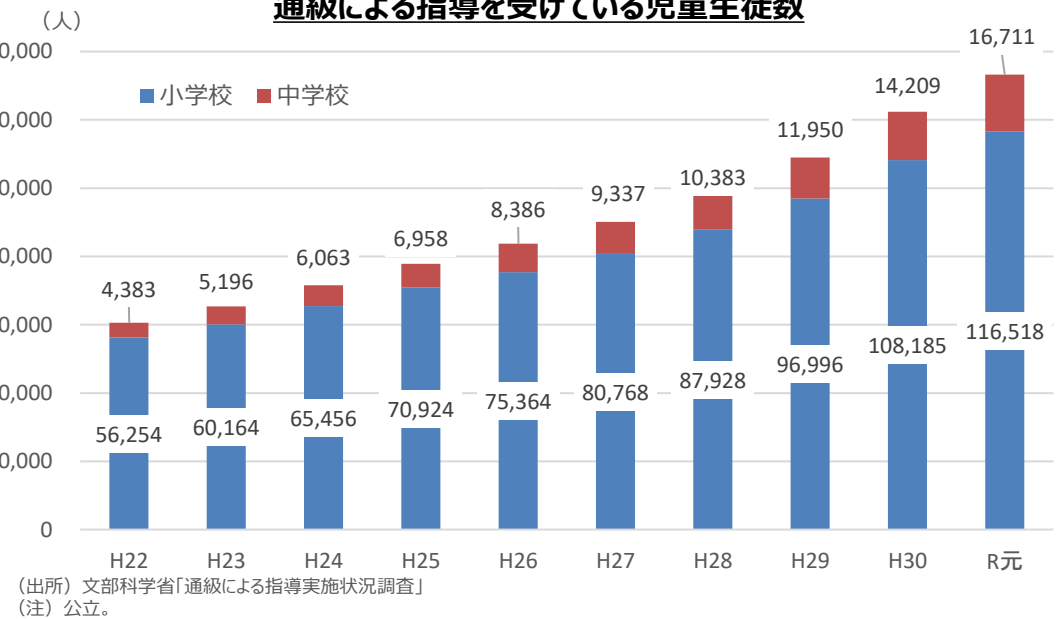
Ⅲ - 13

➤ 特別支援学級や通級による指導を受けている児童生徒数、日本語指導が必要な児童生徒数等は増加している。

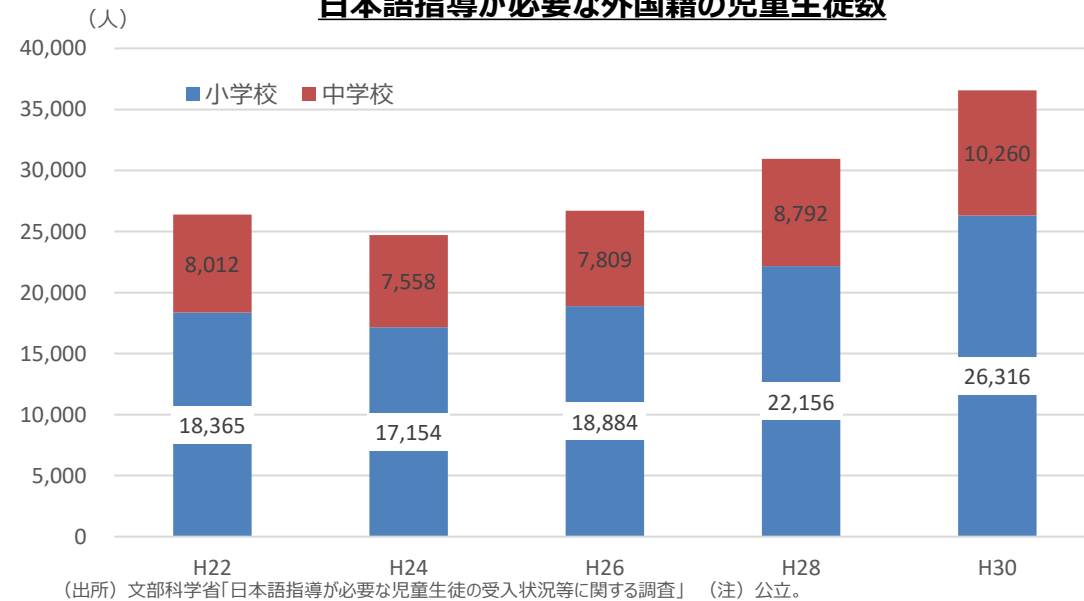
特別支援学級の児童生徒数



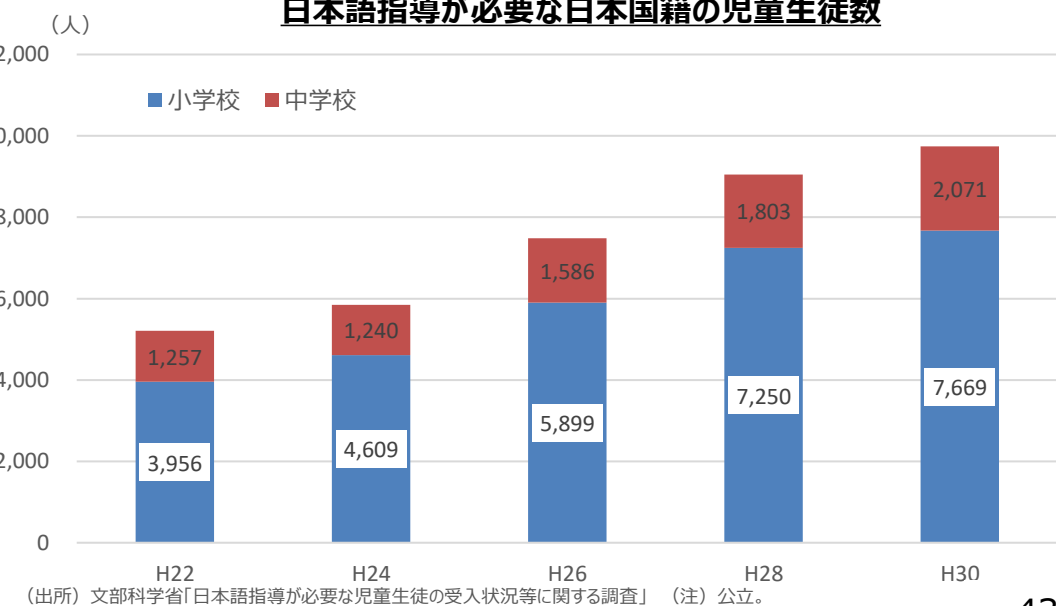
通級による指導を受けている児童生徒数



日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数



日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数

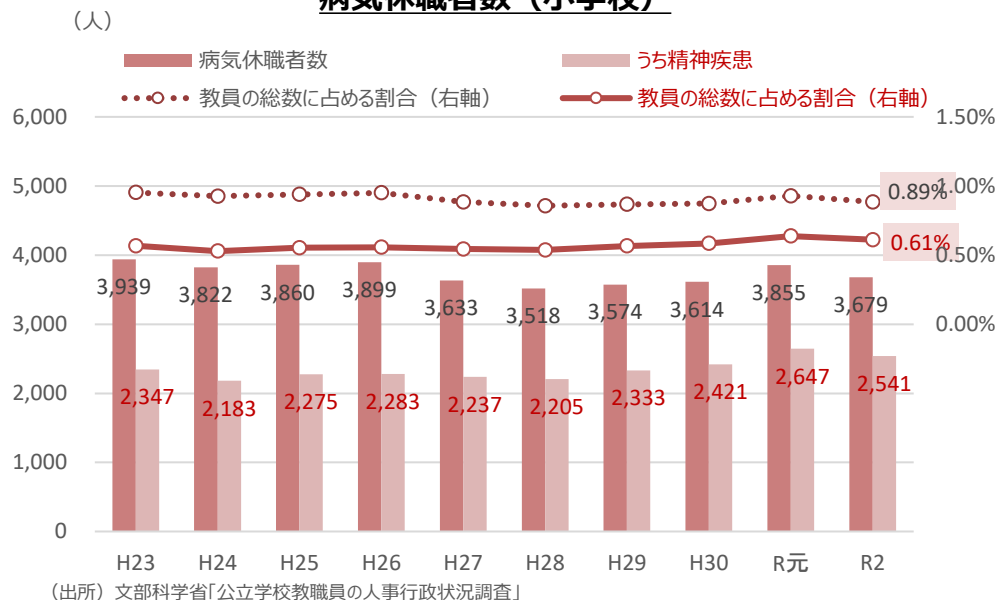


いわゆる「教師不足」について一見込み以上の必要教師数の増加③

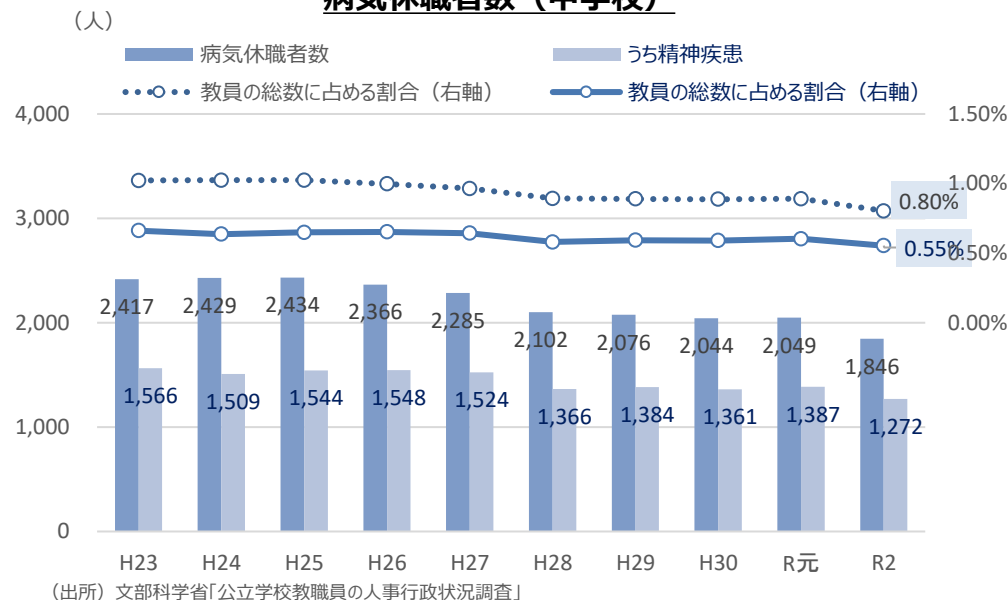
Ⅲ－13

- 精神疾患による病気休職者数の教員の総数に占める割合（令和2年度）は、小学校で0.61%、中学校で0.55%となっている。
- 定年退職者数の増加に伴い、退職者数は高い水準で推移している。

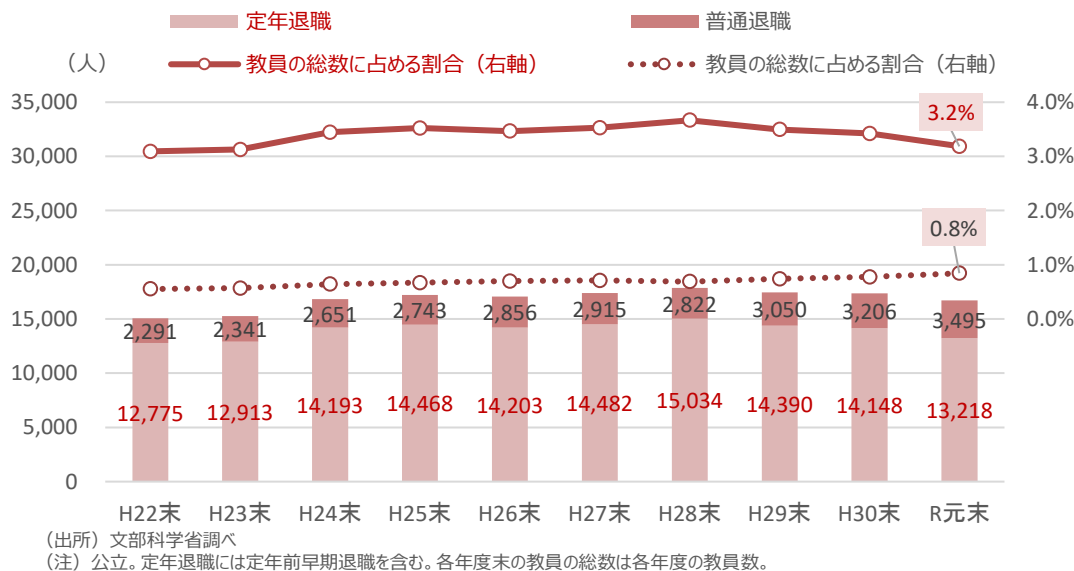
病気休職者数（小学校）



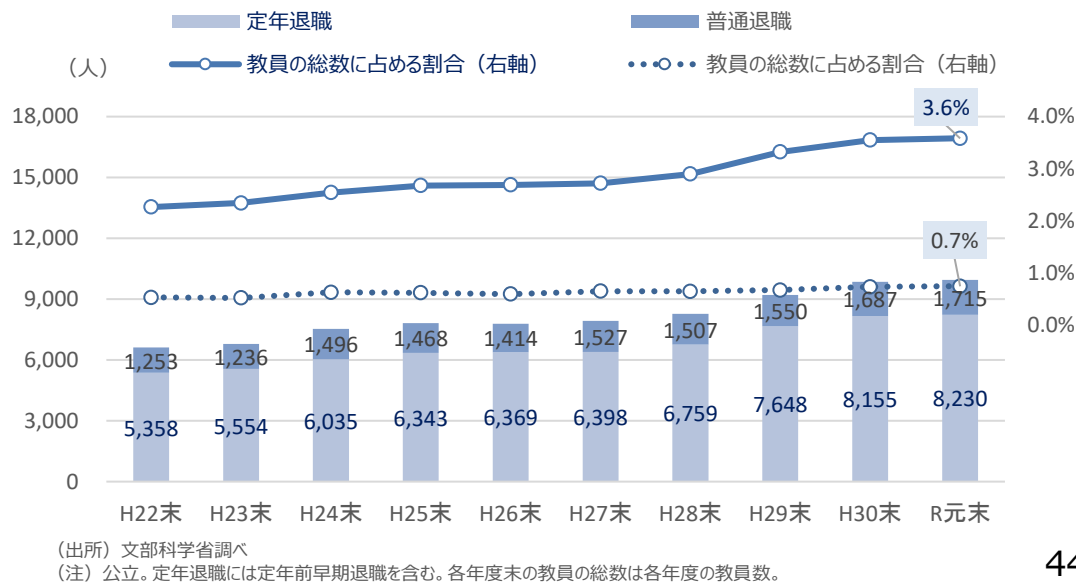
病気休職者数（中学校）



退職者数（小学校）



退職者数（中学校）

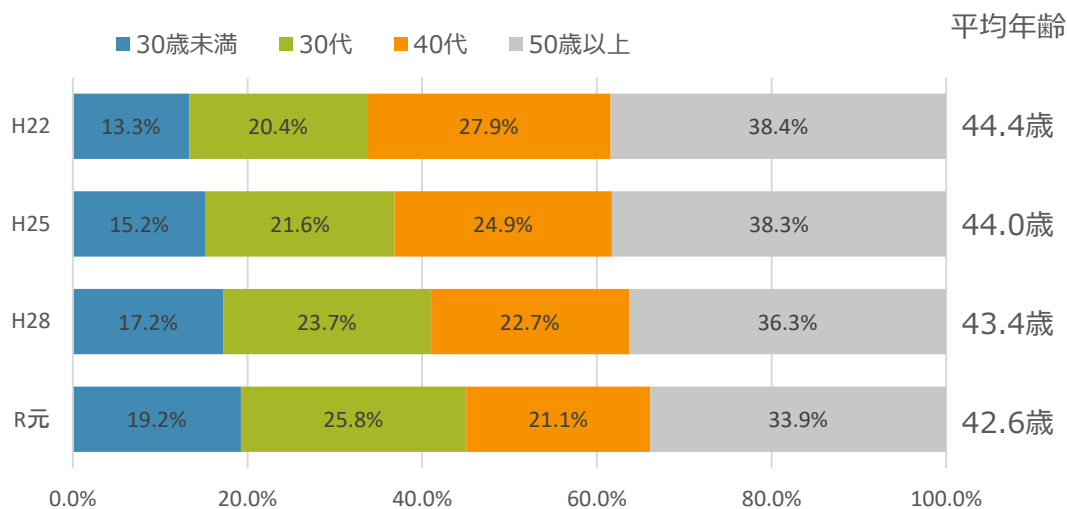


いわゆる「教師不足」について—その他の関連指標

Ⅲ－14

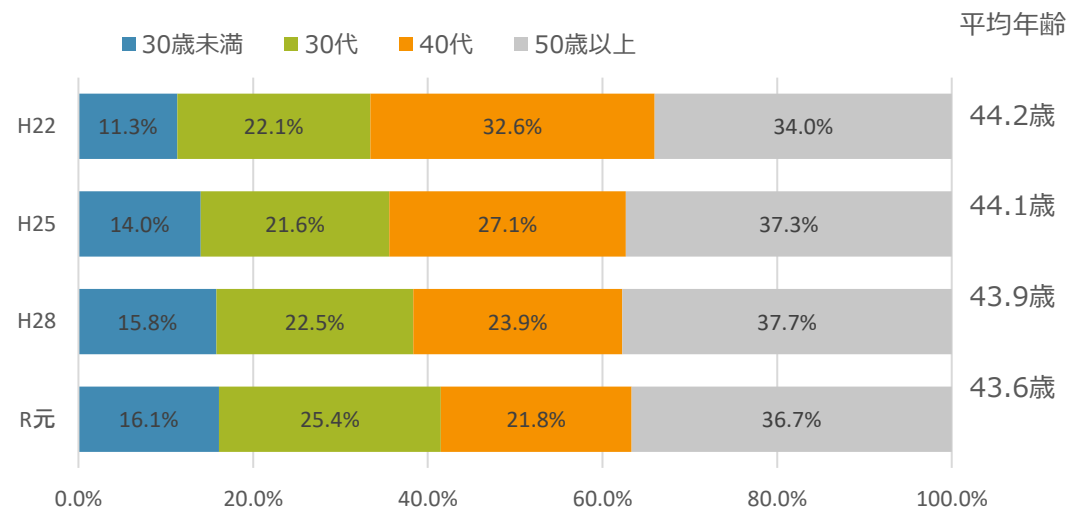
- ▶ 教師の年齢構成は、30歳未満・30代の比率が高く、40代の比率が低くなっている。
- ▶ 定年退職者数の増加などに伴い、再任用者数は増加している。

年齢構成（小学校）



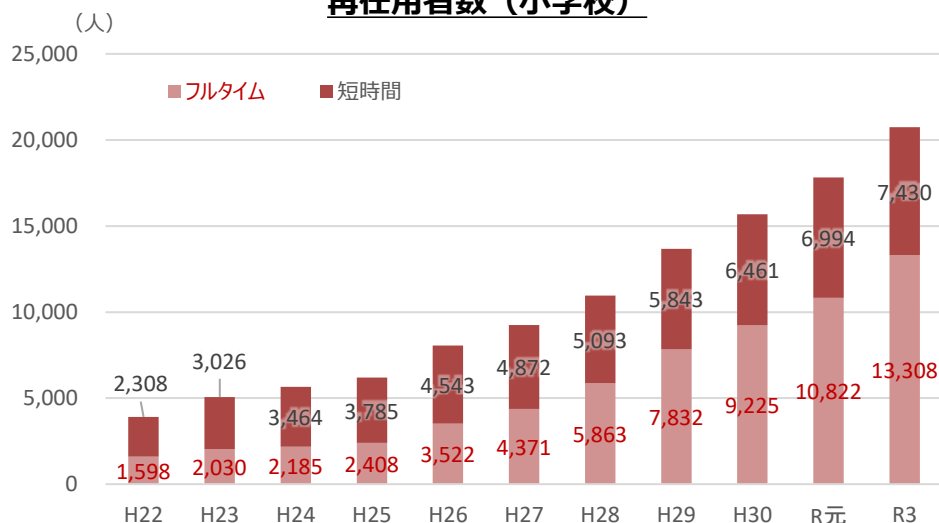
（出所）文部科学省「令和元年度学校教員統計」（注）公立。

年齢構成（中学校）



（出所）文部科学省「令和元年度学校教員統計」（注）公立。

再任用者数（小学校）

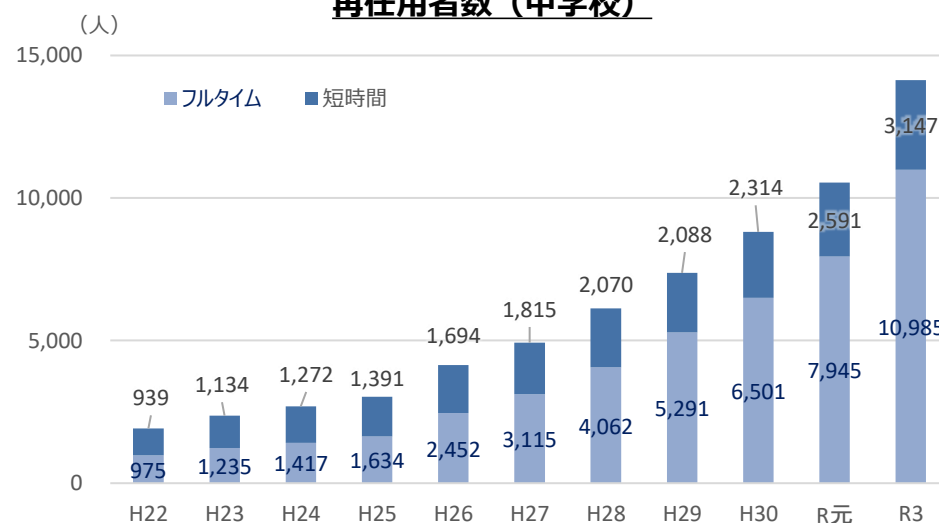


（出所）文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」

（注1）事務職員等も含む。

（注2）令和2年度は調査未実施

再任用者数（中学校）



（出所）文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」

（注1）事務職員等も含む。

（注2）令和2年度は調査未実施

公立小中学校教員の離職状況（年齢別）

Ⅲ－15

公立小中学校教員の年齢別の離職状況（令和2年度間）

	合計	年齢別内訳				
		25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上
離職教員数 （A）	5,313	330	1,640	2,004	749	590
うち男性教員数	1,840	93	532	695	255	265
うち女性教員数	3,473	237	1,108	1,309	494	325
（参考）本務教員数 （B）	526,373	20,099	71,968	146,792	116,263	171,251
割合（A／B）	1.01％	1.64％	2.28％	1.37％	0.64％	0.34％

（出所）文部科学省調べ

（注1）「離職教員数」は、令和2年度間（令和2年4月1日から令和3年3月31日）の離職教員数。教育委員会等への異動を除く。

（注2）「本務教員数」は、令和2年5月1日現在の公立小中学校の本務教員数。なお、養護教諭等、栄養教諭等は含まない。

（参考）民間企業等の離職率（令和2年）

○年齢階級別

計	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
14.2%	37.4%	28.8%	17.8%	13.8%	11.5%	8.9%	8.8%	8.1%	8.9%	16.1%	22.4%

○産業別

鉱業、採石業、 砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業
5.6%	9.5%	9.4%	10.0%	9.2%	13.3%	13.1%	7.7%
不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・ 技術サービス業	宿泊業、飲食サービス 業	生活関連サービス業、 娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業 （他に分類されないもの）
14.8%	10.3%	26.9%	18.4%	15.6%	14.2%	7.8%	19.3%

（出所）厚生労働省「令和2年雇用動向調査」

（注1）「離職率」は、常用労働者数に対する離職者数の割合。

（注2）「常用労働者」は、①期間を定めずに雇われている者、②1か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する労働者。

（注3）「離職者」は、常用労働者のうち、調査対象期間中に事業所を退職したり、解雇された者をいい、他企業への出向者・出向復帰者を含み、同一企業内の他事業所への転出者を除く。

公立小中学校教員の離職状況(3年以内)

Ⅲ - 15

公立小中学校教員（3年以内）の理由別の離職状況（令和2年度間）

	合計	理由別内訳							
		病気のため (精神疾患・ その他)	死亡	転職のため (教職以外)	他県市の教員として 転出、臨任教員 転職のため	大学等入学の ため	家庭の事情のため (育児・結婚・介護・ その他)	その他	把握していない
離職教員数 (A)	1,111	149	5	157	254	4	189	143	210
うち男性教員数	416	62	4	70	125	2	16	62	75
うち女性教員数	695	87	1	87	129	2	173	81	135
割合 (A／全体)	100%	13.4%	0.5%	14.1%	22.9%	0.4%	17.0%	12.9%	18.9%
割合 (A／採用者数)	1.47%	0.20%	0.01%	0.21%	0.34%	0.01%	0.25%	0.19%	0.28%

(出所)文部科学省調べ

(注)「採用者数」は、令和2年度採用、令和元年度採用・平成30年度採用者数の合計(75,427人)。なお、養護教諭等、栄養教諭等は含まない。

(参考) 民間企業等における就職後3年以内の離職率（令和2年10月調べ）

○産業別（H29年3月新規大卒離職率）

全産業合計	鉱業、採石業、 砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業
	14.0%	29.5%	20.4%	11.4%	29.4%	25.6%	30.4%、39.3%	24.8%
32.8%	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・ 技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、 娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業 (他に分類されないもの)
	34.2%	33.7%	52.6%	46.2%	45.6%	38.4%	27.6%	37.2%

○産業別（H29年3月新規高卒離職率）

全産業合計	鉱業、採石業、 砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業
	23.7%	45.8%	29.2%	12.0%	40.8%	36.1%	40.5%、49.5%	28.4%
39.5%	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・ 技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、 娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業 (他に分類されないもの)
	43.8%	39.5%	64.2%	59.7%	55.8%	47.0%	30.7%	43.8%

(出所)厚生労働省「新規学卒就業者の離職状況調査」

(注)「新規学卒就業者」は平成29年3月1日から平成29年6月30日までに新規学卒として雇用保険に加入したものを指す。

公立小中学校教員の離職状況(全体)

Ⅲ-15

公立小中学校教員の理由別の離職状況（令和2年度間）

	合計	理由別内訳							
		病気のため (精神疾患・ その他)	死亡	転職のため (教職以外)	他都市の教員として 転出、臨任教員 転職のため	大学等入学の ため	家庭の事情のため (育児・結婚・介 護・その他)	その他	把握していない
離職教員数 (A)	5,313	563	163	524	1,277	26	1,116	504	1,140
うち男性教員数	1,840	194	100	291	594	14	85	206	356
うち女性教員数	3,473	369	63	233	683	12	1,031	298	784
割合(A/全体)	100.0%	10.6%	3.1%	9.9%	24.0%	0.5%	21.0%	9.5%	21.5%
割合(A/本務教員数)	1.01%	0.11%	0.03%	0.24%	0.20%	0.01%	0.21%	0.10%	0.22%

(出所)文部科学省調べ

(注)「本務教員数」は令和2年5月1日現在(小中学校合計は526,373人)。なお、養護教諭等、栄養教諭等は含まない。

(参考) 地方公務員の離職率（令和元年）

区分	離職者数A	総職員数B	割合(A/B)
一般行政職	12,309	922,764	1.33%
税務職	486	65,502	0.74%
医療職	6,540	202,966	3.22%
福祉職	2,486	368,660	0.67%
消防職	1,457	162,076	0.90%
企業職	7,880	351,002	2.25%
教育職	11,173	1,014,962	1.10%
警察職	4,056	289,849	1.40%

(出所)総務省「平成31年地方公共団体定員管理調査結果」及び「令和元年度地方公務員の退職状況等調査」

(注)「離職者数」は、①普通退職②分限免職③懲戒免職④失職⑤死亡退職の合計(定年退職、早期退職募集制度による退職、勸奨退職を除く)

以下11の都道府県・指定都市の協力を得て、アンケートを実施した。

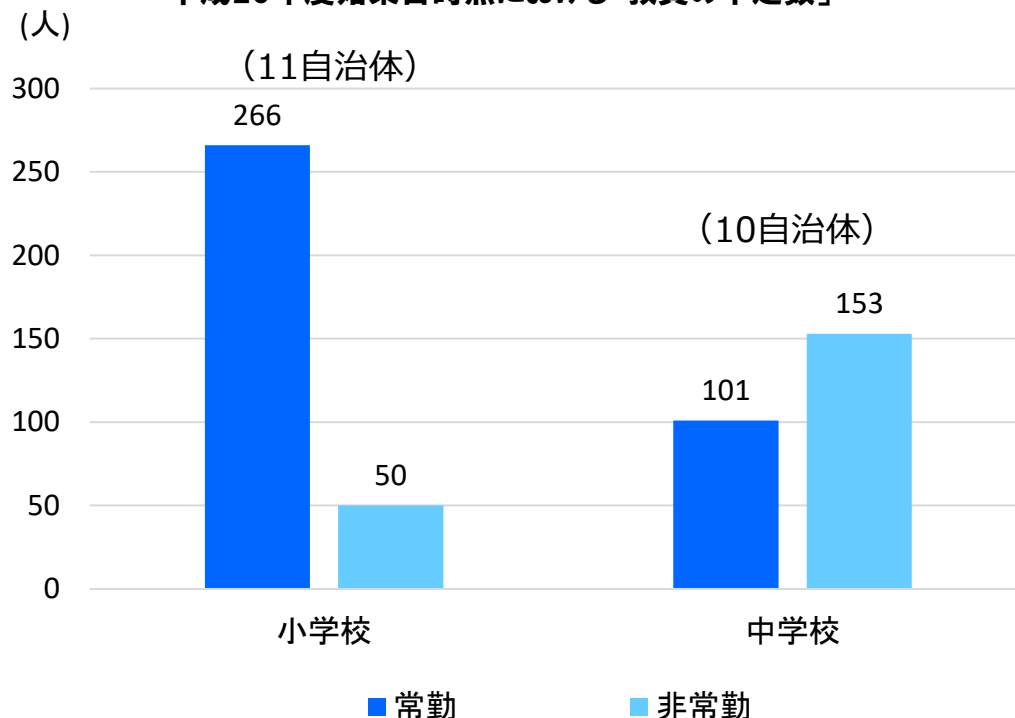
平成30年8月2日
中央教育審議会 教員養成部会配布資料を一部加工
調査実施日：平成29年12月27日～平成30年1月23日

＜都道府県＞ 北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、愛知県、福岡県、大分県、鹿児島県

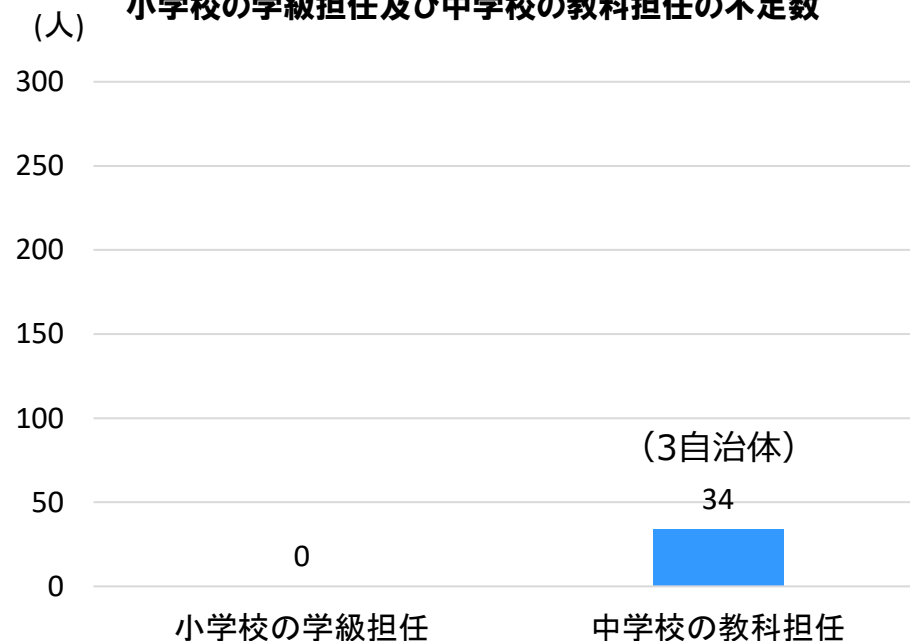
＜政令指定都市＞ 大阪市、北九州市、福岡市

「教員の不足数」

平成29年度始業日時点における「教員の不足数」



平成29年度始業日時点における「教員の不足数」のうち
小学校の学級担任及び中学校の教科担任の不足数



※「教員の不足」とは、学校に配置されている教員の数、各自治体において学校に配置することとしている教員の数を満たしていない状態を指す。

※「小学校の学級担任の不足」及び「中学校の教科担任の不足」とは、少人数教育等のための教員が確保できない場合等と異なり、当該教員がいないことで必要な授業が行えない又は授業時間を確保できない場合を指す。

※小学校には義務教育学校の前期課程、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。

※(参考) 平成29年5月1日時点における小学校の本務教員数は157,032人、兼務教員数は延べ13,181人(11自治体計)
中学校の本務教員数は88,477人、兼務教員数は延べ7,958人(10自治体計)(平成29年度学校基本調査)

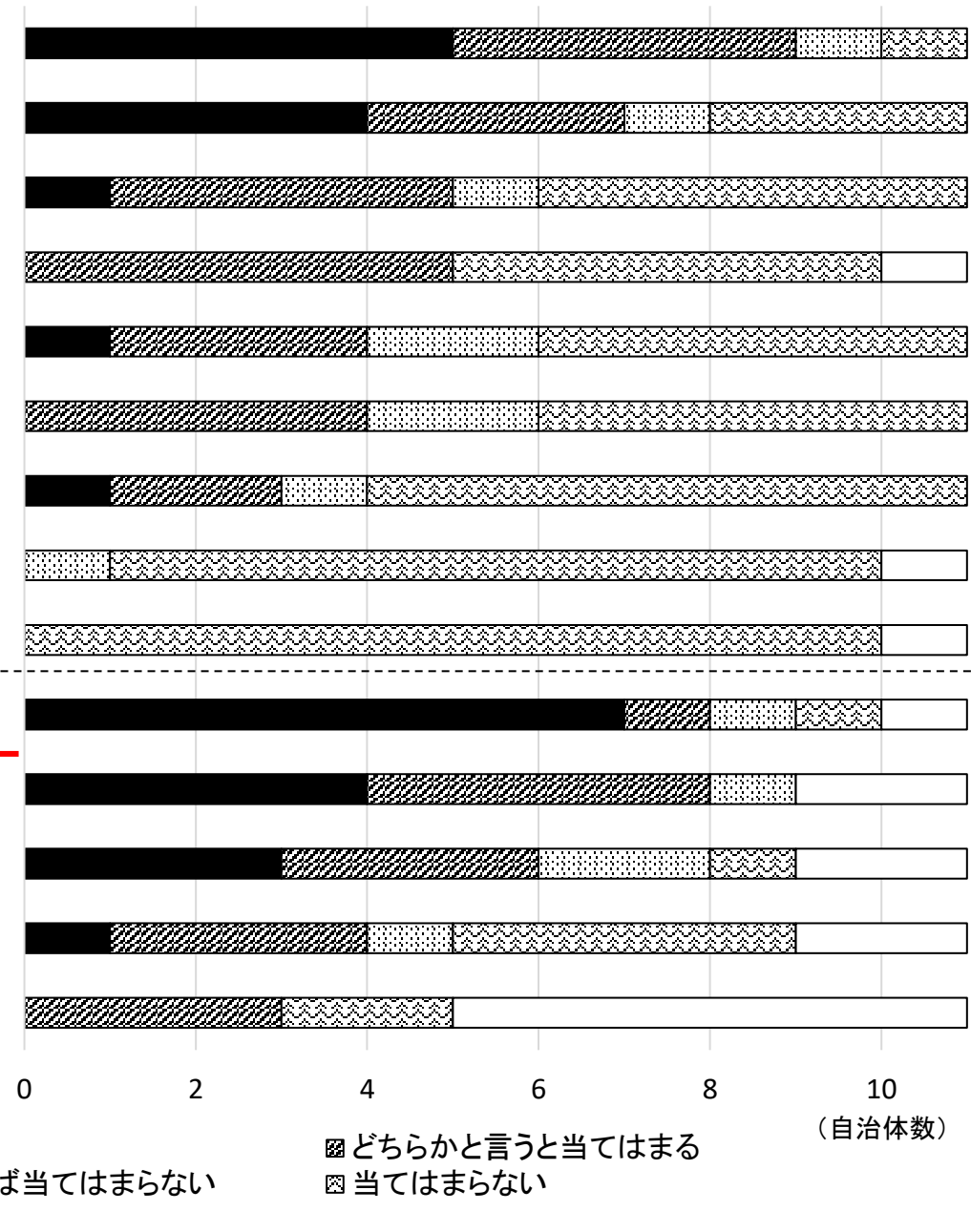
「教員の不足」の要因

欠員又は必要教員数の増加に係るもの

- 産休・育休取得者数の増加
- 特別支援学級数の増加
- 転入等による学級数の増加
- 辞退者の増加等により予定人数を採用できなかった
- 病休者数の増加
- 再任用を希望する退職教員が見込みより少なかった
- 早期退職者数が多かった
- 応募者の減少等により予定人数を採用できなかった
- 正規教員採用数の抑制

臨時的任用教員等の確保に係る困難に係るもの

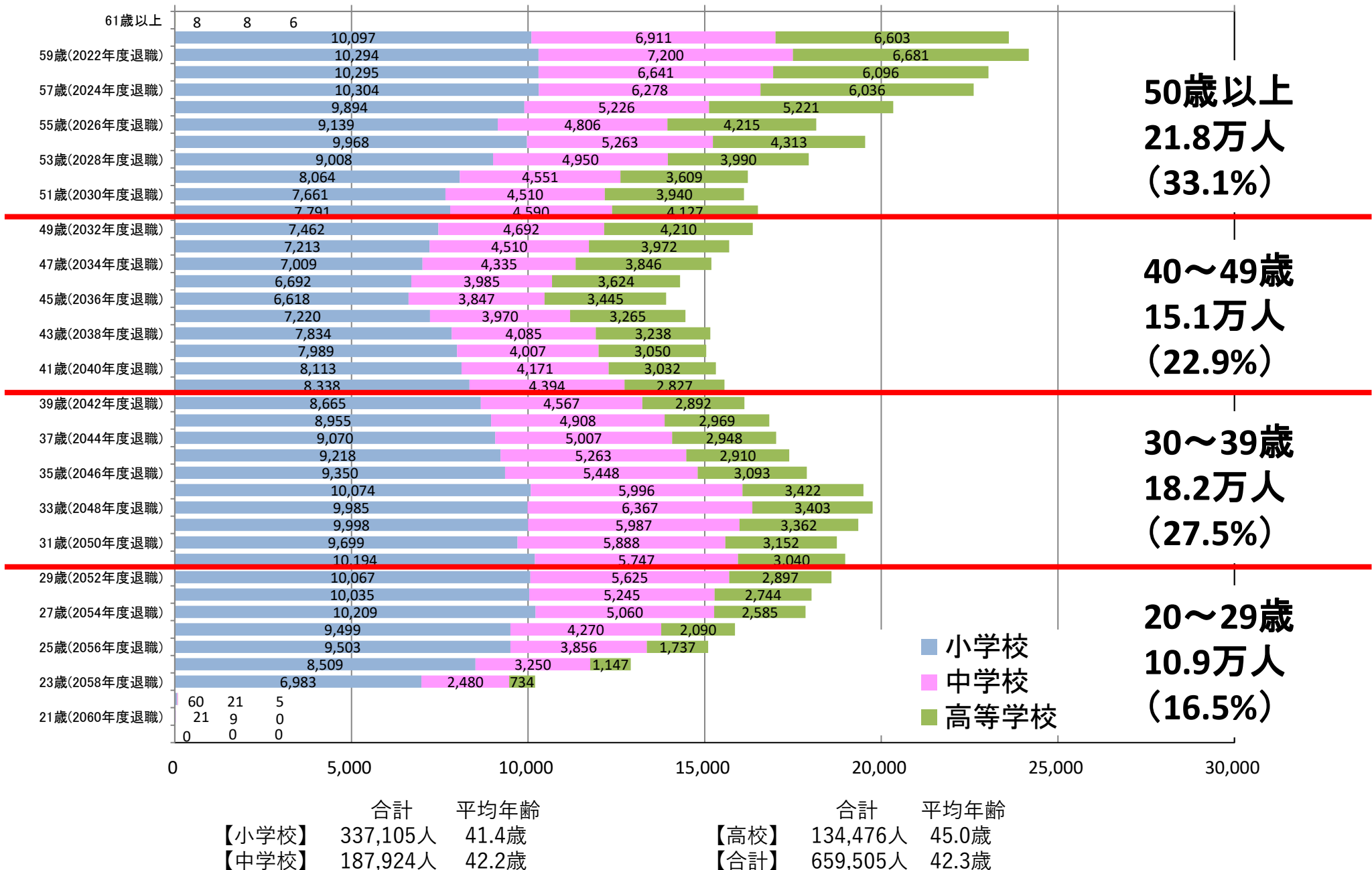
- 講師登録名簿登載希望者数の減少
- 採用候補者がほかの学校に就職済
- 採用候補者が教員以外の職に就職済
- 採用候補者が免許状の未更新等により採用できなかった
- 教員の勤務環境に対する風評による忌避



※グラフは出典を一部改変

公立学校年齢別教員数(令和3年度)

Ⅲ-17



(出典) 文部科学省調べ

(注1) 令和3年5月1日現在で在職する正規教員の数(校長, 副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 助教諭, 講師(非常勤講師を除く。))

(注2) 年齢は、令和3年度末時点

学校を取り巻く支援スタッフ等の全体像（全ての人材を置いた場合のイメージ：小中学校）

学校を取り巻く人材等の配置にあたっては、国の予算補助、地方財政措置、地方単独事業等、様々な形で措置されているが、小中学校に配置可能な人材の全体像は以下のとおり。

※これらすべてが各学校に配置されているわけではなく、学校や地域の実情に応じて、部分的にそれぞれの職が必要に応じて配置されている状況。

★法令上必置の職



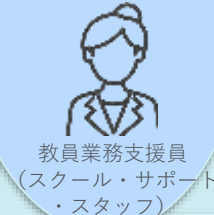
学校

学校業務を支援する
支援スタッフ

教員の負担軽減



部活動指導員・外部指導者



教員業務支援員
(スクール・サポート
・スタッフ)

ICT活用支援



GIGAスクール
サポーター 情報通信技術支援員
(ICT支援員)

PTA会員



指導教諭



★養護教諭



栄養教諭・
学校栄養職員



副校長・★教頭 主幹教諭



★教諭・講師等



★事務職員



学校用務員



給食調理員

授業等の支援



学習指導員 外国語指導助手 観察実験 学校司書
(ALT) アシスタント

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）



学校運営協議会委員（保護者や地域住民等）

地域学校協働活動推進員
(地域コーディネーター等)

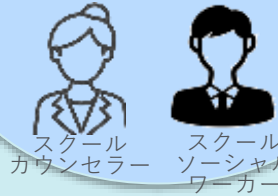
地域学校協働本部



学校評議員

(保護者や地域住民等)

心理・福祉の専門家



スクール
カウンセラー スクール
ソーシャル
ワーカー

特別な支援を
必要とする
子供への支援



特別支援教育
支援員



医療的ケア
看護職員



特別支援教育の充実
を図るための外部専
門家（医師等）

日本語指導補助者
母語支援員

文部科学省



ICT活用教育
アドバイザー

教育委員会



スクールロイヤー

地域



スクールガード・リーダー

放課後子供教室

地域未来塾

土曜学習
応援団

学校に置かれる主な職等（学校を取り巻く人材）について①

Ⅲ－19

職名（名称）	職務内容	免許／資格	配置状況等	設置の位置づけ	常駐／非常駐（※）	配置（予算積算上）の考え方	財政上の措置	備考
校長	校務をつかさどり、所属職員を監督する。	普通免許状	32,200 ※学校基本調査	必置	常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	免許不要の場合あり（学教法施行規則第22条）
副校長	校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。 校長に事故があるときはその職務を代理する。	普通免許状	3,849 ※学校基本調査	任意	常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	免許不要の場合あり（学教法施行規則第22条）
教頭	校長を助け、校務を整理し、必要に応じて児童生徒の教育をつかさどる。 校長に事故があるときは校長の職務を代理する。	普通免許状	32,838 ※学校基本調査	必置	常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	免許不要の場合あり（学教法施行規則第22条）
主幹教諭	校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる。	普通免許状	21,669 ※学校基本調査	任意	常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	
指導教諭	児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。	普通免許状	2,703 ※学校基本調査	任意	常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	
教諭	児童生徒の教育をつかさどる。	普通免許状	697,464 ※学校基本調査	必置	常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	
養護教諭	児童生徒の養護をつかさどる。	普通免許状	33,595 ※学校基本調査	必置 ※高校のみ任意	常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	
栄養教諭	児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。	普通免許状	6,658 ※学校基本調査	任意	常駐又は非常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	
事務職員	事務をつかさどる。	なし	54,349 ※学校基本調査	必置	常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	
助教諭	教諭の職務を助ける。	臨時免許状	2,612 ※学校基本調査	任意	常駐又は非常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	
講師	教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。	臨時免許状	63,447 ※学校基本調査	任意	常駐又は非常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	

学校に置かれる主な職等（学校を取り巻く人材）について②

Ⅲ－19

職名（名称）	職務内容	免許／資格	配置状況等	設置の位置づけ	常駐／非常駐（※）	配置（予算積算上）の考え方	財政上の措置	備考
養護助教諭	養護教諭の職務を助ける。	臨時免許状	3, 093 ※学校基本調査	任意	常駐又は非常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	
実習助手	実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	なし	12, 632 ※学校基本調査	任意	常駐又は非常駐	—	全額一般財源	高校、中等教育学校及び特別支援学校に置くことのできる職。
寄宿舎指導員	寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。	なし	4, 222 ※学校基本調査	必置	常駐又は非常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	寄宿舎を設ける特別支援学校に置かなければならない。
学校栄養職員	教育職員免許法第4条第2項に規定する栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士法第2条第1項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するもののうち、栄養教諭以外の者	左記のとおり	4, 699 ※学校基本調査	任意	常駐又は非常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	
事務長	校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括する。	なし	—	任意 ※高校のみ必置	常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	事務職員を充てる。
事務主任	校長の監督を受け、事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。	なし	—	任意 ※高校のみ置 かれない	常駐	—	義務籍については義務教育費国庫負担金により国費1/3を措置。 高校籍については全額一般財源。	事務職員を充てる。
技術職員	技術に従事する。	なし	690 ※学校基本調査	任意	常駐又は非常駐	—	全額一般財源	
学校用務員	学校の環境の整備その他の用務に従事する。	なし	24, 526 ※学校基本調査	任意	常駐又は非常駐	—	全額一般財源	
学校給食調理員	学校給食の調理に携わる。	なし	45, 476人（教育委員会採用分のみ）※学校給食実施状況等調査（H30.5.1時点）	任意	—	—	地方交付税措置	外部委託を行うケースもある。
学校医	学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。	医師免許	94, 080 ※学校基本調査	必置	非常駐	—	地方交付税措置	

学校に置かれる主な職等（学校を取り巻く人材）について③

Ⅲ - 19

職名（名称）	職務内容	免許／資格	配置状況等	設置の位置づけ	常駐／非常駐（※）	配置（予算積算上）の考え方	財政上の措置	備考
学校歯科医	学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。	歯科医師免許	40,548人 ※学校基本調査	必置	非常駐	—	地方交付税措置	
学校薬剤師	学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。	薬剤師免許	32,951人 ※学校基本調査	必置	非常駐	—	地方交付税措置	
スクールカウンセラー	心理に関する専門的知見を有する者として児童生徒、保護者、教職員に対してカウンセリング、情報収集・見立て、助言・援助等を行う。	公認心理師 臨床心理士等	11,955人（R1） ※補助金対象者	任意	非常駐	週3～4時間、 年間35週	1/3予算補助	
スクールソーシャルワーカー	福祉の専門性を有する者として、児童生徒のニーズの把握及び関係機関との連携を通じた支援、保護者への支援、学校への働き掛け、自治体への体制整備への働き掛けを行う。	社会福祉士 精神保健福祉士等	3,412人（R1） ※補助金対象者	任意	非常駐	1中学校区に 対し週3時間、 年間42週	1/3予算補助	
医療的ケア看護職員	学校において、医療的ケア児に対するたんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを行う。	看護師、准看護師、保健師、助産師	3,091人（R2） ※補助実績	任意	非常駐	—	1/3予算補助	
特別支援教育の充実を図るための外部専門家（専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など）	特別支援学校等において、自立活動の個別指導計画の作成や実際の指導に当たったの指導・助言を行う。	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など	1,337人（R2） ※補助実績	任意	非常駐	—	1/3予算補助	
特別支援教育支援員	教育上特別の支援を必要とする児童生徒等の学習又は生活上必要な支援を行う。	なし	57,008人 （R3.5.1時点）	任意	常駐又は非常駐	—	地方交付税措置	
GIGAスクールサポーター	学校におけるICT環境整備の初期対応を行う。	なし	2,998人 （R3.4.1時点） ※補助実績	任意	非常駐	4校に2名配置 雇用単価／年 230万円 配置期間6か月	1/2等予算補助	
情報通信技術支援員（ICT支援員）	教員のICT活用（授業、校務等）の支援を行う。	なし	2,549人（R2.3月時点）	任意	非常駐	—	地方交付税措置	

学校に置かれる主な職等（学校を取り巻く人材）について④

Ⅲ－19

職名（名称）	職務内容	免許／資格	配置状況等	設置の位置づけ	常駐／非常駐（※）	配置（予算積算上）の考え方	財政上の措置	備考
学校司書	学校図書館の日常の運営、管理、教育活動等を支援を行う。	なし	19,729人 (R2.5.1時点)	任意	常駐又は非常駐	—	地方交付税措置	
部活動指導員	教員に代わって顧問を担う、部活動の指導を行う。	なし	6,556人（R3） ※補助申請	任意	非常駐	週6時間、年間35週	1/3予算補助 ※高等学校等は地方財政措置	
外部指導者（部活動）	部活動における技術指導を行う。	なし	39,758人 (R2)※運動部活動の外部指導者数（中体連・高体連調査）	任意	非常駐	—	なし	
外国語指導助手（ALT）	小学校の外国語活動や、小・中・高等学校の外国語の授業等の補助を行う。	なし	5,234人 (R1.7.1時点) ※JETのみ	任意	非常駐	—	地方交付税措置	R2は新型コロナウイルス感染症の影響により来日日が中止されたことを受け、R1.7.1時点のものから人数の更新は公表なし
観察実験アシスタント	小学校、中学校における理科の観察・実験に使用する設備の準備・調整等を、設置者及び配置された学校の指示の下において行う。	なし	2,340人（R2）※ 補助実績	任意	非常駐	年間3時間×15回 等	1/3予算補助	対象：公立・私立の小学校、中学校、特別支援学校（小学部及び中学部）
教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）	教員の負担軽減を図るための教員の業務支援を行う。	なし	17,933人（R3） ※補助申請	任意	非常駐	週30時間、年間40週 等	1/3予算補助	
学習指導員	補充学習や発展的な学習など、主として学力向上を目的とした学校教育活動のサポートを行う。	なし	36,591人（R3） ※補助申請	任意	非常駐	週12時間、年間35週 等	1/3予算補助	
日本語指導補助者・母語支援員	外国人児童生徒に対し、日本語指導や教科指導における補助、外国人児童生徒や保護者からの教育相談への対応、また、教材や学校便り等の翻訳作業等を行う。	なし	8,904人（R1） ※市区町村に対する調査の結果による	任意	非常駐	週16時間、年間35週 等	自治体が補助事業を活用して日本語指導補助者、母語支援員を派遣している場合は、1/3予算補助	配置状況等の人数は「外国人の子供の就学状況等調査」（令和元年調査）において把握
スクールガード・リーダー	警察官OB等が学校等を巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して、見守り活動上のポイントや不審者への対応等について専門的な指導を行う。	なし	1,531人（R2） ※補助実績	任意	非常駐	年間42日	1/3予算補助	学校に常駐する職ではなく、市町村が委嘱する有償ボランティアである。

学校に置かれる主な職等（学校を取り巻く人材）について⑤

Ⅲ－19

職名（名称）	職務内容	免許／資格	配置状況等	設置の位置づけ	常駐／非常駐（※）	配置（予算積算上）の考え方	財政上の措置	備考
スクールロイヤー	学校における諸問題について、法務の専門家として、教育委員会や学校に対し法的なアドバイスなどを行う。	法曹資格等	今後調査予定	任意	非常駐	—	地方交付税措置	
学校評議員	校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べる。	なし	学校評議員を設置している学校数は27,426校（国公私、幼稚園を除く）、人数は75.0%が3～6人（H26）	任意	非常駐	—	なし	
学校運営協議会委員	校長の作成した、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項についての基本的な方針を学校運営協議会として承認する。	なし	学校運営協議会を設置している学校は9,551校（幼稚園を除く）（R2.7.1）、委員人数は平均約14人（R2）	努力義務 ※学校運営協議会は教育委員会の下部組織であり、その委員は学校に置かれる者ではない。	非常駐	—	地方交付税措置	・ 公立学校のみ
地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター等）	教育委員会の施策に協力して地域住民等と学校との間の情報共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。	なし	28,822人（R2.7.1時点）	任意 ※概念的には地域学校協働本部と学校とのコーディネート役を担う者であり、学校に置かれるとは限らない。	非常駐	年間75日×2時間	1/3予算補助	・ 委嘱が主である。 ・ 公立学校のみ補助
放課後子供教室、地域未来塾などの地域学校協働活動に参画する者	子供たちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象とした、学習や体験・交流活動のほか退職教員や大学生等の地域住民等の協力により実施する原則無料の学習支援などを行う。	なし	地域学校協働活動を行う地域学校協働本部の数は10,878本部（R2.7.1時点） ※放課後子供教室：18,031教室 地域未来塾：2,974箇所	—	—	—	1/3予算補助	

学校に置かれる主な職等（学校を取り巻く人材）について⑥

Ⅲ－19

職名（名称）	職務内容	免許／資格	配置状況等	設置の位置づけ	常駐／非常駐（※）	配置（予算積算上）の考え方	財政上の措置	備考
土曜学習応援団の賛同企業・団体等	土曜日をはじめとして、夏休み、冬休み、平日の授業や放課後等に出前授業や施設見学等を、企業・団体・大学等に提供してもらい、特色・魅力ある教育活動を推進している。	なし	賛同団体等：832団体（R3.8）	－	－	なし	なし	
PTA会員	PTAとは、父母と教師によって、子どもの健やかな育成のために自ら組織する社会教育団体であり、具体的な組織の在り方や活動については、それぞれのPTAが地域の状況等に応じて協議し、決めていく。	なし	公益社団法人日本PTA全国協議会は、約25,000（約772万人）の公立小中学校のPTAで構成 一般社団法人全国高等学校PTA連合会は、約4,000（約208万人）の高等学校で構成	任意		－	なし	
ICT活用教育アドバイザー	学校設置者を対象に学校における教育の情報化に関する専門的な助言や研修支援を行う。	なし	102人（R2.12月時点）	※ICT活用教育アドバイザーは、学校設置者等に助言支援を実施する者であり、学校に置かれる者ではない。	非常駐	－	委託事業において助言支援に関する経費を負担	学校設置者による依頼に基づいて助言支援を実施。

※各地方公共団体における全ての実態を網羅的に把握・整理しているものではない。

学校に置かれる担当者（一覧）【概要】

Ⅲ - 20

主な根拠	法令における設置の必要性	学習指導関係		生徒指導関係		学校運営関係	
法令	○	教務主任	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)	学年主任【再掲】	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)	司書教諭【再掲】	◆学校図書館法(昭和二十八年法律第八十五号)
		学年主任	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)	生徒指導主事	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)	保健主事【再掲】	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)
		司書教諭	◆学校図書館法(昭和二十八年法律第八十五号)	進路指導主事	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)	教職員の労働安全衛生管理担当者(衛生管理者・衛生推進者)	◆労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号) 等
		保健主事	◆学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)			防火管理者	◆消防法(昭和二十三年法律第八十六号) 等
		道徳教育推進教師	◆小学校・中学校学習指導要領(文部科学省)(平成29年3月)等			研修担当*	◆教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号) 等
通知	—	特別支援教育コーディネーター	○「特別支援教育の推進について(通知)」(文部科学省初等中等教育局長通知)(平成19年4月1日付)	教育相談コーディネーター	○「児童生徒の教育相談の充実について(通知)」(文部科学省初等中等教育局長通知)(平成29年2月3日付)	学校給食主任	○学校給食の実施について(文部省管理局通達)(昭和31年6月5日付)
		部活動担当	○「中学校・高等学校における運動部の指導について」(文部省初等中等教育局長通達)(昭和32年5月16日付)	特別支援教育コーディネーター【再掲】	○「特別支援教育の推進について(通知)」(文部科学省初等中等教育局長通知)(平成19年4月1日付)	地域連携担当	○「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について(通知)」(文部科学事務次官通知)(平成29年3月31日付)
答申、報告書等	—	外国語担当(中核教員)	□「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(中央教育審議会)(平成28年12月21日)	不登校担当	□「不登校児童生徒への支援に関する最終報告 ～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」(不登校に関する調査研究協力者会議)(平成28年7月)	学校安全担当	□第2次学校安全の推進に関する計画(平成29年3月24日閣議決定)
		人権教育担当	□人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ](人権教育の指導方法等に関する調査研究会議)(平成20年3月)	人権教育担当【再掲】	□人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ](人権教育の指導方法等に関する調査研究会議)(平成20年3月)	教育実習担当	□「今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申)」(中央教育審議会)(平成18年7月11日)
						学校教育情報セキュリティ・システム担当 人権教育担当【再掲】	□「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(文部科学省)(平成29年10月18日) □人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ](人権教育の指導方法等に関する調査研究会議)(平成20年3月)

※学校において設置する担当者で、法令、通知、答申、報告書等(国(主に文部科学省)から出されているもの)に根拠があるものが対象

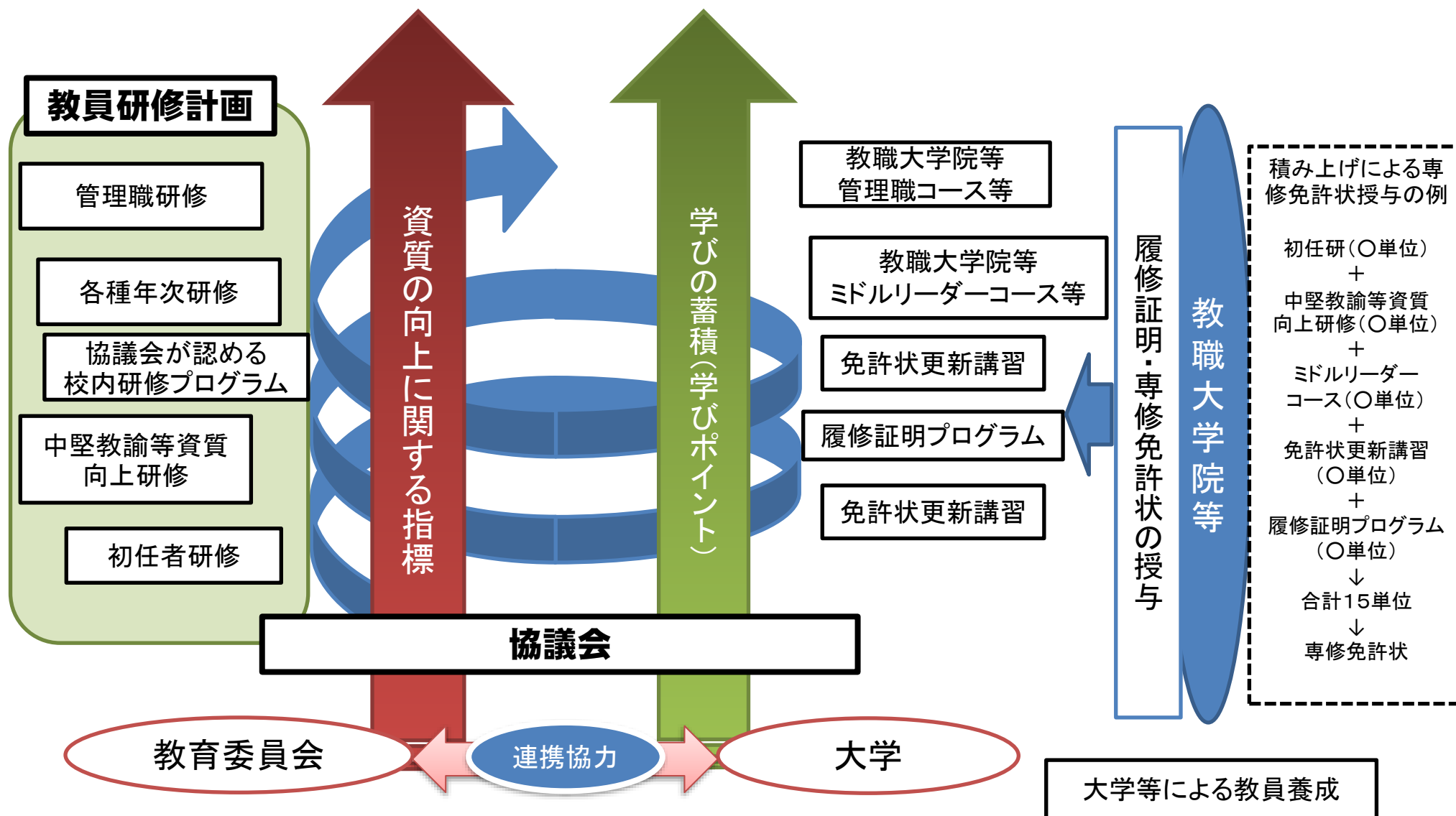
※根拠の区分は、◆:法令、○:通知、□:答申、報告書等

* 指導教員のみ法令で必置

主任等の種類について

Ⅲ－21

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
省令上の主任等	教務主任(17,864人)	教務主任(9,141人)	教務主任(5,172人)	教務主任(1,706人)
	学年主任(70,731人)	学年主任(25,232人)	学年主任(14,383人)	学年主任(4,681人)
	保健主事(18,060人)	保健主事(9,052人)	保健主事(4,375人)	保健主事(1,114人)
		生徒指導主事(9,493人)	生徒指導主事(5,041人)	生徒指導主事(1,360人)
		進路指導主事(9,164人)	進路指導主事(5,114人)	進路指導主事(1,281人)
			学科主任(5,782人)	学科主任(382人)
			農場長(329人)	農場長(3人)
各教育委員会等により置かれている主任等の例				寮務主任(276人)
	分校主任、研究主任(研修主任)、防災主任、寮務主任、図書主任、小学校の生徒指導主事			



協議会の協議において、資質の向上に関する指標の策定を行うとともに、指標を踏まえつつ、各種研修、免許状更新講習、履修証明プログラム、教職大学院コースをそれぞれ単位化し、それらの積み上げによって履修証明や専修免許状を授与する取り組みの推進を図り、学び続ける教員の具現化を図る。

(1) 人事評価制度の概要

- 能力・実績に基づく人事管理を徹底し、より高い能力を持った公務員を育成するとともに組織全体の士気高揚、公務能率の向上を通じて、住民サービス向上を図る目的で、平成26年5月、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」（平成26年法律第34号）が成立し、人事評価制度が導入された（平成28年4月1日施行）。
- 教員の能力と業績を適正に評価し、評価結果が処遇上も報われるようにすることは、教員全体への信頼性を高め、頑張る教員を励まし応援していく上で重要。
- 公立学校の教員のうち、県費負担教職員の任命権者は都道府県教育委員会であるが、人事評価については、都道府県教育委員会の計画の下に市町村教育委員会が行うものとされている。（地教行法第44条）

人事評価制度のポイント

- ①「能力評価」と「業績評価」の2つを実施
- ②人事評価の結果は、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用される

能力評価

職員が職務を遂行するにあたり発揮した能力を把握

（項目例）責任感、連携・協働姿勢、リーダーシップ（管理職）、知識・技能、企画・計画力、判断力、規律性など

業績評価

職員が果たすべき職務をどの程度達成したかという業績を把握

（項目例）教育成果、工夫改善、効率性、指導育成実績（管理職）、など

※人事評価は、公正に（地公法第23条第1項）、定期的に（地公法第23条の2第1項）行わなければならない。

(2) 人事評価結果の活用

- 任命権者である教育委員会は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされている。（地公法第23条第2項）
- 人事評価結果の活用状況は右記の通り。
（対象：47都道府県・20指定都市）

活用分野	教諭等	管理職
昇任	32県7市	32県7市
昇格・降給	39県16市	40県18市
勤勉手当	39県14市	39県18市
免職・降任	18県4市	20県4市
配置転換	18県6市	16県4市
研修	26県7市	23県7市

活用分野	教諭等	管理職
人材育成・資質向上等	32県12市	30県12市
表彰	18県6市	16県3市
条件附採用期間の勤務状況判定	26県10市	6県2市
指導改善研修の認定	19県7市	-
再任用の決定	8県5市	7県5市

出典：平成30年度公立学校教職員の人事行政状況調査（文部科学省調べ）
（管理職：校長、副校長、教頭 教諭等：管理職以外の教育職員）

【兵庫教育大学】外部との連携による学校管理職・教育行政トップリーダーの養成・

- ・全国に先駆け教職大学院に教育政策リーダーコースを設置し、教育長等教育行政職幹部職員の養成・研修を実施
- ・教育長をはじめ教育行政幹部職員及び学校管理職を対象とした「教育行政トップリーダーセミナー」を全国主要都市で開催（参加者：H29～R2年 448人）
- ・平成16年度から兵庫県と共催で新任の教頭・指導主事等管理職を対象とした「学校管理職・教育行政職特別研修」を実施（毎年度約250人が受講、受講者総数は4,000人を超える）。また、教職大学院学校経営コースのカリキュラムに研修の成果を一部反映
- ・県内の教育委員会において、ミドルリーダー育成に対応する研修を実施
- ・学校管理職の組織運営能力を向上させるプログラムを開発し、学校管理職マネジメント研修として、都道府県教育委員会や教育センター等と共催して実施
- ・学校管理職リーダーシップ研修及び教員マネジメント研修を開発し全国で実施
- ・平成29年度から地元の自治体との連携による子育て支援ルーム「かとうGENKi」を設置し、地域の子どもたちの健やかな育ちを支援（令和元年度利用者数延べ 4,844人）

教育行政トップリーダーセミナー



兵庫県・神戸市と共催の「学校管理職・教育行政職特別研修」



【岐阜大学】教育委員会と連携した学校管理職の養成

1 背景

高度化・複雑化する教育課題を解決する学校管理職の力量向上が求められている。岐阜大学教職大学院は岐阜県教育委員会と連携して、任用前の養成と任用後の研修という体系的なシステムとコンテンツを開発した。

2 岐阜県教育委員会と連携した取組

●学校管理職任用前の養成

①教職大学院の再編：県教委からの学校管理職候補者（教頭登用試験合格者等）の派遣教員を対象とした「学校管理職養成コース」を設置。教頭のコンピテンシーを養成するための教育行政実習や学校経営実習を開発。

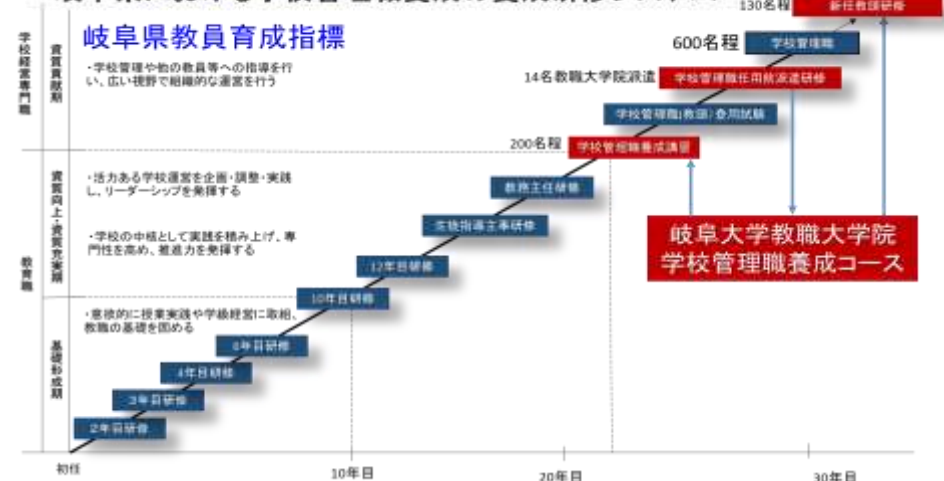
②岐阜県の教員研修：新任主幹教諭への悉皆研修として、学校管理職養成講習を開始。希望者に科目等履修制度により教職大学院の単位付与。

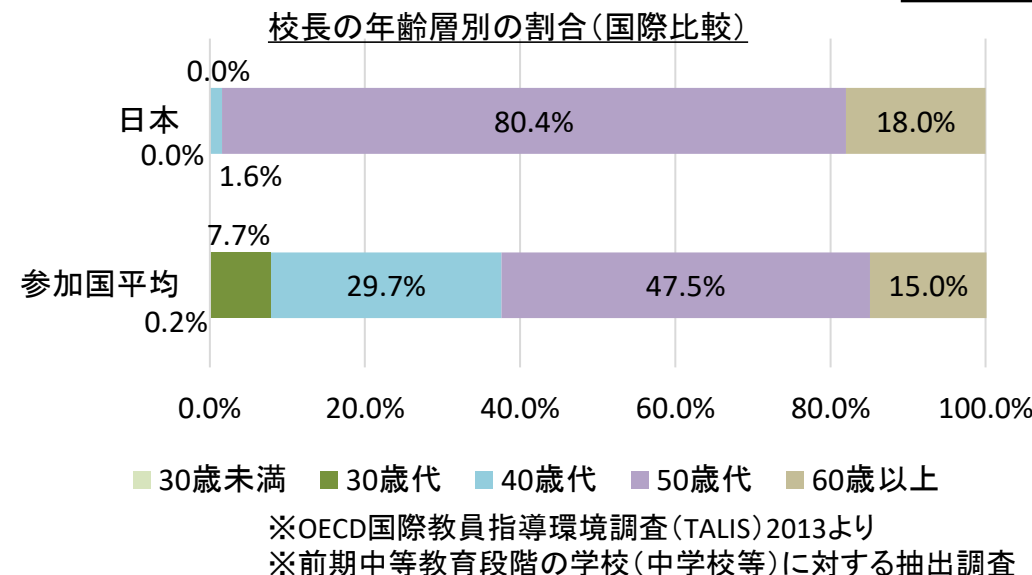
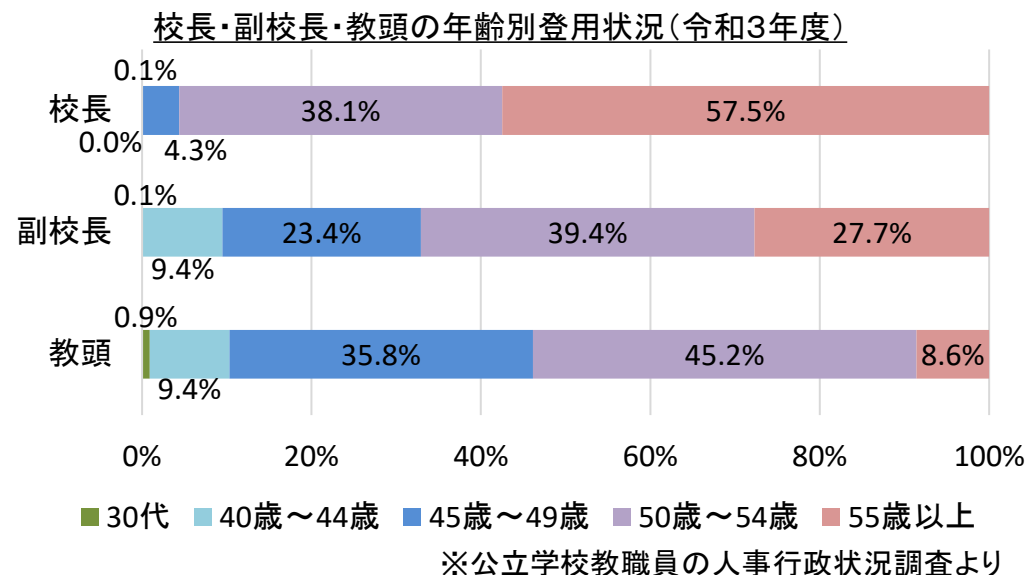
●学校管理職任用後の研修：新任教頭研修（職能開発演習）を実施。

3 取組の効果

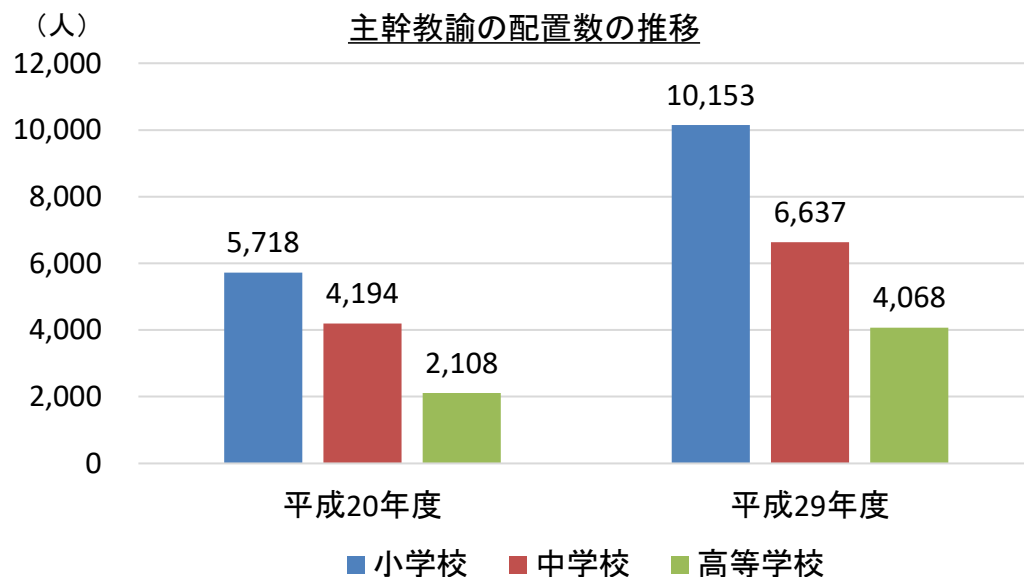
所属長や受講者評価から、課題解決力の向上が認められた。

岐阜県における学校管理職養成の養成研修システム





主幹教諭の配置促進



※学校基本調査より
※高等学校は通信制を除く。

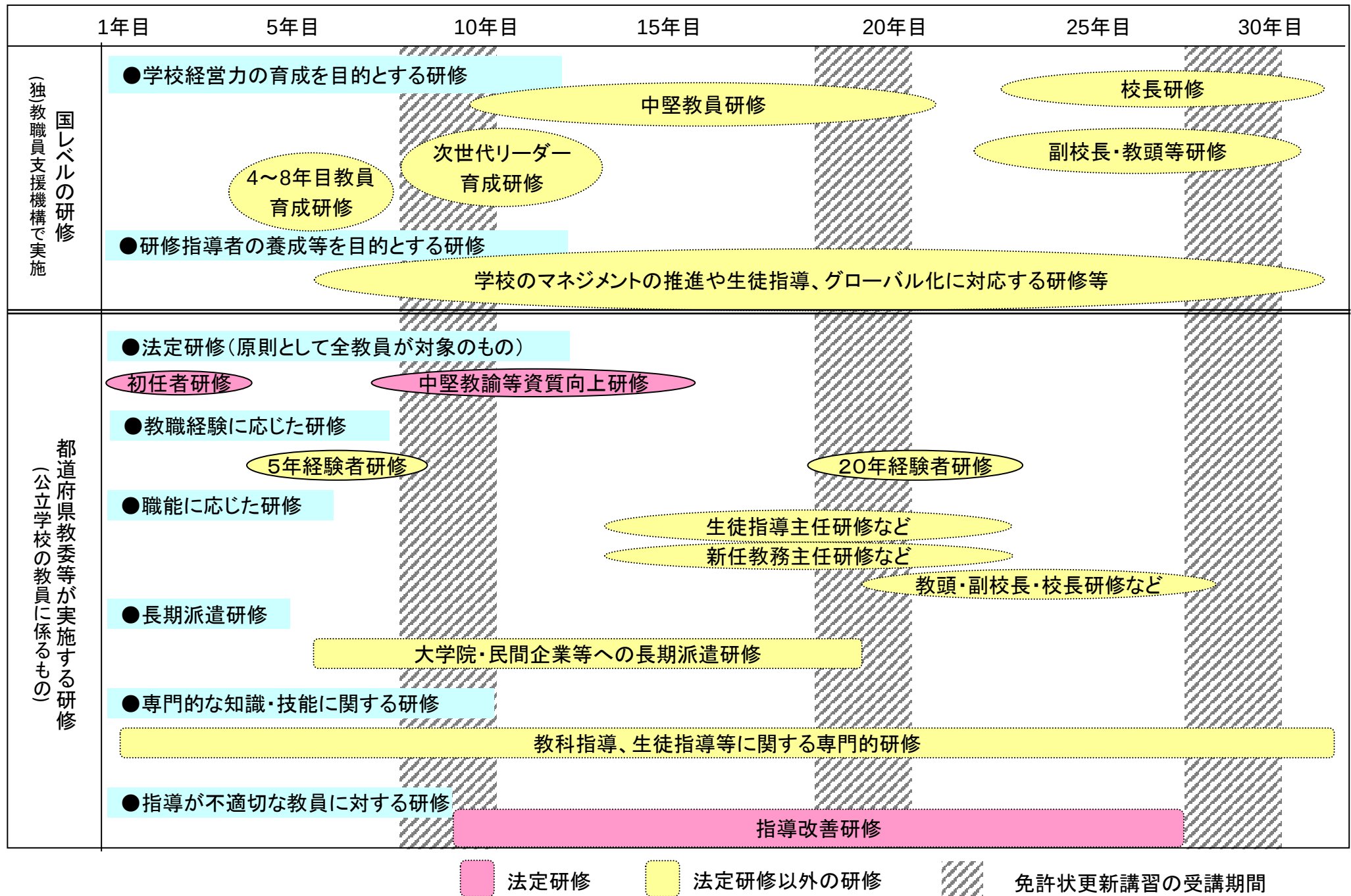
令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果に係る留意事項について(通知) (令和3年4月9日付3文科初第45号)【抜粋】

第2 教職員人事に関する各種施策

4 校長・副校長・教頭の登用状況等

学校が自主性・自律性を発揮し、家庭や地域と連携した学校教育活動を展開するためには、社会の変化や近年の学校を取り巻く状況の変化、地域や学校の特長・課題を適確に把握し、リーダーシップを発揮して、組織的・機動的な学校運営を行うことができる人材を、校長・副校長・教頭に確保することが重要である。

このため、管理職の育成に当たっては、マネジメント能力を重視するとともに、登用等の際には、次代を担う児童生徒にとって何を優先すべきかを見定め、時間を最も効果的に配分し、可能な限り短い時間で教育の目標を達成する成果を上げられるかどうかの能力や働き方改革への取組状況を適正に評価すること。さらに、副校長の配置や教頭の複数配置など校長の補佐体制を強化するとともに、副校長・教頭が力を発揮することができるよう、事務職員との分担の見直しなど事務体制の整備や主幹教諭の配置等の取組を進め、さらには、教員出身でない者の登用など管理職選考の工夫を行うなどして、優秀な人材の確保に努めること。



1. 目的 : 新任教員の実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を修得させる
2. 対象者 : 公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者
3. 実施者 : 任命権者（都道府県・指定都市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会）
※ただし、中核市は、中核市教育委員会が行う
4. 根拠法 : 教育公務員特例法第23条（昭和63年制度創設、平成元年度から実施）
5. 研修内容 : 実施者が定める

<文部科学省が教育委員会に示した目安>

I. 校内研修

時間数：週10時間以上、年間300時間以上
指導教員を中心とする指導及び助言

II. 校外研修

日数：年間25日間以上

- ①教育センター等における教科等に関する専門的な指導
- ②企業・福祉施設等での体験研修
- ③社会奉仕体験活動研修及び自然体験活動研修
- ④宿泊研修

初任者研修の実施状況（令和元年度）

○研修対象者数

小学校：16,586人 中学校：8,048人
高等学校：4,289人 特別支援学校：2,982人 計31,905人

○研修内容

教科指導、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、安全に関する指導、公務員倫理・服務、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

○初任者1人にかかる1週間当たりの校内研修の指導時間

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
7.5時間	7.5時間	7.7時間	7.8時間

○初任者1人にかかる校外研修の年間指導日数

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
16.9日	16.9日	17.3日	17.0日

1. 目的

教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図る

2. 対象者

公立の小学校等の教諭等（指標や教員研修計画等の研修体系を踏まえ任命権者の責任で決定）

※指標とは、地域の実情に応じ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標

※教員研修計画とは、指標を踏まえ、校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画

3. 実施者

任命権者（都道府県・指定都市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会）

※ただし、中核市は、中核市教育委員会が行う

※幼稚園については、任命権者（ただし、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園については都道府県教育委員会）

4. 根拠法 教育公務員特例法第24条（平成29年度から実施）

5. 研修内容 任命権者が定める

＜十年経験者研修（中堅教諭等資質向上研修の前身）について文部科学省が教育委員会に示した目安＞

※中堅教諭等資質向上研修においては、日数の目安を示していない

I. 長期休業期間等の研修

日 数：20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場 所：教育センター等

講 師：ベテラン教員、指導主事

内 容：教科指導、生徒指導等に関する研修

II. 授業期間の研修

日 数：20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場 所：主として学校内

指導助言：校長、教頭、教務主任等

内 容：授業研究、教材研究等

中堅教諭等資質向上研修の実施状況

○研修対象者数

小学校：14,207人 中学校：8,065人
高等学校：4,739人 特別支援学校：2,667人
幼稚園：583人 幼保連携型認定こども園：318人 計30,579人

○研修内容

教科指導、教育課程の編成、主体的・対話的で深い学び、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、人権教育・男女共同参画、公務員倫理・服務、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

○研修の年間実施日数（平均）

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	幼保連携型認定こども園
21.5日	21.5日	21.3日	20.6日	13.3日	12.4日

出典：文部科学省 中堅教諭等資質向上研修実施状況（令和元年度）調査結果
※調査対象：125都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会

○ 十年経験者研修の見直し（教育公務員特例法の一部改正（平成29年4月1日施行））

十年経験者研修を**中堅教諭等資質向上研修に改め、実施時期の弾力化**を図るとともに、中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための研修とする。

○ 初任者研修に係る教職員定数の基礎定数化（義務標準法の一部改正（平成29年））

初任者研修に係る加配定数を2026年度までに漸次6人に1人の割合で基礎定数化し、初任者に対する指導体制を安定的に確保。



拠点校方式による初任者のみを対象とした指導に加え、ベテランの教員やミドルリーダークラスの教員がメンターとして若手教員等の指導や助言を行ったり、授業研究などを行ったりしながら**チーム内で学びあう中で初任者等の若手教員を育成するいわゆるメンター方式**における研修のコーディネーター等としての活用等が可能に。

○ 初任者研修の弾力化（初任者研修の弾力的実施について（平成30年6月26日通知））

- ・ 各地域における初任者研修を含めた若手教員に対する研修全体の実施状況等を踏まえ、**初任者研修の校内研修の実施時間及び校外研修の実施日数を弾力化**。
- ・ 教職大学院修了者、採用前に臨時的に任用された講師等の勤務経験者、「教師養成塾」出身者等に対する**個別的対応の促進**。

○ 「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について」（令和元年6月28日通知）

- ・ 教員研修計画の策定に際して、単に教員等が受講する研修の絶対量のみが増加し、教員等の多忙化に拍車をかけるようなことにならないよう配慮すること。
- ・ 都道府県と市町村の教育委員会間等で重複した内容の**研修の整理**等、夏季等の長期休業期間中の業務としての**研修の精選**を行うとともに、研修報告書等についても、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図ること。
- ・ 実施時期の調整や**I C Tを活用したオンライン研修の実施**などの工夫をすることにより、教師がまとまった休暇を取りやすい環境にも配慮すること。その際、**免許状更新講習の科目と中堅教諭等資質向上研修をはじめとする現職研修の科目の整理・合理化や相互認定の促進**を図ることも、教員の負担の軽減に効果的であること。
- ・ 教師が確実に休日を確保できるようにする観点からも、初任者研修・中堅教諭等資質向上研修について、**実施時間及び日数を弾力的に設定**すること。

設立経緯

平成13年に設立された「独立行政法人教員研修センター」を前身とし、平成28年11月に独立行政法人教員研修センター法（平成12年法律第88号）等が一部改正されたことを受け、平成29年4月1日より新たに発足。

目的

全国の教職員の養成・採用・研修を担う関係機関との中核拠点として、研修の実施のみならず、各都道府県教育委員会や教育センター及び大学・教職大学院等と連携・協力体制を構築し、研修の高度化・体系化の促進を図るとともに、教員の資質能力の向上に関する調査研究とその成果の普及その他の支援を行うことにより、教職員の資質の向上を図ることを目的。

事業



教職員支援機構研修一覧

1. 学校経営力の育成を目的とする研修

- ・教職員等中央研修（校長研修、副校長・教頭等研修、中堅教員研修、次世代リーダー育成研修、4～8年目教員育成研修、事務職員研修）

2. 学校経営に関する基盤強化を目的とする研修

- ①学校のマネジメントを推進する基盤研修
 - ・学校組織マネジメント研修
 - ・カリキュラム・マネジメント開発研修
- ②生徒指導及び教育相談を推進する基盤研修
 - ・生徒指導基幹研修
 - ・教育相談基幹研修
 - ・いじめの問題理解基幹研修
- ③児童生徒の統合的な発達を促進する基盤研修
 - ・幼児教育専門研修
 - ・道徳教育推進研修
 - ・人権教育推進研修

3. 研修のマネジメントを推進する指導者の養成等を目的とする研修

- ④児童生徒の安全・健康を促進する指導者養成研修
 - ・体力向上マネジメント指導者養成研修
 - ・健康教育指導者養成研修
 - ・食育指導者養成研修
 - ・学校安全指導者養成研修
- ⑤学校のグローバル化を促進する指導者養成研修
 - ・外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修
 - ・小学校における外国語教育指導者養成研修
- ⑥現代の教育課題に対応する指導者養成研修
 - ・学校教育の情報化指導者養成研修
 - ・キャリア教育指導者養成研修

4. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

- ・外国語指導助手の招聘に関する事業
- ・英語教育海外派遣事業
- ・産業・情報技術等指導者養成事業
- ・産業教育実習助手資質向上事業
- ・産業・理科教育教員派遣事業

IV. 教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し関係

1. 教員免許制度の意義

公の教育を担う教員の資質の保持及び向上並びにその証明を目的とする制度

2. 免許状主義と開放制の原則

免許状主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない（免許法第3条第1項）。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

3. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別）

① 普通免許状 (有効期間10年)

専修免許状（修士課程修了程度）

一種免許状（大学卒業程度）

二種免許状（短大卒業程度）

② 特別免許状 (有効期間10年)

③ 臨時免許状 (有効期限3年)

- 授与権者：都道府県教育委員会
- 免許状の有効範囲
 - ・普通免許状：全ての都道府県
 - ・特別免許状 授与を受けた都道府県内
 - ・臨時免許状

普通免許状

① 大学における養成

学士の学位等

+

教職課程の履修

(教科に関する科目
教職に関する科目) ⇒

教員免許状

② 教員資格認定試験（幼稚園、小学校、特別支援学校（自立活動））の合格

③ 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験や大学等で所要単位により、上位区分、隣接学校種、同校種他教科の免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状（学校種及び教科ごとに授与）

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望・教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

※教育職員検定は、都道府県教育委員会が受験者の人物、学力、実務、身体について行うこととされており、具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められている。

4. 免許主義の例外

① 特別非常勤講師

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。**教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することが可能**（任命・雇用する者が、あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要）。

② 免許外教科担任制度

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、**校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等（講師は不可）が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能**（校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得るが必要）。

- ◆ 免許状の授与を受けるために大学において修得することを要する単位は、原則として、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならない（教育職員免許法別表第１備考第５号イ）。
- ◆ 文部科学大臣が大学の課程を適当と認めるにあたっては、中央教育審議会に諮問し、その答申に基づき、行うこととされている（教育職員免許法別表第１備考第５号イ）。大学の課程の審査は、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の専決事項となっており、当部会の付託を受け、課程認定委員会が行っている。



（課程認定の審査）

・ 審査基準

教員養成部会及び課程認定委員会における審査は、教育職員免許法及び同法施行規則のほか、「教職課程認定基準」（教員養成部会決定）等に基づき行われる。

・ 主な審査事項

- ① 学科等の目的・性格と免許状との相当関係
- ② 教育課程 ③ 教員組織 ④ 施設・設備 ⑤ 教育実習

✓平成28年の法改正及び平成29年の省令改正により、学校現場の状況の変化や教育を巡る環境の変化に対応するため、**特別支援教育の充実や、ICTを用いた指導法等の内容が新たに盛り込まれた**ところ。

✓教職課程を有する全ての大学等（1,283校）に設置される合計1万9,416課程に上記内容が盛り込まれたことを国において審査・認定し、**平成31年4月より新たな教職課程が始まった**。

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（平成27年12月中央教育審議会答申）

教育職員免許法の改正 （平成28年11月）

- 教科の専門的内容と指導法を一体的に学ぶことを可能とする「教科及び教職に関する科目」に大括り化

教科及び教職に関する科目

教科の専門的内容と指導法を統合した科目など意欲的な取り組みが実施可能となる

教科の専門的内容の例

・物理学 ・化学
・生物学 ・地学

教科の指導法の例

・学習指導要領における理科の目標と内容
・板書計画や指導案の作成 ・模擬授業

教育職員免許法施行規則の改正 （平成29年11月）

- 学校現場で必要とされる知識や技能を養成課程で獲得できるよう、教職課程の内容を充実。

教職課程に新たに加える内容の例

【単 位 化】・特別支援教育 ・外国語教育
【必修内容として明確化】・ICTを用いた指導法 ・道徳教育の理論 ・学校体験活動
・チーム学校への対応 ・総合的な学習の時間の指導法 ・アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善 ・学校安全への対応 ・学校と地域との連携 ・キャリア教育 等

教職課程コアカリキュラムの作成 （平成29年11月）

- 教科や学校種によって異なる教職課程のうち、共通性の高い「教職に関する科目」において、全大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化
- 教職課程の認定を行う際に確認すべき事項として活用（平成30年の全大学の課程認定から活用）
- 教科のうち、英語については特に指導法、専門科目についても作成

教職課程コアカリキュラムの例（各教科の指導法の場合）

全体目標	教科における教育目標等について理解し、学習指導要領の内容と背景となる学問とを関連させて理解を深めるとともに、授業設計を行う方法を身に付ける。
一般目標	具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
到達目標	学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業計画と学習指導案を作成できる。 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。

全大学の教職課程の審査・認定 （平成30年）

平成31年4月1日から、認定を受けた1,283校の大学等の合計1万9,416課程で履修内容を充実させた教育課程の開始

普通免許状の取得に当たって修得を要する単位

IV-4

■ 小学校教諭

(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	- 教科に関する専門的事項※1 - 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※2	30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	- 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 - 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） - 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） - 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 - 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3 - 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	- 道徳の理論及び指導法※4 - 総合的な学習の時間の指導法 - 特別活動の指導法 - 教育の方法及び技術 - 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法※5 - 生徒指導の理論及び方法 - 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 - 進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法	10	10	6
教育実践に関する科目	・教育実習	5	5	5
	・教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		26	2	2
教職部分	＋「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各2単位、計8単位）	83	59	37

- ※1 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（以下「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目を修得
- ※2 専修免許状又は一種免許状の場合は、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上、二種免許状の場合には6以上教科の指導法に関する科目について、それぞれ1単位以上を修得
- ※3 1単位以上を修得
- ※4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得
- ※5 「教育職員免許法施行規則要の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」（令和3年8月4日公布、令和4年4月1日施行）により、1単位以上を修得

■ 中学校教諭

(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	- 教科に関する専門的事項※1 - 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※2	28	28	12
教育の基礎的理解に関する科目	- 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 - 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） - 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） - 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 - 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3 - 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	- 道徳の理論及び指導法※4 - 総合的な学習の時間の指導法 - 特別活動の指導法 - 教育の方法及び技術 - 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法※5 - 生徒指導の理論及び方法 - 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 - 進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法	10	10	6
教育実践に関する科目	・教育実習	5	5	5
	・教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		28	4	4
教職部分	＋「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各2単位、計8単位）	83	59	37

- ※1 例えば、数学の場合、代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータについて、それぞれ1以上の科目を修得
- ※2 専修免許状又は一種免許状の場合は8単位以上、二種免許状の場合には2単位以上を修得
- ※3 1単位以上を修得
- ※4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得
- ※5 「教育職員免許法施行規則要の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」（令和3年8月4日公布、令和4年4月1日施行）により、1単位以上を修得

教職課程を有する大学等数

Ⅳ－５

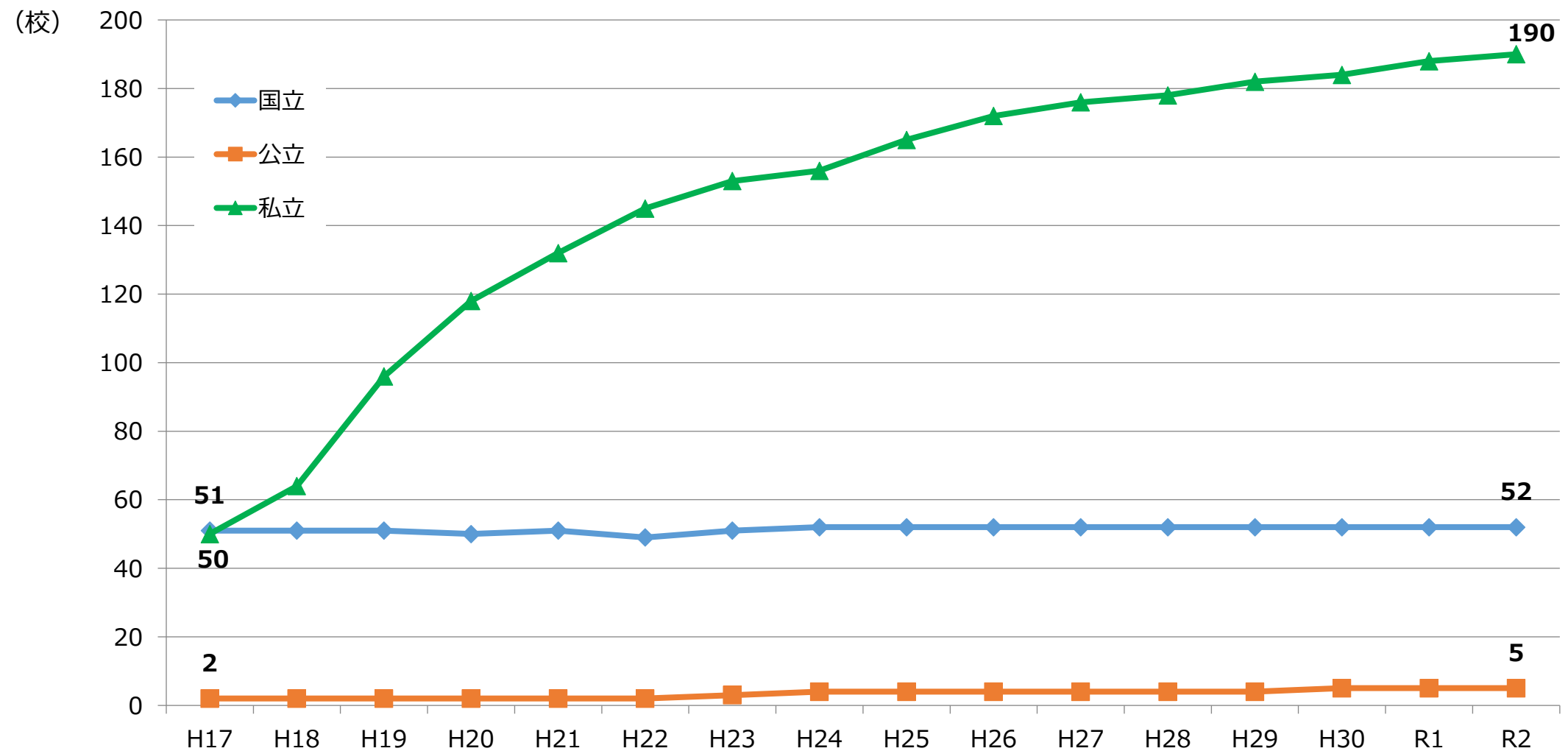
(令和２年４月１日現在)

区 分		大学 等数	教職課程を有する 大学等数		免許状の種類別の教職課程を有する大学数等						
					幼稚園	小学校	中学校	高等学校	養護教諭	栄養教諭	特別支援学 校教諭
大学	国立	82	76	92.7%	50	52	71	76	21	3	50
	公立	92	64	69.6%	12	5	44	52	17	21	7
	私立	599	467(24)	75.6%	205(14)	190(14)	402(16)	421(18)	93(4)	116	107(5)
	計	773	607(24)	76.1%	267(14)	247(14)	517(16)	549(18)	131(4)	140	164(5)
短期大学	国立	0	0	0.0%	0	0	0		0	0	0
	公立	14	7	50.0%	4	0	3		0	1	0
	私立	293	218(8)	70.8%	199(7)	21	36(1)		9	45	2
	計	307	225(8)	69.2%	203(7)	21	39(1)		9	46	2
合計		1,080	832(32)	74.1%	470(21)	268(14)	556(17)	549(18)	140(4)	186	166(5)
大学院	国立	86	77	89.5%	48	53	70	77	31	9	49
	公立	84	38	45.2%	3	3	30	36	6	4	0
	私立	476	294(11)	61.8%	58(5)	72(5)	244(6)	269(9)	25	31	12(1)
	計	646	409(11)	63.3%	109(5)	128(5)	344(6)	382(9)	62	44	61(1)
専攻科	国立	13	13	100%	0	0	0	1	0	0	12
	公立	12	1	8.3%	0	1	0	0	0	0	0
	私立	46	17	37.0%	3	6	12	13	1	0	0
	計	71	31	43.7%	3	7	12	14	1	0	12
専攻科 短期大学	国立	0	0	0.0%	0	0	0		0	0	0
	公立	3	1	33.3%	1	0	0		0	0	0
	私立	91	16	17.6%	11	2	0		5	0	0
	計	94	17	18.1%	12	2	0		5	0	0
(専門 学校等)	国立	7	7		0	0			6	0	1
	公立	1	1		0	0			1	0	0
	私立	28	28		26	1			1	2	0
	計	36	36		26	1			8	2	1

※ 1 括弧内の数値は、各欄における教職課程を有する大学等数のうち、通信教育課程を有する大学等数。

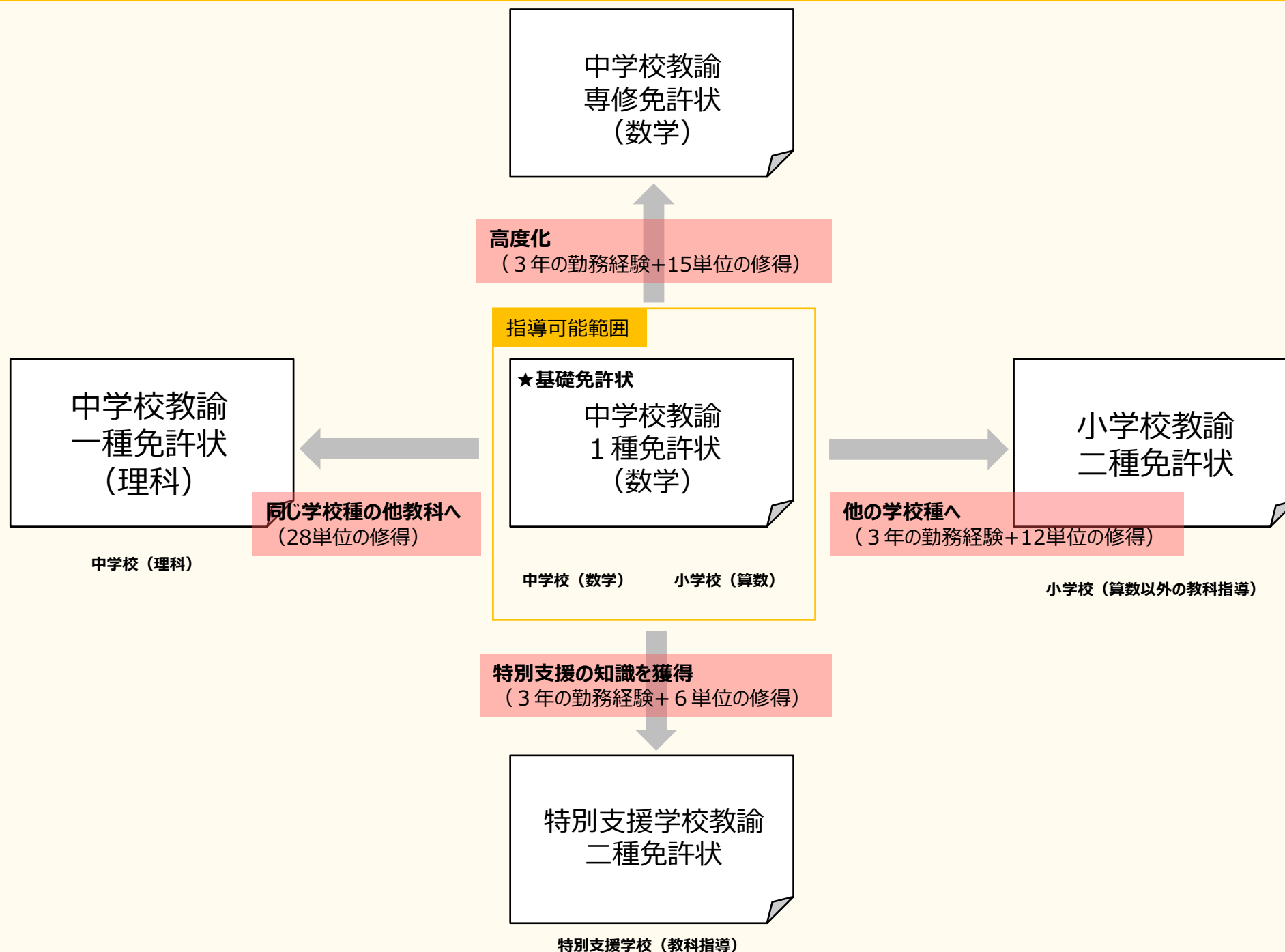
※ 2 通信教育課程を有する大学においても、教職課程の科目のうち教育実習等の一部の科目は通学昼間スクーリングで実施される。

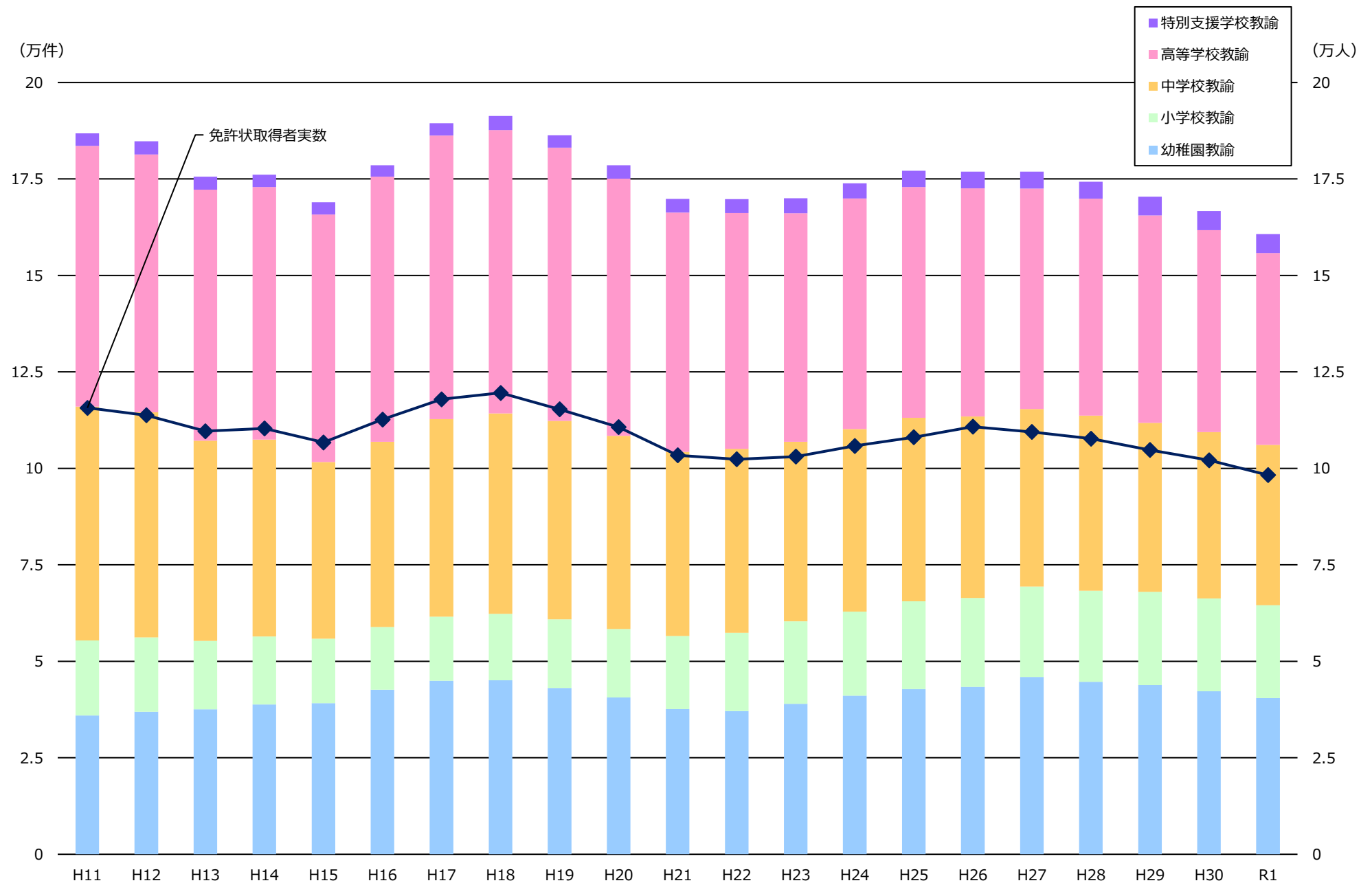
(教育人材政策課作成)



教員分野に係る大学等の設置又は
収容定員増に関する抑制方針の撤廃

出典：文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ





(出典) 令和元年度教員免許状取得状況調査

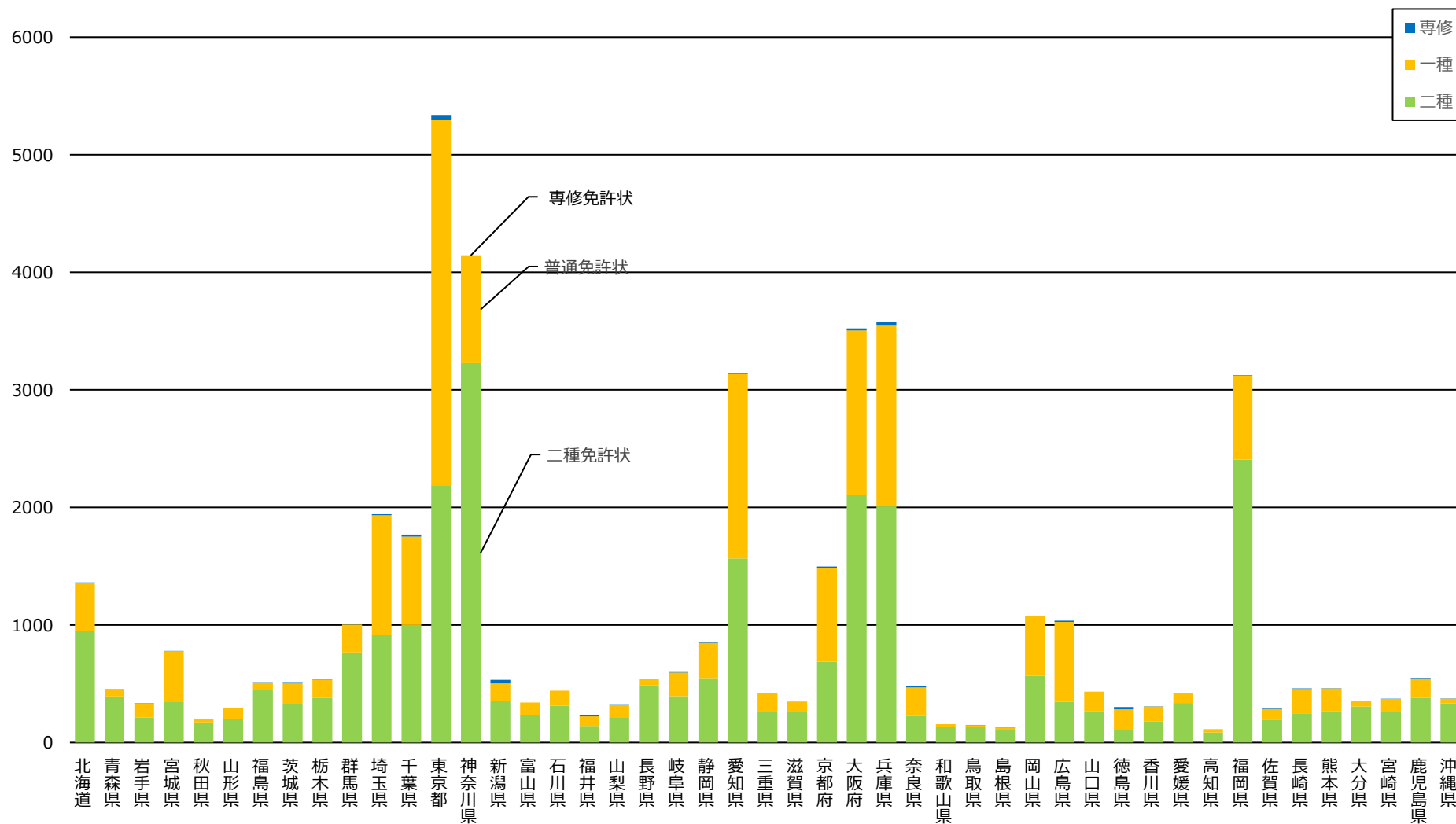
(令和元年度)

	専修免許状	一種免許状	二種免許状	合計
幼稚園	274	17,886	27,993	46,153
小学校	1,595	23,171	3,567	28,333
中学校	4,530	38,854	2,625	46,009
高等学校	5,614	49,370		54,984
特別支援学校	236	5,280	7,878	13,394
養護教諭	85	2,832	1,060	3,977
栄養教諭	18	1,056	491	1,565
特別支援学校自立教科等		43	4	47
合計	12,352	138,492	43,618	194,462

※ 高等学校教諭の普通免許状については、学士以上を要件としており、二種免許状は設けられていない。

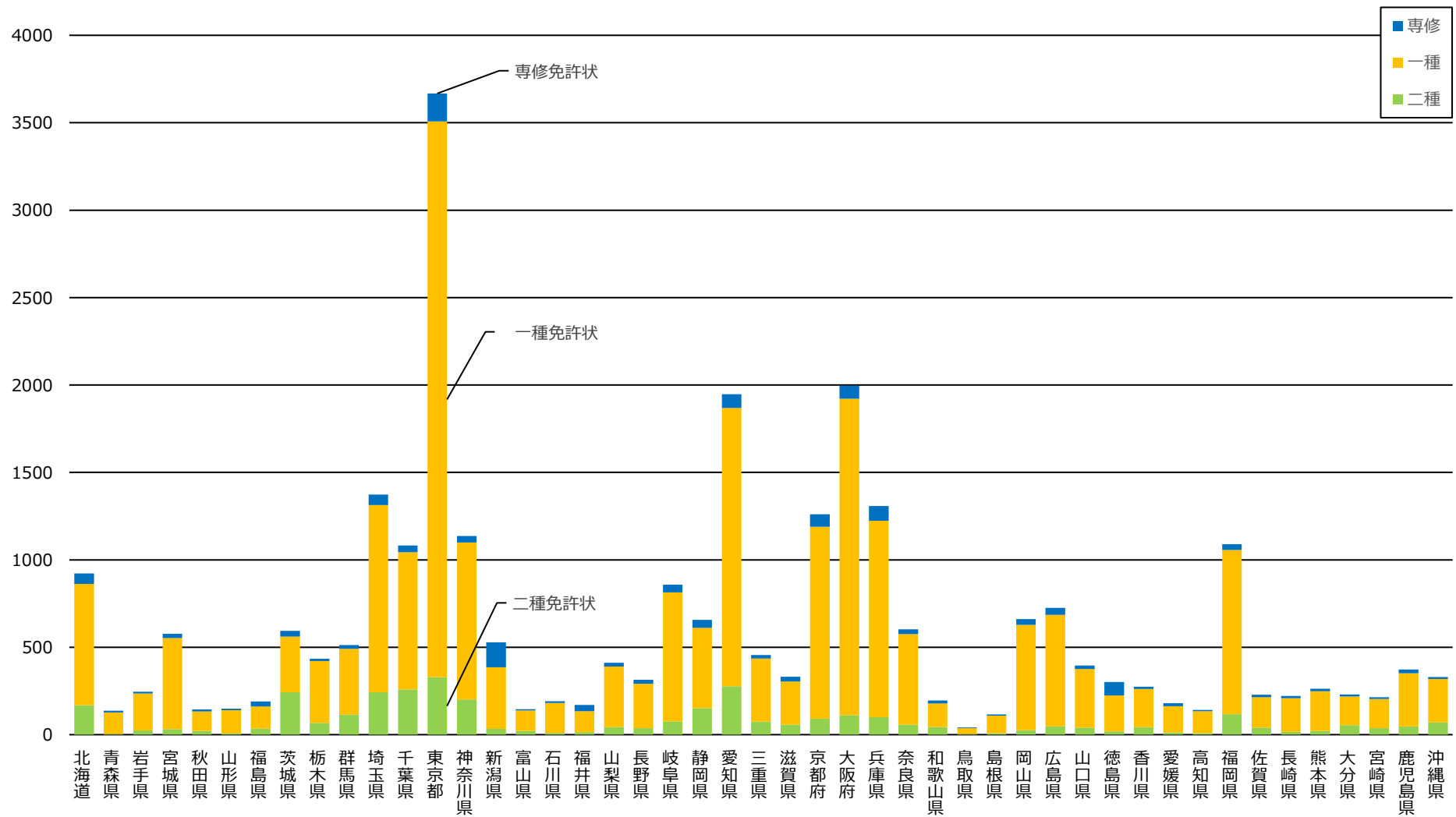
(出典) 令和元年度教員免許状授与件数等調査

①幼稚園教諭



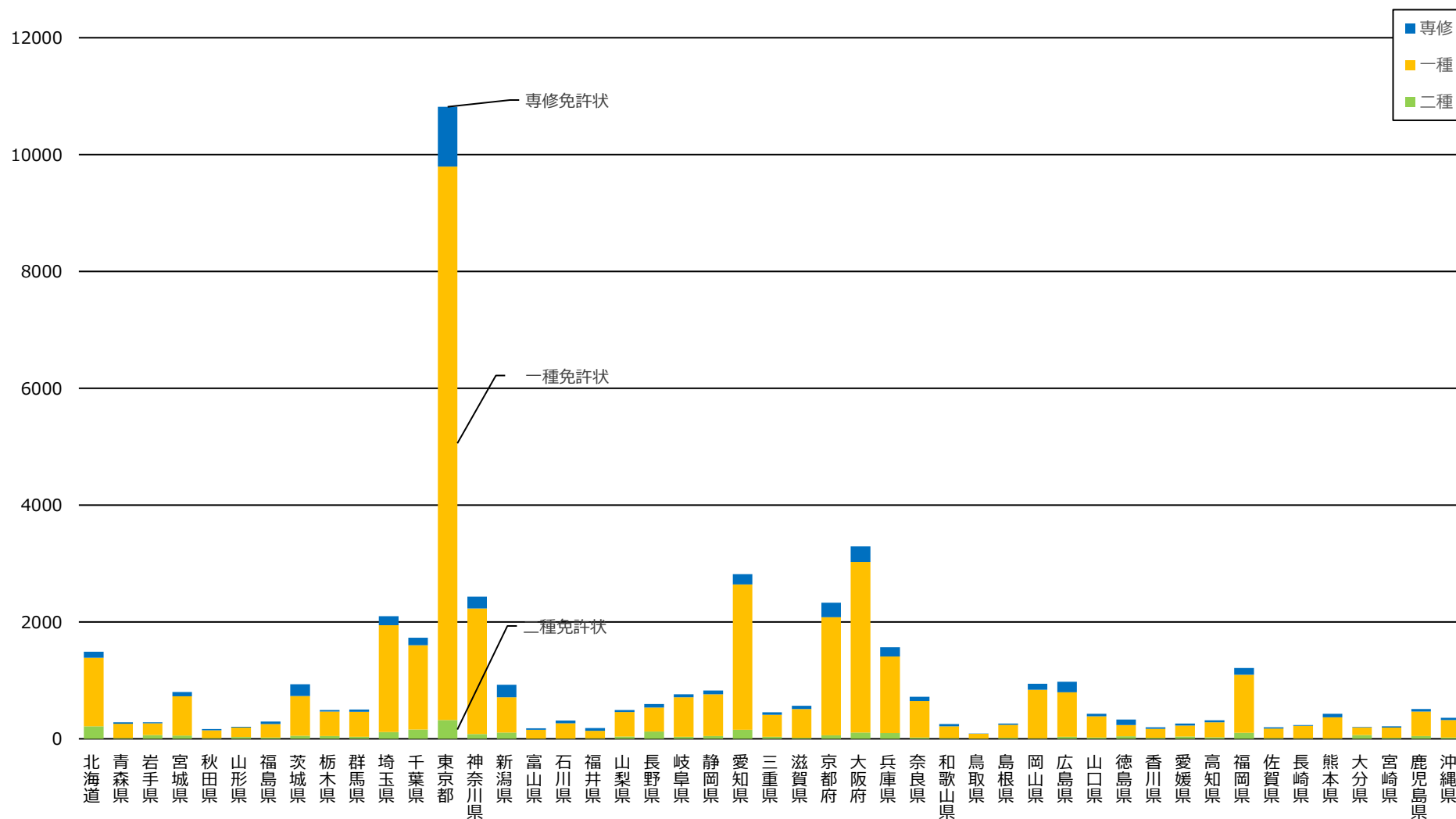
(出典) 令和元年度教員免許状授与件数等調査

②小学校教諭



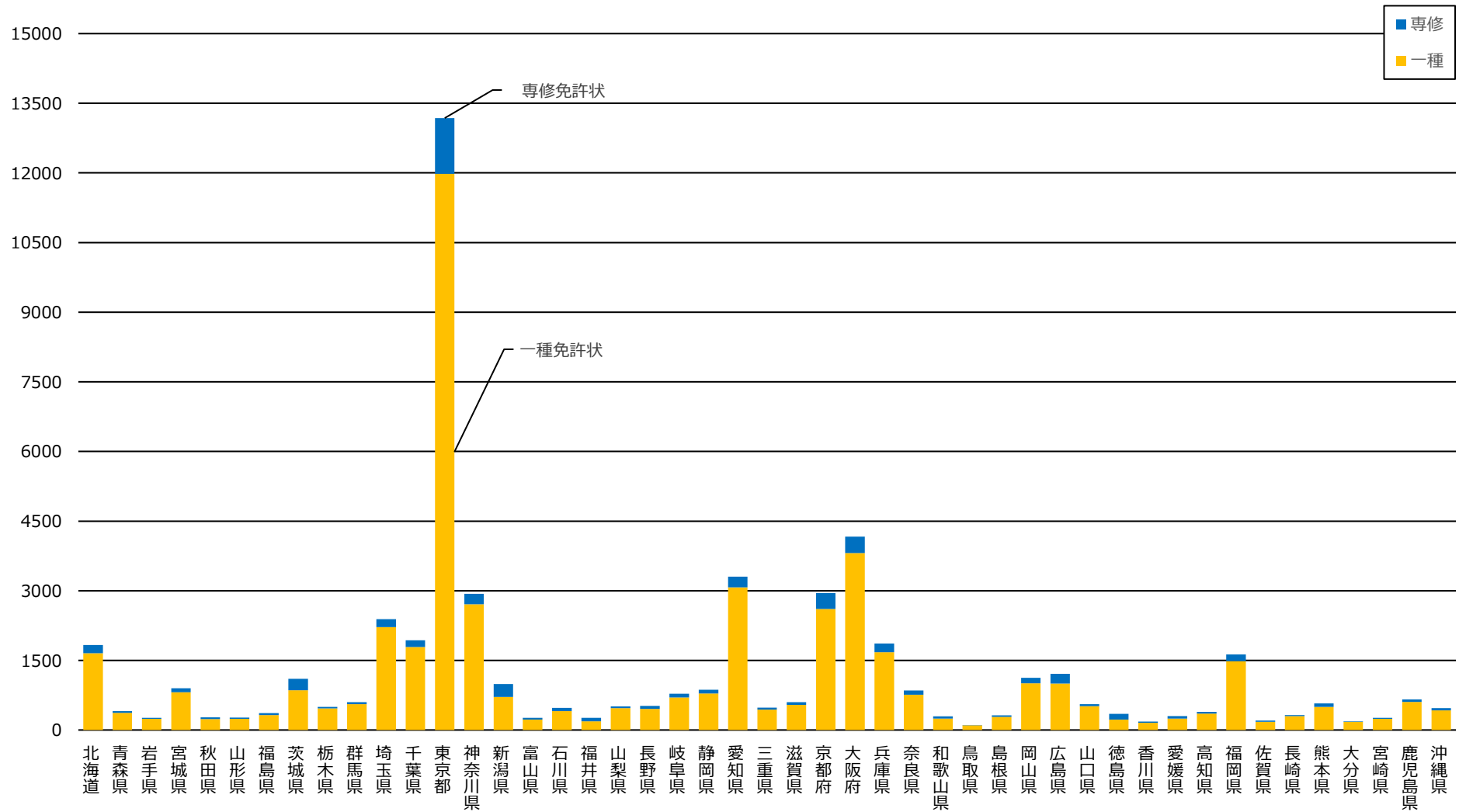
(出典) 令和元年度教員免許状授与件数等調査

③中学校教諭



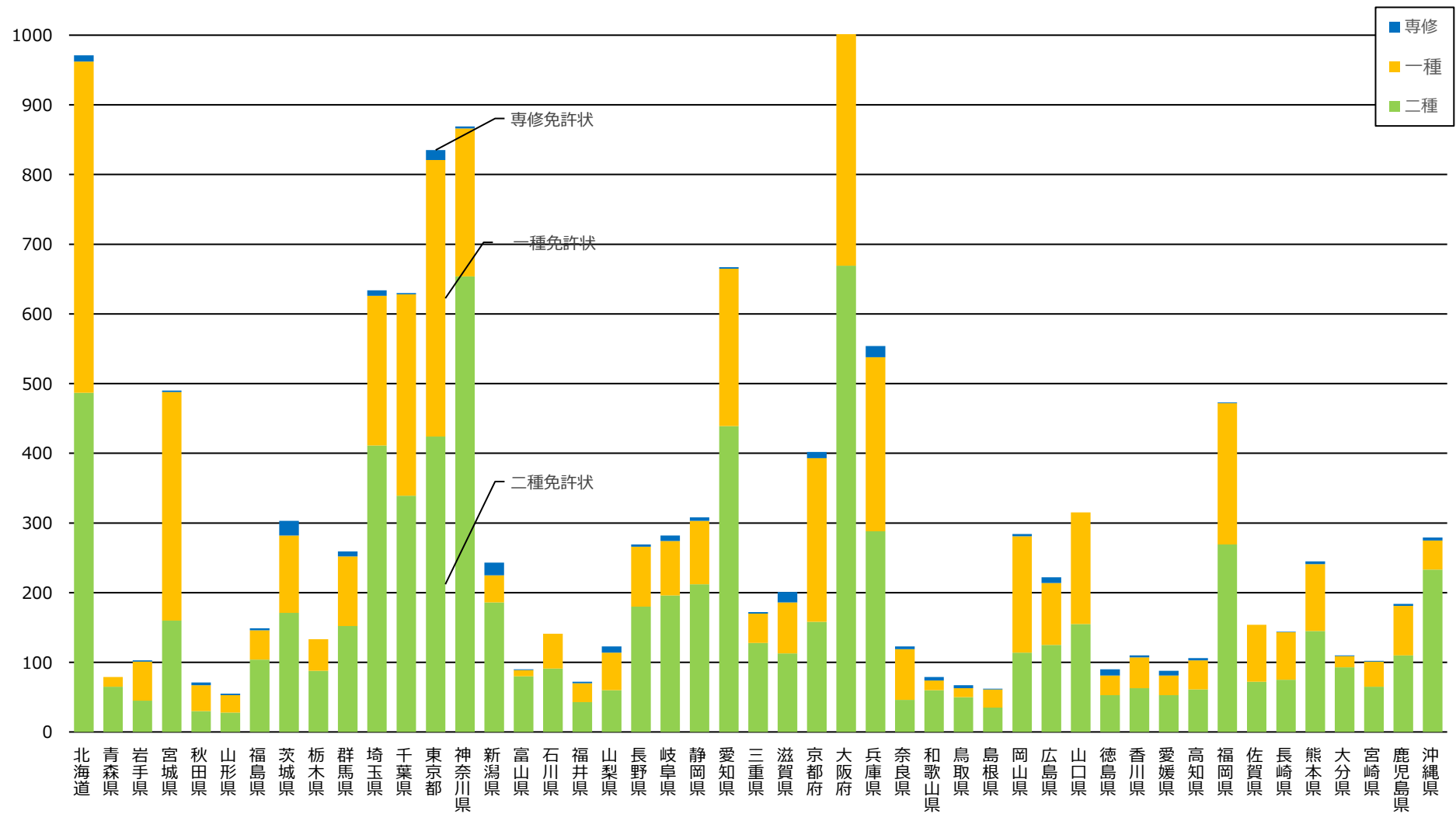
(出典) 令和元年度教員免許状授与件数等調査

④高等学校教諭



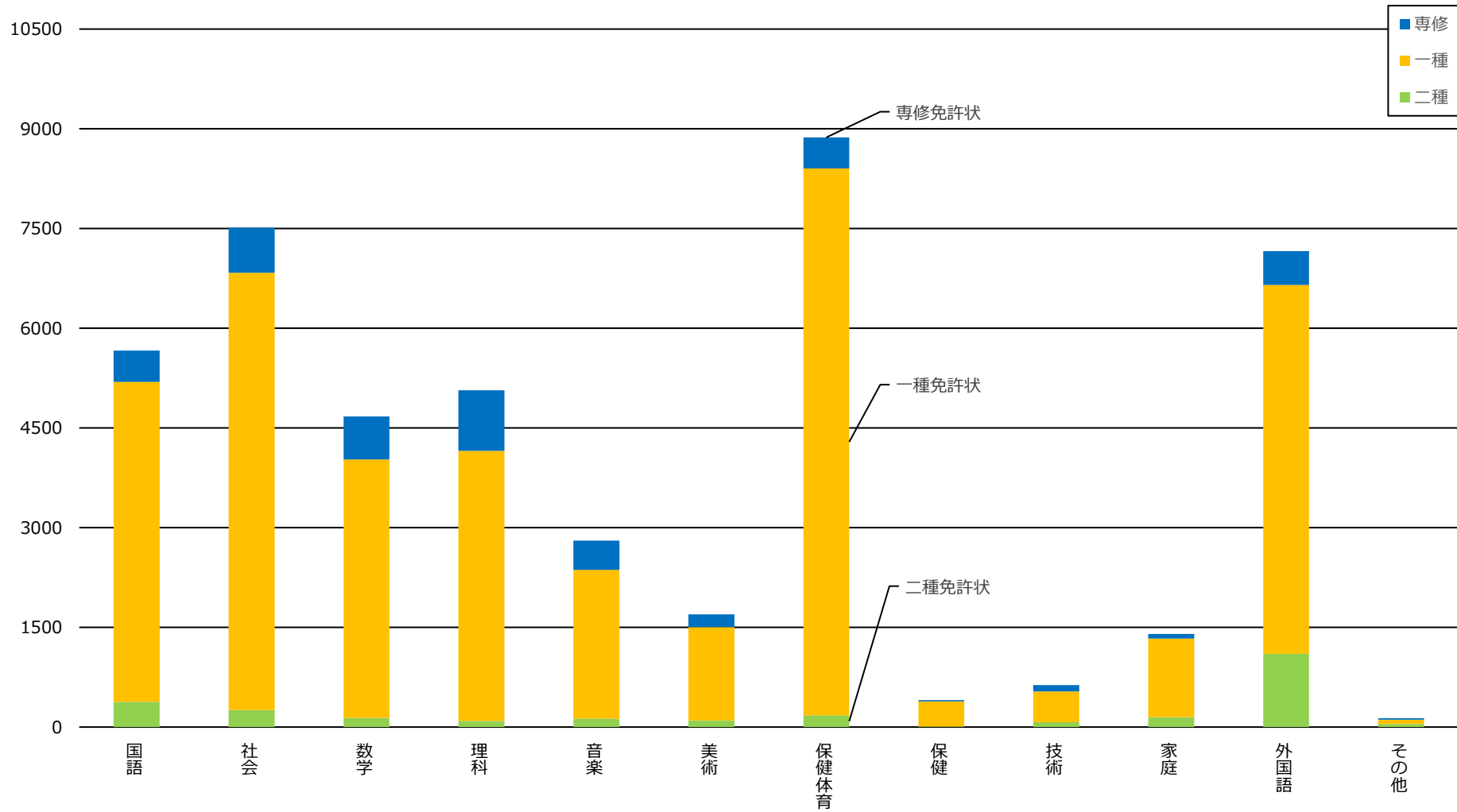
(出典) 令和元年度教員免許状授与件数等調査

⑤特別支援学校教諭



(出典) 令和元年度教員免許状授与件数等調査

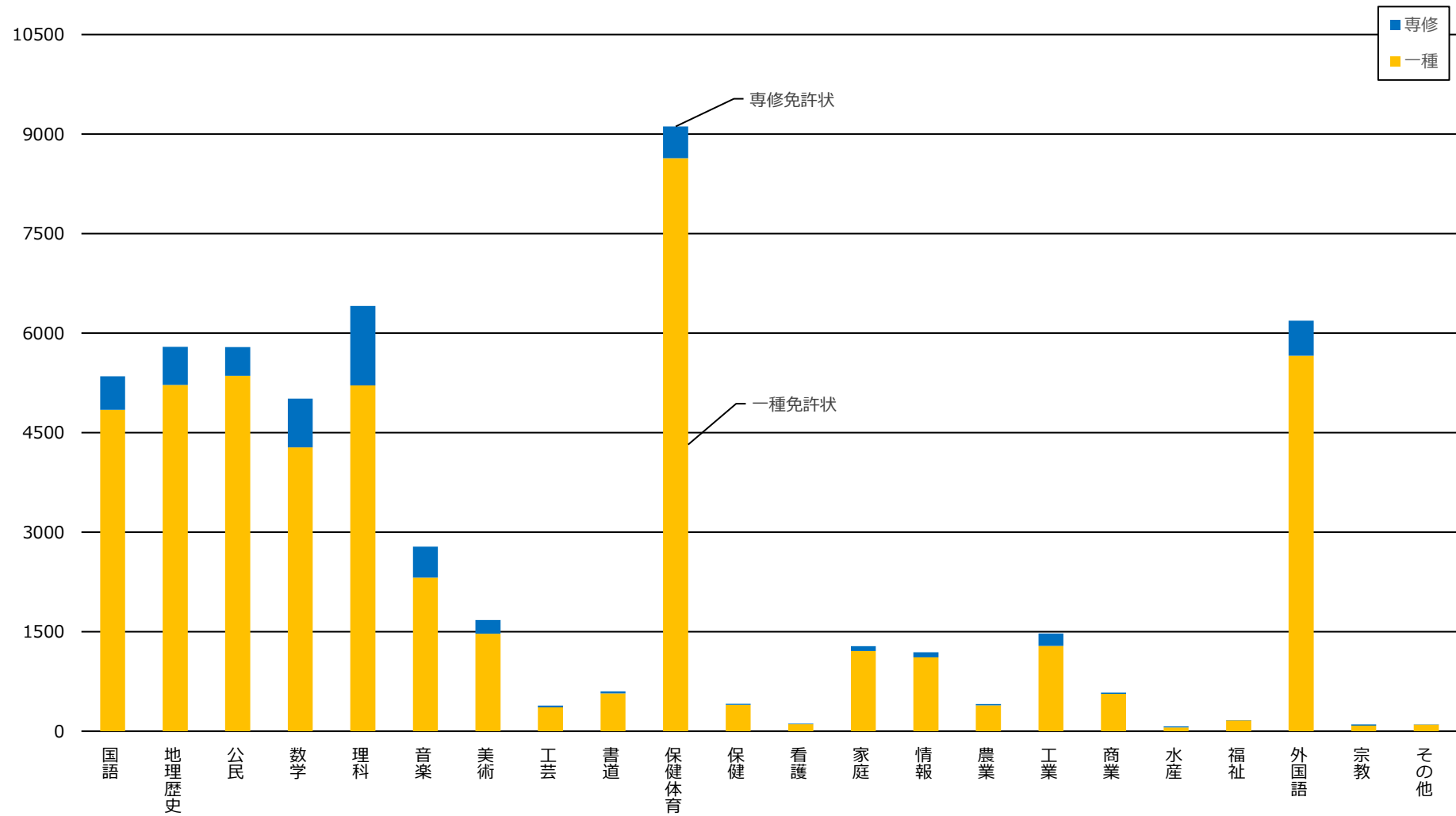
⑥中学校教諭教科別



※ その他：職業、職業指導、職業実習、宗教

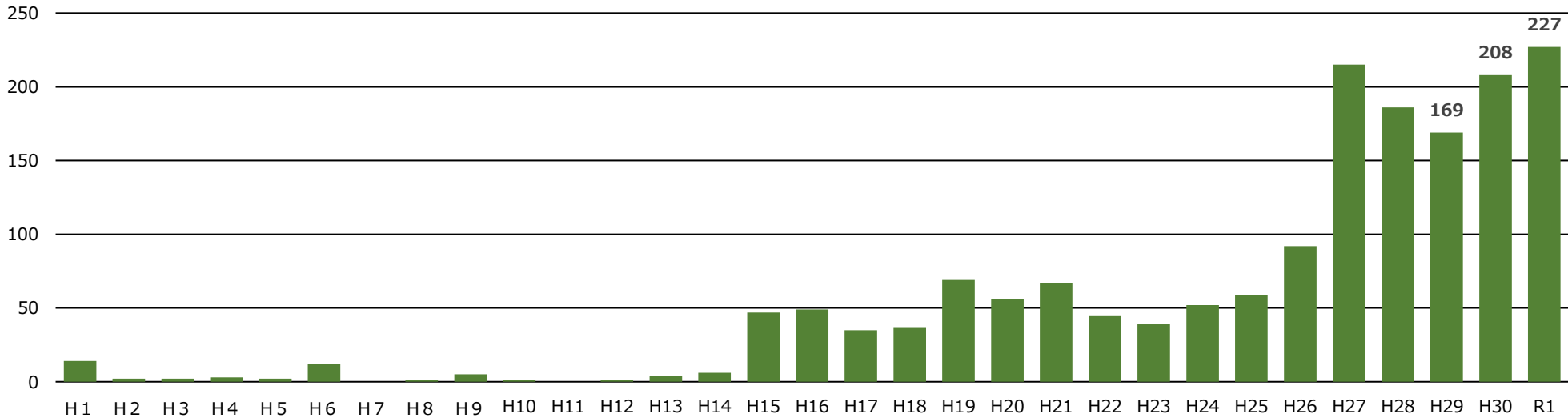
(出典) 令和元年度教員免許状授与件数等調査

⑦高等学校教諭教科別



※ その他：職業指導、看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船、商船実習

(出典) 令和元年度教員免許状授与件数等調査



■ 令和元年度に授与された特別免許状の内訳

小学校	国立	0	
	公立	13	英語（13件）
	私立	3	英語（3件）
中学校	国立	2	英語（2件）
	公立	17	英語（14件） 理科（2件） 数学（1件）
	私立	42	英語（37件） 技術（2件） 理科、美術、宗教（各1件）
高等学校	国立	2	英語、商業（各1件）
	公立	59	看護（23件） 英語（18件） 福祉（5件） 工業（3件） 数学、保健体育、理科（各2件） 美術、書道、農業、水産（各1件）
	私立	77	英語（44件） 看護（16件） 理科、情報（各3件） 家庭、工業、中国語（各2件） 公民、美術、福祉、宗教、家庭実習（各1件）
特別支援学校	国立	0	
	公立	12	自立活動（12件）
	私立	0	
合計		227	<特別免許状所持者の主な職歴> アスリート（オリンピック等）、システムエンジニア、英会話講師、看護師、大学教員

➡ **課題** 高等学校に偏っており、小学校についてほとんど授与されていない、教科が英語や看護に偏っている、公立学校での授与が進んでいない 等

外国語（英語）

札幌市立札幌開成中等学校
ディクセツ・ラケッシ 氏

<職歴>

- ・イギリスの高等学校における日本語教師
- ・英会話講師
- ・日本の高等学校における特別非常勤講師



ディクセツ・ラケッシ氏の採用により多様な文化や価値観を尊重しながら学び合える学校の雰囲気醸成されつつあると感じています。



（札幌市教育委員会 学校教育部教育課程担当課 指導主事）

保健体育

京都市立嵯峨中学校
田本 博子 氏

<職歴>

- ・アスリート（元オリンピック日本代表）



ソフトボールを引退した後に、講習会や講演会の機会を与えて頂き、聴きに來てくれていた子どもたちが食い入るように私の話しに耳を傾けてくれたことが非常に印象に残りました。

世界で戦った経験をもとに、子どもたちに夢を持つ素晴らしさを伝えていきたいと感じ教員を目指しました。



（御本人）

算数・数学

埼玉県 開智小学校（開智学園総合部）
本間 靖佳 氏

<職歴>

- ・予備校講師
- ・児童養護施設職員



特別免許状を授与された教員が、一般的な教職課程を履修してきた教員と比較して、何かに劣る・不安を感じるということは一切なく、むしろあらゆる意味で、他に良き影響を与える存在となっています。



（開智小学校 教頭）

理科

和歌山県立海南高等学校
大畠 麻里 氏

<職歴>

- ・博士研究員
- ・学芸員



生物の実験の授業において、干潟にすむカニ類のハサミ振り行動の研究についての話を聞きました。研究内容について熱心に話されるので、先生が研究対象であるカニのことをすごく好きだということと研究に取り組む情熱が伝わってきました。



（授業を受けた生徒）

令和3年5月11日公表

- 特別免許状とは、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、都道府県教育委員会が授与する免許状。
- 全国で200件程度の活用に留まり、**私立高校や英語・看護の教科に偏った授与状況を改善し、公立学校や小中学校でより一層の特別免許状の活用が進むよう指針を改訂**する。

【主な基準】（1、2及び3を満たすこと）

※黒字は改訂前、赤字は改訂後のポイント

1. 教員としての資質の確認

改訂のポイント1

確認基準によらない特別免許状の授与

例）オリンピック等国際大会の出場者 → 体育等
国際的なコンクールや展覧会 → 音楽、美術等
博士号取得者 → 専攻分野に相当する教科

（1）教科に関する専門的な知識経験又は技能（①又は②の**いずれか**に該当すること）。

① 学校（学校教育法第1条に規定する学校）又は在外教育施設等において**教科に関する授業に携わった経験**

【最低1学期間以上にわたる概ね計600時間以上】

改訂のポイント2

600時間要件の廃止。例えば、特別非常勤講師制度を活用して継続的に1学期間以上勤務する場合も含まれる。

又は

② **教科に関する専門分野に関する勤務経験等**（企業、外国にある教育施設等におけるもの）

【概ね3年以上】

改訂のポイント3

NPO等での多様な勤務経験も加味

（例）・企業等における英語等による勤務経験
・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験
・外国にある教育施設における勤務経験
・大学における助教、助手、講師経験 等

（2）社会的信望、教員の職務を行うのに必要な**熱意と識見**（推薦状や志願理由書により確認）

改訂のポイント4

学習指導員やフリースクールでの勤務経験も加味

2. 学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による推薦状において、授与候補者の配置により**学校教育が効果的に実施されることを確認**する。

改訂のポイント6

市町村教委や学校法人の要望を考慮、受付時期や手続処理の利便性の向上

3. 第三者の評価を通じた資質の確認

学識経験者の面接により、授与候補者の教員としての資質を確認する。

改訂のポイント5

任命者及び雇用者が勤務状況を把握している場合は、面接によらない確認も可能

【その他】

（1）各都道府県教育委員会においては、**域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携**し、特別免許状の授与の要望を酌み取り、適切に手続きが行われるよう、**申請手続の整備及び周知を行う**こと。

（2）勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で**特別免許状所有者の研修計画を立案、実施**すること。

改訂のポイント7

都道府県教委等による研修の促進

（3）基本的な日本語力が不十分な特別免許状所有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。

（4）特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数の5割までとすること（2割を超えて配置する者は、3年以上の学校勤務経験があり、普通免許状所有者と同等に教育活動等を担当できる者とする）。

改訂のポイント8 配置割合の基準廃止

◆ 制度の目的・概要

地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部担任させることができる（昭和63年に創設）。

◆ 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における全教科、外国語活動、道徳、総合的な学習の時間の領域の一部及び小学校のクラブ活動（平成10年に対象教科を拡大）

◆ 手続・要件

任命・雇用しようとする者から授与権者（都道府県教育委員会）への届出が必要（平成10年に許可制から届出制に変更）。

※ 届出手続きに関して、市区町村教育委員会や学校法人等の負担軽減を図るために、平成30年に「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出について」を発出

◆ 届出件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	4,730	4,599	4,796	4,472	4,235	3,930
中学校	2,495	2,466	2,382	2,384	2,505	2,348
高等学校	11,458	11,663	11,775	11,916	12,324	11,654
特別支援学校	1,378	1,613	1,818	1,604	1,772	1,442
合計	20,061	20,771	20,771	20,376	20,836	19,374

◆ 事例

医学・看護 (医師、看護師等)	3,474	外国語（外国語会話を含む） （英会話講師、通訳、ネイティブスピーカー等）			3,629	家庭科教育 (調理師、栄養士等)	1,949
芸術 (彫刻家、写真家等)	2,472	福祉 (介護福祉士、手話講師等)	1,116	伝統芸能 (能楽師等)	675	競技スポーツ (元プロ野球選手等)	608
情報 (プログラマー等)	548	茶道・華道 (茶道家、華道家等)	550	書道・書写 (書道家・書道教室講師等)	553	製造現場体験 (建築家、大工等)	333
異文化理解 (通訳、JICA研修員等)	209	野外体験活動（農家、造園業等）	474	伝統工芸 (陶芸家、宮大工等)	282	地域文化理解 (宮司、元公民館長等)	328
環境教育 (農学研究員、ネイチャーガイド等)	151	朗読 (劇団員、図書館司書等)	129	理容・美容 (美容師、ネイリスト等)	98	その他 (NPO法人代表理事、CGクリエイター等)	1,546

◆ 制度の目的・概要

臨時免許状は、法令上、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、受検者の人物、学力、実務及び身体について教育職員検定を行うことにより授与されるもの。具体的には、法令を踏まえ都道府県教育委員会が個別に定める基準に基づき授与されている。

臨時免許状の効力は、授与された都道府県内においてのみ有効であり、有効期間は3年間（更新無し）となっている。

◆ 臨時免許状の授与基準の策定状況

授与基準を定めているのは、平成27年度時点で、47都道府県中32都道府県

<授与基準例>

宮城県：原則として、他校種又は他教科の普通免許状を有すること又は普通免許状の授与を受ける見込みがあること

◆ 授与件数

【総授与件数】

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
8,359	8,578	8,405	8,501	8,963	9,108

【令和元年度 教科別授与件数（中学校）】

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	外国語	宗教	その他	計
175	174	211	223	45	139	111	23	350	279	268	11	1	2,010

【令和元年度 教科別授与件数（高等学校）】

国語	地理歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健体育	保健	看護
80	88	126	100	83	74	67	12	69	77	21	276
家庭	情報	農業	工業	商業	水産	福祉	外国語	宗教	その他	計	
208	221	63	161	55	31	88	330	19	48	2,297	

※ 令和元年度における臨時免許状の授与件数は、上記で示した中学校及び高等学校における臨時免許状の教科別授与件数の合計値のほか、幼稚園（231件）、小学校（3,870件）、特別支援学校（561件）、養護教諭（129件）及び特別支援学校の自立教科等（10件）の合計値が含まれている。

◆ 事例

- ・ 高等学校教諭臨時免許状（工業）を、近接領域の免許状（美術・工芸・農業）を持つ教員に授与
- ・ 専ら外国語で授業を実施する学校において、外国人を講師として採用するために授与

「令和の日本型学校教育」を担う教師の人材確保・質向上プラン（令和3年2月2日公表）

- ◆ 免許状の有効期限が切れた者の復職の促進（平成30年度通知、令和2年度以降再周知）
 出産・育児等で離職し、免許状の有効期限が経過している者等が復職する場合は、一定の要件の下、臨時免許状の授与を行うことができることを改めて周知する。

具体的な措置 通知の発出 「免許状更新講習を修了していない者に対する臨時免許状の授与について（通知）」（令和3年4月28日公表）

◆未更新者に対する臨時免許状授与の要件を弾力化（①及び②に該当する場合に授与が可能）

- ① 未更新者を採用しようとする者が、他に有効な普通免許状を有する者を合理的な範囲の努力※により採用することができない場合であることを確認すること。

他に有効な普通免許状を有する者が存在する場合であっても、未更新者に求める職務を担うことができないと具体的に判断される場合は上記に含まれ得る

📌 これまで「取りうる手段を尽くしても」としていたが、今回、「合理的な範囲の努力」に改めた。「合理的な範囲の努力」とは未更新者を採用しようとする者に過重な負担を求めるものではないとの意味。

② 次に掲げる事項のいずれかに該当すること

- （ア）未更新者（現に教育職員として勤務している者を除く。）が、一定期間内に免許状更新講習を修了する見込みがあること
- （イ）定年退職者等の再任用又はこれに類する形態で採用される者であって従前の勤務実績等に照らして、最新の知識技能を十分に有していると認められるものであること

例）未更新者に、校長、教頭等の免許状更新講習の受講が免除されている者としての勤務実績があること

◆ 制度の目的・概要

免許外教科担任制度は、ある教科の免許状を有する教員を採用できない場合に、学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭からの申請に基づき、1年以内の期間に限り、都道府県教育委員会が当該学校のある教科について免許状を有しない主幹教諭、指導教諭又は教諭に対してある教科の教授を担当することを許可する制度。

(例) 高等学校教諭の普通免許状（情報）を有する者を採用できない場合に、高等学校教諭の普通免許状（数学）のみを有する教員に、情報の指導を担当することを許可する。

◆ 許可件数

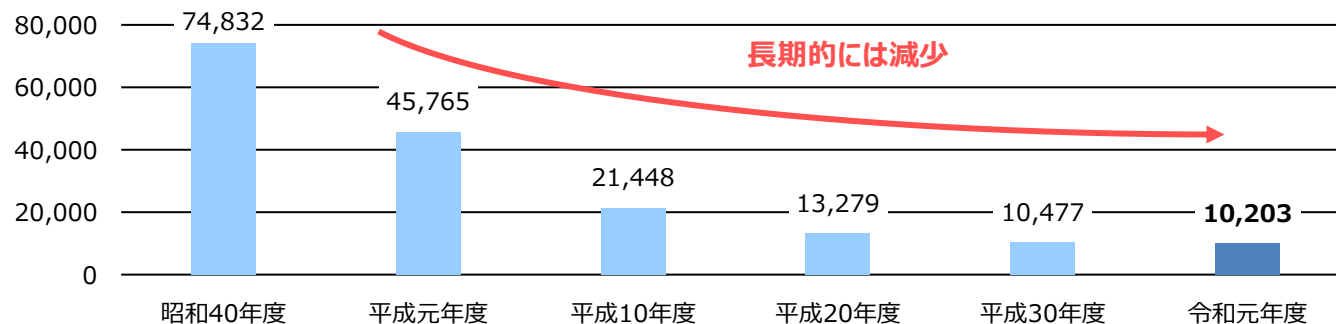
【令和元年度 教科別許可件数（中学校）】

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	外国語	宗教	その他	計
321	223	387	203	75	859	338	3	2,018	2,034	212	3	0	6,686

【平成30年度 教科別許可件数（高等学校）】

国語	地理歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健体育	保健	看護
50	227	358	121	73	19	49	40	120	108	5	19
家庭	情報	農業	工業	商業	水産	福祉	外国語	宗教	その他	計	
160	1,132	158	319	129	115	168	133	8	6	3,517	

【教科別許可件数推移】



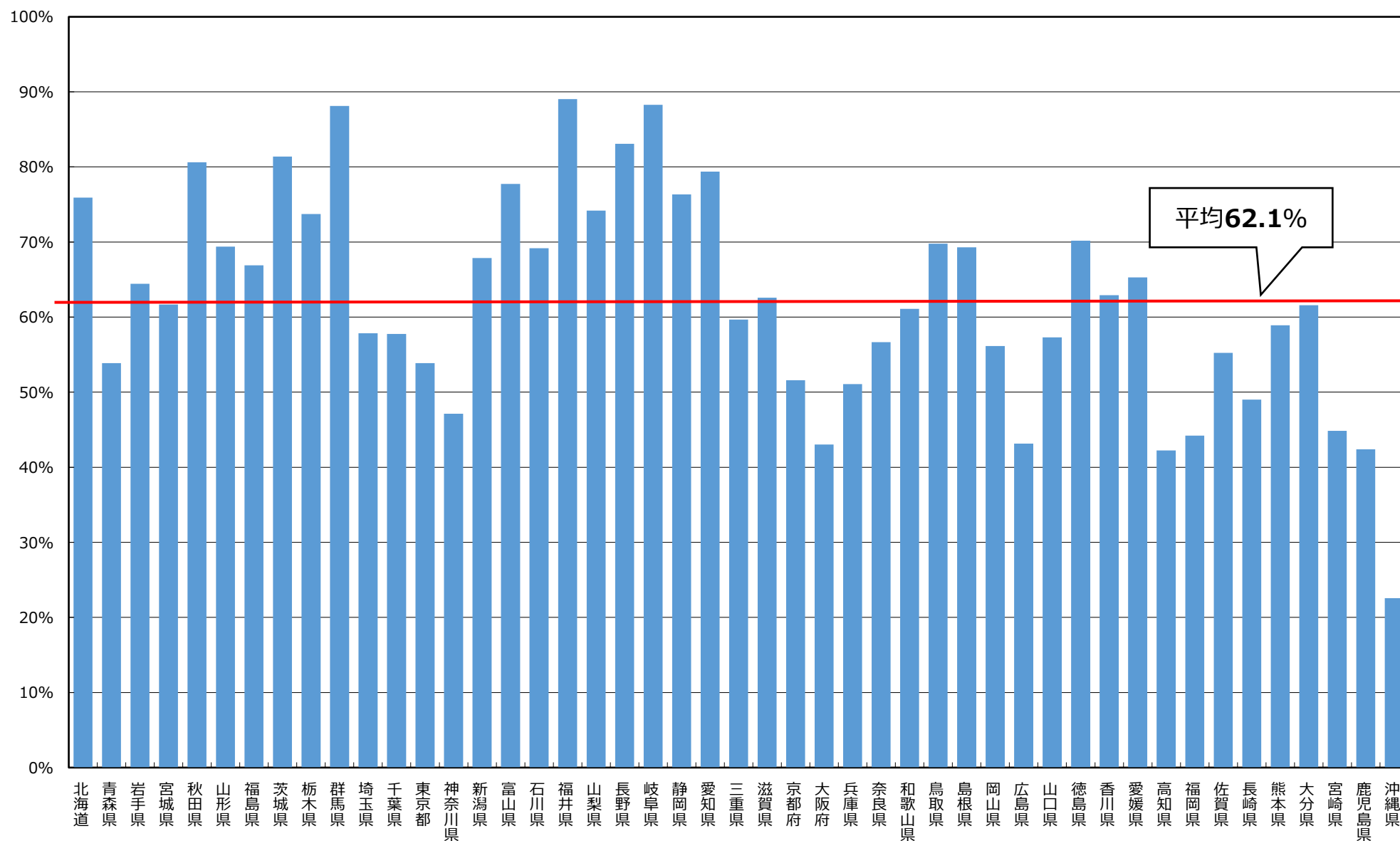
◆ 免許外教科担任制度に関する文部科学省の取組

- 免許外教科担任制度の運用指針を都道府県教育委員会に対して示し、同制度の厳格な運用や担当教師への支援等を要請
- 免許外許可担任の縮小に必要な教科等に関して、現職教員が新たな免許状を取得するための講習等を開発・実施

等

小学校で勤務している教員に占める中学校教諭の免許状を併有している者の割合

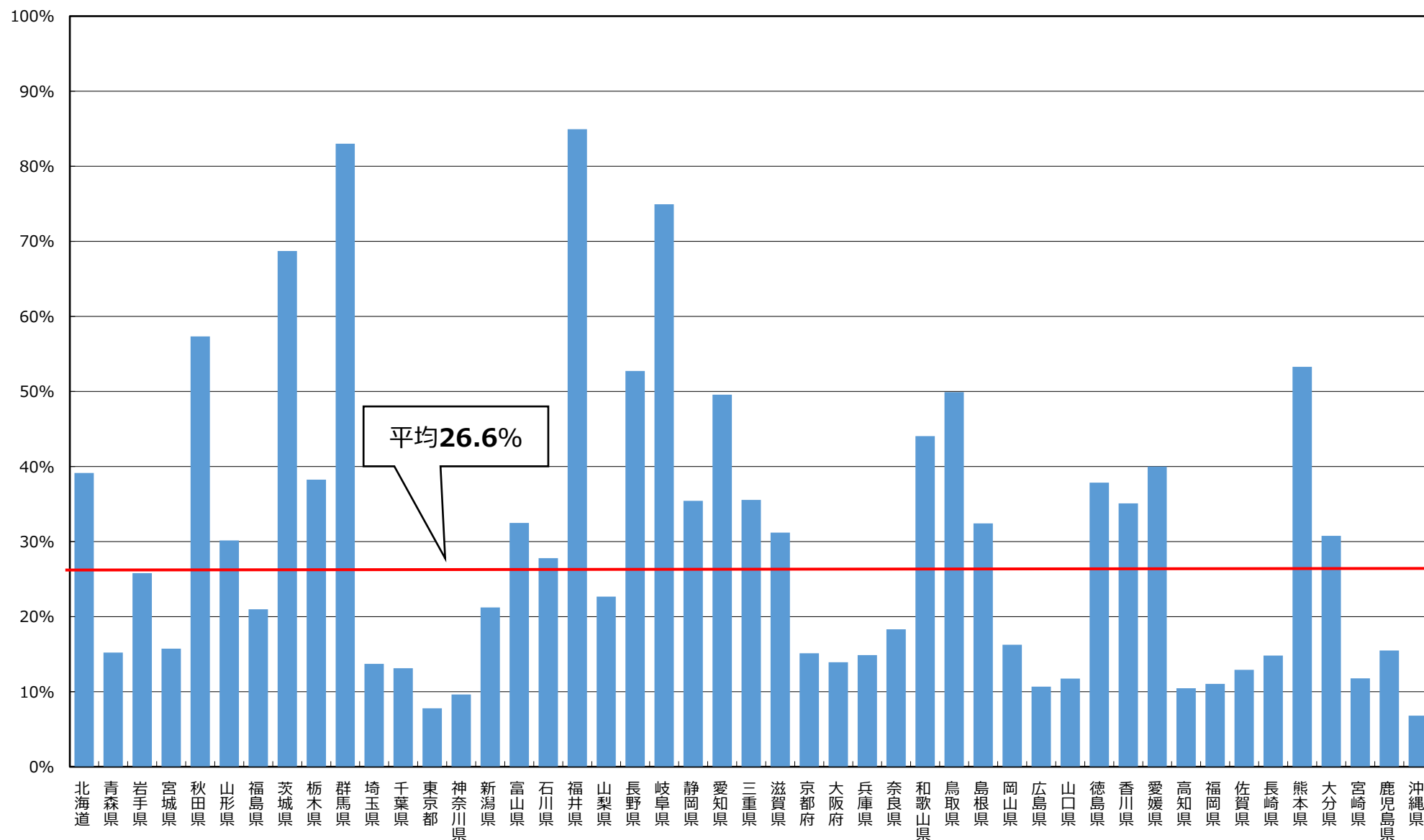
IV-18



(平成28年度学校教員統計調査より教育人材政策課作成)

中学校で勤務している教員に占める小学校教諭の免許状を併有している者の割合

Ⅳ-19



(平成28年度学校教員統計調査より教育人材政策課作成)

制度の趣旨

大学等で教職課程を取らなかった者で教育者としてふさわしい資質を身に付け、教職を志すに至った者に対し教職への道を開くことを目的として創設。本試験合格者は、免許管理者である都道府県教育委員会に申請することにより、教諭の普通免許状が授与される。

根拠法令

「教育職員免許法(昭和24年法律第147号)」

第16条の2 普通免許状は、第5条第1項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行なう試験(以下「教員資格認定試験」という。)に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

2(略)

3 文部科学大臣は、教員資格認定試験(文部科学大臣が行うものに限る。)の実施に関する事務を機構に行わせるものとする。

4 教員資格認定試験の受験資格、実施の方法その他試験に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

制度の経緯

昭和39年度 高等学校教員資格試験を創設

昭和48年度 教員資格認定試験を創設(実施種目は小学校、特殊教育、高等学校。高等学校教員資格試験は廃止)

平成16年度 高等学校教員資格認定試験を休止

平成17年度 幼稚園教員資格認定試験を開設

平成30年度 試験の実施に関する事務を(独)教職員支援機構に移管

令和2年度 小学校教員資格認定試験の見直し

現行の実施種目

(1) 幼稚園教員資格認定試験(幼稚園教諭二種免許状) (2) 小学校教員資格認定試験(小学校教諭二種免許状)

(3) 特別支援学校教員資格認定試験(特別支援学校自立活動教諭一種免許状。視覚障害教育・聴覚障害教育・肢体不自由教育・言語障害教育)

受験者数等

年度	小学校				特別支援学校				幼稚園			
	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率
平成29年度	1,114	925	138	14.9%	195	170	20	11.8%	284	277	102	36.8%
平成30年度	1,018	849	112	13.2%	265	249	20	8.0%	102	98	21	21.4%
令和元年度	917	780	248	31.8%	160	144	31	21.5%	88	82	39	47.6%
令和2年度	819	742	167	22.5%	174	160	9	5.6%	26	24	8	33.3%

見直しの経緯と方向性

- 本試験は、社会人等の教員免許未取得者や、既に他の学校種の教員免許を有する者が活動の場を広げようとする場合に、小学校教諭二種免許取得の道を開く重要な仕組み。
- 近年、受験者の減少傾向が続いていたことなども踏まえ、令和2年2月に令和2年度小学校教員資格認定試験の見直しを公表。
- 見直しに当たり特に重視した点は、以下の通り。
 - (ア)3次・計6日間にわたる試験の時間的負担等の軽減
 - (イ)知識・技能の確認より、教職への意欲や学校教育における活用能力の確認を重視すること
 - (ウ)台風等により試験が実施できなかった場合を想定し予備日を設けること

見直しの方針①(日程及び会場)

- 試験日程について、従来、第3次まで計6日間を要していた試験を第2次までの計3日間とし、試験日程についても待ち時間を短縮し、受験者の負担を軽減する。なお、最終合格発表は、各教育委員会の採用日程を考慮し、これまで通り1月下旬とする。
- 台風等の自然災害により試験が実施できない場合を想定し、予備日を設ける。
- 会場数については、受験者数及び予備日・会場の確保を考慮し、全国2会場とする。

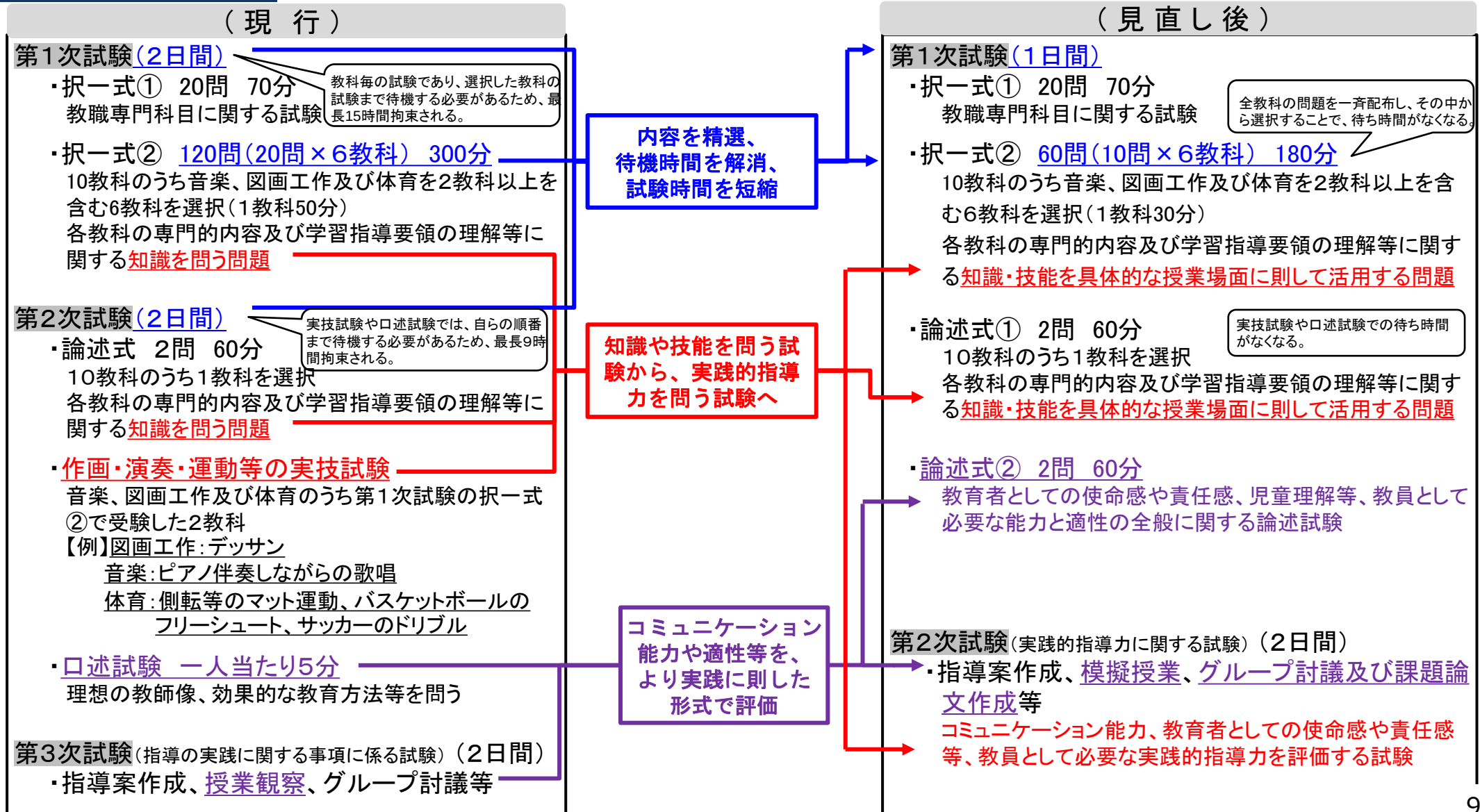
試験日程と試験会場の変更点

(現 行)			(見 直 し 後)		
第1次試験(9月上旬)	2日間※		第1次試験(9月中旬)	1日間※	
・全国6箇所の大学	※土日の実施	日数を減らし、受験生の負担を軽減 (6日間から3日間)	第1次試験予備日(9月下旬)	※土日の実施	
			・全国2箇所(東日本と西日本を予定)		
第2次試験(10月中旬)	2日間※				
・全国5箇所の大学	※土日の実施				
第3次試験(指導の実践に関する事項に係る試験) (11月中旬～下旬)2日間※	※平日の実施	自然災害時には試験の中止としていた 運用を改め、予備日を設定	第2次試験(実践的指導力に関する試験)(11月下旬)2日間※		
・全国5か所の大学附属小学校			第2次試験予備日(実践的指導力に関する試験)(12月初旬)		
			・全国1箇所(茨城県つくば市教職員支援機構)		
				※土日の実施	
合格発表(1月下旬)			合格発表(1月下旬)		

見直しの方針②(試験内容・方法)

- 試験内容について、知識・技能の評価から、それらを具体的な授業場面に即して活用する力を評価する問題に転換する(択一式、論述式)。
- コミュニケーション能力や教員としての適性を、より実践に即した形で評価するため、従来の口述試験に代えて模擬授業及びグループ討議等を実施することとする。
- 筆記試験の実施方法を見直し、選択した教科以外の教科の試験が実施されていた間の待ち時間をなくし、受験者の負担を軽減する。

試験内容の変更点



教員免許更新制について

I. 制度の目的

教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的とし、平成21年4月から施行。

II. 制度の概要

- 2年間で30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に申請して手続を行うことが必要。
- 平成21年3月31日までに授与された免許状（旧免許状）：有効期間なし
 - ・現職教員には、10年ごとに免許状更新講習を受講する義務があり、受講しない場合には免許状は失効する。
 - ・現職教員ではない者が所定の期限を過ぎた場合には、免許状更新講習を受講した後でなければ教育職員になることはできない。
- 平成21年4月1日以降に授与された免許状（新免許状）：有効期間10年更新手続を行わないまま有効期間を経過すると失効する。

III. 免許状更新講習

- (1) 開設者
- ・大学
 - ・都道府県等の教育委員会 など

例年約9万人が免許状を
更新している

(2) 内容

①必修領域（6時間）

受講者は、国の教育政策など、省令に定められた全ての事項を受講

②選択必修領域（6時間） ※平成28年4月1日から導入

受講者は、英語教育や教育の情報化など、省令に定められた事項から自己の興味関心等に応じて選択して受講

③選択領域（18時間）

受講者は、大学等が自由に開設する講習の中から任意に選択して受講

教員免許更新制導入に当たっての検討経緯

1. 今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）

（平成18年7月11日 中央教育審議会）

- 「教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な知識技能の刷新（リニューアル）を図る」という観点から、教員免許更新制の導入を提言。（「教員免許状の有効期間は10年間が適当」と提言）

※教育基本法の改正（平成18年12月22日）

2. 社会総がかりで教育再生を ～公教育再生への第一歩～ 第一次報告

（平成19年1月24日 教育再生会議）

- 教員免許更新制の導入を提言。「メリハリのある講習とし、教員の実績や外部評価も勘案しつつ、講習の修了認定を厳格に行う」とする。
- 平成19年通常国会への法案提出を提言。

3. 教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について（答申）

（平成19年3月10日 中央教育審議会）

- 「教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な知識技能の刷新（リニューアル）を図る」として、教員免許更新制の導入を提言。（「教員免許状の有効期間は10年間と定めること」と提言）

⇒ 教育職員免許法の改正（平成19年6月27日成立）により、
教員免許更新制が平成21年4月1日から導入

教員免許更新講習の概要

領域	時間	事項	認定大学数等 (令和2年度)	講習数 (令和2年度)	受入予定人数 (令和2年度)	受講者 満足度
必修領域	6時間以上	イ 国の教育政策や世界の教育の動向 ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察 ハ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。) ニ 子どもの生活の変化を踏まえた課題	359	1,016	178,392人	93.8%
「教員免許更新制度の改善に係る検討会議」報告(平成26年3月)を受け、平成28年度より「選択必修領域」を新設。 「必修領域」は12時間以上⇒6時間以上に変更。 これにより、現代的な教育課題への対応、現職経験に応じた履修内容の調整が可能となった。	選択必修領域	6時間以上				
		イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 学習指導要領の改訂の動向等 ハ 法令改正及び国の審議会の状況等 ニ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ホ 学校における危機管理上の課題 ヘ 免許法施行規則第二条第一項の表備考第五号に規定するカリキュラム・マネジメント ト 育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 チ 教育相談(いじめ及び不登校への対応を含む。) リ 進路指導及びキャリア教育 ヌ 学校、家庭及び地域の連携及び協働 ル 道德教育 ヲ 英語教育 ウ 国際理解及び異文化理解教育 カ 教育の情報化(情報通信技術を利用した指導及び情報教育(情報モラルを含む。)等) コ その他文部科学大臣が必要と認める内容	387	2,197	350,083人	94.1%
選択領域	18時間以上	幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題	512	8,350	296,314人	94.5%

免許状更新講習の一例（令和2年度実施講習より）

必修領域

教育の最新事情
（公益社団法人学校教育開発研究所）

世界的視野から教育学や教育心理学の最新知見を紹介し、これから求められる教育課題解決への方策について解説。中でも学力向上、不登校・非行の未然防止、子どもの自尊心の向上等にめざましい成果をあげている包括的生徒指導アプローチ「誰もが行きたくなる学校づくり」プロジェクトチームの一員である講師が実践事例を交えながら全体像を紹介。

教育の最新情報（高田短期大学）

前半は、教育現場で特別な支援・配慮の必要な子どもについて、心理学的・障害児教育の側面から紹介する。さらに子どもと接する際のカウンセリングマインドの必要性についても解説する。後半は現代の幼児教育・保育をめぐる社会的動向を確認する。それらを踏まえて、について議論を深める。子どもや家族の抱える特徴や課題、保育者に求められる役割など、現代保育者の専門性を解説する。

選択必修領域

英語教育における「音楽」の位置づけ—理論的考察および効果的指導方法の検討—（長崎外国語大学）

言語と音楽には深い関係があると言われており、脳科学の分野などにおいて両者の関係の解明が進められている。一方、教育現場においても、音楽の有用性は広く認められ、英語の授業で音楽が用いられることは珍しいことではなくなっている。本講義では、言語学習における音声が果たす役割や言語と音楽の関係に関する最近の研究等を基に、英語教育における「音楽」の位置づけを理論的側面と実践的側面から考える。

18歳選挙権時代の教育
（北海道教育大学）

平成28年の参議院選挙から始まった18歳選挙権は、学校における主権者教育の推進を強く求めることになった。しかし、政治教育には中立性という課題もあり、日本においてはその蓄積が少ない状況にある。他国におけるシティズンシップ教育の歴史にも学びながら、社会科・公民科はもちろんのこと、多領域における主権者教育が創造されていく必要があり、本講習では、そのような状況とニーズに基づく講義と集団的検討を行う。

小学校のプログラミング学習
（岐阜聖徳学園大学）

小学校の新しい学習指導要領ではプログラミング学習が必須となった。小学校における理想的なプログラミング学習とはどのような学習か、小学校1年生から6年生までの公立小学校での実践事例を解説するほか、実際にプログラミングを受講生が行い、実習（コーチングテクニック等）の在り方等を検討する。

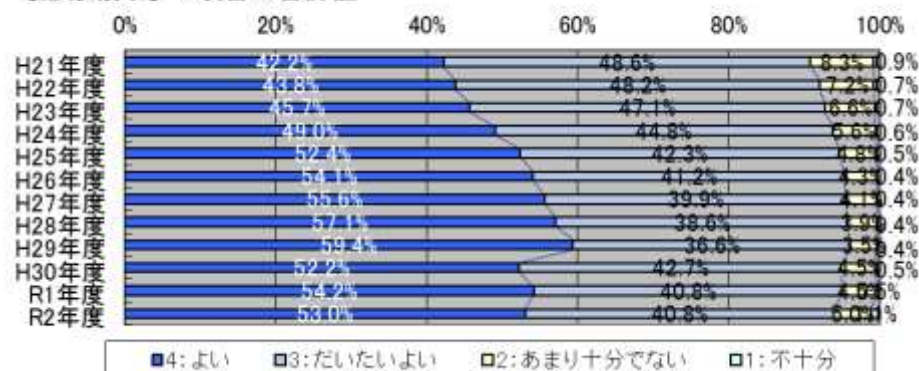
外国にルーツを持つ子どもの育ちと教育をめぐる現状と課題（長崎大学）

外国にルーツを持つ子どもの数は、日本社会において今後ますます増加することが見込まれる。本講習では、外国にルーツを持つ子どもを教育の場でいかにして迎え、適切な支援と指導を行い、日本社会の一員として迎え入れるべきかを考察する。具体的には、近年の日本及び国際社会における外国人・移民受け入れにかかる政策動向について概説したのち、主に教育社会学と家族社会学の知見をもとに、日本や諸外国における外国にルーツを持つ子どもの育ちと教育に関する現状と課題を検討する。

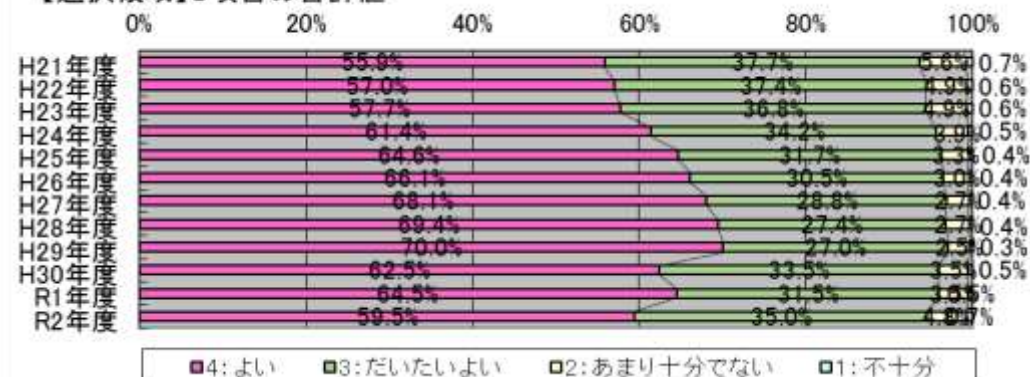
令和2年度免許状更新講習 事後評価結果について

- 免許状更新講習の実施にあたっては、講習終了後に受講者による事後評価を行うこととし、その集計結果を2月以内に文部科学省に報告することを義務づけている。
- 評価方法については、以下の3項目についてそれぞれ4段階評価で行っている。
 - I. 講習の内容・方法についての総合的な評価
 - II. 講習を受講した受講者の最新の知識・技能の修得の成果についての総合的な評価
 - III. 講習の運営面（受講者数、会場、連絡等）についての評価
- 各大学等から報告を得ている集計結果について、講習毎の4段階評価の回答割合を算出し、全体の平均値を算定した結果、以下のような状況となっている。

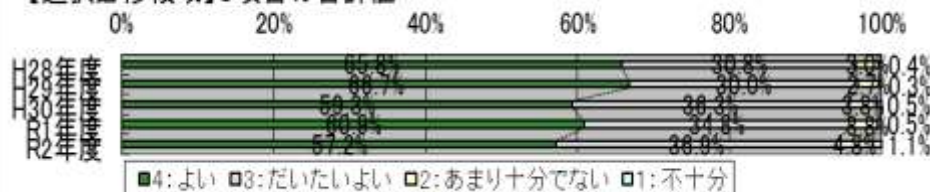
【必修領域】3項目の合計値



【選択領域】3項目の合計値



【選択必修領域】3項目の合計値



教員免許更新制の改善に向けた取組①

○インターネット利用等による通信教育型の免許状更新講習の充実

インターネット等を利用した通信教育型の講習の充実により、自宅での通年の受講が可能となっている。

項目	H21実績①	H29実績②	H30実績③	R元実績④	R2実績⑤	増減比(⑤/①)
講習数	220講習	435講習	524講習	621講習	656講習	3.0倍
受講人数	15,235人	118,831人	213,484人	181,319人	331,364人	21.8倍

・通信教育型の免許状更新講習の講習数と受講人数(3領域(※)の合計)※3領域…必修領域、選択必修領域、選択領域(選択必修領域は平成28年度から)

○免許状更新講習と免許法認定講習の両方の認定を受けた講座を開設する大学数

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
大学数	4大学	7大学等	10大学等	12大学等	14大学等	16大学等	16大学等
大学等名	宮城教育大学、 四天王寺大学、 頌栄短期大学、 鹿児島純心女子大学	宮城教育大学、 筑波大学、 山梨学院短期大学、 四天王寺大学、 頌栄短期大学、 鹿児島純心女子大学、 国立特別支援教育総合研究所	宮城教育大学、 新潟大学、 山梨学院大学、 岐阜女子大学、 四天王寺大学、 兵庫教育大学、 岡山大学、 愛媛大学、 鹿児島純心女子大学、 国立特別支援教育総合研究所	宮城教育大学、 福島大学、 茨城大学、 宇都宮大学、 新潟大学、 山梨学院短期大学、 岐阜女子大学、 四天王寺大学、 兵庫教育大学、 岡山大学、 香川大学、 愛媛大学	宮城教育大学、 茨城大学、 宇都宮大学、 新潟大学、 山梨学院短期大学、 岐阜女子大学、 四天王寺大学、 兵庫教育大学、 岡山大学、 鳴門教育大学、 香川大学、 愛媛大学、 鹿児島純心女子大学、 国立特別支援教育総合研究所	宮城教育大学、 福島大学、 茨城大学、 宇都宮大学、 新潟大学、 山梨学院短期大学、 岐阜女子大学、 大阪教育大学、 四天王寺大学、 兵庫教育大学、 岡山大学、 鳴門教育大学、 香川大学、 愛媛大学、 鹿児島純心女子大学、 国立特別支援教育総合研究所	宮城教育大学、 茨城大学、 千葉大学、 新潟大学、 山梨学院短期大学、 岐阜女子大学、 関西国際大学、 四天王寺大学、 兵庫教育大学、 岡山大学、 川崎医療福祉大学、 香川大学、 愛媛大学、 鹿児島純心女子大学、 島根県教育委員会 国立特別支援教育総合研究所

教員免許更新制の改善に向けた取組②

○中堅教諭等資質向上研修と免許状更新講習の相互認定の状況

(1) 中堅教諭等資質向上研修について、免許状更新講習として認定

	受けている	受けていない	受けている都道府県市名
都道府県 (47)	11教委 (23.4%)	36教委 (76.6%)	北海道、岩手県、茨城県、栃木県、千葉県、福井県、長野県、 大阪府、島根県、大分県、鹿児島県
指定都市 (20)	1 (5.0%)	19 (95.0%)	福岡市
中核市 (53)	10 (17.5%)	47 (82.5%)	盛岡市、宇都宮市、柏市、金沢市、福井市、甲府市、長野市、 豊橋市、松江市、鹿児島市
複数の自治体による 広域連携地区 (1)	0	1	
総 計 (121)	22 (17.6%)	103 (82.4%)	

(2) 免許状更新講習の受講により中堅教諭等資質向上研修の一部を受けたこととする取組

	行っている	行っていない	行っている都道府県市名
都道府県 (47)	17教委 (36.2%)	30教委 (63.8%)	岩手県、宮城県、千葉県、富山県、石川県、山梨県、奈良県、 和歌山県、鳥取県、岡山県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、大分県
指定都市 (20)	8 (40.0%)	12 (60.0%)	仙台市、さいたま市、相模原市、名古屋市、大阪市、堺市、岡 山市、福岡市
中核市 (53)	26 (45.6%)	31 (54.4%)	宇都宮市、柏市、横須賀市、富山市、金沢市、甲府市、長野市、 豊橋市、岡崎市、豊田市、大津市、高槻市、東大阪市、枚方市、 八尾市、寝屋川市、奈良市、和歌山市、倉敷市、松山市、高知 市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、那覇市
複数の自治体による 広域連携地区 (1)	0	1	
総 計 (121)	51 (40.8%)	74 (59.2%)	

教員免許更新制や研修をめぐる包括的な検証について（概要） （次期教員養成部会への申し送り事項）（1）

中央教育審議会初等中等
教育分科会教員養成部会
（令和3年2月8日）

I. 包括的な検証の経過報告

1. 教員免許更新制の評価について ～ 制度創設時の狙いが達成できているか ～

趣旨である「最新の知識・技能の修得」には一定程度の効果がある一方で、費やした時間や労力に比べて効率的に成果の得られる制度になっているかという点では課題がある。また、学校内外で研修が実施されていることに鑑みれば、10年に一度の更新講習の効果は限定的である。

2. 教員免許更新制の課題について 【関係者へのヒアリングの際の意見】

①教員免許更新制の制度設計について

教員免許状の更新手続のミス（いわゆる「うっかり失効」）が、教育職員としての身分に加え、公務員としての身分を喪失する結果をもたらすことについては疑問がある。教員免許更新制そのものが複雑である。

②教師の負担について

教師の勤務時間が増加している中で、講習に費やす30時間の相対的な負担がかつてより高まっている。講習の受講が多い土日や長期休業期間には、学校行事に加え補習や部活動指導が行われたり、研修が開催されている場合もあり、負担感がある。申込み手続や費用、居住地から離れた大学等での受講にも負担感がある。

③管理職等の負担について

教員免許更新制に関する手続や教師への講習受講の勧奨等が、学校の管理職や教育委員会事務局の多忙化を招いている。

④教師の確保への影響について

免許状の未更新を理由に臨時的任用教員等の確保ができなかった事例が既に多数存在していることに加え、退職教師を活用することが困難になりかねない状況が生じている。

⑤講習開設者側から見た課題等について

受講者からは、学校現場における実践が可能な内容を含む講習、双方向・少人数の講習が高い評価を得る傾向がある。一方で、講習開設者は、講習を担う教員の確保や採算の確保等に課題を感じている。

3. 各都道府県教育委員会等が体系的に行う教員研修の状況について

教員研修については、研修の方法の改善、研修のオンライン化などが進んでおり、平成28年の教育公務員特例法の改正を踏まえた研修の充実・改善が進んでいる。また、独立行政法人教職員支援機構の行う研修についても、オンライン化の進展や内容の見直しが進んでいる。

教員免許更新制や研修をめぐる包括的な検証について（概要） （次期教員養成部会への申し送り事項） （2）

II. 次期部会における検証・検討について

1. 包括的検証に関して残された論点について

新年度に明らかになる教員免許状の有効期限延長の状況、臨時免許状の授与の状況など各種のデータに基づきながら、今般の新型コロナウイルス感染症の影響下で、教員免許更新制が、子供たちの学びの保障に注力する教師や迅速な人的体制の確保に及ぼす影響の分析を行う必要がある。

また、本年度、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ」（令和2年6月5日文部科学省初等中等教育局）に基づき、教師が「学びの保障」に集中する環境整備を図るため控えていた現場の教師を対象とする一定規模の調査を新年度に速やかに行い、上記のヒアリングで得た事実認識が、現場の教師の認識と一致していることを裏付けることが必要である。

2. 検証終了後の検討の在り方について

検証が完了した後は、その結果を踏まえて、教員免許更新制や研修の在り方について速やかに見直しを行い、その方策を教育現場に定着させて教師の資質向上を図る必要がある。

これまでの検証の結果を踏まえると、その時々で求められる教師としての基本的知識技能が保持されるよう、定期的に必要な刷新とその確認を行うという制度の趣旨を踏まえつつ、教員免許更新制について、抜本的に検討を行い、

- ・教師の資質能力の確保
- ・教師や管理職等の負担の軽減
- ・教師の確保を妨げないこと

のいずれもが成立する解を見出していかなければならない。

教育委員会関係者や校長会関係者からの提案その他の改善策を講じることにより、教師の資質能力の確保を図るとともに、教師や管理職等の負担が軽減され、教師の確保を妨げない教員免許更新制とすることが可能かという観点で、今後も具体的な検討が行われる必要がある。

V. 教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化関係

■平成18年7月 今後の教員養成・免許制度の在り方について（中央教育審議会答申）

- ✓ 研究者養成と高度専門職業人養成の機能が不分明だった大学院の諸機能を整理し、教員養成教育の改善・充実を図るため、教員養成に特化した専門職大学院としての枠組み『教職大学院』制度の創設について提言

■平成24年8月 教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（中央教育審議会答申）

- ✓ 教員を高度専門職として明確に位置付けるとともに「学び続ける教員像」の確立の必要性について提言
- ✓ 特に修士レベルについては、教職大学院制度を発展・拡充し、全ての都道府県に設置を推進することを提言

■平成25年10月 大学院段階の教員養成の改革と充実等について

（教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議 報告書）

- ✓ 国立の教員養成系修士課程は原則として、教職大学院に段階的に移行することとし、教職大学院の具体的な在り方について提言

■平成29年8月 教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて

（国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議 報告書）

- ✓ 「エビデンスに基づいた教員養成機能の質の向上」「法定化された『協議会』を通じた地域との連携」「PDCAサイクルによる教員養成カリキュラムの質保証」「教職大学院の機能拡充」「国立大学法人の第3期中期目標期間中に自らの規模や他大学との連携等について検討し一定の結論をまとめること」等について提言

■令和2年12月 国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点（国立大学法人評価委員会）

- ✓ 社会の変化や技術革新に対応し、教員としての資質・能力を継続的に高めることが求められている中、教員養成系学部・教職大学院・附属学校が中心的な役割を果たし、教員養成・研修機能の高度化に取り組むべきではないか。また、教員養成系学部については、第3期中期目標期間中の有識者会議や中央教育審議会の報告等を踏まえ、地域の教員需要の推移等に応じて入学定員を見直すとともに、学科間・大学間で教職課程を共同で実施する新しい仕組みの活用等を通じた教員養成機能の連携・集約により、地域の教員養成機能の維持・向上に取り組むことが必要ではないか。

1. 教員養成大学・学部

教員養成大学・学部は、教員に求められる高い資質の育成等を行っており、現在44大学44学部(うち単科大学11)が設置されている。

➤ 課程・入学定員(令和3年度)

大学数	入学定員		
	教員養成課程	新課程	合計
44 大学	10, 951 人	1, 518 人	12, 469 人

※新課程:都道府県教育委員会の教員採用数の減少などによる教員就職率の低下に伴い、昭和62年度から教員養成課程の一部を教員以外の職業分野の人材や高い教養と柔軟な思考力を身につけた人材を養成することを目的とした課程として改組したもの。新課程の定員は平成12年度をピークに拡大し一定規模を保ってきたが、教員の大量退職の増加による教員採用数の拡大にあわせて、平成17年3月に教育分野に係る大学等の設置又は収容定員増に関する抑制方針を撤廃したことにより、教員養成課程への定員の振り替え等が進み、国立の教員養成大学・学部においては、初等中等教育を担う教員の質の向上に目的を特化させるため、原則、新課程の廃止を進めている。

2. 教員養成系の大学院(修士課程・博士課程)

【修士課程】

国立の教員養成系修士課程における高度専門職業人としての教員養成機能は原則として、教職大学院へ段階的に移行することとしている。

➤ 設置状況(令和3年度)

大学数	研究科数	専攻数	入学定員
18 大学	18	24	1, 049 人

【博士課程】

教員養成学部自ら各教科の専門や教科教育学の分野における実践的かつ高度の研究能力を有し、将来教員養成学部の教員となる人材を養成することなどを目的として設置。

➤ 設置状況(令和3年度)

- 連合大学院 東京学芸大学(入学定員:30名)、兵庫教育大学(入学定員:36名)
- 共同教育課程 静岡大学・愛知教育大学(入学定員:4+4名)
- 単独設置 広島大学(入学定員:50名) ※広島大学では教育学、心理学、教科教育学等が統合された教育学習科学を構築するとともに、その理論的・学際的・開発的・先端的な研究・教育を推進し実践する人材を育成。

全国の国立の教員養成大学・学部の設置状況（令和3年度）

V-3

(注1) 島根大学、鳥取大学については、平成16年4月より、
①島根大学教育学部は、教育学部として教員の計画養成を強化、
②鳥取大学教育地域科学部は、地域学部（一般学部）に改組し、役割分担を行った。

(注2) 山形大学、福島大学については、平成17年4月より、
①山形大学教育学部は地域教育文化学部（一般学部）に、
②福島大学教育学部は人間発達文化学類（一般学部）に改組、
教員の養成は課程認定を受けた学科において引き続き行うこととなった。

(注3) 富山大学については、平成18年4月より、人間発達学部改組し、教員の養成は課程認定を受けた学科において実施していたが、令和4年4月より金沢大学と共同で教育学部を設置。

(注4) 群馬大学と宇都宮大学については、令和2年4月より、共同教育学部を設置。

(注)[]は、教員養成課程入学定員
()は、" 新課程入学定員

北海道教育
[720]
(465)

弘前
[160]
(なし)

秋田
[110]
(100)

岩手
[160]
(なし)

山形^(注2)
なし

宮城教育
[345]
(なし)

上越教育
[160] (なし)
新潟
[180] (なし)

福島^(注2)
なし

金沢
[85]
(なし)

富山^(注3)
なし

長崎
[180]
(なし)

佐賀
[120]
(なし)

福岡教育
[615]
(なし)

熊本
[230]
(なし)

大分
[135]
(なし)

宮崎
[120]
(なし)

鹿児島
[190]
(なし)

山口
[180]
(なし)

島根^(注1)
[130]
(なし)

広島
[157]
(288)

鳥取^(注1)
なし

岡山
[280]
(なし)

兵庫教育
[160]
(なし)

愛媛
[160]
(なし)

高知
[130]
(なし)

香川
[160]
(なし)

鳴門教育
[100]
(なし)

京都教育
[300]
(なし)

大阪教育
[550]
(350)

和歌山
[165]
(なし)

福井
[100]
(なし)

奈良教育
[255]
(なし)

滋賀
[230]
(なし)

三重
[200]
(なし)

岐阜
[220]
(なし)

信州
[240]
(なし)

山梨
[125] (なし)

愛知教育
[729]
(130)

静岡
[300]
(なし)

群馬^(注4)
[190]
(なし)

埼玉
[380] (なし)

東京学芸
[825] (185)

横浜国立
[200]
(なし)

宇都宮^(注4)
[170]
(なし)

茨城
[275]
(なし)

千葉
[390]
(なし)

琉球
[140]
(なし)

国立の教員養成大学・学部就職状況

V-4

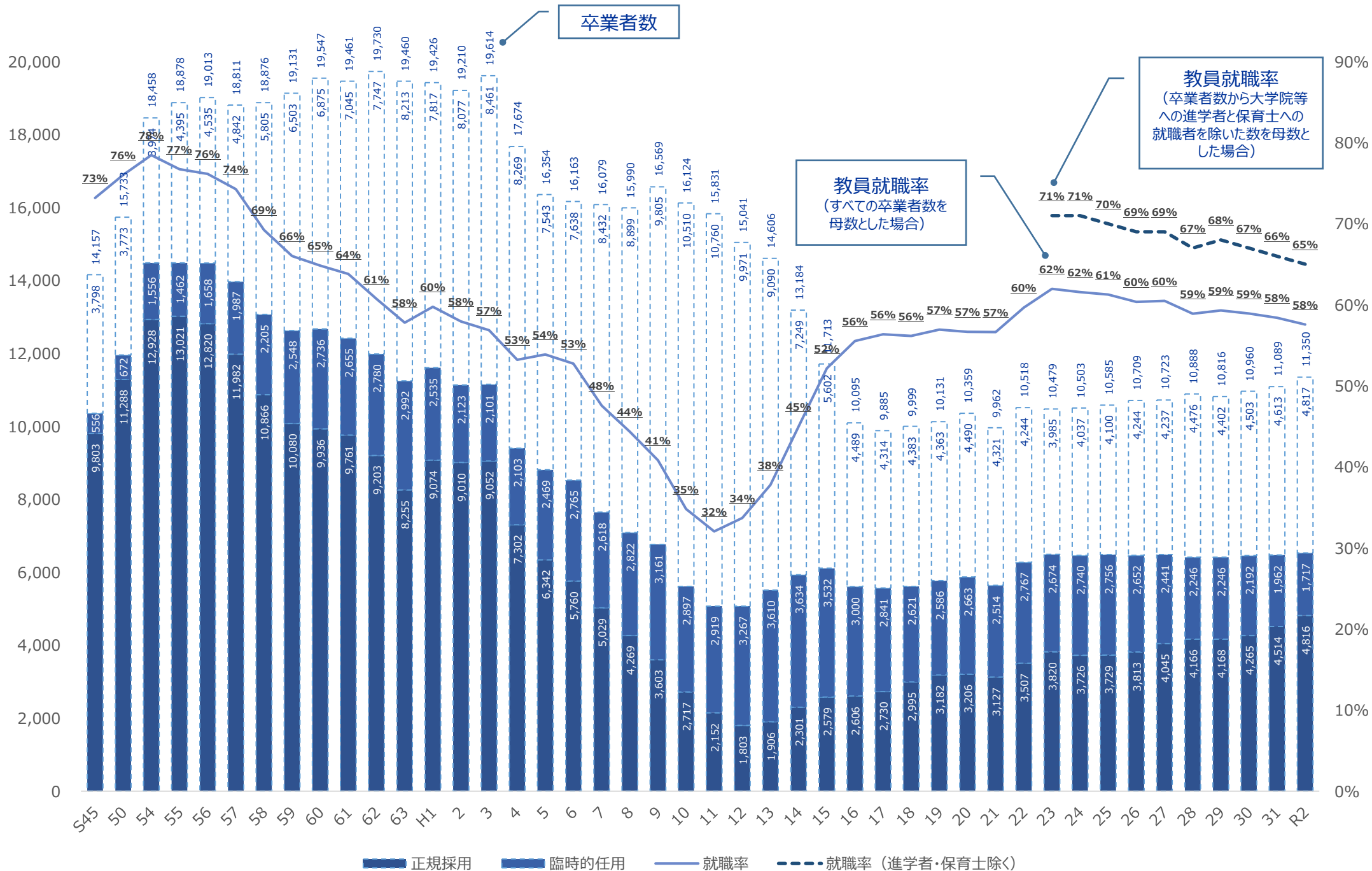
○過去5年間では、人数、割合共に「正規採用者」及び「教員・保育士以外への就職者」が増加する一方、「臨時的任用」及び「未就職者」は減少傾向

	就職者					大学院等への進学者	未就職者	卒業者	卒業者数から大学院等への進学者と保育士への就職者を除いた数
	教員就職者			保育士への就職者	教員・保育士以外への就職者				
		うち正規採用	うち臨時的任用						
R2.3 卒業者	6,533 (64.4%)	4,816 (47.4%)	1,717 (16.9%)	199	3,135 (30.9%)	1,000	483 (4.8%)	11,350	10,151 (100%)
H31.3 卒業者	6,476 (65.7%)	4,514 (45.8%)	1,962 (19.9%)	180	2,840 (28.8%)	1,058	535 (5.4%)	11,089	9,851 (100%)
H30.3 卒業者	6,457 (67.0%)	4,265 (44.2%)	2,192 (22.7%)	158	2,688 (27.9%)	1,162	495 (5.1%)	10,960	9,640 (100%)
H29.3 卒業者	6,414 (67.5%)	4,168 (43.9%)	2,246 (23.6%)	155	2,438 (25.7%)	1,163	646 (6.8%)	10,816	9,498 (100%)
H28.3 卒業者	6,413 (67.4%)	4,167 (43.8%)	2,246 (23.6%)	153	2,341 (24.6%)	1,223	758 (8.0%)	10,888	9,512 (100%)

※括弧内の割合は卒業者数から大学院等への進学者と保育士への就職者を除いた数を母数としたもの

国立の教員養成大学・学部卒業者の教員就職状況の推移

V-5



1. 教職大学院の目的及び機能

平成19年度に、高度専門職業人養成としての教員養成に特化した専門職大学院として制度化。
(平成20年度から開設)

- ① 学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成。
- ② 現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導倫理と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成。

2. 教職大学院の特性(既存の修士課程との違い)

	教職大学院	教員養成系修士課程
修了要件	45単位以上（うち10単位以上は学校等での実習）	30単位以上 修士論文の作成（研究指導）
教員	4割以上は教職経験者等の実務家教員	大半が研究者
授業方法	①事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論・質疑応答 ②学校実習及び共通科目を必修とした体系的な教育課程	研究指導が中心
学位	教職修士（専門職）	修士（教育学）

3. 現状

- ① 設置大学数【令和3年度】：54大学(国立大学47校、私立大学7校)
- ② 教員就職率(※)【令和2年3月修了者】：95.5%
(参考)国立教員養成大学・学部の学部新卒者の教員就職率:64.4%(令和2年3月卒業者)
国立教員養成大学・修士課程の修了者の教員就職率:54.2%(令和2年3月修了者)
(※)現職教員学生を除く教職大学院修了者のうち教員に就職した者(臨時的任用を含む)の割合を指す。
- ③ 入学定員充足率【令和3年度】：78.6%（前年度より2.4%減）
- ④ 志願者数【令和3年度】：2,336人（前年度より99人増）
- ⑤ 入学者数【令和3年度】：1,927人（前年度より104人増）
(現職教員:793人(41%)学部新卒学生等:1,134人(59%))

全国の教職大学院の設置状況（令和3年度）

V-7

国立大学：47大学（入学定員2,248人）
 私立大学：7大学（同 205人）
 合 計 54大学（同 2,453人）
 ＊46都道府県で設置
 大学名の下の（ ）は入学定員

北海道教育
（80）

弘前
（18）

秋田
（20）

岩手
（16）

山形
（20）

宮城教育
（52）

上越教育
（170）
新潟
（20）

福島
（16）

茨城
（43）

宇都宮
（18）

千葉
（20）
聖徳
（15）

埼玉
（52）

東京学芸（210）
創価（25）
玉川（20）
帝京（30）
早稲田（60）

富山
（14）

群馬
（20）

横浜国立
（60）

金沢
（15）

信州
（30）

山梨
（38）

福井
（60）

滋賀
（35）

岐阜
（25）

静岡（45）
常葉（20）

京都教育
（60）
立命館
（35）

奈良教育
（25）

愛知教育
（120）

三重
（25）

兵庫教育
（155）

大阪教育
（150）

和歌山
（30）

（鳥取）
※鳥根大
で養成

島根
（20）

広島
（30）

岡山
（45）

愛媛
（40）

香川
（20）

高知
（15）

鳴門教育
（180）

山口
（28）

佐賀
（20）

福岡教育
（50）

長崎
（28）

大分
（20）

熊本
（30）

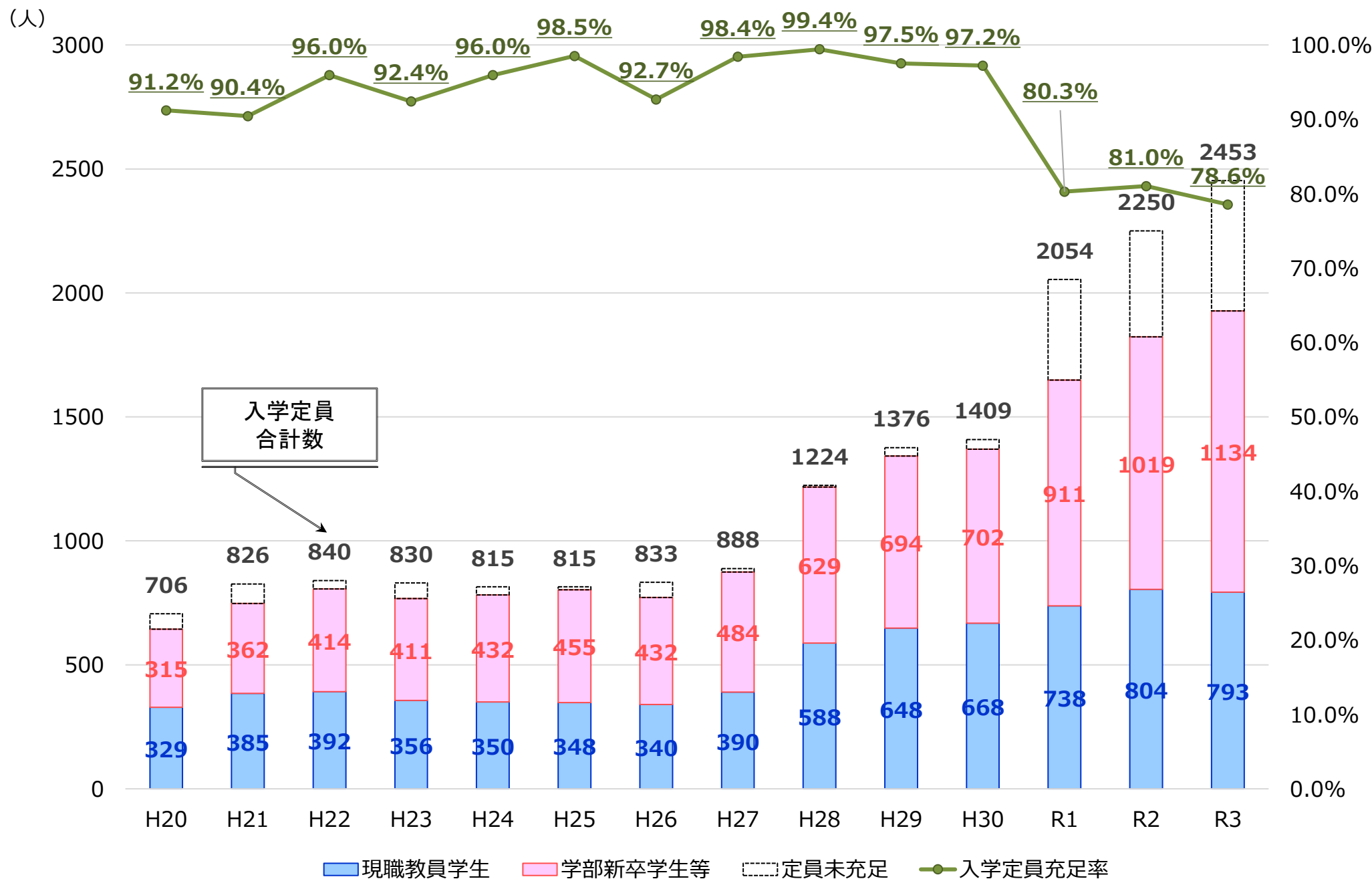
宮崎
（20）

鹿児島
（20）

琉球
（20）

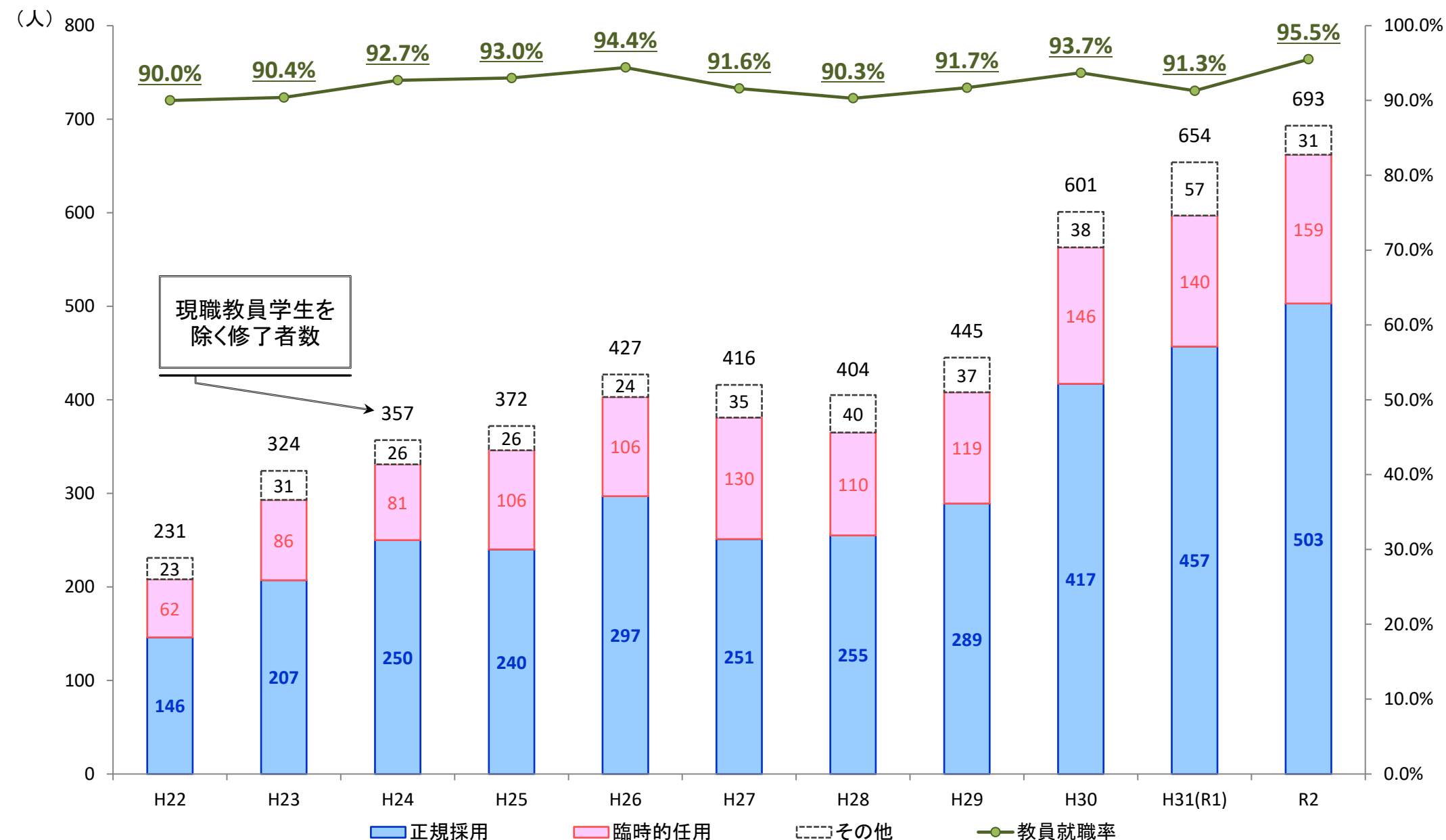
国私立の教職大学院の入学者数及び入学定員充足率の推移

V-8



教職大学院修了者の教員就職状況

V-9



※1 教職大学院修了者のうち、現職教員学生を除いた場合の教員就職率を指す。

※2 「正規採用」は、国公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小、中、高等、中等教育、特別支援の各学校の常勤教員（養護教諭及び栄養教諭を含む）として就職した者を指す。

※3 「臨時的任用」は、1年以内の期限付きの教員や病休、産休、育児休業などの代替教員等として臨時的に任用（採用）された者を指す。

※4 「その他」は、主に大学院等進学者や教員・保育士以外への就職者等を指す。

出典：文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ

【宇都宮大学・群馬大学】全国初の共同教育学部の開設

- 今後教員需要が減少していくことが想定される中で、社会ニーズに応える質の高い教員養成教育を継続して実施していくため、2020年、群馬大学と宇都宮大学は全国初の「共同教育学部」をスタートさせた。
- 共同教育学部となることによって、大学4年間の授業の40%ほどが両大学の「相互乗り入れ」によって行われる。両大学の強みを生かしたカリキュラム・授業構成が可能となり質の高い教員養成が実現できるだけでなく、情報化社会やグローバル化への対応が可能になるなどの相乗効果が期待される。
- また、特別支援学校教諭免許については、全国でも数少ない5領域全てをカバーする学部となり、多様な教員免許を取得できる体制が整っている。



【香川大学】高大接続・教育委員会と連携した香川県立坂出高校教育創造コースへの協力

- 香川大学教育学部との連携により、平成29年度に県立坂出高校に「教育創造コース」が創設された。このコースの教育プログラムに対して、教育学部と附属学校園が協力している。とくに教育プログラムの中心となる総合的な学習の時間に、大学教員による出前授業、グループ研究へのアドバイス等の支援を行うとともに、附属学校園が実践的な学びのフィールドを提供している。
- 坂出高校教育創造コースの生徒たちは、1年次に附属坂出小学校を4回、2年次には附属幼稚園を3回、附属坂出中学校を2回、附属特別支援学校を1回訪問した。幼稚園では園児と一緒に遊び、小学校では教科学習の補助や給食指導を行った。
- 県立坂出高校「教育創造コース」の創設と教育プログラムへの協力、さらには入試改革を含む高大接続の取り組みにより、県内高校出身の教育学部志願者を安定的に確保し、高校段階から地元で働く教員として必要な資質能力の素地を養うことができる。



【北海道教育大学】教育実習前CBTによる学生の学びの質保証

- 北海道教育大学は、教育実習をより実効性のあるものとするため、教員として身に付けておくべき基礎的な知識に加え、学校現場で役立つ内容や指導方法をテキストにより学び、コンピュータによる検定でその理解度を確かめる教育実習前CBT（Computer Based Testing）を全国で初めて開発・実施した。
- 本学において、教育実習前CBTは、事前指導と同様、教育実習の履修要件として教育課程に位置付けており、学生は学校現場で起こりがちな問題や事例の1つ1つをイメージし、基本的な対応方法を具体的に学ぶことができる。これにより、学生は教育実習で経験する様々な場面において、学んだ内容を活用し、状況を踏まえた総合的な判断ができる力を身に付けることで、学生自身の実践的指導力の向上、更には多様な教育場面で対応できる教員へと成長させる効果がある。
- 今後は、全国の教員養成大学・学部を中心に教育実習前CBTの活用を拡大し、学生の学びの質保証及び教員養成教育の向上を目指す。

教育実習前CBTの実施内容について

- ・出題数：50問（約1,000問から出題）
- ・解答時間：60分・合格基準：7割
- ・出題方法：問題区分の各項目をアトランダムに出題
- ・問題区分：児童生徒理解、学級経営、生徒指導、学習指導、特別支援教育、危機管理などの学校現場における実践予測問題

※実務経験豊富な教員を配置し、検定問題の作成及びきめ細かな学生指導を行っている。

（学生からの声）

- 教育現場における実践的な問題が学べ、自分自身のためになった。
- 学校現場で起こる問題について、自分で考えることができ、実習につながると感じた。
- 問題集は実践例が記載されており、分かりやすく、効率よく学べた。

（学校現場・教育委員会からの声）

- 学校現場ですぐに役立つ内容で、教育実習の事前学習における効果に期待したい。
- 現代的な新たな課題が生じている社会に鑑み、新任教員研修でも現職教員研修でも活用できる内容が含まれている。



【兵庫教育大学】働きながら「学び続ける教員」のための神戸ハーバーランドキャンパス

- 現職教員が勤務しながら学べるよう神戸市にサテライトキャンパス（大学院夜間クラス）を設置している。加東キャンパスの昼間クラスとほぼ同等の教育課程を実施し、平成12年度の開設から、これまでに約1,000人の入学者があり、平成30年度は198人が神戸ハーバーランドキャンパスで学んでいる。開設当初から夜間クラスでは、①長期履修学生制度の適用、②授業の開始時間や時間表の工夫、③図書室・院生合同研究室の充実など学びやすい環境づくりに努めてきた。また、臨床心理相談室も併設し、心理的援助を必要とする子ども、成人、家族を対象に幅広い相談業務を行っている。

（神戸ハーバーランドキャンパス概要） 総面積：1,575㎡
講義室：6室、演習室：10室、コンピュータ教室、院生合同研究室、図書室、臨床心理相談室等：6室、ホール（100人収容）、会議室

夜間クラスも併設

交通に便利な神戸市中央区に神戸ハーバーランドキャンパスを開設しています。夜間クラスを開講しており、現職教員や社会人が、ゆとりある環境で働きながら学べる環境を整えています。



平成12年度から受け入れを開始し、これまでに約1,000人が入学

教育政策リーダーコース

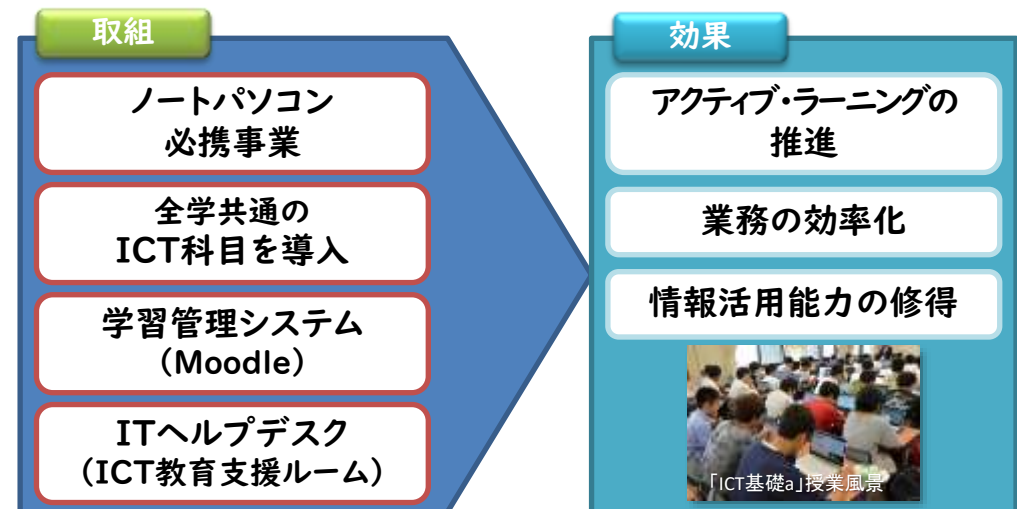
受講者のニーズに応じて多様な学びを提供



教育長（次長）6人、校長（教頭）8人をはじめ、学校教諭、教育委員会職員等の方が在籍

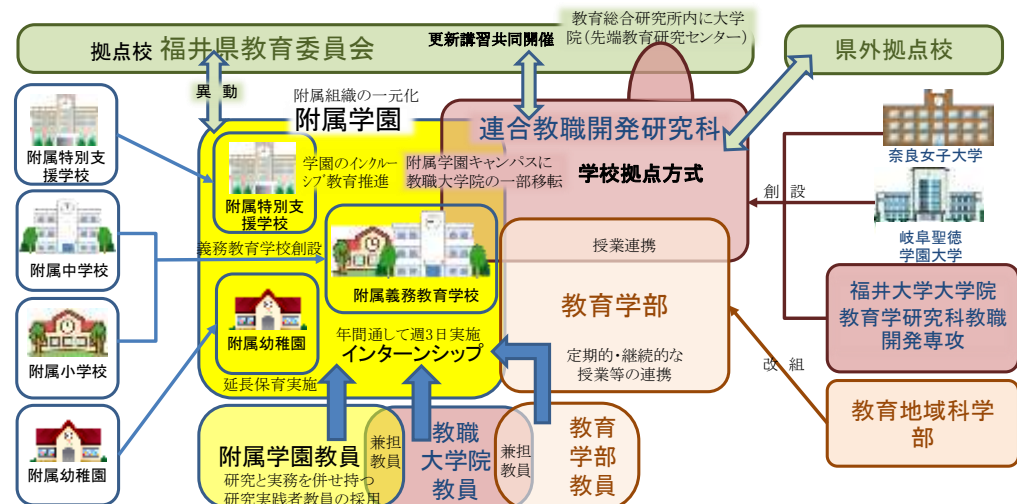
【大阪教育大学】アクティブ・ラーニングを推進するパソコン必携化と学習管理システム

- パソコン必携化と全学共通基礎科目
平成29年度学部入学生からノートパソコン必携化を実施した。約120室の講義室・約4,000台の情報端末が利用可能なICT環境をめざして整備するとともに、全ての学生に基本的な情報活用能力を修得させる全学共通基礎科目「ICT基礎a, ICT基礎b」を開講した。
- 学習管理システム(Moodle)の活用
簡単に授業用ウェブページを作成することができる学習管理システム(Moodle)を導入した。システム上で資料や課題の提示、出欠確認、小テスト(自動採点)、課題提出、掲示板、受講生間でのディスカッションやファイルの受け渡しなどが可能となることで、アクティブ・ラーニングの推進と業務の効率化を実現した。
- 大学ICT推進協議会で最優秀論文賞(平成29年度)を受賞
パソコン必携化の取組と学習管理システムを利用した全学共通基礎科目「ICT基礎a」の実践報告が、最優秀論文賞を受賞した。



【福井大学】三位一体改革による、教員養成・研修機能の高度化

- 教員免許更新講習の必修分野を県教育委員会と共同開催し、悉皆研修に組み込むことで、受講者の負担軽減、大学との連携による実践研究を基盤とした教員研修体系の構築、教職大学院に期待される研修機能の実質的普及に役立つシステムを構築。
- ①附属学園は教職大学院の拠点校であり、年間を通じて院生の長期インターンシップを実施。また、インターン生は学部の教育実習のメンター補助として若手支援をも学んでいる。
- ②5名の大学教員が附属学校教員を兼務することにより、大学院・学部と附属の有機的な教育・研究の協働体制を推進。
- ③教職大学院の機能を附属学校キャンパスに移設し、恒常的な共同授業研究と義務教育学校におけるカリキュラムマネジメントを推進。
- ④学部教員の附属学園での実践研究を推進する「現場実践6割タスクフォース」を起動し、学部教員と附属学園との定期的・継続的な授業等の連携を促進。



1. 設置目的

附属する国立大学、学部における児童、生徒、幼児の教育又は保育に関する研究に協力し、当該国立大学、学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たる。

2. 法律上の位置付け

○国立大学法人法第23条（平成16年4月1日施行）

国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校を附属させて設置することができる。

○大学設置基準第39条（昭和31年10月22日文部省令第28号）

次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

学部又は学科（上欄）	附属施設（下欄）
教員養成に関する学部又は学科	附属学校又は附属幼保連携型認定こども園

【参考】

●旧国立学校設置法施行規則第27条（昭和39年（1964年）改正、平成16年（2004年）廃止）

附属学校は、その附属学校が附属する国立大学又は学部における児童、生徒又は幼児の教育又は保育に関する研究に協力し、及び当該国立大学又は学部の計画に従い学生の教育実習の実施に当たるものとする。

上述の廃止された施行規則、「国立大学附属学校の新たな活用方策等に関する検討とりまとめ（平成21年）」、「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書（平成29年）」等を踏まえ、現在、使命・役割を以下のとおり整理。

3. 使命・役割

○実験的・先導的な学校教育

実験的・先導的な教育課題への取組
地域における指導的・モデル的な学校としての取組

○教育実習の実施

大学・学部の教育実習計画に基づく教育実習の実施
教員を目指す学生に対し、体験的な実習を実施

○大学・学部における教育に関する研究への協力

現代的教育課題（特別支援、いじめ、不登校など）に対応した教員養成の在り方に関する研究への協力

区 分	令和2年度			
	学校数 (校)	学級数 (学級)	児童生徒数(人) (R2.5.1現在)	教員数(人) (R2.5.1現在)
幼稚園	49	225	5,114	357
小学校	68	1,154	36,622	1,746
中学校	69	775	27,701	1,556
義務教育学校	4	109	3,383	197
高等学校	15	211(※)	8,452	569
中等教育学校	4	78(※)	2,914	193
特別支援学校	45	495	2,909	1,517
計	<u>254</u>	<u>3,047</u>	<u>87,095</u>	<u>6,135</u>

出典：令和2年度学校基本統計（確定値）

（※）学校基本統計では集計していないため、教育人材政策課調べ

【上越教育大学】タブレット端末を用いた「学びを止めるな！」プロジェクト（附属中学校）

- ・休校2日目からビデオ会議システムを用いて、朝、昼、夕方に学級活動を行った。顔を見ながらの健康観察、生徒同士の話し合いの場の設定により、生徒の連帯感を高め、心のケアを図ることができた。
- ・休校中は、学年ごとの時間割で同期型・非同期型を組み合わせたオンライン授業を行った。習得重視の学習では、自作のビデオクリップや既存の学習Webサイトを用いた非同期型の授業を行い、理解を深めた。課題探求を重視した学習では、教師と生徒、生徒同士がビデオ会議システムで意見を交わすことができる同期型の授業を行い、思考を深めた。
- ・教材の回収・添削・返却だけでなく、生活記録ノートもデジタルデータで送受信した。生徒は、教師から継続的・適時的な支援を受けるとともに、自己評価しながら主体的に学習に取り組むことができた。
- ・教員は、自宅でビデオ会議システムを用いた打合せやクラウドを用いた教材配信を行った。一人あたり週5日のうち3～4日の在宅勤務を行い出勤者を平時の1/4にすることで職員室の密を回避することができた。



【北海道教育大学】オンライン授業構築に向けた公立学校への研修支援（附属釧路中学校）

- ・臨時休業中に全生徒に対して遠隔会議システムと学習支援アプリを活用したオンライン授業を実施。4月24日から学校再開までの22日間にわたり、芸術教科を含む全9教科と学活を1日最大4時間行った。現在も月1回、土曜オンライン授業を実施している。
- ・これまでの取組を、公立学校等においても活用できるように、導入までの経緯（第0期）からオンライン授業開始の（第Ⅰ期）、改善を行った（第Ⅱ・Ⅲ期）、ポスト・コロナを見据えた（第Ⅳ期）の区分に応じた資料を作成し、HPに掲載するとともに報告書を作成。5月から遠隔授業の研修会を企画し、本校または出前授業、リモート方式で開催した。
- ・8月末までに道内外のべ80校、200名を超える視察・研修（リモート含）の受入れを行った。本校から90km以上離れた中標津町立中標津中学校では、本校のオンライン授業を現地で公開し研修会を開催。さらに、白糠町立庶路学園には、校内研修に本校教員を講師として派遣した。これらの取組により、のべ25校のオンライン授業の実現に貢献した。

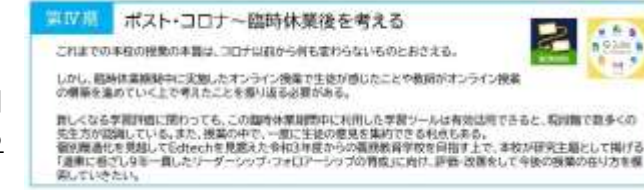
＜オンライン授業を全教科、全生徒に実施＞



＜公立学校での研修会＞



＜公立学校での出前遠隔授業＞



【福岡教育大学】附属福岡小・中学校「福岡市つながるクラウド」への授業動画提供による地域貢献

○臨時休校に伴う家庭学習支援の必要性

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休校（3月）のため、福岡市内の子供たちは、学期当初に学習を進められない状況であった。

○「福岡市つながるクラウド」への授業動画提供

福岡市教育センターから依頼があり、「福岡市つながるクラウド」に本校職員の授業動画を提供した。国語科、社会科、算数科、理科、英語科の計37本の授業動画を福岡市内の小・中学生が利用した。動画の一部は本校のYouTubeチャンネルにも掲載したところ、視聴回数が3,000回を超える授業動画もあった。

○休校中の地域の子供たちの学びの継続に貢献

ゴールデンウィーク中は、地元キー局サブチャンネルで放映、連休中の自主学習へ活用され、地域の学びの継続に貢献した。

福岡市教育センター

依頼



授業動画を作成・提供

福岡市つながるクラウド



福岡市内の小学生が利用

- ・GW中は地元キー局のサブチャンネルで放映
- ・地域の学びの継続に貢献



【大分大学】教育課程や授業展開を再考した実践事例（附属小学校）

- ・休校によって削減された授業時間内で児童に必要な学習を確保するためのカリキュラムマネジメントに取り組んだ。
- ・例えば国語科では、計画時の指導事項が同じ単元を統合する形で教育課程を再編し、主教材で身に付けた読み方を並行して読んだ教材や本にも活用させて読むことで、時短を図るとともに、児童が確実に資質・能力を身に付けることができるようにした。
- ・また、授業展開において反転学習を取り入れた。課題について各自の考えを書いてくるまでを家庭で行い、学校では考えを出し合ったりまとめたりすることに重きを置くようにした。算数科の授業では、5人の児童の考えをもとに、発展的・統合的に考える力を身に付けさせていった。反転学習を導入することで、各単元において1~2時間程度、時数に余裕ができた。思考に時間を要する児童もじっくり考える時間があるために、すべての児童に活躍の場を保障することができた。
- ・学校現場を活性化させるこれらの取組は、大分県教育委員会にも、コロナ禍におけるカリキュラムマネジメントの実践事例として提供した。



授業の後半15分程度で、次の課題の共有と見通しを出し合う。

R2再編
26時間

主・のらねこ
並・白い花びら他
(8時間)思-イ・エ・オ

主・わすれられない
おりもの
並・おにたのぼうし他
(9時間)思-イ・エ・カ

モチモチの木
(8時間)思-イ・エ・オカ

R2当初計画
45時間

白い花びら
(8時間)思-イ・エ・オ

のらねこ
(9時間)思-イ・エ・オ

わすれられない
(9時間)思-イ・エ・カ

モチモチの木
(8時間)思-イ・エ・オカ

おにたのぼうし
(10時間)思-イ・エ・カ

VI. 教師を支える環境整備関係

公立学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であるため、国・教育委員会・学校それぞれの立場において、取組を着実に推進し、教師が教師でなければならないことに全力投球できる環境整備が必要

● 勤務に係る制度（給特法）改正（令和元年12月公布、①はR2.4.1施行、②はR.3.4.1施行）

- ① 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの「指針」への格上げ
- ② 休日の「まとめ取り」のため、**1年単位の変形労働時間制**を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に

上限「指針」の策定（施行日：令和2年4月1日）

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「**在校等時間**」と定義

- <上限時間> ① **1か月**の時間外在校等時間について、**45時間**以内
② **1年間**の時間外在校等時間について、**360時間**以内 等

● 学校や教育委員会からの国への要望を踏まえた各取組の推進（文部科学大臣ヘッドの「学校における働き方改革推進本部」において進捗管理）

教職員定数の改善	教科担任制の推進	支援スタッフの配置支援	部活動の見直し
40年ぶりに小学校の学級編制の標準を40人から35人へ引き下げ	- 本年7月に外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導を進めることなどを示した報告書を取りまとめ - 報告書に示された定数確保の方向性を踏まえ、令和4年度からの予算要求において対応	- 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、学習指導員、部活動指導員等の予算規模の拡充 - 情報通信技術支援員（ICT支援員）の活用促進（地方財政措置） - 教育行政に係る法務相談体制の整備（地方財政措置）	令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、令和3年度から全国各地の拠点校（地域）において実践研究を実施し、その成果を全国展開
教員免許更新制の検証	ICT環境整備の支援	学校向け調査の削減	全国学力・学習状況調査のCBT化
中教審における議論も踏まえつつ、文部科学省として必要な体制を整備した上で、現職研修の充実や教員免許更新制の発展的解消に向けた具体的検討・調整に着手	- GIGAスクール構想による1人1台端末や校内ネットワーク環境整備の前倒しの実現 - ICT活用により、教員の表簿・指導要録等の作成業務や授業準備に係る負担軽減等に寄与	- スクラップ＆ビルドの観点から学校向け調査等の実施について随時精査を実施。 ※国の定期的な調査件数（H19：34件→R3：26件） - 統計に必要なデータの電子化・標準化を実施予定	CBT化検討WG「最終まとめ」を踏まえ、令和3年度以降、試行・検証により課題の抽出とその解決を繰り返し、着実なCBT化の実現に向けて取り組む

● 自治体や学校における改革サイクルの確立

- 「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を実施し、**全国の各教育委員会の取組状況を可視化**、市町村別結果公表
- 好事例の全国展開**（働き方改革フォーラム開催（R2.1.31）、事例集作成（R2.3、R3.3）等）

● 勤務時間の客観的な把握の徹底

労安衛法により義務付けられているICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法での勤務実態の把握の徹底するための環境整備の推進

実施割合（R2.10.1時点）

都道府県	91.5%
政令市	85.0%
市区町村	71.3%

● 各取組の推進

（例）上限指針を踏まえた条例・規則制定、働き方改革の方針策定、学校閉庁日、留守番電話設定、支援スタッフの配置、校務支援システムの導入、調査・統計業務の削減等

● スクラップ＆ビルドを原則とした施策推進

● 学校運営協議会制度の導入や地域学校協働本部の整備を推進

● 業務の見直し・削減

学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を削減

● 地域・保護者等との連携

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を活用し、保護者や地域住民等と教育目標を共有しながら、適切な役割分担を進める

学校における働き方改革の中教審答申を受けて、令和4年を目途に勤務実態調査を実施
中長期的な課題として、公立学校の教師に関する労働環境について、給特法等の法制的な枠組みを含め、必要に応じて検討を

- 「教育政策に関する実証研究」の一環として、教員の勤務実態の実証分析を平成28～29年度の2か年で実施し、平成29年4月28日に速報値を公表。（調査期間：H28年10月～11月のうちの1週間。対象：小学校400校、中学校400校（確率比例抽出により抽出。）に勤務する教員。）
- 前回調査（平成18年度）と比較して、平日・土日ともに、いずれの職種でも勤務時間が増加。

● 教員の1日当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない。）（時間：分）

平日	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	10:37	10:11	+0:26	10:37	10:19	+0:18
副校長・教頭	12:12	11:23	+0:49	12:06	11:45	+0:21
教諭	11:15	10:32	+0:43	11:32	11:00	+0:32
土日	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	1:29	0:42	+0:47	1:59	0:54	+1:05
副校長・教頭	1:49	1:05	+0:44	2:06	1:12	+0:54
教諭	1:07	0:18	+0:49	3:22	1:33	+1:49

※28年度調査の「教諭」については、主幹教諭・指導教諭を含む（主幹教諭、指導教諭は、平成20年4月より制度化されたため、18年度調査では存在しない。）。

※平成28年度の小学校教員のうち882人（12.5%）、中学校教員のうち719人（8.9%）が、土曜日・日曜日のいずれかが勤務日に該当している。

※18年度調査と同様に、1分未満の時間は切り捨てて表示。

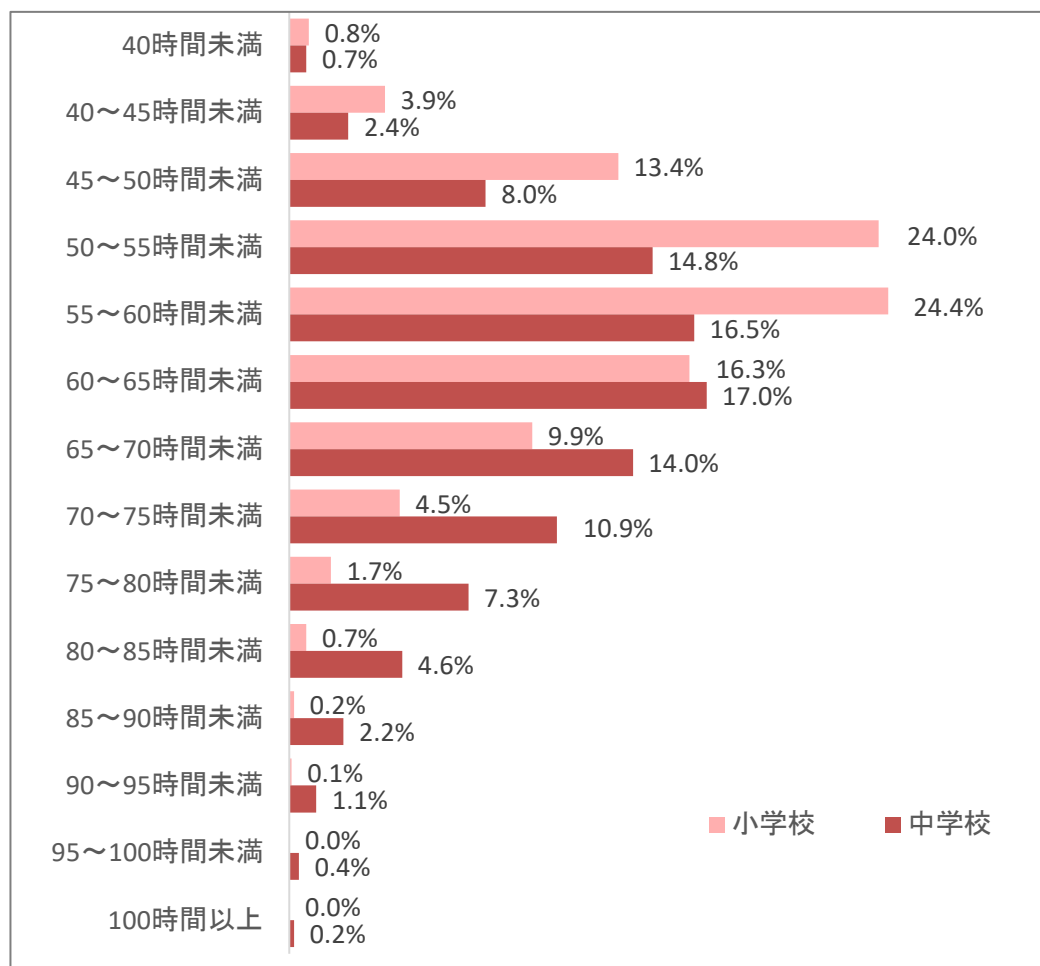
● 教員の1週間当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない。）（時間：分）

	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	55:03	52:19	+2:44	56:00	53:23	+2:37
副校長・教頭	63:38	59:05	+4:33	63:40	61:09	+2:31
教諭	57:29	53:16	+4:13	63:20	58:06	+5:14

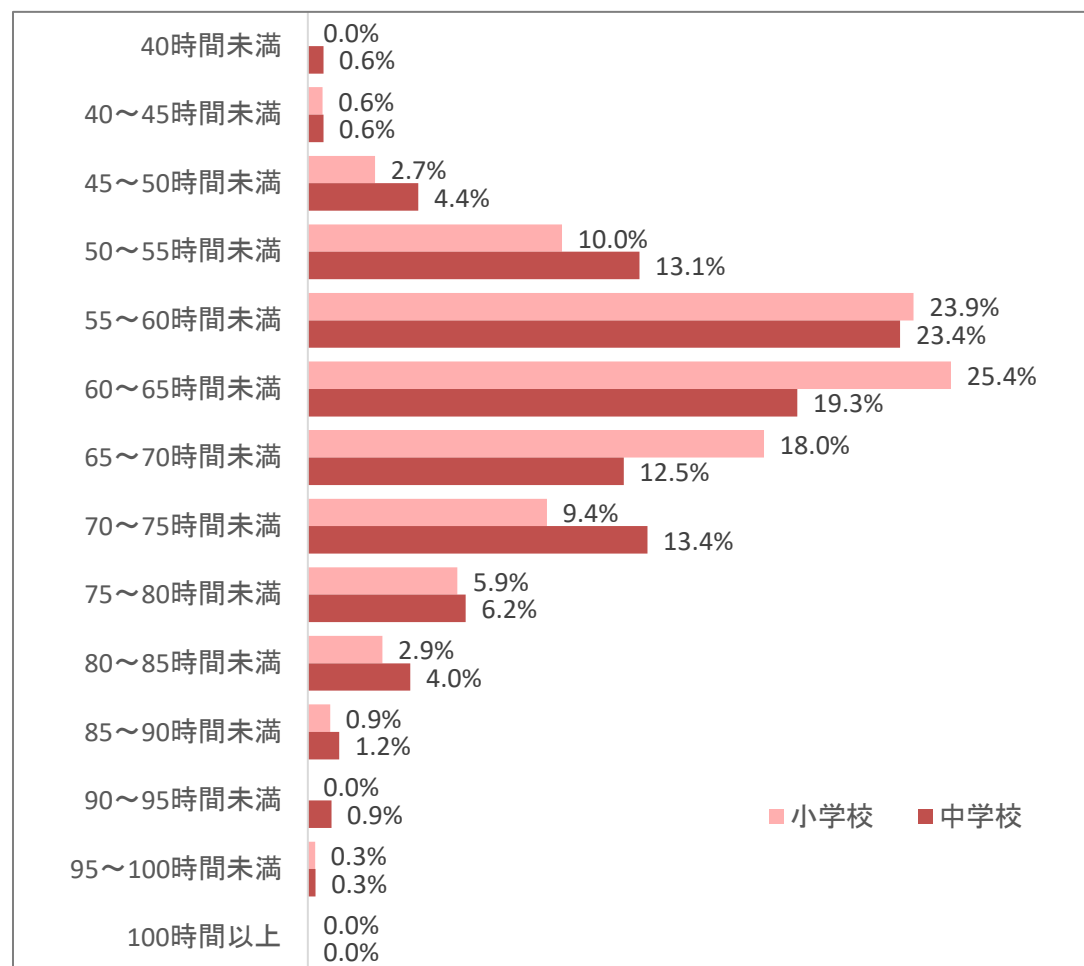
※28年度調査では、調査の平均回答時間（1週間につき小学校64分、中学校66分）を一律で差し引いている。

○ 1週間当たりの学内総勤務時間について、教諭のうち、小学校は55～60時間未満、中学校は60～65時間未満、副校長・教頭のうち、小学校は60～65時間未満、中学校は55～60時間未満の者が占める割合が最も高い。

【教諭（主幹教諭・指導教諭を含む）】



【副校長・教頭】



※28年度調査では、調査の平均回答時間(1週間につき小学校64分、中学校66分)を一律で差し引いている。

- 平日については、小学校では、授業(27分)、学年・学級経営(9分)が、中学校では、授業(15分)、授業準備(15分)、成績処理(13分)、学年・学級経営(10分)が増加している。
 土日については、中学校で部活動(1時間3分)、成績処理(10分)が増加している。

平日(教諭のみ)	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:35	0:33	+0:02	0:37	0:34	+0:03
授業(主担当)	4:06	3:58	+0:27	3:05	3:11	+0:15
授業(補助)	0:19			0:21		
授業準備	1:17	1:09	+0:08	1:26	1:11	+0:15
学習指導	0:15	0:08	+0:07	0:09	0:05	+0:04
成績処理	0:33	0:33	±0:00	0:38	0:25	+0:13
生徒指導(集団)	1:00	1:17	-0:17	1:02	1:06	-0:04
生徒指導(個別)	0:05	0:04	+0:01	0:18	0:22	-0:04
部活動・クラブ活動	0:07	0:06	+0:01	0:41	0:34	+0:07
児童会・生徒会指導	0:03	0:03	±0:00	0:06	0:06	±0:00
学校行事	0:26	0:29	-0:03	0:27	0:53	-0:26
学年・学級経営	0:23	0:14	+0:09	0:37	0:27	+0:10
学校経営	0:22	0:15	+0:07	0:21	0:18	+0:03
職員会議等	0:20	0:31	-0:07	0:19	0:29	-0:04
個別打ち合わせ	0:04			0:06		
事務(調査回答)	0:01	0:11	+0:06	0:01	0:19	±0:00
事務(学納金)	0:01			0:01		
事務(その他)	0:15			0:17		
校内研修	0:13	0:15	-0:02	0:06	0:04	+0:02
保護者・PTA対応	0:07	0:06	+0:01	0:10	0:10	±0:00
地域対応	0:01	0:00	+0:01	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
校務としての研修	0:13	0:13	±0:00	0:12	0:11	+0:01
校外での会議等	0:05	0:05	±0:00	0:07	0:08	-0:01
その他校務	0:09	0:14	-0:05	0:09	0:17	-0:08

土日(教諭のみ)	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
授業(主担当)	0:07	0:00	+0:08	0:03	0:00	+0:03
授業(補助)	0:01			0:00		
授業準備	0:13	0:04	+0:09	0:13	0:05	+0:08
学習指導	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
成績処理	0:05	0:01	+0:04	0:13	0:03	+0:10
生徒指導(集団)	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
生徒指導(個別)	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
部活動・クラブ活動	0:04	0:02	+0:02	2:09	1:06	+1:03
児童会・生徒会指導	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
学校行事	0:09	0:01	+0:08	0:11	0:02	+0:09
学年・学級経営	0:03	0:00	+0:03	0:04	0:01	+0:03
学校経営	0:03	0:01	+0:02	0:03	0:01	+0:02
職員会議等	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
個別打ち合わせ	0:00			0:00		
事務(調査回答)	0:00	0:00	+0:02	0:00	0:02	±0:00
事務(学納金)	0:00			0:00		
事務(その他)	0:02			0:02		
校内研修	0:01	0:00	+0:01	0:00	0:00	±0:00
保護者・PTA対応	0:03	0:02	+0:01	0:03	0:02	+0:01
地域対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
校務としての研修	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
校外での会議等	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
その他校務	0:01	0:01	±0:00	0:04	0:03	+0:01

※18年度調査と同様に、1分未満の時間は切り捨てて表示。

都道府県教育委員会等における研修などの学びの履歴を管理する「教職員研修管理システム（※）」の導入状況は、やや増加している。

（※）ここでいう「教職員研修管理システム」とは、教職員が研修の受講手続き等を行うとともに、当該受講履歴等が蓄積され、研修の実施者等が当該受講履歴等を管理することができる情報システムを指す。

教職員研修管理システムの導入状況

導入している教育委員会数

導入している教育委員会	都道府県 (47)	指定都市 (20)	中核市 (47)	複数の自治区 により広域連携 地区 (1)	総計 (115)
平成29年度	15 (31.9%)	2 (10.0%)	3 (6.4%)	0	21 (18.3%)



導入している教育委員会	都道府県 (47)	指定都市 (20)	中核市 (57)	複数の自治区 により広域 連携地区 (1)	総計 (125)
令和元年度	19 (40.4%)	5 (25.0%)	9 (15.8%)	0	33 (26.4%)

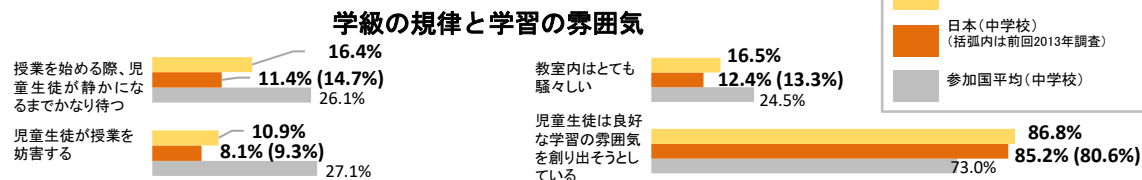
導入している教育委員会の活用方法（複数回答可）【令和元年度】

	導入している教育委員会 (33)
教職員一人ひとりによる研修履歴の振り返りと受講計画の作成に役立っている	21 (63.6%)
学校管理職や教育委員会事務局担当者等による教職員一人ひとりへの研修履修指導等に活用している	25 (75.8%)

Ⅶ. その他

学級において規律が整っており、良好な学習の雰囲気がある。

➤ 日本の小中学校教員の回答は、学級における規律や学習の雰囲気についてよい結果を示しており、中学校教員において、前回2013年調査と比べて一層よい結果となっている。

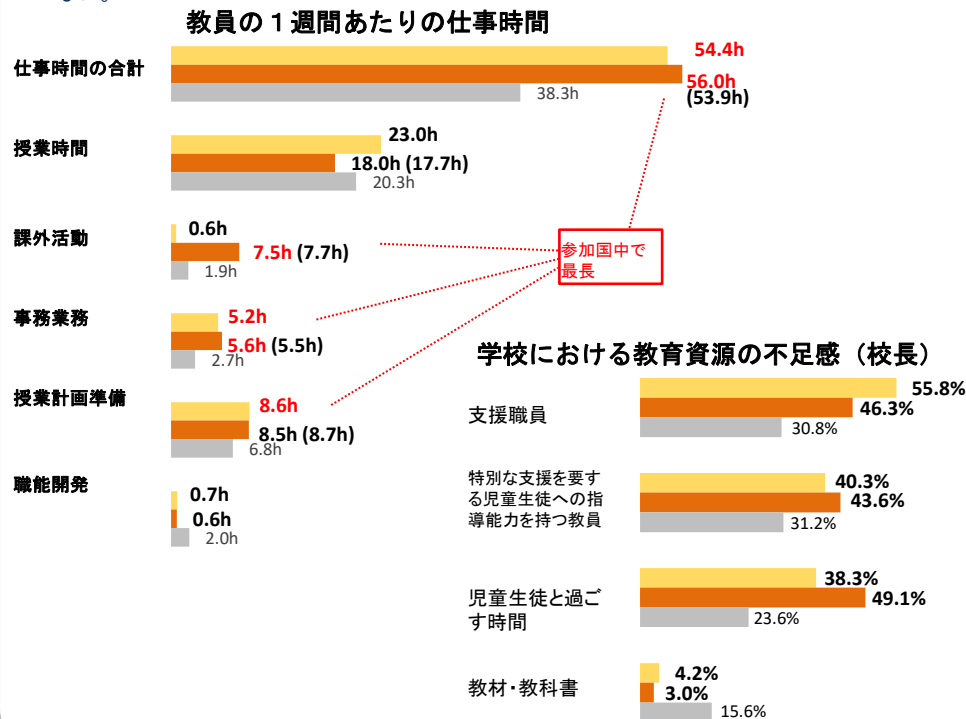


TALIS 2018

- OECD(経済協力開発機構)の国際教員指導環境調査(TALIS)は、教員及び校長を対象に、2008年から5年ごとに、教員及び校長の勤務環境や学校の学習環境に焦点を当てて実施。次回調査は2024年に実施予定。
- 日本は第2回から参加し、小学校は第3回が初参加。2018年調査は、同年2月中旬～3月中旬に小学校約200校及び中学校約200校の校長、教員に対して質問紙調査を実施。
- TALIS2018の結果については、2019年6月及び2020年3月の2回に分けて、OECDより公表。
- OECD加盟国等48か国・地域が参加(初等教育は15か国・地域が参加)。
- なお、参加国が少ないことから、小学校の参加国平均の値は示されていない。

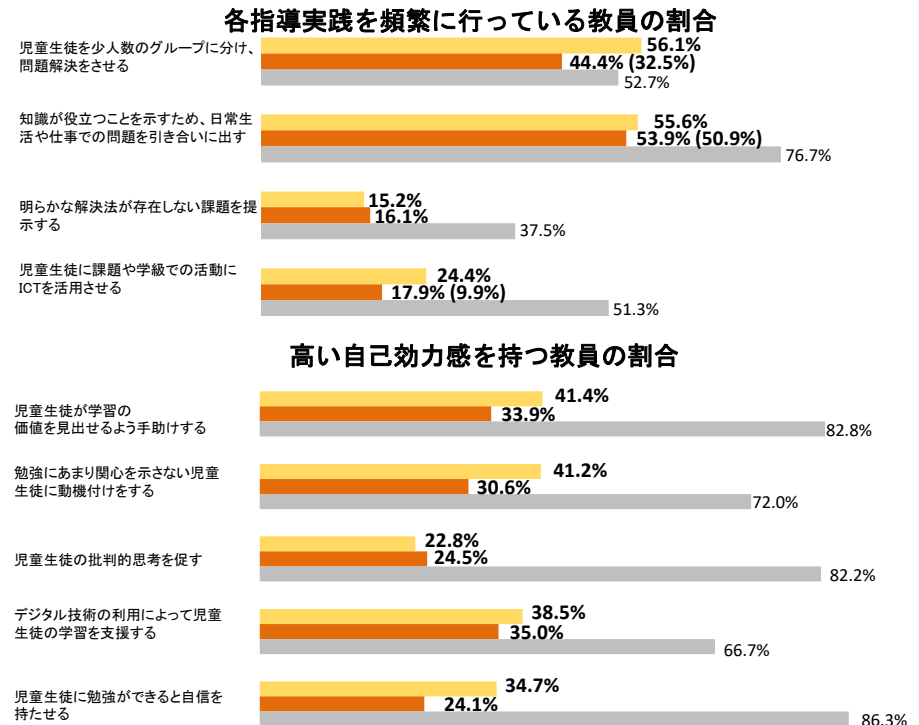
教員の仕事時間は参加国中で最も長く、人材不足感も大きい。

- 日本の小中学校教員の1週間当たりの仕事時間は最長。
- 前回2013年調査と同様に、中学校の課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長い。一方、日本の小中学校教員が機能開発活動に使った時間は、参加国中で最短。
- 質の高い指導を行う上で、支援職員の不足や、特別な支援を要する児童生徒への指導能力を持つ教員の不足を指摘する日本の小中学校校長が多い。一方、教材の不足については指摘が少ない。



主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善やICT活用の取組等が十分でない。

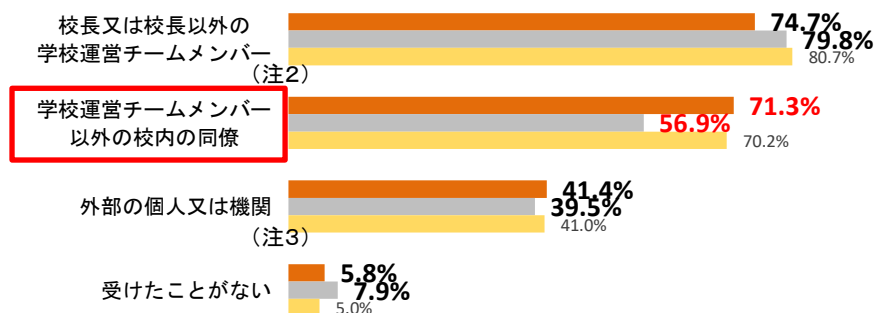
- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や探究的な学習に関わる指導実践について、頻繁に行う日本の中学校教員の割合は前回2013年調査と比べて増えているが依然として低い。
- 生徒にICTを活用させることについて、頻繁に行う日本の中学校教員の割合は前回2013年調査と比べて増えているが依然として低い。
- 児童生徒の自己肯定感や学習意欲を高めることに対して高い自己効力感を持つ日本の小中学校教員の割合は低い。



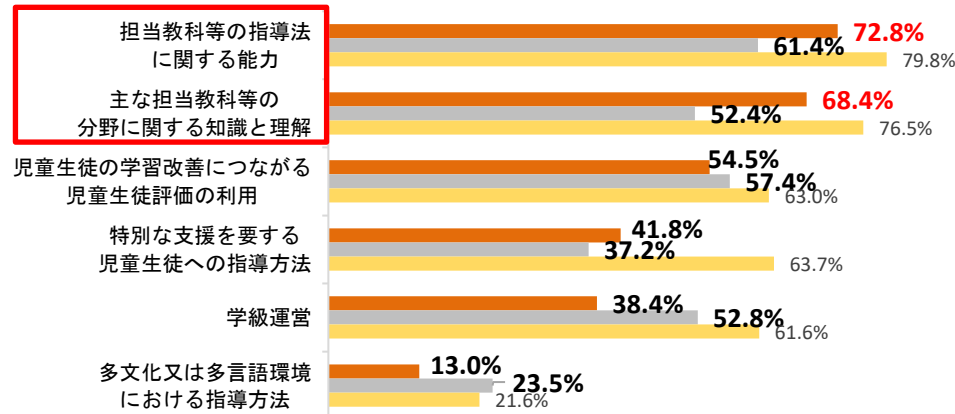
教員が日頃から共に学び合い、指導改善につなげている。

- 日本の中学校教員については、「学校運営チームメンバー以外の校内の同僚」からフィードバック(注1)を受ける割合が参加国平均と比べて高い。
- 日本の小中学校教員は、フィードバックにより、「担当教科等の指導法に関する能力」や「主な担当教科等の分野に関する知識と理解」に良い影響を受けている。

教員へのフィードバックの供給源



教員へのフィードバックが良い影響を与えた内容



(注1)「フィードバック」とは、教員の仕事に対する何らかの関与(例:授業観察、指導計画や児童生徒の成績に関する議論)に基づいて行われ、教員の指導に関するコミュニケーションとして、広く定義する。非公式な話し合い、あるいは公的で組織的な手法のいずれによっても行われる場合がある。

(注2)「学校運営チーム」とは、学校が適切に機能するため、学習指導、資源の活用、カリキュラム、評価に関する意思決定や、その他の戦略的意思決定を主導・運営することについて責任を有する学校内の集団を指す。チームは、典型的には、校長、副校長・教頭、主任等(分掌や教科の長)により構成される。日本の法令上の学校運営協議会や学校評議員、学校法人の理事会や評議員会は、この「学校運営チーム」には当たらない。

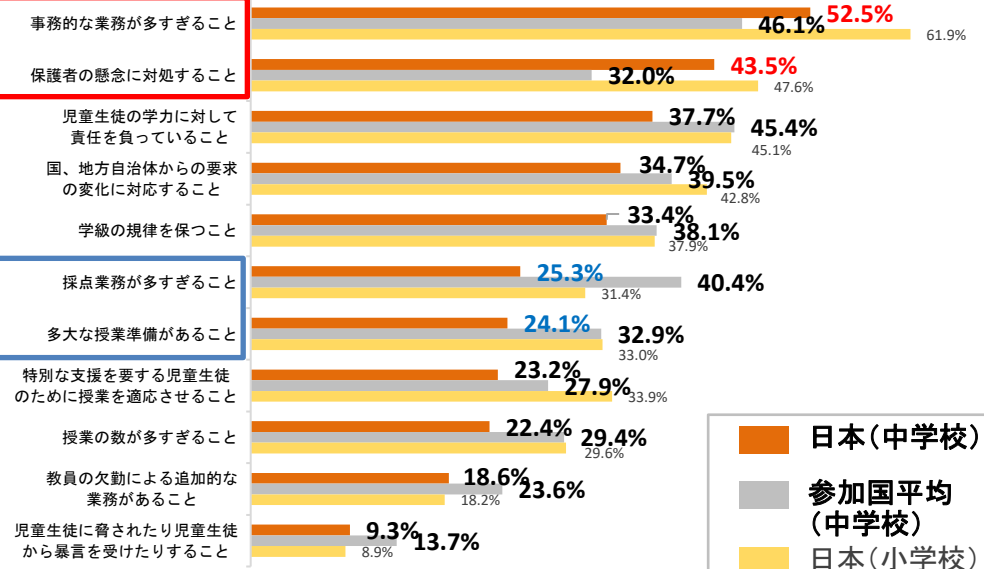
(注3)「外部の個人又は機関」とは、例えば、文部科学省の関係者、地方自治体の関係者、教育委員会の関係者、その他の学校教職員以外の者を指す。

教員は、事務的な業務や保護者の懸念への対処についてのストレスが高い。

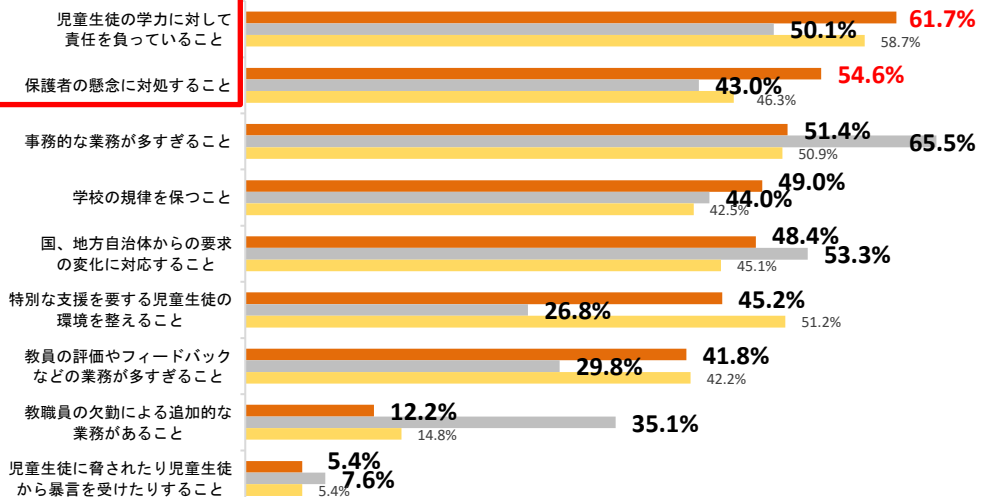
校長は、児童生徒の学力への責任や保護者の懸念への対処についてのストレスが高い。

- 日本の中学校教員は、「事務的な業務が多すぎること」、次に「保護者の懸念に対処すること」についてのストレスが高い。
- 「採点業務が多すぎること」「多大な授業準備があること」等は参加国平均と比べて特に低い。
- 日本の小中学校校長は、「児童生徒の学力に対して責任を負っていること」、次に「保護者の懸念に対処すること」についてのストレスが高い。

教員のストレス



校長のストレス



- OECDが日本を含む8か国・地域において中学校数学の授業をビデオ撮影して分析することにより、教員の授業実践について、①授業運営、②社会的・情緒的支援、③教科指導の3つの領域に関する客観的なデータを得ることなどを目的に行われた調査。
- **日本の教員の平均スコアは3つの領域全てにおいて各国の中で最も高い値となっている**（＝関連する指導実践の出現頻度や質が高い）。

調査の概要

調査目的

- ・経済協力開発機構(OECD)による指導と学習に関する国際調査の新しい試み。授業ビデオの分析を行い、**指導実践や学習状況について客観的なデータを得ることが特徴**。加えて、授業を受けた生徒にテストを実施することにより、指導と生徒の学習成果の関係を分析。

参加国・地域

日本(静岡市・熊谷市・戸田市等)、チリ(ビオビオ・首都州・バルパライソ)、コロンビア、イギリス(イングランド)、ドイツ、スペイン(マドリッド)、メキシコ、中国(上海)。

注:括弧内の地域のみ参加。右記の結果では、括弧内の地域名は省略して示す。

調査対象

二次方程式を指導する数学教員とそのクラスの生徒(日本では中学校第3学年)。日本では、静岡市、熊谷市、戸田市のすべての公立中学校と、関東地域(1都6県)及び静岡県国立大学附属中学校を調査対象とし、最終的に73校、教員89人が参加。

収集データ等

1人の教員につき、調査対象単元(二次方程式)における授業を2回撮影、指導案等の授業資料を収集、調査対象単元の学習前と学習後に、それぞれ1回ずつ、教員質問紙、生徒質問紙、数学のテストを配付し、回答を得た。

授業分析の枠組み等

- ・質の高い授業に向けて、6つの指導実践の領域(授業運営、社会的・情緒的支援、対話(談話)、教科内容の質、生徒の認知的取り組み、生徒の理解に対する評価と対応)を設定。
- ・各領域について、参加国・地域間の**共同研究活動により、授業分析用の分析コードを開発**。

結果の概要

各領域のスコアの国別集計

OECDによる国際報告書では、「授業運営」、「社会的・情緒的支援」と、残りの4つの領域を統合して作成した「教科指導」の計3つの領域で分析。各領域の構成要素全体の結果は以下の通り。

各領域の構成要素のスコアの範囲は1～4であり、1はその実践の出現頻度や質が最も低いこと、4はその実践の出現頻度や質が最も高いことを示す。

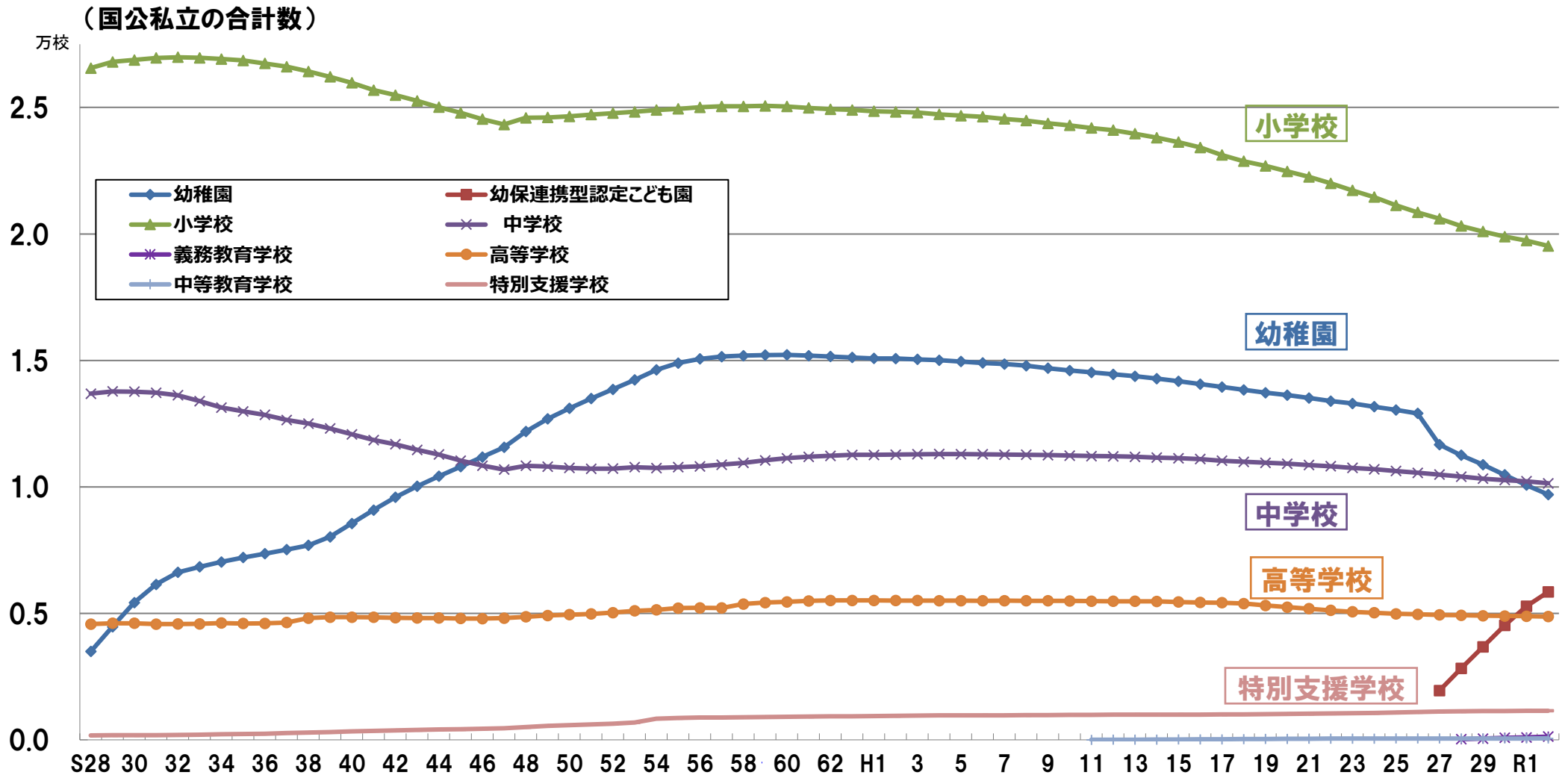
- ・「**授業運営**」領域の構成要素全体(ルーティーン、モニタリング(観察)、中断や混乱への対応)の平均スコアは、**日本(3.81)**、中国(3.75)、イギリス(3.74)、スペイン(3.72)、コロンビア(3.70)、ドイツ(3.67)、メキシコ(3.58)、チリ(3.49)であった。
- ・「**社会的・情緒的支援**」領域の構成要素全体(敬意、励ましと温かさ)の平均スコアは、**日本(3.26)**、スペイン(3.24)、イギリス(3.14)、ドイツ(3.13)、メキシコ(2.81)、チリ(2.80)、コロンビア(2.80)、中国(2.62)であった。
- ・「**教科指導**」領域の構成要素全体(対話(談話)、教科内容の質、生徒の認知的取り組み、生徒の理解に対する評価と対応)の平均スコアは、**日本(2.24)**、イギリス(2.23)、ドイツ(2.20)、中国(2.15)、スペイン(1.96)、メキシコ(1.92)、チリ(1.85)、コロンビア(1.74)であった。

○日本の数学授業の特徴(一部)

- ・日本の64%の授業では、比較的高度な問いである、要約すること、規則性・手順・公式の適用を求める問いや、分析の問いに力点が置かれる傾向がみられた(ドイツ(70%)、イギリス(54%)、チリ(21%)、スペイン(20%)、中国(19%)、メキシコ(18%)、コロンビア(1%))。
- ・日本の71%の授業では、問題の答え、手続き、段階(ステップ)に関する生徒から詳細な応答があり、生徒の考えが「ある程度以上(スコア2.5～4.0)」引き出されていた(中国(100%)、イギリス(93%)、ドイツ(90%)、スペイン(52%)、メキシコ(46%)、チリ(43%)、コロンビア(28%))。

令和2年度の学校数

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）	幼保連携型認定こども園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
9,698	5,847	19,525	10,142	126	4,874	56	1,149



* 特別支援学校：平成18年以前は盲学校、聾学校、養護学校の合計

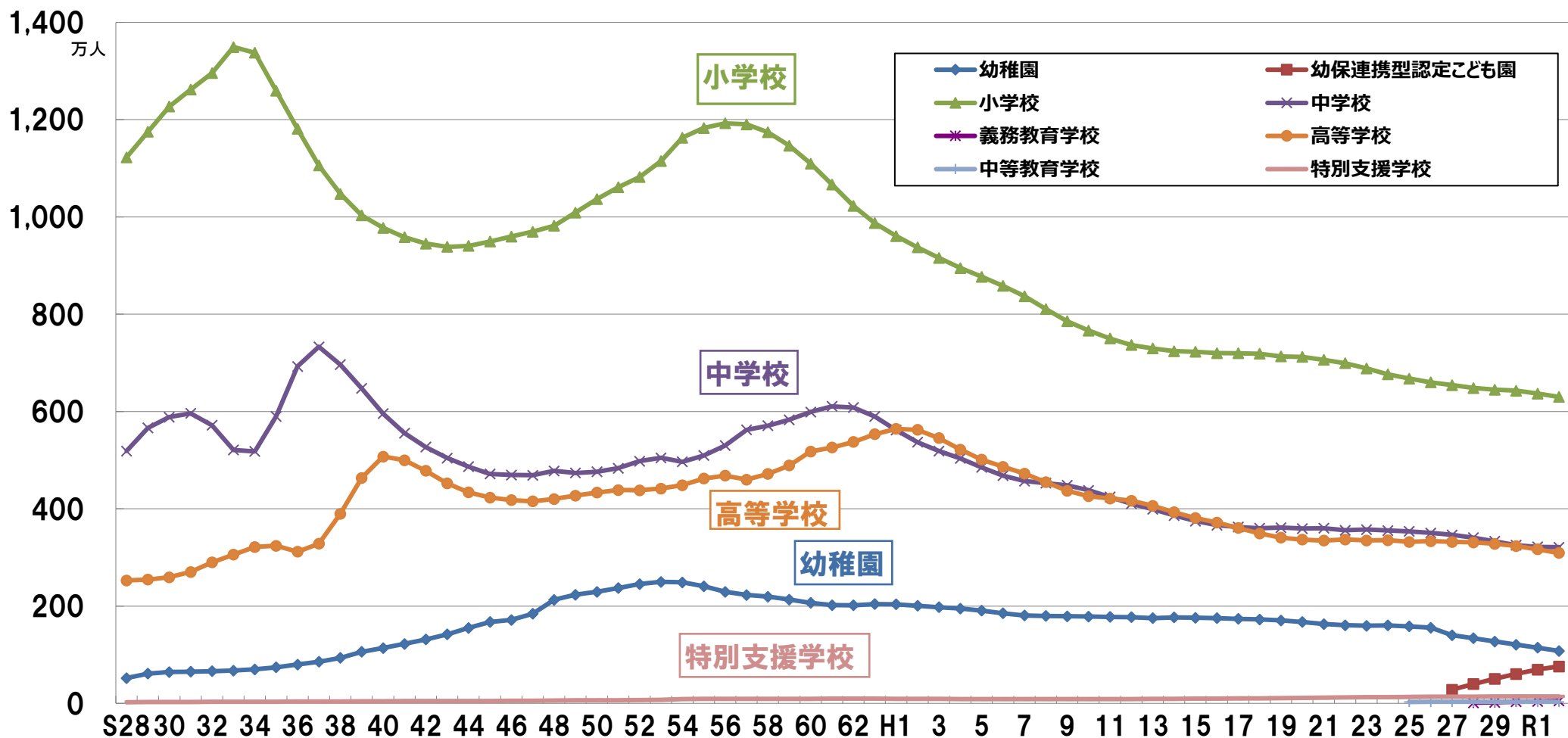
児童生徒数の推移

Ⅶ-4

令和2年度の児童生徒数（万人）

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）	幼保連携型認定こども園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
107.8	75.9	630.1	321.1	5.0	309.2	3.2	14.5

（国公立の合計数）

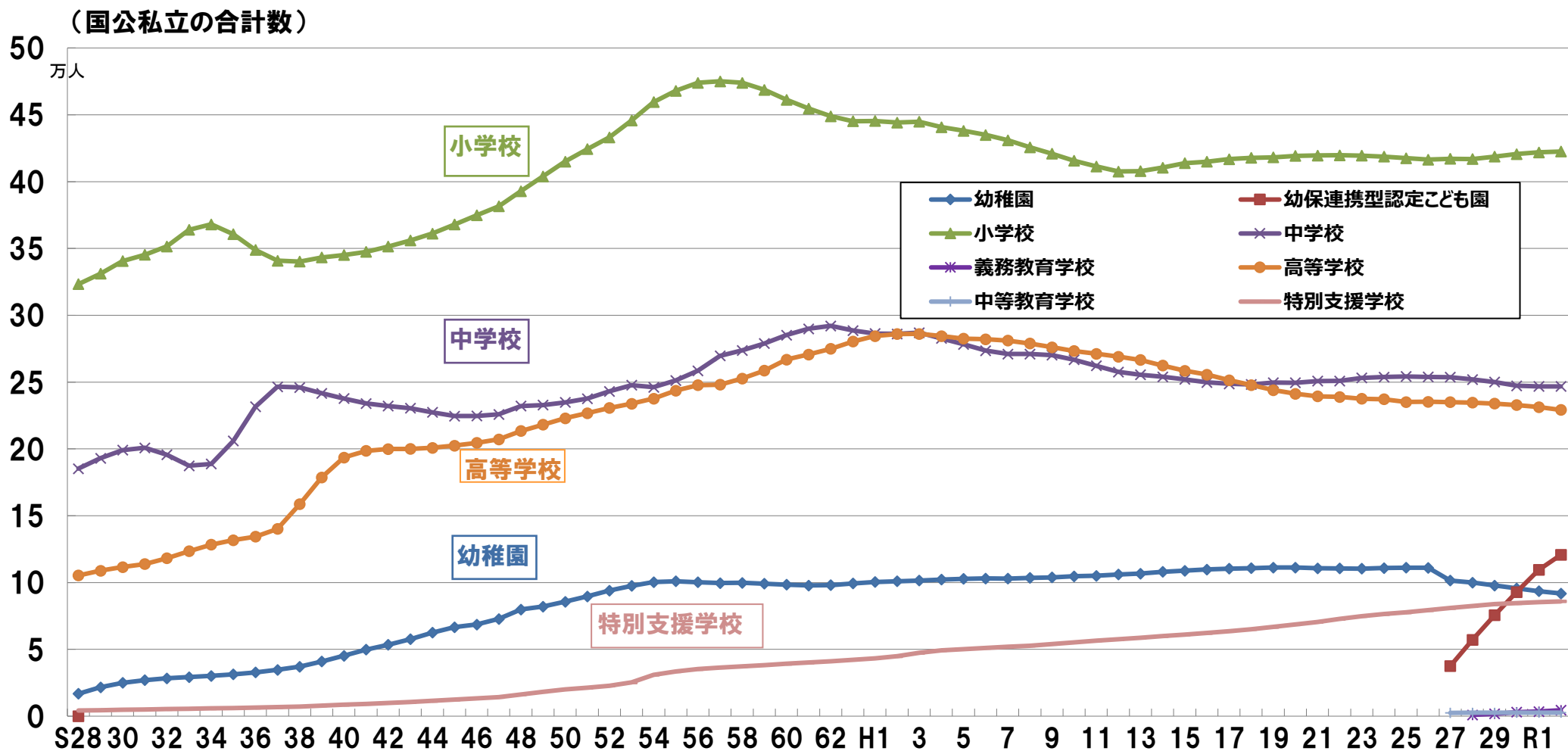


*特別支援学校：平成18年以前は盲学校、聾学校、養護学校の合計

文部科学省「学校基本統計（令和2年度）」

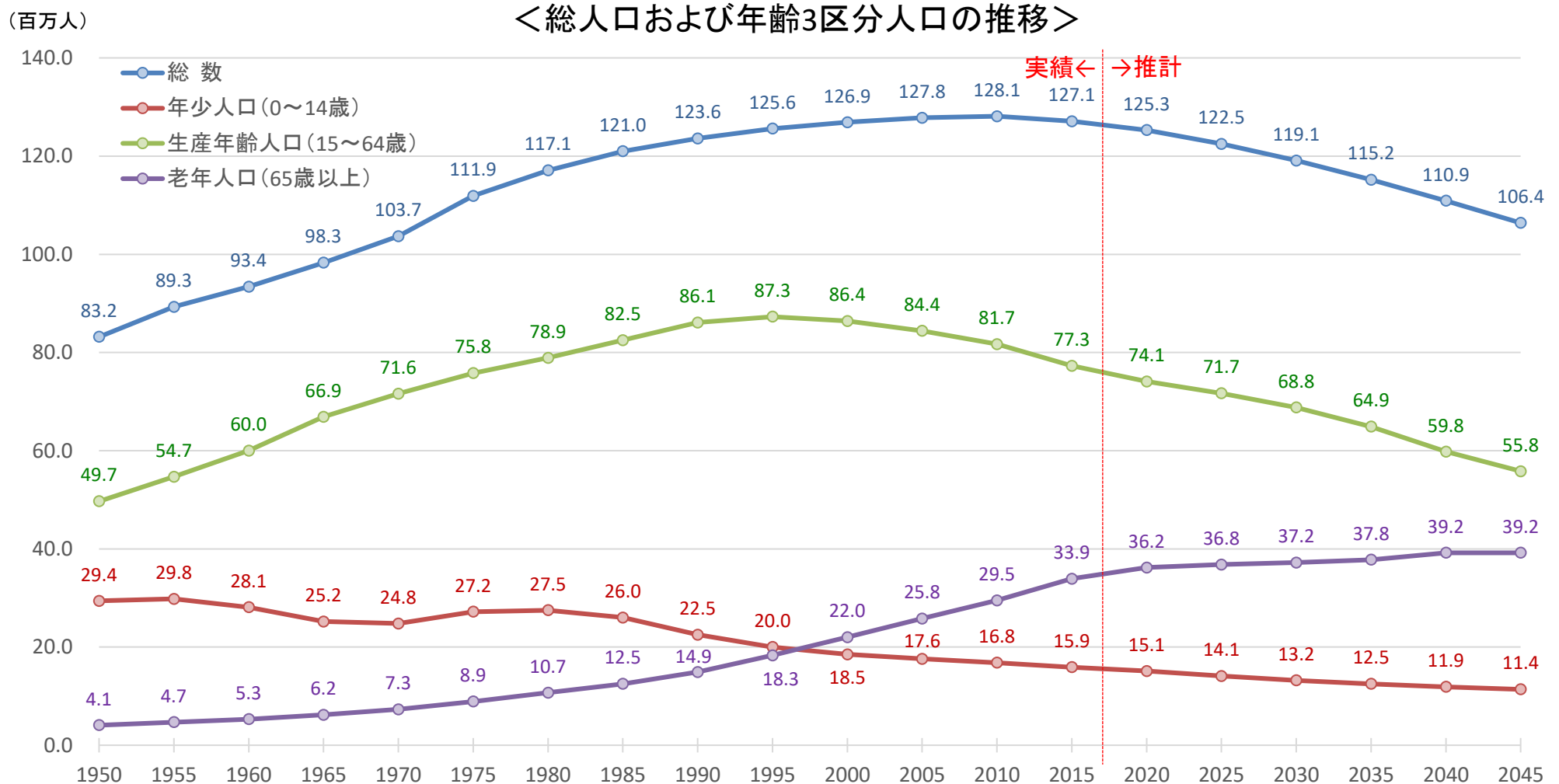
令和2年度の教員数（万人）

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）	幼保連携型認定こども園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
9.2	12.1	42.3	24.7	0.4	22.9	0.3	8.6



* 特別支援学校：平成18年以前は盲学校、聾学校、養護学校の合計

○ 総人口は2008年をピークに減少を始め、2040年には1億1,000万人程度となる。生産年齢人口の減少も加速し、2040年には毎年100万人程度の減少が見込まれる。



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位(死亡中位))
 ※1950-1970年は沖縄県を含まない。実績は年齢不詳を按分した人口による。

学校種別教員数

VII-7

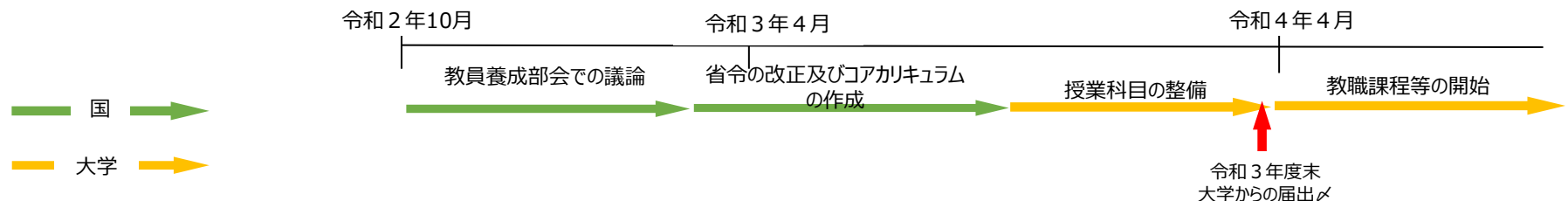
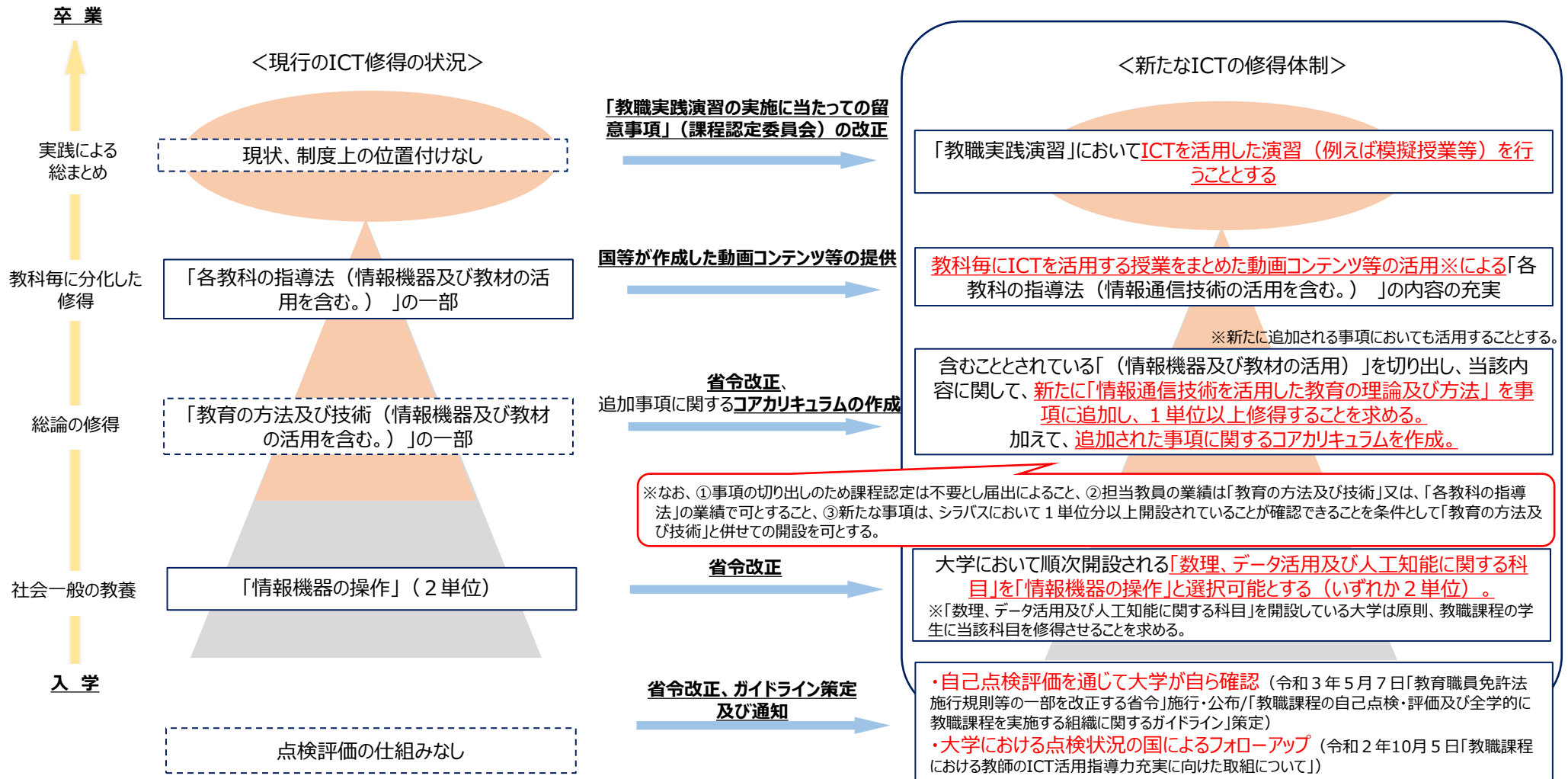
(令和2年5月1日現在)

	総数		国立		公立		私立	
		昨年度参考		昨年度参考		昨年度参考		昨年度参考
幼稚園	91,785	93,579	357	351	16,685	17,866	74,743	75,362
			0.4%	0.4%	18.2%	19.1%	81.4%	80.5%
幼保連携型認定こども園	120,785	109,515	—	—	13,914	12,473	106,871	97,042
			—	—	11.5%	11.4%	88.5%	88.6%
小学校	422,554	421,935	1,746	1,771	415,467	414,901	5,341	5,263
			0.4%	0.4%	98.3%	98.3%	1.3%	1.2%
中学校	246,814	246,825	1,556	1,578	229,731	229,895	15,527	15,352
			0.6%	0.6%	93.1%	93.1%	6.3%	6.2%
義務教育学校	4,486	3,520	197	142	4,270	3,378	19	—
			4.4%	4.0%	95.2%	96.0%	0.4%	—
高等学校	234,569	236,199	569	569	167,771	169,972	66,229	65,658
			0.2%	0.2%	71.5%	72.0%	28.2%	27.8%
中等教育学校	2,683	2,642	193	194	1,800	1,760	690	688
			7.2%	7.3%	67.1%	66.6%	25.7%	26.0%
特別支援学校	85,933	85,336	1,517	1,528	84,112	83,507	304	301
			1.8%	1.8%	97.9%	97.9%	0.4%	0.4%
合計	1,209,609	1,199,551	6,135	6,133	933,750	933,752	269,724	259,666

※ 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師(非常勤講師を除く。)、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭の合計数である。

※ 高等学校は、全日制課程、定時制課程及び通信制課程の合計数である。

出典：学校基本統計（令和2年度）

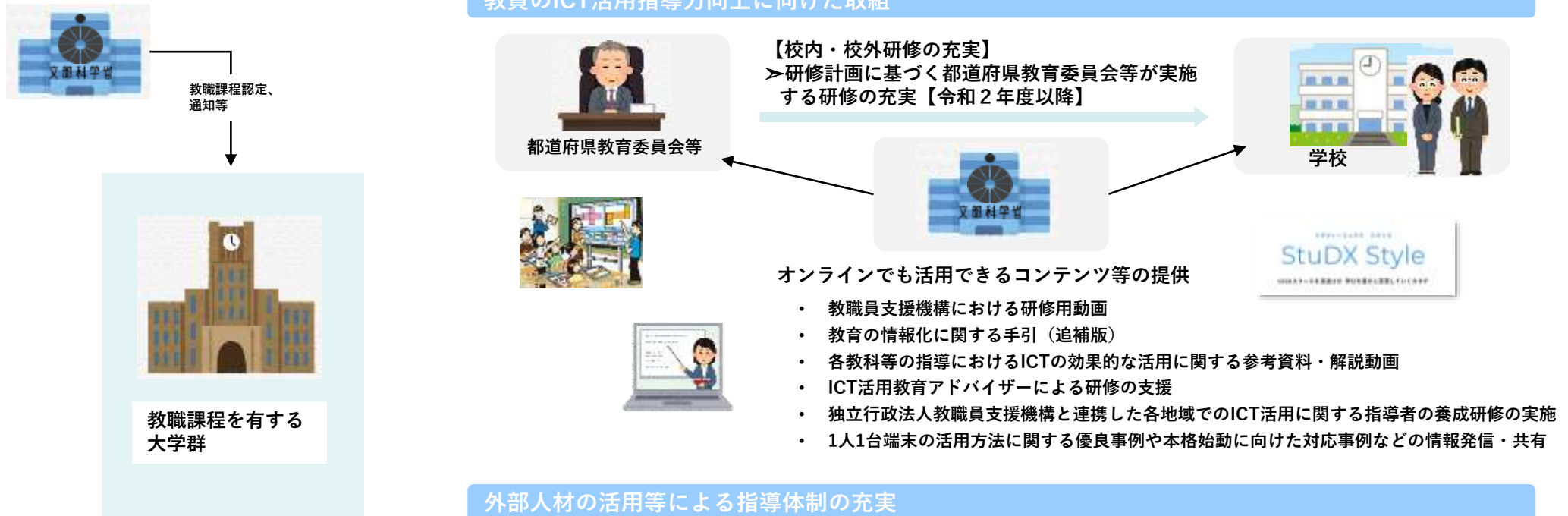


1人1台環境における教員のICT活用指導力の向上及び指導体制の充実を図るために、教員養成段階において教員志望者が身に付けるべき資質・能力の修得を狙うとともに、研修段階においてもオンラインでも活用できるコンテンツ等を活用した指導力向上を図ることに加え、指導体制を充実させるためにICT支援員の配置の促進やICT活用教育アドバイザーによる支援等を行う。

教員養成

現職教員

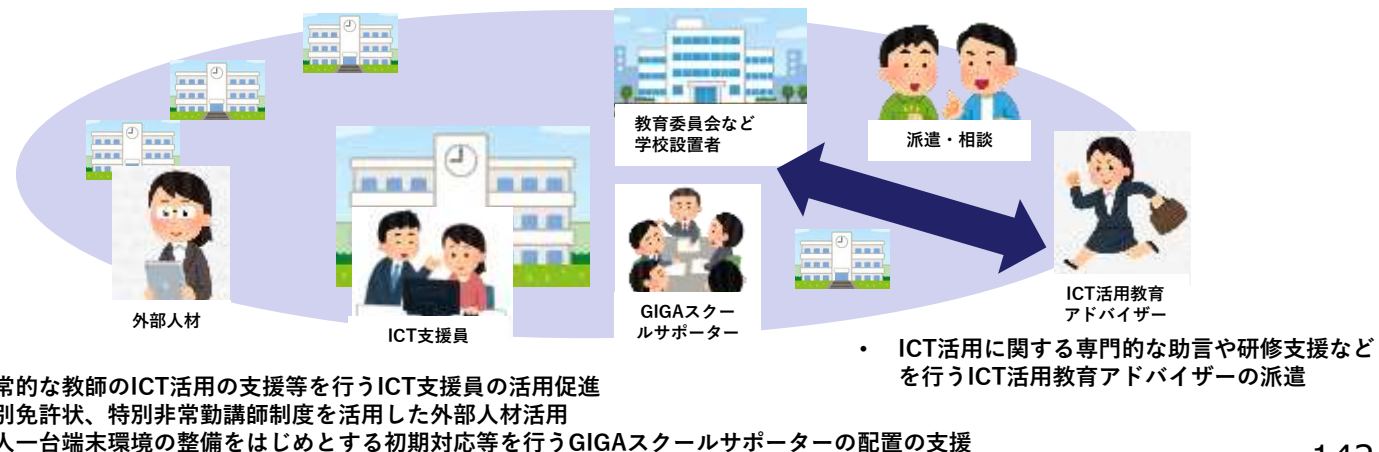
教員のICT活用指導力向上に向けた取組



外部人材の活用等による指導体制の充実

【共通的な教員養成】

- ・ 教職課程においてICTを活用した各教科等の指導法を必修化【令和元年度から実施】
- ・ ICTに特化した科目を新設し、ICT機器を活用する授業の設計や授業の方法等の総論について1単位以上の修得を義務化【令和3年度：制度改正、令和4年度：課程の開始】
- ・ 国が作成したICTの活用に係るコンテンツを大学の授業で活用するとともに、「教員のICT活用指導力チェックリスト」等を活用して教職課程全体を検証すること等を求める通知を发出。今後大学の取組のフォローアップを実施【令和2年度実施】



<資質・能力の三つの柱>

学びを人生や社会に
生かそうとする
学びに向かう力、
人間性等の涵養

生きて働く知識及び
技能の習得

未知の状況にも対応
できる思考力、判断力、
表現力等の育成

各教科等の指導においてICTを活用する場合の基本的な考え方

新学習指導要領に基づき、資質・能力の三つの柱をバランスよく育成するため、子供や学校等の実態に応じ、各教科等の特質や学習過程を踏まえて、教材・教具や学習ツールの一つとしてICTを積極的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげることが重要。

各教科等の指導における1人1台活用事例

Point①

各教科等の特質に応じた活用事例を紹介

Point②

標準仕様に準拠しており、全国の学校において参考とすることが可能

国語

小学校・第2学年
国語科

【活用したソフトや機能】
学習支援ソフト、写真・動画撮影機能

伝えたい事柄や相手に応じて、声の大きさや速さなどを工夫することができるよう指導する。

自分や友達の発表の練習を動画で撮影し、聞き手の立場に立ってそれを視聴し合うことで、伝えたい大事なところは特に大きな声でゆっくり話すなど、発表する立場からだけでは気付くことが難しい点について修正できる。



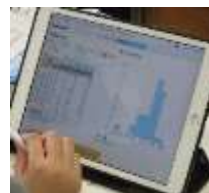
算数、数学

中学校・第1学年
数学科

【活用したソフトや機能】
学習支援ソフト（ファイルの転送・共有）等

ヒストグラムの必要性和意味を理解することができるよう指導する。

クラウドに保存したクラスの学習時間に関する図表データを基に、各自で分析と考察を行うようにする。階級幅の変更等、短時間でヒストグラムを作り替えることができることにより、試行錯誤して考察する時間を長く確保できる。



社会、地理歴史、公民

中学校・社会科

【活用したソフトや機能】
ウェブブラウザ（動画視聴、RESAS閲覧）

日本各地の地域的特色や地域の課題等について理解するとともに、中核となる事象の成立条件を、地域の広がりや地域内の結び付き、人々の対応などに着目して、他の事象やそこで生ずる課題と有機的に関連付けて多面的・多角的に考察、表現することができるよう指導する。

信頼性の高い情報にアクセスして資料を収集したり、様々な主題図から情報を適切に読み取ったりする技能を身に付けることができる。また、ビッグデータを用いることで、課題解決に向けて有用な資料の収集が可能であることを理解することができる。



理科

小学校・第3学年
理科

【活用したソフトや機能】
写真撮影機能、プレゼンテーションソフト

物の形や体積に着目して、重さを比較しながら、物の性質を調べる活動を通して、それらについての理解を図り、観察、実験などに関する技能や主に差異点や共通点を基に問題を見いだす力、主体的に問題解決をしようとする態度を身に付けることができるよう指導する。

粘土の形を変える度に、その形を絵で描くのではなく、写真撮影し、その時の粘土の重さを記録することで、粘土の量に変化がないことを意識させやすくなることが期待できる。また、実験結果をクラウド上で共有することで、他の班の結果も確認して、「どの班でもそうになっているのか」という再現性の条件を容易に検討することができる。



形や色彩などの性質や全体のイメージで捉えることを理解し、用いる場面や環境、社会との関わりなどから主題を生み出し、美的感覚を働かせて調和のとれた洗練された美しさなどを総合的に考えて表現の構想を練り、創造的に表し、デザインについての見方や感じ方を深めることができるようにするとともに、主体的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組む態度を養う。

プレゼンテーションソフトを使って、撮影、トリミングした画像を複製し、調和や美しさなどを総合的に考えて構成することにより、何度でもやり直しをしたり、取り込みや貼り付け、形の自由な変形、配置換えなど、様々に試したりすることができる。



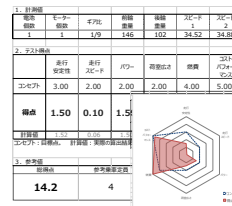
技術・家庭（技術分野）

中学校・第2学年
技術分野

【活用したソフトや機能】
表計算ソフト

課題の解決結果や解決過程を評価、改善及び修正する力や自らの問題解決とその過程を振り返り、よりよいものとなるよう改善・修正しようとする態度を身に付けることができるよう指導する。

部品数、乗車部の寸法、走行テストに要した時間等のデータを入力すると、利便性、安全性、経済性等の多様な視点の性能がレーダーチャートで表示されるシートを用いて、開発した自動車モデルを評価することで、問題解決の成果を実感したり、よりよいものとするための改善の視点が気付いたりすることができる。



体育、保健体育

小学校・第6学年 体育

【活用したソフトや機能】
学習支援ソフト（コメント機能）

ハードル走では、ハードルをリズムカルに走り越えること・自己の能力に適した課題の解決の仕方、競争や記録への挑戦の仕方を工夫することを目指す。

ハードル走の記録を折れ線グラフとして表示することで、自己の変容を視覚的に捉えることができる。また、合わせて目標記録も表示することで、目標記録との差も視覚的に捉えることができる。



音楽、芸術（音楽）

小学校・第4学年 音楽

【活用したソフトや機能】
scratch（プログラミングソフト）

我が国の音楽の旋律や音階などの特徴に気付くとともに、即興的に音を選択したり組み合わせたりして表現する技能を身に付けながら、即興的に表現することを通して、音楽づくりの発想を得ることができるようにし、我が国の音楽に親しむことができるよう指導する。

プログラミングソフト「scratch」のプロジェクトを用い、まずカードを並べてリズムをつけた後、つくったリズムに合わせて「ミソラドレ」の5音音階から音を選んで試しながら、即興的に音を組み合わせることで旋律をつくる。



家庭、技術・家庭（家庭分野）

中学校・第3学年
家庭分野

【活用したソフトや機能】
写真撮影機能、ファイル共有

幼児の生活と家族について、課題をもって、幼児の発達と生活、幼児との関わり方に関する基礎的・基本的な知識を身に付け、それを支える家族の役割や遊びの意義について理解し、幼児との関わり方を工夫することができるよう指導する。

幼児と触れ合う様子を互いに撮影し合い、実際には見ることができない自分の様子（表情、声、目線等）を保存することで、幼児との関わり方についての自己評価や改善に生かすことができる。



外国語・外国語活動

中学校・第3学年 外国語

【活用したソフトや機能】
学習支援ソフト（コメント機能）

ALTの家族が来日するにあたって、自分たちの町の魅力が伝わるように、家族一人一人の好みなどを踏まえた町の紹介文を書くことができることを目指す。

入力された紹介文を生徒同士で読み合い、感想、内容面と言語面からのアドバイスをコメント機能でやり取りする。それにより紹介文の内容を積極的に確認し合ったり、返信を書くために文章の書き方や表現等を仲間に尋ねたりするなど、「読むこと」や「書くこと」の言語活動への必然性を持たせることができる。



創造力を発揮してチームでテーマに基づいたWebサイトを企画・制作する活動を通して情報活用能力やチームで働く力を、情報の収集・整理・分析・統合・発信の活動を活動そのものや作品の改善につながることを通して問題発見・解決能力を育成することを目指す。

生徒のうち、ライターやデザイナーが調べたことや、プロジェクトマネージャーが取りまとめた企画書等を学習支援ソフトで共有することで、共有した情報を基に意見交換を行いながら、改善を繰り返し、学習の質を高める活動を効率よく行うことができる。



野菜を育てる活動を通して、育つ場所、変化や成長の様子に関心をもって栽培することができ、野菜が成長していることに気付くとともに、おいしい野菜を収穫しようとすることを目指す。

野菜を栽培する中で発見したことや成長の様子を、静止画で記録・保存・蓄積することで、野菜の成長を振り返る際に、児童自身が記録した静止画を時系列で並べることで、変化や成長の様子に気付くことができる。

また、それらの静止画をきっかけにして、土が乾いていたので水やりしたことや、実が付いたので追肥したことなどの自分との関わりについても気付くことができる。



自分の考えを広げたり、多様な意見のよさを生かして話し合ったりして、よりよく合意形成や意思決定して実践し、主体的に学級・学校生活や人間関係をつくり、なりたい自分に向け努力できるようにする。

一人一人が自分の考えをタブレット端末に記入し、グループでアドバイスし合ったり、大型黒板を活用して学級全体で共有して話し合ったりして考えを広げ、多様な意見のよさを生かして合意形成したり、自分に合った解決方法を決めたりすることができる。

ウェブ会議ソフトを活用し、児童会（生徒会）集会活動を体育館から各教室に中継したり、インタビューを行ったりして、下学年も主体的に活動に取り組むことができる。



自分の考えを示すとともに、友達の考えを知り、比較して話し合いながら、自分の考えをより確かなものにすることを目指す。

教師が事前に作成したデジタルスライドの座標軸に言葉を入れて児童のICT端末に送り、一人一人の児童は、座標軸上の自分の考えにあてはまる場所に好きなマークを書き加える。その後、一人一人の児童はマークを入れたデジタルスライドを学習支援ソフトのファイル共有機能を使って共有することにより、それぞれの考えを知ることができる。



海・山・川の自然を生かして生産される特産品を生かした町づくりが進められていることから、それらの食材を使って、「ふるさと駅弁」を作り、そのPR内容や方法を考え発信することで、地域の活性化に携わろうとすることを目指す。

ウェブ会議ソフトを活用し、市観光課や広報課の職員と話し合い、ふるさと駅弁を市のホームページで紹介するための手順や決まり事を聞いたり、PRしたい内容が明確になっているホームページとなっているのかを助言してもらったりする。

また、アンケート機能の活用により、発信した情報に対する返信や反応を基に改善したり発展させたりすることができる。



小学校等における教科等の担任制の実施状況【平成30年度計画】

	国語 (書 写を 除く)	書写	社会	算数	生活	理科	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動
第1学年	1.1%	6.6%		1.5%	0.8%		12.2%	4.3%		6.1%	
第2学年	2.3%	13.5%		2.5%	1.6%		20.7%	9.8%		7.4%	
第3学年	2.4%	26.8%	6.0%	5.1%		21.6%	40.6%	16.8%		7.7%	11.3%
第4学年	2.5%	29.7%	7.4%	5.9%		32.3%	47.8%	20.4%		8.4%	12.0%
第5学年	3.4%	26.6%	14.5%	7.3%		45.1%	54.0%	20.4%	33.9%	9.9%	18.3%
第6学年	3.5%	26.8%	15.5%	7.2%		47.8%	55.6%	21.0%	35.7%	10.5%	19.3%

*1 ここでの教科等の担任とは、「学級担任以外で、教科等（複数教科を担当することを含む）を主指導する教師」のことである。

*2 ここには、以下の様な多様な形態のものを含む（複数の教師が協力して行う指導（ＴＴ）で実施する場合も含む。）。

・教員の得意分野を生かして実施するもの。

（例）あるクラスの担任を持ちながら、得意分野である理科については他のクラスの授業も受け持つ場合。

・中学校・高等学校の教員が兼務して実施するもの。

（例）地域の中学校の外国語の教員が、第6学年の外国語の時間のみ当該小学校において外国語活動の授業を行う場合。

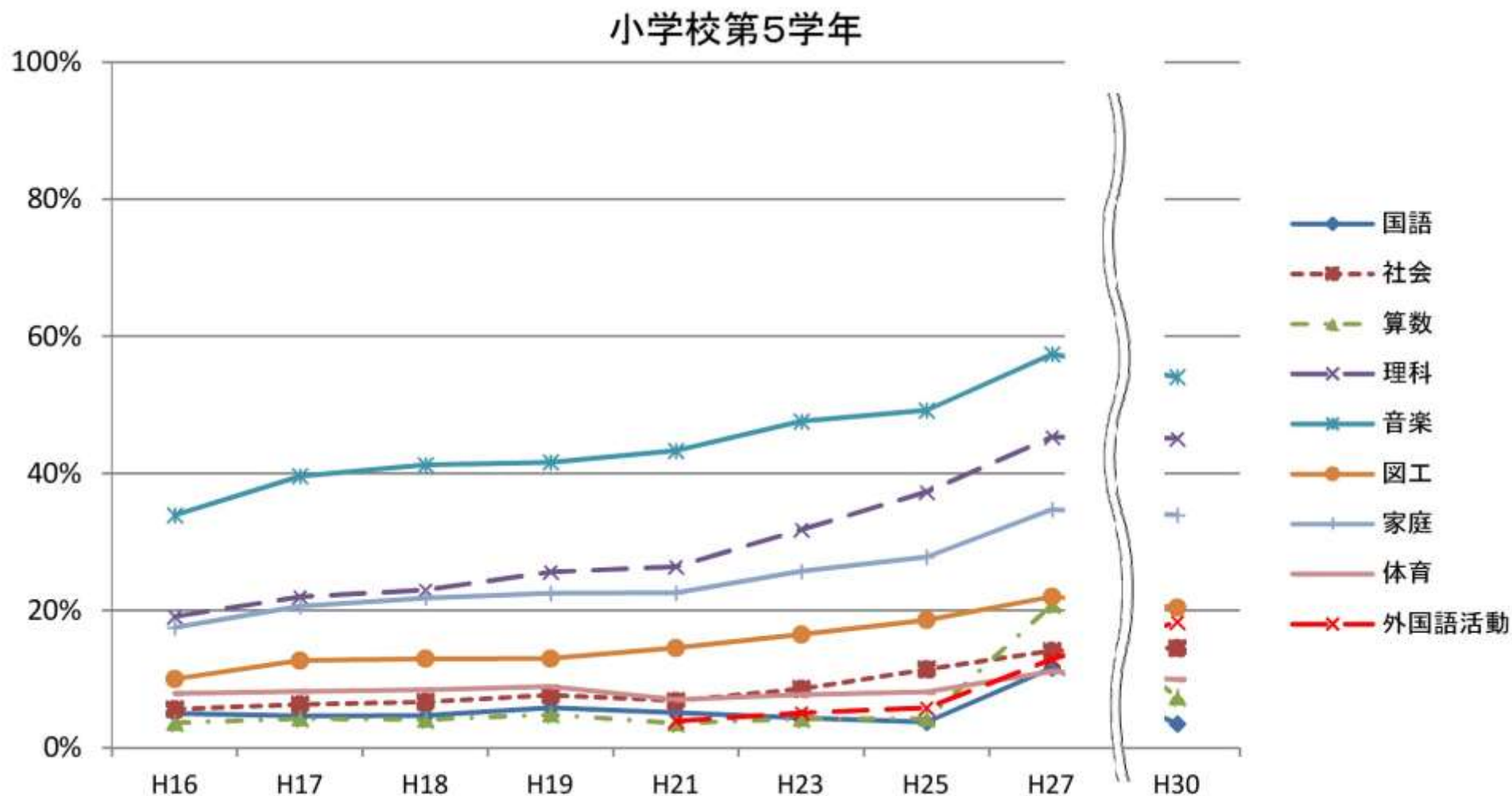
・非常勤講師が実施するもの。

（例）音楽の専科教員が、市内の複数の学校を受け持ち、当該小学校の音楽の時間のみ授業を行う場合。

*3 各教科等の一部の領域についてのみ教科等担任制を実施している場合も含む。

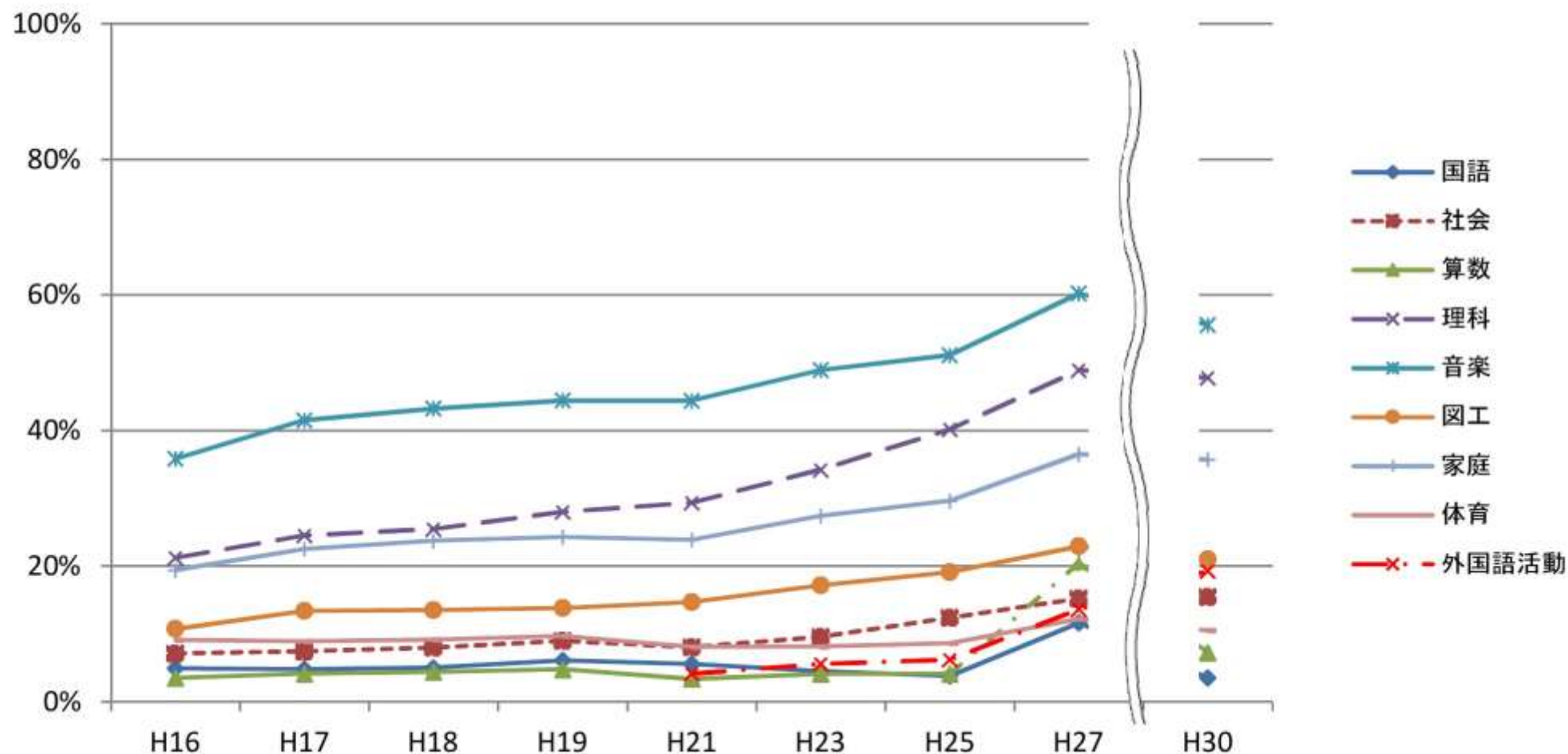
*4 年度途中から教科等担任制を導入する場合も含む。ただし、担任以外の教師による指導が継続的でない（単発で担任以外の教師が指導する等）場合は含まない。

（出典：平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査）



※ 平成30年度調査において「教科等の担任」の定義について改めて整理したため、平成27年度までの調査結果と単純な比較はできない。

小学校第6学年



※ 平成30年度調査において「教科等の担任」の定義について改めて整理したため、平成27年度までの調査結果と単純な比較はできない。

【令和3年1月26日 中央教育審議会】

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

(3) 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方

① 小学校高学年からの教科担任制の導入

- 義務教育の目的・目標を踏まえ、育成を目指す資質・能力を確実に育むためには、各教科等の系統性を踏まえ、学年間・学校間の接続を円滑なものとし、義務教育9年間を見通した教育課程を支える指導体制の構築が必要である。
- 児童生徒の発達段階を踏まえれば、児童の心身が発達し一般的に抽象的な思考力が高まり、これに対応して各教科等の学習が高度化する小学校高学年では、日常の事象や身近な事柄に基礎を置いて学習を進める小学校における学習指導の特長を生かしながら、中学校以上のより抽象的で高度な学習を見通し、系統的な指導による中学校への円滑な接続を図ることが求められる。
- また、多様な子供一人一人の資質・能力の育成に向けた個別最適な学びを実現する観点からは、GIGAスクール構想による「1人1台端末」環境下でのICTの効果的な活用とあいまって、個々の児童生徒の学習状況を把握し、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導を可能とする教科担任制の導入により、授業の質の向上を図り、児童一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図ることが重要である。
- さらに、小学校における教科担任制の導入は、教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化により、学校教育活動の充実や教師の負担軽減に資するものである。
- これらのことを踏まえ、小学校高学年からの教科担任制を(令和4(2022)年度を目途に)本格的に導入する必要がある。
- 導入に当たっては、地域の実情に応じて多様な実践が行われている現状も考慮しつつ、専科指導の対象とすべき教科や学校規模(学級数)・地理的条件に着目した教育環境の違いを踏まえ、義務教育9年間を見通した効果的な指導体制の在り方を検討する必要がある。また、義務教育学校化や広域・複数校による小中一貫教育の導入を含めた小中学校の連携を促進する必要がある。
- 新たに専科指導の対象とすべき教科については、既存の教職員定数において、学校規模に応じて音楽、図画工作、家庭、体育を中心とした専科指導を実施することが考慮されていることや、地域の実情に応じて多様な実践が行われている現状を踏まえ、これらの点に引き続き配慮することに加えて、系統的な学びの重要性、教科指導の専門性といった観点から検討する必要がある。その上で、グローバル化の進展やSTEAM教育の充実・強化に向けた社会的要請の高まりを踏まえれば、例えば、外国語・理科・算数を対象とすることが考えられる。当該教科の専科指導の専門性の担保方策や専門性を有する人材確保方策と併せ、教科担任制の導入に必要な教員定数の確保に向けた検討を進める必要がある。

「義務教育 9 年間を見通した教科担任制の在り方について（報告）」概要

Ⅶ－13

（令和 3 年 7 月 義務教育 9 年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議）

1. はじめに

- 中教審の審議状況を踏まえ、小学校高学年からの教科担任制の推進等に向けた教職員定数の確保の在り方について専門的・技術的な検討を実施
- 中教審答申で令和 4 年度を目途に本格的導入が必要とされたことを踏まえ、論点毎の考え方について一定の整理

2. 取組の経緯等

- 既存の定数措置（基礎・加配）、中学校教員の乗り入れ授業、独自予算による教員配置等を組み合わせ、各地域・学校の実情に応じた多様な実践
- 調査研究の結果等により、授業の質の向上、小中の円滑な接続、多面的な児童理解、教師の負担軽減といった取組の効果が確認

3. 小学校高学年における教科担任制の推進方策について

（1）小学校高学年における教科担任制推進の考え方

中央教育審議会での整理を踏まえ、国として小学校高学年における教科担任制の推進を図るため、各地域・学校の実情に応じた取組が可能となるような定数措置により、特定教科における教科担任制の推進（専科指導の充実）を図ることを中心に考えるべきである。

※指導形態による教科担任制の 4 分類

- ・ 中学校並みの完全教科担任制
- ・ 特定教科における教科担任制
- ・ 学級担任間の授業交換
- ・ 学級担任との Team Teaching

（2）優先的に専科指導の対象とすべき教科（対象教科）について

教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導と中学校の学びに繋がる系統的な指導の充実を図る観点から、外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導の対象とすべき教科とすることが適当と考えられる。

※既存の教職員定数において一定の専科指導を実施することが考慮されていることや、地域の実情に応じて多様な実践が行われていることに引き続き配慮

※対象教科の検討に当たっての観点

- ・ 系統的な学びの重要性、教科指導の専門性〔共通〕
- ・ グローバル化の進展〔外国語〕、STEAM教育の充実・強化〔理科・算数〕
- ・ 子供の体力向上、教師の年齢構成、再任用を含む人材確保〔体育〕

（3）専科指導の専門性を担保する方策について

国として定数措置を講じ、対象教科について専科指導の充実を図る上で、当該教科の専科教員に対し、教科毎の実態・特性を考慮しつつ、例えば、①当該教科の中学校又は高等学校の免許状の保有、②専門性向上のための免許法認定講習の受講・活用、③教科研究会等の活動実績、といった要件を組み合わせるなどして適用することが考えられる。

※上記①は、小中免許の併有状況に係る都道府県間のばらつき、併有促進に向けた制度改正の予定等を踏まえて検討する必要

※既存の小学校英語専科加配の要件は、小学校教員が指導力を身に付けつつある状況等を踏まえ見直しも検討

※教科特性を踏まえつつ、専門性や多様な知識・経験を有する人材確保の観点から、特別免許状の更なる活用や小中連携等を進めることも有効

（4）学校規模や地理的条件に応じた教職員配置の在り方について

既存の定数措置も踏まえつつ、対象教科について専科指導の更なる充実を図るための措置を講ずる必要があるが、学校規模（学級数）や地理的条件に応じ、例えば、学年 1 学級程度の小規模校間における小小・小中連携や義務教育学校化を促すことなどにより対応することも考えられる。

4. おわりに

- 当面は、以上の整理を踏まえ特定教科における教科担任制の推進を図ることを中心に定数措置を進めることが適当。対象教科に係る専科指導の取組・定着状況やその効果検証、少人数学級や義務教育学校化、教員免許制度改革の進展状況等の関連動向を踏まえ、将来像を検討。
- これまで以上にブロック内の小・中が連携し、義務教育 9 年間を見通して児童生徒の資質・能力を育成。各教育委員会等による環境整備が重要。
- 教科担任制推進の趣旨・目的の実現に向け、多様な実践を参照するなど不断の取組改善と、校長のマネジメント力の発揮に期待。

- 多くの都道府県において、独自の少人数学級の実施が行われている。
- その中でも、小学校低学年での実施が多く、中学校については第1学年において実施が進んでいる。

少人数学級を実施している都道府県・指定都市（67自治体）

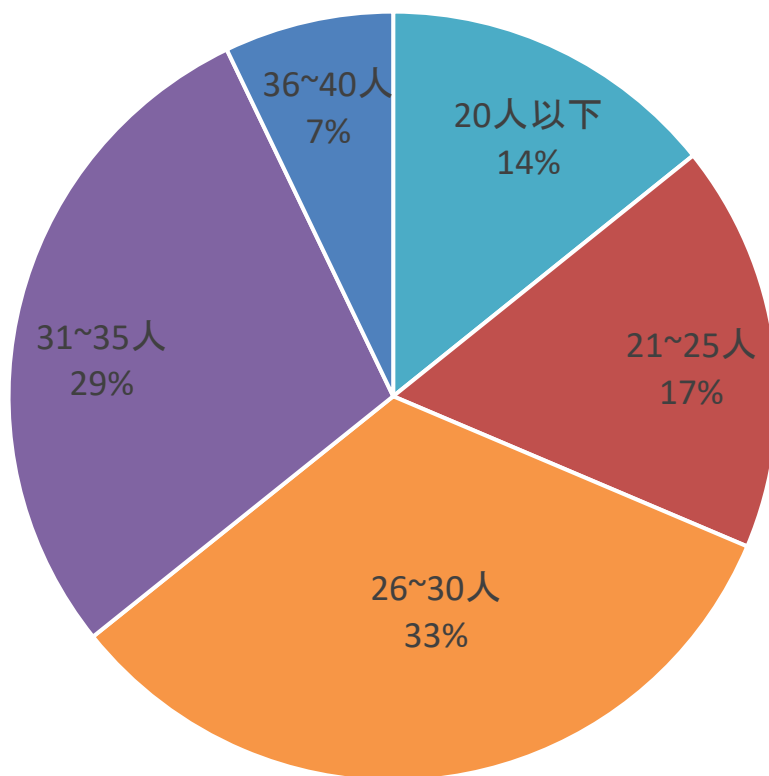
学年区分 \ 編制人員	30人以下	31～34人	35人	36～39人	純計
小学校 1 学年	17	4			21
2 学年	14	5			19
3 学年	5	4	46	2	56
4 学年	4	4	41	3	51
5 学年	4	3	34	4	44
6 学年	4	2	35	4	44
小学校純計	19	6	49	4	60
中学校 1 学年	5	4	50	3	62
2 学年	2	3	34	2	41
3 学年	3	3	32	3	41
中学校純計	6	5	51	5	62
小・中学校純計	19	8	57	7	65

【留意事項】

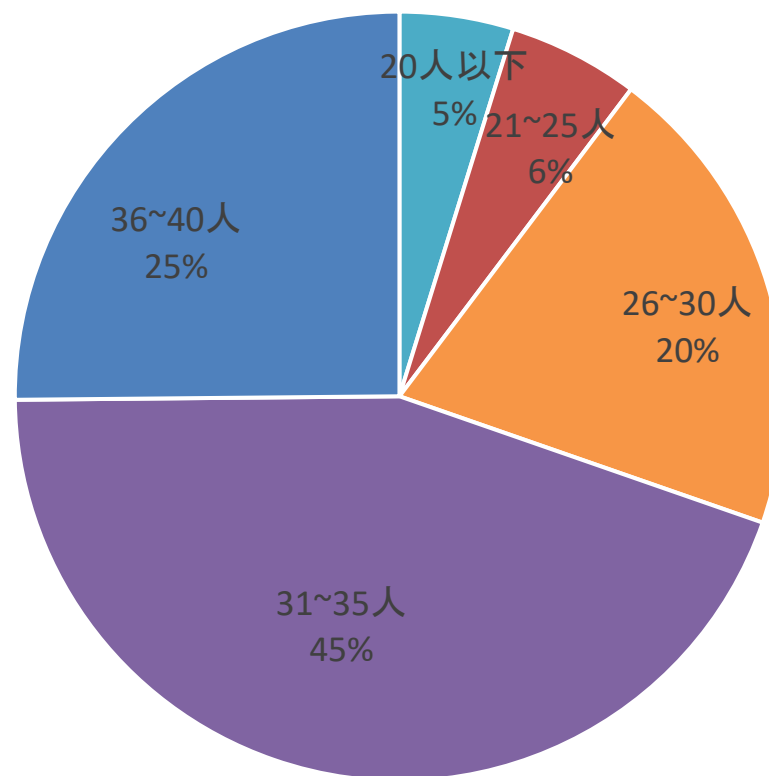
- 小学校 1・2 学年において35人未満、小学校 3 学年～中学校 3 学年において40人未満の学級編制を認めている状況を集計している。
- 同一学年でも学級数等により編制人員の取扱いが異なる場合は重複計上。
- 「純計」は、縦の区分（編制人員）又は横の区分（学年区分）で複数該当している都道府県市数を除いた数である。
- 左の表には、児童生徒の実態に応じて一部の学校を対象とする場合を含む。

- 平均学級規模は、小学校で1学級当たり27.3人、中学校で31.8人となっている（公立学校、単式学級）。

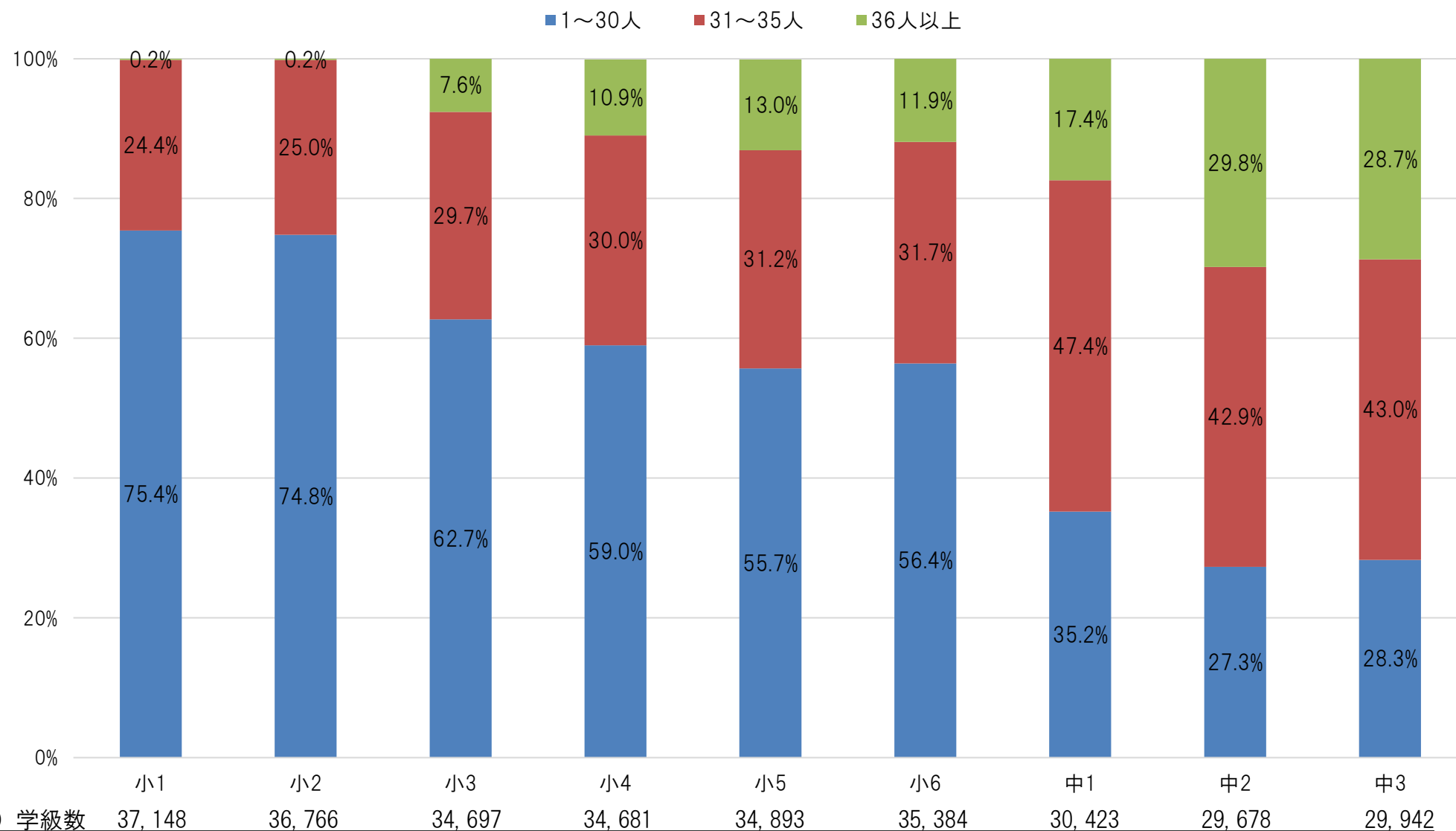
小学校



中学校

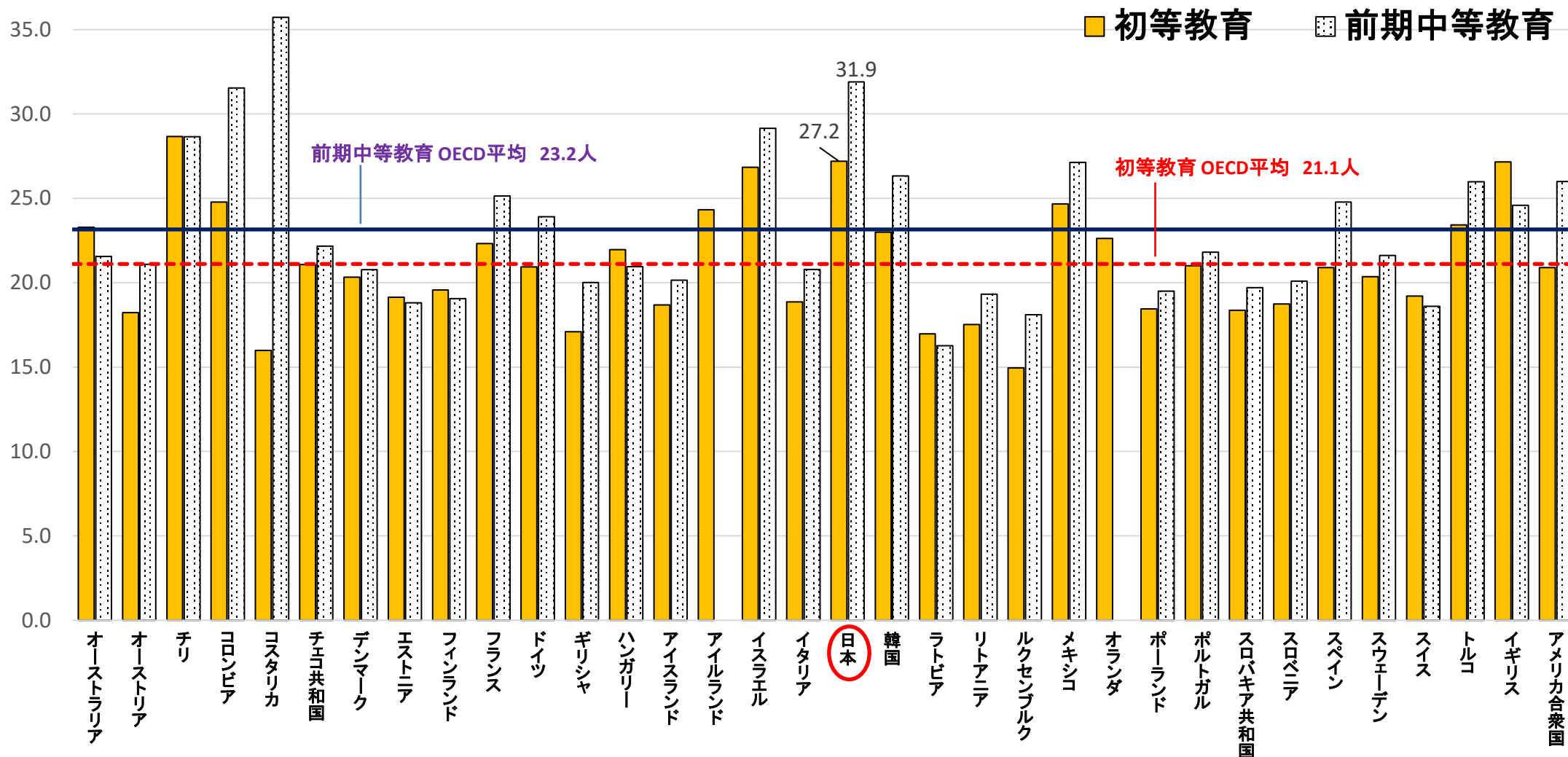


- ・ 小学校では約7%が36人以上学級、約36%が31人以上学級である。
- ・ 中学校では約25%が36人以上学級、約70%が31人以上学級である。



(人)
40.0

日本の学校における平均学級規模は、OECD平均よりも大きく、もっとも学級規模の大きい国の一つ。
(初等教育27.2人(OECD平均21.1人)、前期中等教育31.9人(OECD平均23.2人))



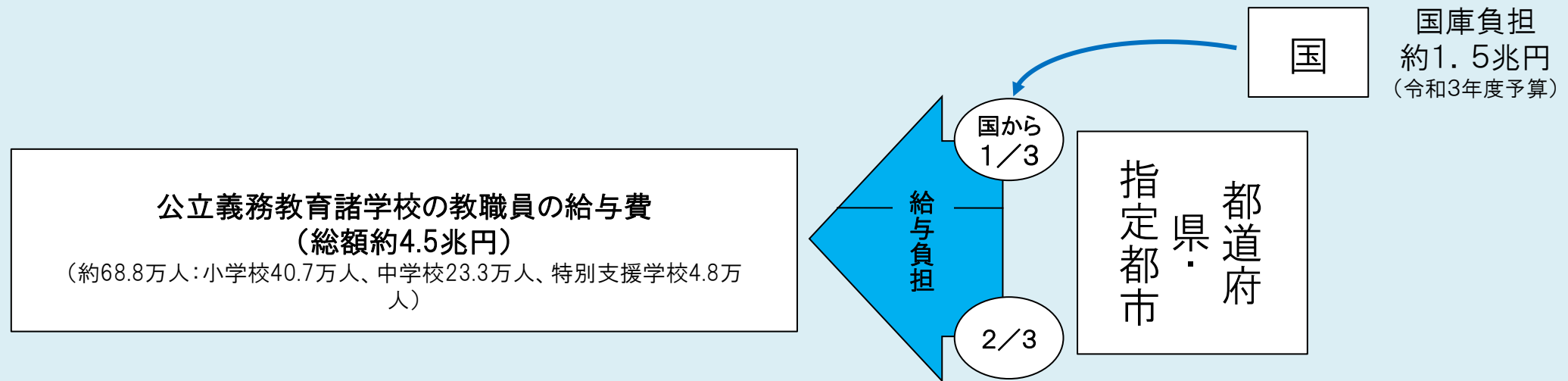
- ・ OECD38か国のうち、ベルギー、カナダ、ニュージーランド、ノルウェーを除く。
- ・ 国公立学校が対象。
- ・ 日本の数値は、平成30年度学校基本調査を元に算出したもの。
- ・ 日本の調査年度は、2018年度(平成30年度)
- ・ 日本の数値が、学校基本調査に基づく数値と異なるのは、各国間比較のため特別支援学校・学級を除いていることなどによる。
- ・ 本グラフの数値は、OECDが公表している数値を基に作成(小数点第二位を四捨五入)。

制度の基本的役割

○憲法の要請に基づき、義務教育の根幹(機会均等、水準確保、無償制)を 国が責任をもって支える制度。

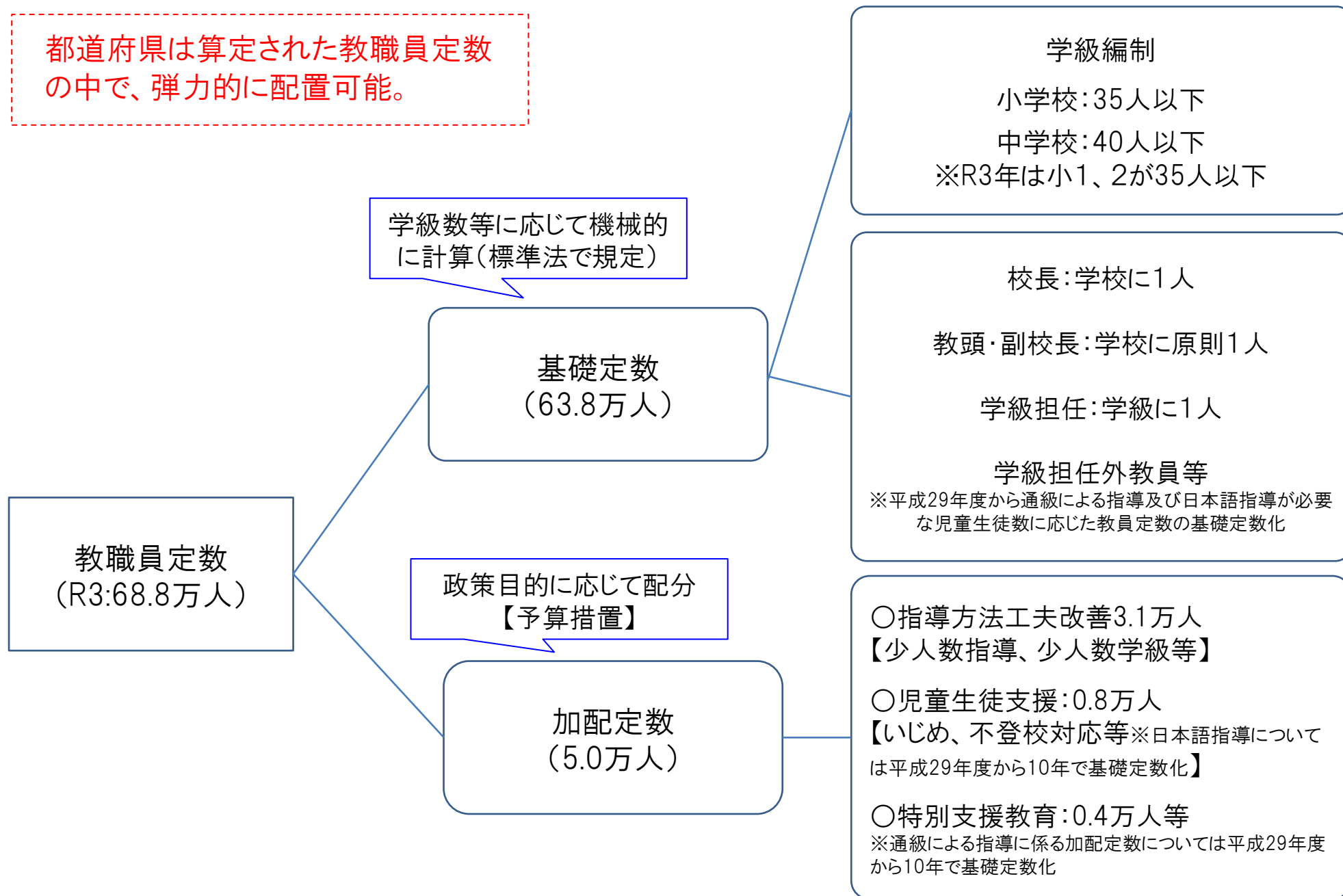
制度の概要

- 市町村が小中学校を設置・運営。
- 都道府県が市(指定都市除く)町村立学校の教職員を任命し、給与を負担。【県費負担教職員制度】
- 指定都市は設置する学校の教職員の任命、給与負担を一元的に行う。
- 国は都道府県・指定都市に係る教職員給与費の1/3を負担。(平成18年度1/2→1/3)



国庫負担金の算定方法

給与単価 × 国庫負担定数※ × 1/3 (※標準法定数(基礎定数+加配定数))



○義務標準法に規定する学級編制の標準

<小・中学校>

同学年で編制する学級	小学校 35人	中学校 40人
複式学級(2学年)	16人 (1年生を含む場合8人)	8人
特別支援学級	8人	8人
<特別支援学校(小・中学部)>	6人（重複障害 3人）	

《参考》

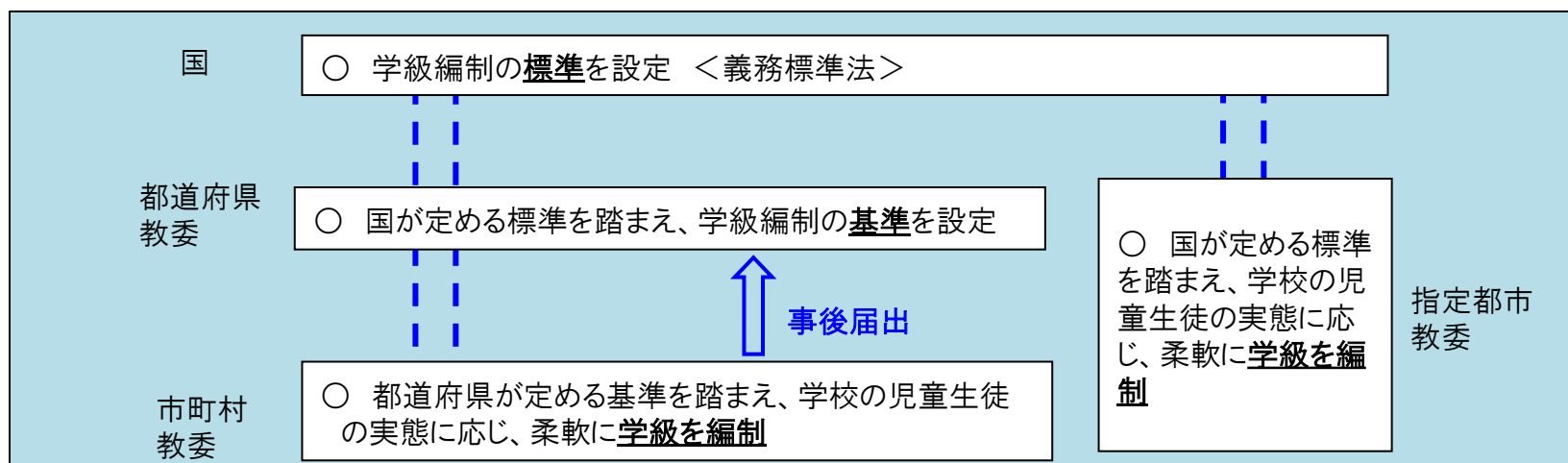
○小学校設置基準(文部科学省令)
(一学級の児童数)

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編制)

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

○学級編制における国、都道府県、指定都市、市町村の関係



（1）基礎定数（義務標準法第6条～第9条）

①校長（第6条） 学校に1人

②教諭等（第7条1項（学級数に応じて算定）

③教諭等（第7条2～7号（②に加え、学校規模等に応じて算定））

■教頭（副校長）の複数配置

小学校 27学級以上の学校に+1人

中学校 24学級以上の学校に+1人

■生徒指導担当

小学校 30学級以上の学校数に1/2人

中学校 18～29学級の学校数に1人、30学級以上の学校数に3/2人

■少人数指導等の担当教員

児童生徒数

200人から 299人までの学校数×0.25

300人から 599人までの学校数×0.5

600人から 799人までの学校数×0.75

800人から1,199人までの学校数×1.00

1,200人以上の学校数 ×1.25

■障害に応じた特別の指導（通級による指導）担当教員 13人に1人 ※

■日本語指導担当教員 18人に1人 ※

■初任者研修担当教員 6人に1人 ※

※平成29年度～令和8年度の10年間で段階的に実施

④養護教諭（第8条）

■3学級以上の学校に1人

■複数配置

小学校 児童生徒数851人以上の学校に+1人

中学校 児童生徒数801人以上の学校に+1人

⑤栄養教諭・学校栄養職員（第8条の2）

■給食単独実施校 児童生徒数 549人以下の学校に 1/4人
550人以上の学校に 1人

■共同調理場 児童生徒数 1500人以下の場合 1人
1501～6000人の場合 2人
6001人以上の場合 3人

⑥事務職員（第9条）

■3学級の学校に3/4人、4学級の学校に1人

■複数配置

小学校 27学級以上の学校に+1人

中学校 21学級以上の学校に+1人

■就学援助を受ける児童生徒が100人以上で、かつ当該学校の全校児童生徒数の25%を占める場合+1人

（2）加配定数（義務標準法第7条2項、15条）

①教諭等

■指導方法工夫改善（第7条2項）

少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチングなどのきめ細かな指導や小学校における教科専門的な指導を行う場合に加配措置。

■児童生徒支援（第15条2号）

いじめ、不登校や問題行動への対応のほか、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な場合に加配措置。

■特別支援教育（第15条3号）

通級による指導への対応等のための加配措置。

■主幹教諭（第15条4号）

主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能強化のための加配措置。

■研修等定数（第15条6号）

資質向上のための教員研修、初任者研修等のための加配措置。

②養護教諭（第15条2号）

いじめ、保健室登校など心身の健康への対応のための加配措置。

③栄養教諭（第15条2号）

肥満・偏食など食の指導への対応のための加配措置。

④事務職員（第15条5号）

学校事務の共同実施を通じた事務機能の強化のための加配措置。

これまでの教職員定数改善の経緯

Ⅶ-20

区分	改善増	改善の内容	学級編制の標準	区分	改善増	改善の内容	学級編制の標準
第1次 34'~38' [5年計画]	34,000人	学級編制及び教職員定数の標準の明定	50人	25'	1,400人	いじめ問題への対応、特別支援教育、小学校における専科指導	
第2次 39'~43' [5年計画]	61,683人	45人学級の実施及び養護学校教職員の定数化等	45人	26'	703人	小学校英語の教科化への対応、いじめ・道徳教育への対応、特別支援教育の充実	
第3次 44'~48' [5年計画]	28,532人	4個学年以上複式学級の解消等	↓	27'	900人	授業革新等による教育の質の向上、チーム学校の推進、個別の教育課題への対応、学校規模の適正化	
第4次 49'~53' [5年計画]	24,378人	3個学年複式学級の解消及び教頭・学校栄養職員の定数化等	↓	28'	525人	創造性を育む学校教育の推進、学校現場が抱える課題への対応、チーム学校の推進	
第5次 55'~3' [12年計画]	79,380人	40人学級の実施等	40人	29'	868人	＜基礎定数化＞ ①通級による指導、②外国人児童生徒等教育、 ③初任者研修、④少人数教育 ＜加配定数改善＞ 小学校専科指導充実、統合校・小規模校支援、共同事務実施体制強化（事務職員）、貧困等に起因する学力課題の解消 等	
第6次 5'~12' [6→8年計画]	30,400人	指導方法の改善のための定数配置等		30'	1,595人	＜加配定数改善＞ 小学校英語専科指導の充実、中学校生徒指導体制の強化、共同学校事務体制強化（事務職員）、貧困等に起因する学力課題の解消、統廃合・小規模校への支援 等 ＜基礎定数化の着実な推進＞	
第7次13'~17' [5年計画]	26,900人	少人数による授業、教頭・養護教諭の複数配置の拡充等		R1'	1,456人	＜加配定数改善＞ 小学校英語専科指導の充実、中学校生徒指導体制の強化、共同学校事務体制強化（事務職員）、貧困等に起因する学力課題の解消、統廃合・小規模校への支援 等 ＜基礎定数化の着実な推進＞	
18'	0人			R2'	3,726人 ^(※1) 1,726人 ^(※2)	＜加配定数改善＞ 小学校英語専科指導の充実、義務教育9年間を見通した指導体制への支援、中学校生徒指導体制の強化、共同学校事務体制強化（事務職員）、貧困等に起因する学力課題の解消、統廃合・小規模校への支援 等 ＜基礎定数化の着実な推進＞	↓
19'	0人			R3'	3,141人 ^(※1) 1,141人 ^(※2)	＜少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備＞ 小学校35人学級を段階的に実施（R3年度は小2） ＜加配定数改善＞ 義務教育9年間を見通した指導体制への支援 ＜基礎定数化の着実な推進＞	小：35人 中：40人
20'	1,195人	主幹教諭、特別支援教育、食育					
21'	1,000人	主幹教諭、特別支援教育、教員の事務負担軽減等					
22'	4,200人	理数教科の少人数指導、特別支援教育、外国人児童生徒等への日本語指導 等	↓				
23'	4,000人	小1のみ学級編制の標準を35人	小1：35人 小2～中3：40人				
24'	2,900人	小2の36人以上学級解消、様々な児童生徒の実態に対応できる加配定数措置	↓				

(※1) 配置の見直し2,000人を含む。(※2) 配置の見直し2,000人を除く。

～学校における働き方改革と少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備～

令和3年度予算額 1兆5,164億円
(前年度予算額 1兆5,221億円)

令和2年度第2次補正予算額 40億円

学校における働き方改革を進めるとともに、少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、令和3年度においては3,141人の教職員定数を改善（振替2,000人を除く改善は+1,141人）。

GIGAスクール構想の下、一人一台端末の活用と少人数による指導体制を構築し、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現。

- ・教職員定数の改善 +68億円（+3,141人）
・人事院勧告による給与改定 ▲45億円

・教職員定数の合理化減等 ▲35億円（▲1,615人）
・教職員の若返り等による給与減 ▲2億円

・教職員配置の見直し ▲43億円（▲2,000人）
対前年度▲58億円

学校における働き方改革等 計 +2,397人

○教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上 +2,000人（加配定数）

◆小学校専科指導の充実

義務教育9年間を見通した指導体制への支援 +2,000人

教員の持ちコマ数の軽減や、教科指導の専門性を持った教員によるきめ細かな指導など、小学校の専科指導に積極的に取り組む学校を支援。

（※） 令和2年度予算編成過程において、指導方法工夫改善定数3.3万人について、小学校のティーム・ティーチング6,800人のうち算数での活用が見込まれる4割を除く残り4,000人については、学校の働き方改革の観点から、専科指導のための加配定数に発展的に見直すこととした。（令和2年度、3年度の2年間で段階的に2,000人ずつ実施）

○教育課題への対応のための基礎定数化関連 +397人（基礎定数）

（H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減）

◆発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 +506人

◆外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 + 90人

◆初任者研修体制の充実 + 11人

※基礎定数化に伴う定数減等 ▲210人

少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備 +744人

○少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備

（内容）

少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、義務標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げることとし、学級編制の標準の引下げ及び、引下げに伴う副校長・教頭や生徒指導担当教員などの教職員配置の充実のための定数改善を図る。

（改善内容・改善数）

改善事項	改善総数	3年度改善数
35人学級の実現（小学校全学年）	12,449	519
少人数学級実現に伴う教職員配置の充実	1,125	225
・副校長・教頭の配置充実	(480)	(96)
・生徒指導・進路指導担当教員の配置充実	(165)	(33)
・事務職員の配置充実	(480)	(96)
計	13,574	744

（年次計画）

	R3	R4	R5	R6	R7	計
改善数	744	3,290	3,283	3,171	3,086	13,574

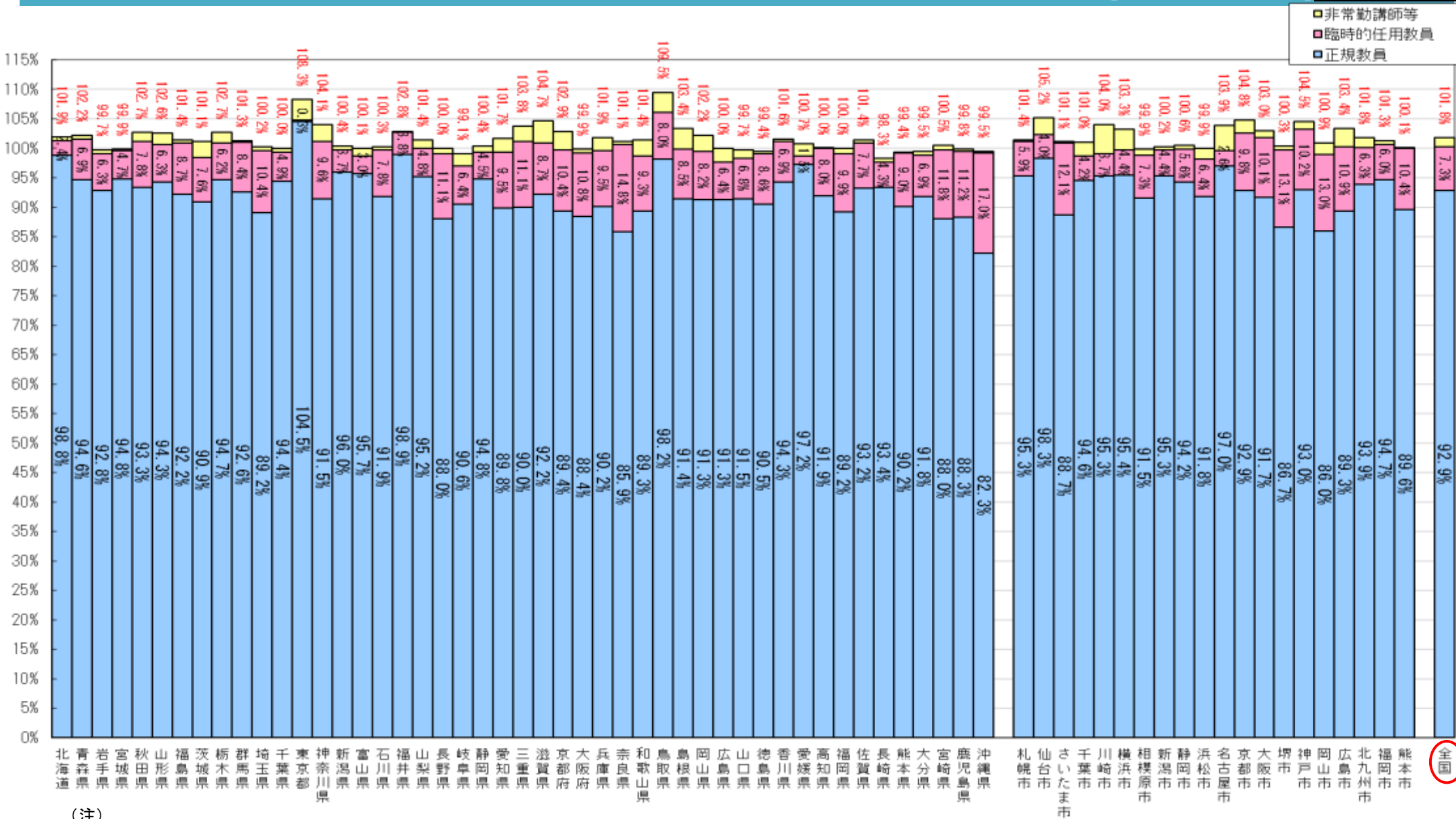
加配教職員定数は、習熟度別指導のための少人数指導の実施、いじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える課題解決のために学級担任等の基本的な教職員定数（基礎定数）とは別に毎年度の予算の範囲内で措置しているもの。国は都道府県等から提出された申請を受けて、加配の類型ごとに総数を配分。

$$\text{都道府県等の教職員定数} = \text{基礎定数} + \text{加配定数}$$

加配事項	内 容	R3年度 加配定数計	R3年度改善増減
指導方法工夫改善 (法7条2項)	少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチングなどのきめ細かな指導や小学校における教科専門的な指導による指導方法改善	30,565人	義務教育9年間を見通した指導体制への支援(+2,000人) 教員配置の見直し(▲2,000人)
児童生徒支援 (法15条2号)	いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童生徒対応	7,713人	
特別支援教育 (法15条3号)	通級指導への対応や特別支援学校のセンター的機能強化等	4,052人	
主幹教諭の授業時数等の軽減 (法15条4号)	主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能の強化への対応	1,778人	
研修等定数 (法15条6号)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究対応	3,004人	
養護教諭 (法15条2号)	いじめ、保健室登校など心身の健康への対応	410人	
栄養教諭等 (法15条2号)	肥満、偏食など食の指導への対応	407人	
事務職員 (法15条5号)	学校事務の共同実施を通じた事務機能の強化	1,225人	
合 計		49,154人	

公立小・中学校等の教員定数の標準に占める正規教員の割合（令和3年度）

Ⅶ-23



(注)

- このグラフは、公立の小・中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師を対象としている。
- 「臨時的任用教員」には、産休代替教員、育児休業代替教員、配偶者同行休業代替教員を含まない。
- 「非常勤講師等」は、非常勤講師のほか再任用短時間勤務以外の短時間勤務者（育児短時間勤務代替等）を常勤1人当たり勤務時間で換算している。
- 令和3年5月1日現在の数値である。
- 「正規教員」には、再任用教員（常勤・短時間）が含まれている。
- 表示の割合は、教員定数に対する正規教員、臨時的任用教員及び非常勤講師等の合計数の割合（赤字）と、教員定数に占める正規・臨時的任用教員の割合（黒字）である。

公立小・中学校の教員定数と正規教員等の数について

	教員定数 (人)	正規教員 (人)	臨時的任用教員 (人)	非常勤講師等 (人)
H22	587,980	547,507 (93.1%)	40,032 (6.8%)	7,962 (1.4%)
H23	589,794	546,748 (92.7%)	41,367 (7.0%)	9,254 (1.6%)
H24	588,585	545,633 (92.7%)	41,742 (7.1%)	9,781 (1.7%)
H25	586,662	545,893 (93.1%)	41,837 (7.1%)	7,177 (1.2%)
H26	584,295	544,263 (93.1%)	41,353 (7.1%)	7,063 (1.2%)
H27	582,998	542,909 (93.1%)	41,652 (7.1%)	7,022 (1.2%)
H28	581,357	541,898 (93.2%)	41,030 (7.1%)	6,915 (1.2%)
H29	581,423	541,072 (93.1%)	42,792 (7.4%)	7,556 (1.3%)
H30	581,224	539,942 (92.9%)	43,888 (7.6%)	7,794 (1.3%)
R元	582,283	540,728 (92.9%)	44,082 (7.6%)	8,165 (1.4%)
R2	583,416	541,782 (92.9%)	43,950 (7.5%)	7,437 (1.3%)
R3	586,360	544,765 (92.9%)	42,979 (7.3%)	9,429 (1.6%)

※ 各年度5月1日現在の数値。

※「臨時的任用教員」には、産休代替教員、育児休業代替教員、配偶者同行休業代替教員を含まない。

※「非常勤講師等」は、非常勤講師のほか、育児短時間勤務代替職員を常勤1人当たり勤務時間で換算している。

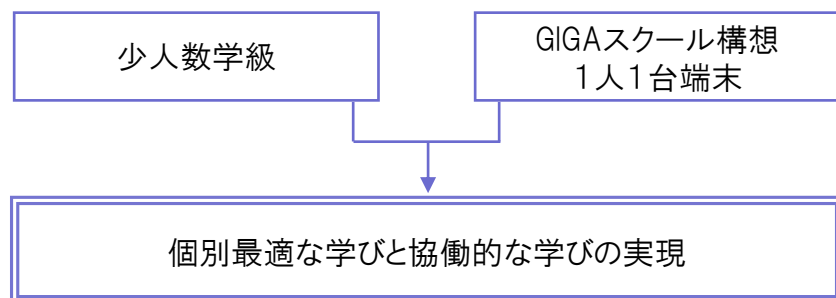
※「正規教員」には、再任用教員(常勤・短時間)が含まれている。

※()書きの割合は、教員定数に対する割合。

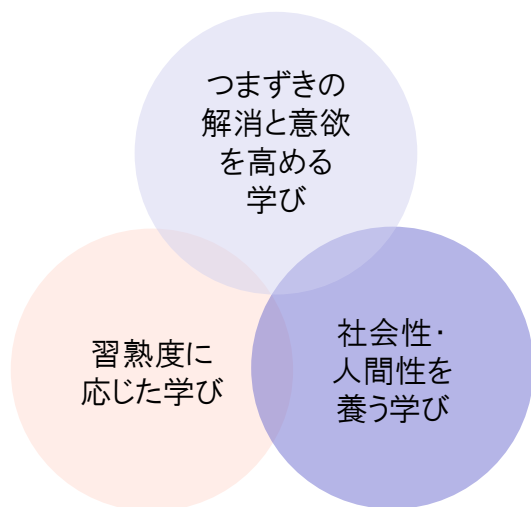
1. 趣旨

Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校※の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】



【個別最適な学びと協働的な学び】



※義務教育学校の前期課程を含む。

2. 概要

(1) 学級編制の標準の引下げ

小学校の学級編制の標準を40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

(2) 少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とする。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

- i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

(3) その他(検討規定)

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

3. 施行期日

令和3年4月1日

- 一 全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、全ての子供たちの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、政府は、少人数学級の効果検証結果等を踏まえ、中学校三十五人学級の検討を含め学校の望ましい指導体制の構築に努めること。また、高等学校の学級編制の標準の在り方についても検討すること。
- 二 小学校六年生までの段階的な三十五人学級編制は、必要な加配定数を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。特に、地方公共団体がそれぞれ行っている三十五人を下回る少人数学級やチーム・ティーチング等の少人数指導、いじめ・不登校等に係る指導、専科配置などの加配定数は、教育環境の改善に必要不可欠なものであることを踏まえ、必要な教職員定数を引き続き確保すること。
- 三 三十五人学級を担う教員の人材確保のため、文部科学省が進める教員免許更新制や研修の包括的な検証において、教員免許更新制の大幅な縮小や廃止を含め、教員の資質能力の確保、負担の軽減、必要な教員の確保の観点から検証・検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
- 四 意欲と情熱をもって教育に取り組む優れた教員を確保するため、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の趣旨を踏まえた処遇の充実を図るとともに、義務教育費国庫負担金及び地方交付税の財源確保を確実に行うこと。また、学校における働き方改革を推進するとともに、教育職員の勤務実態調査を行い、これを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること。
- 五 学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響に関する実証的な研究については、学力の育成のみならず、指導方法・学習環境の改善や不登校児童生徒、発達障害児童生徒など特別なニーズを持つ子供への対応などを含め総合的に行うこと。
- 六 学校における働き方改革に資するため、小学校高学年の教科担任制は、教員の定数増を含め検討し、小学校教員の持ち授業時数の軽減を図ること。また、中学校教員が小学校で指導する場合には、十分な負担軽減策を講ずること。
- 七 質の高い教員の確保に向けて幅広く人材を活用するために、多様な知識又は経験を有する社会人が働きながら教員免許状を取得することや教員免許状保有者が学び直しを経て学校現場で働くこと等を支援するなど、教育職員免許法の抜本的な見直しを含む検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
- 八 本法により計画的な教員定数の改善が図られることによって、地方公共団体においては必要な教員を採用・配置しやすくなる。国は、非正規教員が増加することのないよう、地方公共団体に対し、正規教員を計画的・安定的に採用・配置するよう促すこと。

- 一 全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、全ての子供たちの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、政府は、少人数学級の効果検証結果等を踏まえ、中学校三十五人学級などさらなる改善を含め検討し、学校の望ましい指導体制の構築に努めること。また、高等学校の学級編制の標準の在り方についても検討すること。
- 二 小学校六年生までの段階的な三十五人学級編制は、必要な加配定数を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。特に、地方公共団体がそれぞれ行っている三十五人を下回る少人数学級やチーム・ティーチング等の少人数指導、いじめ・不登校等に係る指導、専科配置などの加配定数は、教育環境の改善に必要不可欠なものであることを踏まえ、必要な教職員定数を引き続き確保すること。
- 三 三十五人学級を担う教員の人材確保のため、文部科学省が進める教員免許更新制や研修の包括的な検証において、教員免許更新制の大幅な縮小や廃止を含め、教員の資質能力の確保、負担の軽減、必要な教員の確保の観点から検証・検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
- 四 意欲と情熱をもって教育に取り組む優れた教員を確保するため、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の趣旨を踏まえた処遇の充実を図るとともに、義務教育費国庫負担金及び地方交付税の財源確保を確実に行うこと。また、学校における働き方改革を推進するとともに、教育職員の勤務実態調査を行い、これを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること。
- 五 学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響に関する実証的な研究については、学力の育成のみならず、指導方法・学習環境の改善や不登校児童生徒、発達障害児童生徒など特別なニーズを持つ子供への対応などを含め総合的に行うこと。
- 六 学校における働き方改革に資するため、小学校高学年の教科担任制は、教員の定数増を含め検討し、小学校教員の持ち授業時数の軽減を図ること。また、中学校教員が小学校で指導する場合には、十分な負担軽減策を講ずること。
- 七 質の高い教員の確保に向けて幅広く人材を活用するために、多様な知識又は経験を有する社会人が働きながら教員免許状を取得することや教員免許状保有者が学び直しを経て学校現場で働くこと等を支援するなど、教育職員免許法の抜本的な見直しを含む検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
- 八 本法により計画的な教員定数の改善が図られることによって、地方公共団体においては必要な教員を採用・配置しやすくなる。国は、非正規教員が増加することのないよう、地方公共団体に対し、正規教員を計画的・安定的に採用・配置するよう促すこと。

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況

(令和元年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数

平成21年度
1,074万人



令和元年度
973万人

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害 (LD)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害 (ADHD)

平成21年度
0.6%
(約6万2千人)



0.8%
(約7万5千人)

平成21年度
1.3%
(約13万5千人)



2.9%
(約27万8千人)

平成21年度
0.5%
(約5万4千人)
※平成21年度は公立のみ



1.4%
(約13万3千人)



5.0%
(約48万6千人)

平成21年度
2.3%
(約25万1千人)

発達障害 (LD・ADHD・高機能自閉症等) の可能性のある児童生徒: 6.5% 程度※の在籍率

※この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

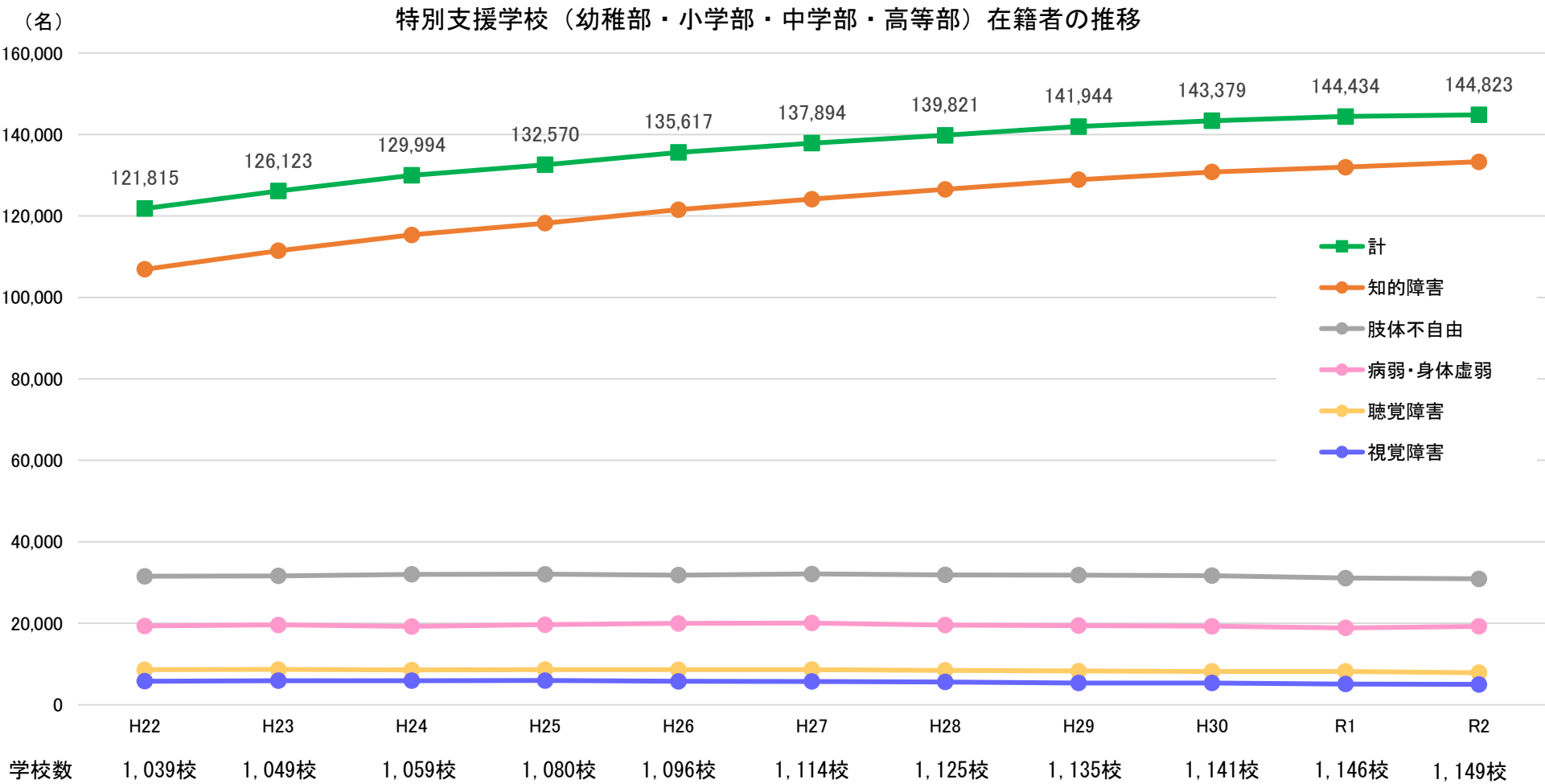
特別支援教育の現状

障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数 (※令和2年度)	視覚障害 (約5,000人) 聴覚障害 (約7,900人) 知的障害 (約133,300人) 肢体不自由 (約30,900人) 病弱・身体虚弱 (約19,200人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約144,800人 (平成22年度の約 1.2倍)	知的障害 (約138,200人) 肢体不自由 (約4,700人) 病弱・身体虚弱 (約4,300人) 弱視 (約600人) 難聴 (約2,000人) 言語障害 (約1,500人) 自閉症・情緒障害 (約151,100人) 合計：約302,500人 (平成22年度の約2.1倍)	言語障害 (約39,700人) 自閉症 (約25,600人) 情緒障害 (約19,200人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,200人) 学習障害 (約22,400人) 注意欠陥多動性障害 (約24,700人) 肢体不自由 (約120人) 病弱・身体虚弱 (約50人) (※令和元年度現在) 合計：約134,200人 (平成21年度の約2.5倍)
幼児児童生徒数 (※令和2年度)	幼稚部：約 1,300人 小学部：約46,300人 中学部：約30,600人 高等部：約66,600人 義務教育段階の 全児童生徒の 0.8%	小学校：約218,000人 中学校：約 84,400人 義務教育段階の 全児童生徒の 3.1%	小学校：約116,600人 中学校：約 16,800人 高等学校：約 800人 (※令和元年度現在) 義務教育段階の 全児童生徒の 1.4%
学級編制 定数措置 (公立)	【小・中】1学級 6人 【高】 1学級 8人 ※重複障害の場合、1学級 3人	1学級 8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から基礎定数化 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「 自立活動 」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週 1～8コマ以内 【高】年間 7単位以内
	それぞれの児童生徒について 個別の教育支援計画 （家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と 個別の指導計画 （一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画）を作成。		

※通常の学級における発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒：6.5%程度の在籍率（平成24年文部科学省の調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない点に留意。）

特別支援学校の児童生徒数・学校数の推移（各年度5月1日現在）



【令和2年度の状況】

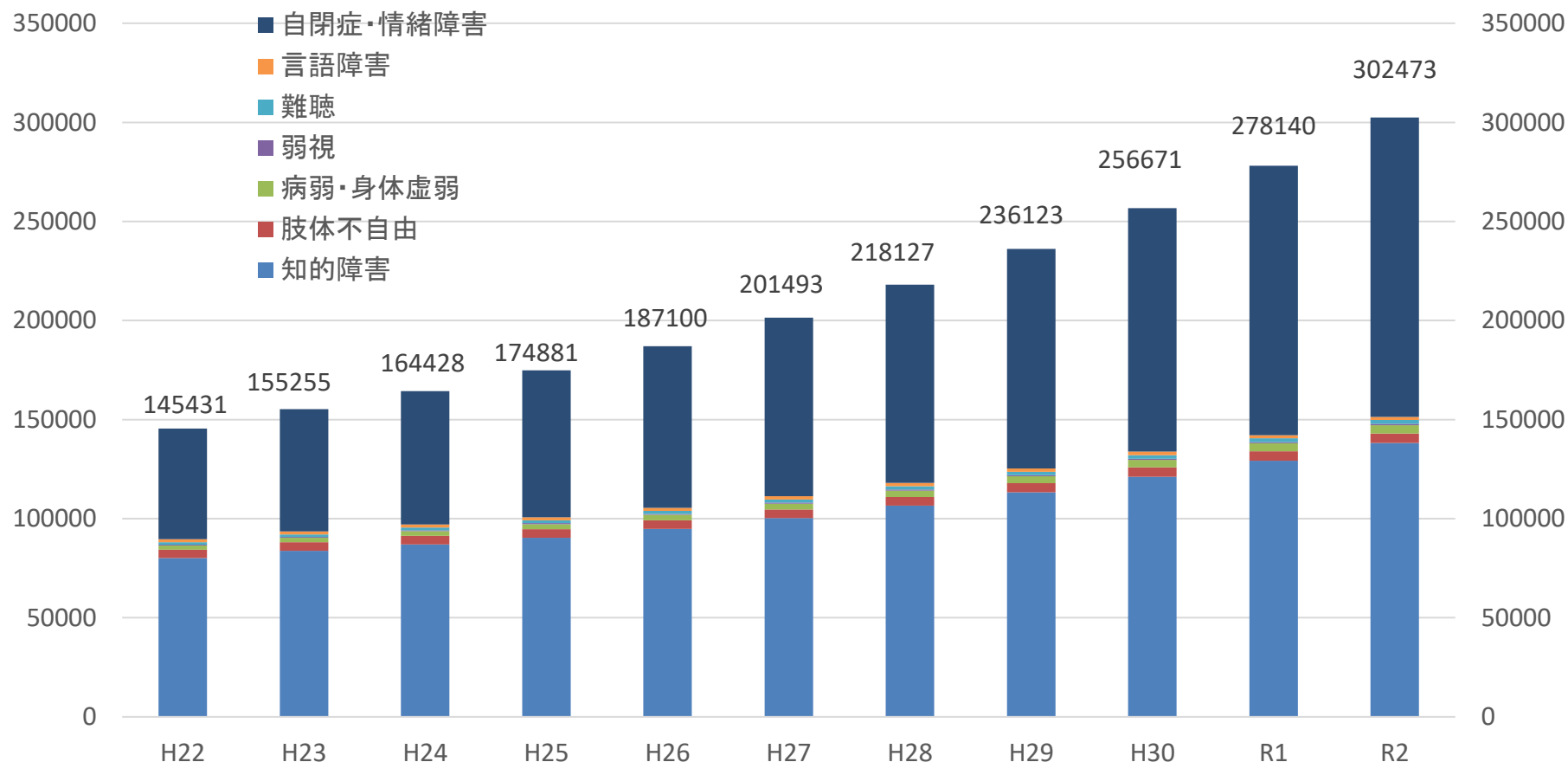
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学 校 数	86	119	790	352	158	1,505
在籍者数	4,978	7,850	133,308	30,905	19,240	196,281

（出典）学校基本統計

※学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数の障害種別数値の合計は計と一致しない。

特別支援学級の児童生徒数・学校数の推移(各年度5月1日現在)

特別支援学級在籍者数の推移

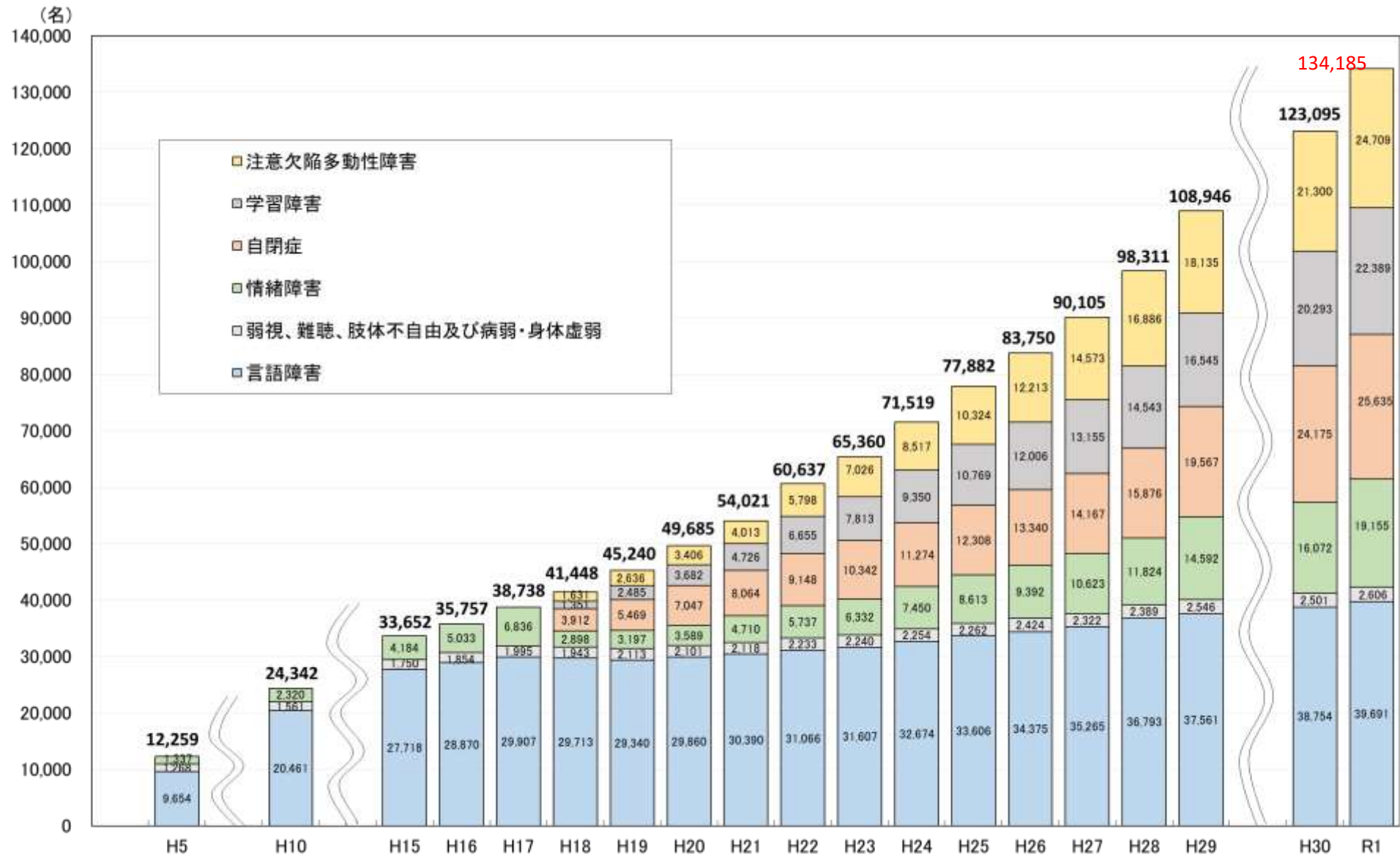


【令和2年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	29,162	3,150	2,518	537	1,294	707	29,287	66,655
在籍者数	138,232	4,685	4,312	643	1,965	1,495	151,141	302,473

(出典) 学校基本統計

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(各年度5月1日現在)



※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	弱視者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	弱視者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの。	難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの	難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
肢体不自由者 一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの。 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの。	肢体不自由者 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由者 肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者（身体虚弱者を含む。） 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	（病弱者・）身体虚弱者 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱者・身体虚弱者 病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
	言語障害者 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、その程度が著しいもの。	言語障害者 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。
	自閉症者・情緒障害者 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	自閉症者 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも 情緒障害者 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級で学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
	知的障害者 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	
	知的障害者 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	学習障害者 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも 注意欠陥多動性障害者 年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの



「#教師のバトン」プロジェクト

令和3年
3月26日
スタート！

Ⅶ-31



背景と狙い

- 教師の長時間勤務の実態や、教師不足の発生、公立学校教員採用選考試験の採用倍率の低下といった課題に対して危機意識を持っており、より一層の働き方改革の推進や処遇の在り方の検討を進めると共に、教師の養成・採用・研修等の在り方についての見直しのため、人材確保・質向上プランを策定、中央教育審議会に諮問。
- 一方、教職志望の学生や教職を断念した学生・社会人などの意見交換を通じて、教師として働く上での様々な不安の声があったことをうけ、働き方改革を強力に進めていくこととあわせて、働き方改革の観点から改善されつつある実態や、教師をフォローするための様々な研修や仕組み、個別最適な学びやICT活用なども含めた新しい教育実践の事例など、教職を目指す方々が教職を目指すにあたり、重視する点や不安に感じる点等について、情報発信が必要。
- そのため、SNS等を活用し、全国の学校で行われている業務改善や新しい教育実践を共有し、伝え合うことができる場を設けることとした。

■ Twitterの運用

- 「#教師のバトン」ハッシュタグをつけて文章や動画、写真つきなどで投稿。
- Twitterを利用していない方も含めて、誰もが投稿できるようにするため、特設フォームを用意。
- 「#教師のバトン」プロジェクトのアカウントで、投稿された取組等を紹介。

■ noteの運用

- 「note」とは、誰でも簡単に、文章、画像、映像などを投稿、発信できるメディアであり、ブログのように長文の記事を掲載することが可能。
- 「#教師のバトン」プロジェクトアカウントで、投稿された取組等を紹介。
- 特定のテーマを設定して特集を組んだり、教職にまつわる制度や、改革に向けた文部科学省における最新の動きを解説する記事等を掲載予定。



今後の発信予定

- 教師不足、負担軽減につながる制度改善のご紹介
- 改革に取り組む教育長や校長等のインタビュー
- 全国の現場で取り組めるよう、働き方改革事例の発信
- 中央教育審議会での審議の紹介